

人口問題研究

第 74 号

昭和 33 年 12 月刊行

貸
出
用

調 査 研 究

- 自殺の実証的研究(1).....岡崎文規...1
- 人工妊娠中絶と不妊手術の実態的研究——和歌山県下における
面接調査結果の統計的分析.....篠崎信男...37
- 青年期人口の地域的分析(6).....館 稔・上田正夫・浜英彦...63

統 計

- 人口に関する主要指標——最近の人口動態——国際人口統計.....85

雑 報

- 実地調査の施行——定例研究報告会——研究資料の刊行——財団法人・人口問題研究会の
創立25周年記念公開講演会の開催..... 106

厚生省人口問題研究所

調査研究

自殺の実証的研究 (1)

岡崎文規

I. 序言

自殺の概念 邦語の自殺に相当する英仏語の *Suicide* は、ラテン語の *sui* (自分自身を) と *cædo* (殺す) の二語に源を発しているといわれているところからみて、自殺は、普通、自発的に自分自身の生命を中絶させる自己破壊行為であると解釈されている。この自己破壊行為によつて生命を中絶させることに成功した場合これを自殺既遂といい、不成功に終つた場合、これを自殺未遂という。

Suicide は、ラテン語に源を発しているが、この成語は古代ローマで使用されていたわけではない。自殺を意味する用語は、その当時、“*Sibi mortem consciscere*” (彼自身の死を招来する) や “*Veneno mortem sibi Consciscere*” (毒物で彼自身の死を招来する) であり、また時としては、“*Vim sibi inferre*” (彼自身を殺害する) などであつたとされている。

イギリスやフランスでも、*Suicide* という文字が広く用いられるようになったのは、それほど古い時代のことではない。イギリスでは、17世紀には、*Suicide* のかわりに *Self-homicide* (自己殺害) という文字が使用されていた。またフランスでも、17世紀ごろの辞典には、*Suicide* ではなく、*Parricide* (殺親罪) という文字を、現代的な自殺の意味に使用していた。おもしろに、その当時のイギリスやフランスでは、自殺は殺人罪の一種であつたからであろう。その後、イギリスやフランスでも、自殺が法律上の犯罪から除外されることになり、18世紀の中頃から、*Suicide* という文字が広く使用されるようになった。(Westcott, W., *Suicide, its History, Literature*, 1885, PP. 30—32)

デュルケム (*Durkheim*) は、自殺という日常語の意味はあいまいであるといひ、自殺を科学的に研究するにあつては、まず自殺の概念を厳密に規定してかかる必要があるとして、自殺をつぎのように定義している。

「死者自身によつてなされた積極的なまたは消極的な行為から、直接または間接に生ずる死で、死者がこの結果の生ずべきことを知つている場合に、これを自殺という」 (*On appelle suicide tout cas de mort qui résulte directment ou indirectment d'un acte positif ou négatif, accompli par la victime elle-même et qu'elle savait devoir produire ce résultat.*)¹⁾

この定義の特色は、自殺者の「死の意志」 (*the will to die*) に全くふれていないことである。彼は、「死の結果をもたらす行為が、この結果を目ざしてなされた場合だけ、それを自殺と考えるべきであろうか。自殺しようとした者だけが自殺者であり、自殺は意識的な自己殺害だけであろうか」と問うて、「味方を救うために、確実な死の危険を冒す兵士は、死を欲しないが、しかし彼

1) *Durkheim, E., Le Suicide, Etude de sociologie, nouvelle ed. 1930. p. 5.*

は、破産の恥辱をまぬがれるために自殺する工業家や商人と同一の資格において、自ら死を招いたものではなかろうか。このことは、信仰のために死ぬ殉教者、子のために身を犠牲にする母についても、同様にいうことができる」²⁾と答えている。

この定義は、ベイエ (Bayet) やカアバン (Cavan)³⁾ たちによつて支持されているが、他方には反対論者があつて、たとえばアルブワックス (Halbwachs) は、自殺をつぎのように定義している。

「自殺とは、死ぬ意志をもつか、自分を殺す目的で、死者自身によつてなされた行為の結果から生じた死であつて、犠牲による死は自殺でない」(On appelle suicide tout cas de mort qui résulte d'un acte accompli par la victime elle-même, avec l'intention ou en vue de se tuer, et qui n'est pas un sacrifice)⁴⁾

自殺であるためには、自殺者の「死の意志」がなければならぬというアルブワックスの見解は、通説に合致はしているが、しかし、自殺者自身が自分に加えた行為の結果、死を招くことを予知しているとすれば、ことさらに「死の意志」にふれなくとも、自殺の定義として、それだけで十分であるようにおもわれるのであつて、私はデュルケムの定義を支持したい。

アルブワックスは、犠牲的な死を自殺のうちに加えるべきでないとしているが、それは便宜的な配慮によるものであつて、理論的帰結ではないようである。というのは、彼によると、犠牲的な死で自殺とみられるものは、過去にはあつたし、また次に死別した妻は自殺するような事例は、いまなお印度にもないではないが、現代の西欧諸国では、このような犠牲的な死はほとんどみられないからであるというのである。⁵⁾

デュルケムの定義は、たしかに理論的には正当であるが、自殺の実証的研究において、自殺に関する統計資料を利用するとすると、この理論的な自殺の定義を押しとおすことができなくなつてくる。というのは、後段において説明するように、自殺統計に数え上げられている自殺は、自殺者の「死の意志」の明白であるものか、「死の意志」があつたと推測されるものばかりであるからである。

パンネンステール (Pfannenstill) は、「自殺に関するデュルケムの定義は、自殺統計における自殺の概念と一致していないにかかわらず、この自殺統計にもとづいて研究をすすめている。それで、彼は、彼が規定したものとは別個の自殺概念で操作しなければならなかつた。これは、彼が自殺の概念から“死の意志”を排除したことに由因している」⁶⁾といつているが、まさしくデュルケムの弱点をつきえたものというべきである。

自殺問題を思弁的に考察するのではなく、その自殺の統計的分析に基礎をおいて理論を組立てようとするデュルケムにとつて、これは避けがたいことであつたにちがいない。デュルケムのために弁護するならば、自殺の概念を規定するにあつて、自殺者の「死の意志」にふれなかつただけであつて、パンネンステールのいうように、積極的にこれを排除したのではないから、デュルケムが自殺統計を利用したからといつて、彼の論著の価値は致命的にそこなわれているとは考えられない

2) Durkheim, E., *ibid.* p. 4.

3) Bayet, A., *Le Suicide et la morale*, 1922, p. 21.

Cavan, R., *Suicide*, 1928, p. 3.

4) Halbwachs, M., *Les Causes du Suicide*, 1930. p. 479.

5) Halbwachs, M., *ibid.* pp. 479—480.

6) Pfannenstill, B., *Sociologiens grundförutsättningar-Fundamenties of Sociology*, 1943. p.247.

自殺の研究 「自殺は人間の本性に関する事件であつて、すでにこれまでにどれだけ論議されたにもせよ、あらゆる人の関心をそそり、いつの時代にも、さらに論議をくりかえさせずにはおかない」⁷⁾と、ゲーテ (Goethe) がいつているように、自殺に関する著作ははなはだ多く、1930年までに、すでに3730種以上の著作が発表されたといわれている。⁸⁾ それ以後に発表された著作もおびただしい数に上つているし、今後においても、引きつづいて、この種の著作があらわれるにちがいない。

自殺を取扱つた著作の種類ははなはだ多面的であつて、まず第1に、自殺や情死を主題にした文芸作品は、洋の東西を問わず、古い時代からつぎつぎに発表されている。また哲学、倫理学、心理学さては精神病医学も、それぞれの部門において、自殺に関する貴重な業績を数多く発表してきた。

しかし、思弁的な諸科学は、自殺の哲学的考察や自殺の心理的分析によつて、われわれに豊富な知識を提供したが、それは個人の特殊性を思弁的にまとめ上げた結論であつた。思弁的な諸科学では、個人の自由意志によつて決行される自殺は、個人の特殊性に依存していると信じきつていたのであつて、社会的事実としての自殺は、個人の意志とは独立な社会的規律性に服しているなどは夢想さえしえなかつたのである。⁹⁾

ところが、19世紀にいたつて、ケトレー (Quetelet) は、思弁的な諸科学とは全く類を異にして、現実主義的に、自殺の統計的研究によつて、自殺の社会的規律性を発見したのであつた。彼は、1835年に刊行された名著「人間について」(Sur l'homme et le développement de ses facultés) のなかで、犯罪現象とともに自殺の規律性を統計的に実証したが、彼の学問的確信は、「すでに学問が天体に関しておこないえたことを、なにゆえに人間に関してこころみえぬであろうか。一切のものが驚嘆すべき法則にしたがつて運行しつつあるさいに、人類のみが盲目的に自己自身にゆだねられ、なんら自己保存の原理をもたないと考えるのは不合理な話ではないか」¹⁰⁾ (Après avoir vu la marche qu'ont suivie les sciences à l'égard des mondes, ne pouvons-nous essayer de la suivre à l'égard des hommes? Ne serait-il pas absurde de croire que Pendant que tout se fait d'après des lois si admirables, l'espèce humaine seule reste abandonnée avenglement à elle-même, et qu'elle ne possiede aucun principe de conservation?) というのであつた。

ケトレーは、人間の行為におよぼす影響力を、個人の個性よりも超個人的な、または非個人的な社会事情に帰し、その顕著な例を自殺についてみたのであつて、思弁的な諸科学がギリシアの昔から数千万の長きにわたつてなしたげたものよりも、はるかに価値ある業績をおさめたのであつた。すなわち一定の社会条件のもとでは、一定数の人間が自発的に自己の生命を絶たなければならぬ。そこには一つの規律性が存在する。誰が自殺するかということは問題でないのであつて、自殺は一般的な規律性にしたがつて、一定の割合でおこなわれる。そしてこの一般的な規律性のもつ作用力は、生命にたいする愛着心や、死にたいする恐怖心などによつてさまたげられるものではない。

これを一般的にいうと、人間の行為は、それ自身、一定の原因によつて制約されているところの動機によつて決定される。もしこの内的ならびに外的の性格をもつこの制約を予め知ることができたとしたならば、人間の行為を予言することも可能となるであろう。それゆえに、人間の行為は動

7) Goethe, J., Dichtung und Wahrheit Teil III Buch 13 (Goethes Werke herausgegeben von Karl Alt. S. 121.)

8) Halbwachs, M. *ibid.* p. 1.

9) Buckle, H., *The History of Civilization in England*, 2ed. 1925. p.19.

10) Quetelet, A., *Sur l'homme* Tome I. 1935. p. 28.

かしがたい規律性にしがたっている。統計の結果から推知しうるように、殺人や自殺のような純粋に社会的な現象でも、潮の干満、四季の交替と同一の秩序を保っている。総じて社会現象は、その一般的生活条件にもとついて生起するものであり、個々の個人は、なんら自主的に行動するのではなく、外部的原因の指図にしたがって、必然的な行動をするにすぎない。

学問上の新生面を開拓したケトラーの功績はきわめて偉大であるが、「人間は、自然の支配者であると自負し、自己の自由意志をもつて一切を制御できるように考えているが、知らず知らずのうちに、一定の法則に服従している」とか、また「個人の意志は、一般的傾向のもとでは、その作用力を失う」とかいう表現をしばしば用いているので、個人の自由意志弁護論者たちから痛烈に攻撃された。(たとえば Drobisch, M., Die moralische Statistik and die menschliche Willensfreiheit, 1867, Rümelin G., Ueber den Begriff eines sozialen Gesetzes, Tübinger Zeitschr. f. Staatswiss. 1868 を参照)

ケトラーは、社会法則と個人の自由意志との関係については、立ち入りすぎた論議をしたきらいがあるが、しかし、彼の研究そのものは、きわめて科学的であり、また適切であつたといわなければならない。というのは、彼が自殺の特性の観察ではなく、社会事実としての自殺の大量観察に着目し、しかもその当時としては最も斬新な統計研究法を適用しているからである。

社会現象のうちで、どういう種類のものが大量観察に適するか、またその統計的解析の理論はどのようなものであるかについて、ここで長たらしく論議をくりかえすことは適当でないようにおもわれるので、これらの好個の文献として、レキシス (Lexis) の「人間社会における大量現象の理論について」(Zur Theorie der Massenerscheinungen in der menschlichen Gesellschaft. 1877) をあげるにとどめておこう。

自殺の大量現象を統計的方法によつて解析したケトラーの研究は、最も高い科学的価値をもつているから、その後、多くの統計研究者たちは、新しい自殺統計とさらに進歩した統計研究方法によつて、自殺の統計的研究をつぎつぎに発表している。また統計研究者だけではなく、「自殺の個人的条件は、心理学者には関係があるが社会学者には関係はない。社会学者が研究するのは、個々の個人についてではなく、集団に作用する原因である。したがって、自殺の諸要因のうちで、社会学者に関係あるものは、社会全体に作用する要因である」¹¹⁾ というような立場を守る社会学者たちも、社会事実としての自殺の統計的研究に多大の関心をよせている。自殺統計を十分に活用することによつて、デュルケムやアルプワックスは、きわめて価値の高い自殺の社会学的研究を遂げた。

また精神病学者のモルセリー (Morselli) は、¹²⁾ 自殺の個人心理的研究にかえるに、自殺の統計的研究をもつてすれば、自殺の一般性を科学的に説明することができるとして、自殺の研究上、自殺統計の重要性を強調したのである。

自殺の統計資料 自殺の記録は、紀元前 2000 年の大昔にもあるといわれているほどに古い。¹³⁾ 日本では、約 1800 年前に入水自殺した弟橘姫の記録は最古の文献であろう。歴史上の有名人の自殺か、めずらしい自殺事件を記録した文献は、どこの国にも古からあるが、自殺の統計資料は 19 世紀以前にはほとんど全く存在していないといつてよい。

1826 年に創刊された「フランス司法行政一般報告」(Comptes generaux de l'administration de la Justice criminelle en France) に収録されている自殺統計は、全国的な自殺統計資料として最

11) Durkheim, E., *ibid.* p. 15.

12) Morselli, E., *Suicide* (英訳 1899) p. 3.

13) Westcott, W., *Suicide, its History, Literature*, 1885. p. 18.

古のものであるといえよう。ケトラーが自殺の統計的研究にこの自殺統計資料を利用したのであつた。¹⁴⁾ (一地域または病院などにおける自殺の統計的研究は、もつと以前からあつて、若干の事例をあげると、Suicide, 1790, Holbach, P., Le Système de la Nature, 1770, Dumas, J., Traité du Suicide, 1773, Moore, C., A Full Enquiry into などがある。

中央統計機関は、フランスでは1801年に、ドイツでは1805年に開設され、その他の西欧諸国でも、これにつづいて中央統計機関の設置とともに、人口一般に関する統計資料は正確にして、詳細なものがしだいに公刊されたが、自殺に関する統計資料は、19世紀の中期にもなおはなほ不備であつたといわれている。¹⁵⁾ 自殺事件の行政的処理は警察当局の担当であるが、自殺を確認しえない場合も少なくないために、自殺統計の信頼度には、どこの国でも問題があるようにおもわれる。

自殺統計は、一元的に作成されるとはかぎらないのであつて、警官が自殺を確認した場合には、この自殺統計は、諸他の警察統計報告のなかにふくまれることになる。警官が自殺か他殺か事故死か判定しがたい死体については、検察機関の警察医によつて、どういう原因による死であるかを判定されることになる。また戸籍役場に届出のあつた死者のうち自殺が死因である者を集計して自殺統計を作成することもできる。

日本の自殺統計の沿革をみると、1898年までの自殺統計は、警察当局で自殺と認定した自殺者について作成されたものである。ところが、1899年以来、警察当局の発表する自殺統計のほかに、内閣統計局(現在の総理府統計局)が死因統計のなかに、自殺統計を発表している。戦後の死因統計は厚生省統計調査部の処管事務になつている。それで、1899年以来、二種の自殺統計が併存しているわけである。

高橋二郎「本邦自殺統計の来歴」(統計集誌第351号、明治43年5月)によると、明治7年の「日本政表」の警察の部に、東京府下の自殺数を掲げてあつて、これが日本における最初の自殺統計であるといわれている。しかし、全国府県の自殺統計は、明治9年の「日本政表」の警察の部に掲げられたのがその最初のものであるといわれている。それで、日本の自殺統計は、その古さにおいて西欧諸国の自殺統計にはおよばないが、すでに80年以上の歴史を重ねていることになる。

自殺数は、警察調査の結果と統計局調査の結果とのあいだには、常に若干の開きがある。いま、1899年以降における警察調査と統計局調査の自殺数を比較対照すると、つぎの第1表のようである。

第1表 警察調査と統計局調査の自殺数(1899—1956)

年次	警察の自殺数	動態統計の自殺数	年次	警察の自殺数	動態統計の自殺数
1899	8,872	5,932	1940	12,132	9,851
1900	8,433	5,863	1941	12,106	9,688
1901	8,582	7,847	1942	11,406	9,363
1902	8,783	8,059	1943	10,562	8,784
1903	9,864	8,814	1950	18,368	16,311
1916	11,797	9,599	1951	16,566	15,415
1917	11,286	9,254	1952	16,658	15,776
1918	12,624	10,101	1953	19,170	17,731
1919	12,431	9,924	1954	20,533	○20,635
1920	13,347	10,614	1955	21,192	○22,477
			1956	20,850	○21,777

14) Quetelet, A., *ibid* Tome II. pp. 145—159.

15) Wagner, A., *Die Gesetzmässigkeit in den scheinbar willkürlichen menschlichen Handlungen*, 1864. s. 103.

上の第1表でみると、警察調査の自殺数と統計調査の自殺数と一致している年は一つもない。調査機関が異なるにしたがって自殺数も異なっていることは、調査が完全でない論拠であるといわなければならないが、たとえ自殺調査における自殺の概念が正確に規定されているとしても、実際問題として、自殺者が自殺の意志あることを明白に書きのこした遺書でもないかぎり、自殺か他殺か事故死であるかの推断が、調査機関によつて異なる場合のあることはさげがたいであろう。それゆえに、日本だけではなく、外国においても、調査機関が異なるにしたがって、自殺数の異なっていることは普通のこととされている。¹⁶⁾

日本の自殺統計では、1899—1953年までの期間、統計局調査の自殺数は、警察調査の自殺数より少なくなっている。自殺者の近親は、自殺を隠へいして、病死として戸籍役場へ届け出る傾向があるために、この届出にもとづいて調査される統計局の自殺数は実際よりも少なく、また警察の自殺調査には、氏名や住所不詳の自殺が加わっているために、統計局調査の自殺数よりも多いのであろうと、これまで説明されていた。¹⁷⁾

しかし、1954年以降、統計局（現在は厚生省統計調査部）調査の自殺数は、警察調査の自殺数よりやや多くなっているのであつて、それ以前とは事情は逆になつてきている。これをどう説明すべきであろうか。自殺者の近親が自殺を隠へいしなくなつたとみる証拠はなにもない。それでは、警察当局が自殺を事故死に数えることが多くなつたかといえば、それもありそうにもおもわれない。そうだとすれば、警察調査と統計機関調査との自殺数が、ここ数年来、逆の結果を示していることについて、もつともらしい理由を示すことははなはだ困難である。自殺の調査上、なんらかの混乱あることはたしかであるが、ここでその理由を明らかにすることは困難である。

自殺統計の利用者は自殺統計の高い信頼性を期待するわけであるが、自殺統計の作成者が警察当局であると統計機関であるとかかわりなく、自殺そのものの性質上、調査の完全性を確保することは全く不可能であるといつてよい。まず第1に、自殺者の近親は、人情として自殺を隠へいしようとする。第2に、自殺であるか他殺であるか、それとも事故死であるかの判定は、警察官や医師の推定にゆだねられて、その推定が事実と一致しない場合も少なくないであろう。それゆえに、この国の自殺統計をみても、ある程度の不正確のあることはさげがたい。¹⁸⁾

しかし、統計の不完全性を指摘するならば、自殺統計にかぎらず、あらゆる統計資料にある程度の欠陥あることを発見するであろう。どうしても信じられないような統計資料の利用はさしひかえなければなるまいが、欠陥の度合が長い年月にわたつて、ほぼ均等であると推定されるような場合には、その統計資料を研究の用に供しても、相当に価値ある結果をあげることができるであろう。

自殺統計の領域で、その利用をさしひかえるべきものは、自殺原因に関する統計資料であるようにおもわれる。自殺者が遺書を書きのこし、そして自殺の原因なり動機なりをつつみかくすことなく書きとめてある場合にはそれによつて自殺の原因を知ることができるが、自殺者の書きのこした遺書はそう多くはない。たとえば1957年に文部省のおこなつた大学生の自殺調査によると、自殺総数397のうち、遺書のある自殺者は98にすぎなかつた。また東京地方検察庁の「死体検案調書」によると、1950年と1951年の自殺者は523であるが、遺書のある自殺者はわずかに105であつた。

それで、大部分の自殺者の自殺原因は、自殺事件を処理する役人(警官または警察医)の推測的意

16) Dewey, D., *Statistics of Suicides in New England* (Quart. Publ. of the Amer. Statist. Assoc. vol. III. 1892. p. 158ff.)

17) 財部静治, 本邦自殺の男女別 (経済論叢第16巻第5号, 大正12年5月. p. 69)

18) Verkko, V., *Homicides and Suicides in Finland, 1951*. p. 114.

見によつて判定されることになるが、推測はどこまでも推測であつて、どれほどの真実性があるかははなはだ疑わしい。

ワグナーは、自殺の原因に関する正確な統計を作ることの困難さを指摘している。¹⁹⁾ またデュルケムも、自殺事件を処理する役人の推測的意見は欠点だらけであつて、容易に信用しえないし、またそれが信頼する価値がある場合でも、果して自殺の眞の原因を明らかにしているかどうかは疑わしいといつて、²⁰⁾自殺の研究にあつて、自殺の原因に関する統計の使用を極力さけたのであつた。

日本の人口動態統計には、自殺の原因についてなにも記載していないが、警察調査の自殺統計には自殺の原因についても記述されている。いま、警察調査による自殺原因別自殺数を示すと、つぎの第2表のようである。

第2表 警察調査による自殺原因別自殺数

		A. 実 数									
自殺原因	年 次	1895	1900	1905	1910	1915	1940	1945	1950	1955	
総	数	7,262	8,433	9,413	10,783	12,564	12,133	11,036	13,363	21,192	
精 神 錯 乱		3,735	4,435	4,563	3,622	3,352	2,193	1,721	1,754	2,610	
病 苦		808	1,181	1,676	2,155	2,673	3,676	3,089	3,545	4,332	
貧 困		976	859	1,192	824	946	259	243	805	572	
前 非 を 悔 む		263	262	274	165	145	117	128	241	371	
家 庭 不 和		203	247	243	251	390	441	411	1,191	1,518	
将 来 の 苦 慮		98	60	42	229	239	318	498	1,154	1,610	
業 務 失 敗		50	94	162	187	305	64	46	363	472	
私 通 妊 娠		22	20	28	52	58	35	51	139	151	
失 恋		—	—	—	—	—	154	41	590	977	
放 蕩 淫 逸		—	70	51	147	187	56	24	122	237	
厭 世		16	41	27	143	167	1,898	2,167	4,085	4,401	
学 業 失 敗		—	—	—	—	—	14	6	39	116	
そ の 他		1,091	1,164	1,150	3,008	4,102	2,904	2,620	4,341	3,825	
		B. 百 分 比									
総	数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
精 神 錯 乱		51.4	52.6	48.5	33.6	26.7	18.1	15.6	9.5	12.3	
病 苦		11.1	14.0	17.8	20.0	21.3	30.3	28.0	19.3	20.4	
貧 困		13.4	10.2	12.7	7.6	7.5	2.1	2.2	4.4	2.7	
前 非 を 悔 む		3.6	3.1	2.9	1.5	1.2	1.0	1.2	1.3	1.8	
家 庭 不 和		2.8	2.9	2.6	2.3	3.1	3.6	3.7	6.5	7.2	
将 来 の 苦 慮		1.4	0.7	0.4	2.1	1.9	2.6	4.4	6.3	7.6	
業 務 失 敗		0.7	1.1	1.7	1.7	2.4	0.5	0.4	2.0	2.2	
私 通 妊 娠		0.3	0.2	0.3	0.5	0.5	0.3	0.5	0.8	0.7	
失 恋		—	—	—	—	—	1.3	0.4	3.2	4.6	
放 蕩 淫 逸		—	0.8	0.5	1.4	1.5	0.5	0.2	0.7	1.1	
厭 世		0.2	0.5	0.3	1.3	1.3	15.6	19.6	22.2	20.8	
学 業 失 敗		—	—	—	—	—	0.1	0.1	0.2	0.5	
そ の 他		15.0	13.8	12.2	27.9	32.6	23.9	23.7	23.6	18.0	

上の第2表をみて、まず第1に注目すべき点は、「その他」の項へ数え込まれている自殺数は自殺総数の10%以上、年次によつては32%にも達していることである。「その他」の項へ数え込まれ

19) Wagner, A., ditto. s. 154.

20) Durkheim, E., ibid. p. 148.

ている自殺数は、列記されている各種の自殺原因に属しないもののほか、自殺原因が不明のものはなほ多いのである。自殺事件を処理する役人が自殺原因を推測しえないものがこれほどまでに多いことを記憶しておかなければならない。

第2に、「精神錯乱」による自殺は、20世紀の初期まで、自殺総数の過半数を占めていたこと、そして最近では、それが10%内外に激減していることは注目しなす。

西欧諸国でも、半世紀まえまでは、「精神錯乱」による自殺ははなほ大きな割合を示していた。たとえば1906—1908年におけるプロシアの自殺100中、精神病によるものは25、1881—1890年から1906年の期間においてババリアの自殺100中、精神病によるものは32—40である。また1878—1887年の期間においてフランスでは男子の自殺100中、精神病によるものは30、女子の自殺100中、精神病によるものは40であると報告されている。²¹⁾

自殺問題を取扱つた19世紀の精神病学者のうちには、自殺者は精神病者であるという説をなす者が少なくなかつた。たとえばファルレー (Falret) は、「自殺者は精神錯乱の状態において自殺する」(De l'hyponocondrie et du Suicide, 1822) といい、エスキロール (Esquirol) は、「自殺はすべて精神錯乱的特質をあらわしている」(Des maladies mentales, 1838) といい、またブルダン (Bourdin) は、「自殺はすべて精神錯乱的行為である」(Du Suicide considéré comme maladie, 1645) といつている。

このような医学的見解が支配的であつた時代には、自殺事件の処理担当者が自殺の過半数を「精神錯乱」によるものと推測したとしてもなんら不思議でない。しかし、この医学的見解は、今日では、その権威を失なつてしまつた。というのは、精神病者の「精神錯乱」による自殺と、神経衰弱症が昂進して、強度の意気消ちんや不安による自殺とは全く別個のものであると考えられるにいたつたからである。

精神病者だけが自殺するという説はあやまりであつて、精神の健康な者でも、外部的な衝撃によつて、神経衰弱にもなり、憂うつ的にもなる。神経衰弱は文化の高雅な標徴であるといわれるほどに、文化の発達にともなつて、神経衰弱症は多発していることは、人のよく知るところである。正常人も、自殺する直前には、外見的には異常状態にあるように見えようが、精神病と混同すべきではないであろう。自殺者の多くは、精神健康者であり、ただ Personal disorganization の極端な事例にすぎないというケーバンの立言²²⁾はいいすぎであるとしても、自殺は常人によつてもしばしば企てられる。

第2表でみられるように、「精神錯乱」による自殺者の割合が激減しているのは、「精神錯乱」による自殺者が現実に激減したというのではなく、自殺事件の処理者が、以前のように、簡単に自殺の原因を「精神錯乱」と推測しなくなつたためであろうとおもわれる。そして「厭世」による自殺の割合は、以前にはきわめてわずかであつたが、最近では、20%以上にも達しているのであつて、これはおそらく、「神経衰弱」に原因する自殺を、以前には「精神錯乱」として取扱つていたものを、「厭世」に切りかえたためではあるまいか。

それはともかくとして、自殺既遂者の自殺原因を正確に診断すると、自殺者が自殺原因を確実に書きのこしている場合を除いて、ほとんど不可能であるといつてよいであろう。それゆゑに、自殺の原因に関する統計は、「精神錯乱」や「厭世」だけではなく、その原因についても、信頼性のき

21) Halbwachs, M., *ibid.* p. 380.

22) Cavan, R., *ibid.* p. 112.

わめて乏しいものであるといわなければならない。

「自殺未遂の研究は自殺既遂の研究と密接な関係がある。自殺未遂の研究では、自殺者の自殺動機やその意志をいつそう正確に調べる便宜がある」²³⁾とステンゲル (Stengel) はいっている。たしかに、自殺の動機や原因は、自殺既遂者についてよりも、自殺未遂者について調査するほうが確実な情報を知ることができるにきまつている。ただ残念なことには、たいていの国では、自殺未遂に関する全国的な統計資料を提供していない。しかし、日本では、戦前から自殺未遂についても警察調査による全国的な統計資料が提供されている。そしてその自殺統計の一つに、自殺既遂者の自殺原因統計とならんで自殺未遂者の自殺原因統計がある。

自殺未遂者の場合には、本人から自殺の動機や原因についてきき取ることができるのであるから、自殺既遂者の場合のように、推測的意見で処理するのちがつて、実際に近い統計ができ上るわけである。もちろん、自殺未遂者のうちには、自殺の動機や原因をありのままに告白しない者もあるであろうし、また「ぼんやりとした不安」というようなあいまいな回答しかなしえない者もあるにちがいない。それにしても、本人の語るところは、真実に近いと推定することができるであろう。

いま、1955年における自殺既遂者と自殺未遂者の自殺原因別自殺割合を比較すると、つぎの第3表のようである。

第3表 1955年における自殺既遂者と自殺未遂者の自殺原因別自殺割合

	自殺既遂の場合	自殺未遂の場合
総 数	100.0	100.0
精 神 錯 乱	12.3	6.4
病 苦	20.4	7.1
貧 困	2.7	3.0
前 非 を 悔 む	1.9	2.4
家 庭 不 和	7.2	14.4
将 来 の 苦 慮	7.6	10.9
業 務 失 敗	2.2	2.6
私 通 妊 娠	0.7	1.2
失 恋	4.6	13.1
放 蕩 淫 逸	1.1	2.1
厭 世	20.8	28.3
学 業 失 敗	0.5	0.1
そ の 他	18.0	8.4

上の第3表をみて、注目すべき諸点をあげると、つぎのようである。

第1に、「その他」の自殺原因による自殺は、自殺既遂者の場合には18%に達しているが、自殺未遂者の場合には、その半数以下である。「その他」の自殺原因に数え込まれるものの多くは、原因不明の自殺である。自殺未遂の場合に、原因不明の自殺が少ないのは当然であろう。

第2に、「精神錯乱」による自殺割合は、自殺既遂の場合でも、以前にくらべて、著しく少なくなっているが、1955年にはなお12.3%である。これにたいして、自殺未遂の場合には、「精神錯乱」による自殺割合は6.4%であつて、自殺既遂の場合、「精神錯乱」による自殺は、警官や警察医の推測的意見によつて、実際よりも多く報告されているようにおもわれる。

23) Stengel, E., The Social Effects of Attempted Suicide, (The Canadian Medical Association Journal, January 15, 1956.) p. 116.

第3に、「厭世」による自殺割合は、自殺既遂の場合には20.8%であるが、自殺未遂の場合には28.3%である。「厭世」による自殺者は精神病患者ではないはずである。自殺未遂者については、その判別は比較的容易である。しかし、自殺する直前における神経衰弱者の興奮状態を、自殺者の知人は精神病状態と混同することが多いであろうし、この情報にもとづいて自殺既遂の自殺原因を推測するほかに警官や警察は、これを「精神錯乱」とする傾きがあるであろう。自殺既遂者の自殺に「厭世」による自殺割合の少ないのは、おそらくこのような理由によるものとおもわれる。

第3に、「病苦」による自殺割合は、自殺既遂の場合には20.4%であつて、自殺未遂の場合の7.1%にくらべて3倍も多くなつている。自殺者に身体的病患ある者の多いことはたしかであろうが、「病苦」そのものが原因で自殺する者は、それほど多くはないのであろう。自殺未遂者で、「病苦」を自殺原因であると告白する者はそう多くないからである。

また「家庭不和」による自殺割合は、自殺既遂者の場合にはわずか7.2%であるが、自殺未遂者の場合には14.4%にも達している。「失恋」による自殺割合も、自殺既遂の場合には4.6%にすぎないが、自殺未遂の場合には13.1%に及んでいる。「家庭不和」や「失恋」による自殺は、自殺既遂者について推測されているよりもはるかに多いといわなければならない。

自殺の原因に関する統計は、自殺未遂者について調べたものも完全でないにちがいないが、自殺の原因を問題にする場合には、自殺既遂者について調べたものよりも、自殺未遂者について調べたものを利用するほうがよいようにおもわれる。

自殺の統計資料には、すでに述べたように、警察調査のものと統計機関調査のとの二種類があるが、自殺の統計的分析には、どちらを利用してもよいわけである。しかし、ここでは、統計機関調査の自殺統計を利用することにし、必要に応じて警察調査の自殺統計を補足的に利用することにしよう。なお、警察調査にも統計機関調査にも欠けているような自殺の特殊事項を問題にしなければならない場合もあるので、東京地方検察庁と警視庁に保管されている「自殺調書」にもとづいて私自身が作り上げた統計資料を利用することにした。

Ⅱ. 自殺率の推移傾向

1. 自殺率に作用する社会的経済的要因

人間の諸行為のうちで、近代社会における自殺ほど、個人の完全な自由意志によるものはめつたにないであろう。¹⁾しかし、自殺を社会集団現象としてみる場合、自殺は、超個人的な社会力の支配のもとで、個々の自殺の個別観察ではとおてい発見できないようなある社会的な規律性を示すのである。

ここで自殺の社会的規律性というのは、自然法則のように、一定不変であるという意味ではない。もつとも、自然法則は果して絶対的な恒常不変性をそなえているかどうか疑念をいだく人も少なくないであろう。(Mill. J. S., System of Logik を参照)自然法則もたしかに経験律以外のなにものでもないのであつて、これと異なる事象は絶対にあらわれないという保証はなにものもないのであるから、恒常不変性をもつてるといつても、相対的なものであるにちがいない。しかし、これまでの長いあいだの経験では、学理の組立てにあやまりがないかぎり、自然法則にたいする反則的な事象はあらわれないために、その恒常不変性は、将来においても、きわめて大きな確らし

1) Öttingen, A., Die moralstatistik, 1882, s. 737.

さをもつて安定しているであろうと推定してさしつかえないのではあるまいか。

社会的規律性は、自然法則にくらべると、はるかに変動的である。「力学の法則の大部分は、物理の世界から道徳の世界に移るとき、その類比物を見出す」とまでいつたケトレー (Quetelet) でさえも、「植物や動物は、天体のように、恒久不変な自然法則に服従している。この法則は、人間の干渉がなければ、もちろん植物のいずれにたいしても、同じ規則正しさをもつて証明されるであろう。しかし、人間は自己にたいし、また自己の周囲のすべてのものにたいし、真に攪乱的な作用をおよぼすのであつて、その作用の強さは人間の知恵に比例して発展し、その影響たるや異なる二時期において、社会を観察するとき、もはや相似たるところなきほどである」²⁾ といつて、社会的規律性の変動をみとめている。

社会的規律性を規制する社会力に変化がないかぎり、社会的規律性も不変のままでありえよう。同じ社会力のもとでは、社会的規律性も同じでなければならないからである。ところが、社会力は、社会情勢の変化とともに変化している。社会情勢は、たとえば戦争とか景気変動とかによつて明らかに変化するのであつて、この社会情勢の変化は、ほとんどすべての場合、個人の意志とは独立的である。

社会情勢の変化は、ただちに社会力の変化をとめない、個人は自由意志によつて行動をつづけているにかかわらず、これを社会的事実としてみる場合、明らかに目にみえざる影響をおよぼさないではおかないのである。自殺は、すでに述べたように、どんな場合にも、個人の自由意志による自己破壊行為であるが、社会集団現象としての自殺が戦争や景気変動の影響を受けているのは、変化した社会力のためであると説明するほかない。

戦争や景気変動は、その規模の大きさによつて、社会情勢とそれに随伴する社会力を大きく変化させるが、その他もろもろの社会的要因は、目立たないほどゆつくりとした仕方で、ある場合には、前進的に、また他の場合には、後退的に、社会情勢とそれに随伴する社会力を変化させている。それが気づかれないほどのわずかさで、自殺の動きを左右していることもたしかな事実である。

ともあれ、1899年から1957年の期間にわたつて、日本の自殺率はどのように推移したかを示すと、つぎの第1表のようである。

第1表 1899—1957年の自殺率（人口10万あたり自殺数）

年次	自殺率	年次	自殺率	年次	自殺率
1899	13.7				
1900	13.4	1920	19.6	1940	14.1
1901	17.7	1921	20.0	1941	13.1
1902	17.9	1922	20.0	1942	12.5
1903	19.4	1923	19.6	1943	12.1
1904	19.4	1924	19.0	1944	12.6
1905	17.4	1925	20.5	1945	15.3
1906	16.3	1926	20.6	1946	20.9
1907	16.9	1927	20.9	1947	15.7
1908	17.4	1928	21.0	1948	15.9
1909	18.8	1929	20.2	1949	17.4
1910	19.1	1930	21.6	1950	19.6
1911	18.8	1931	22.0	1951	18.2
1912	18.7	1932	22.2	1952	18.4

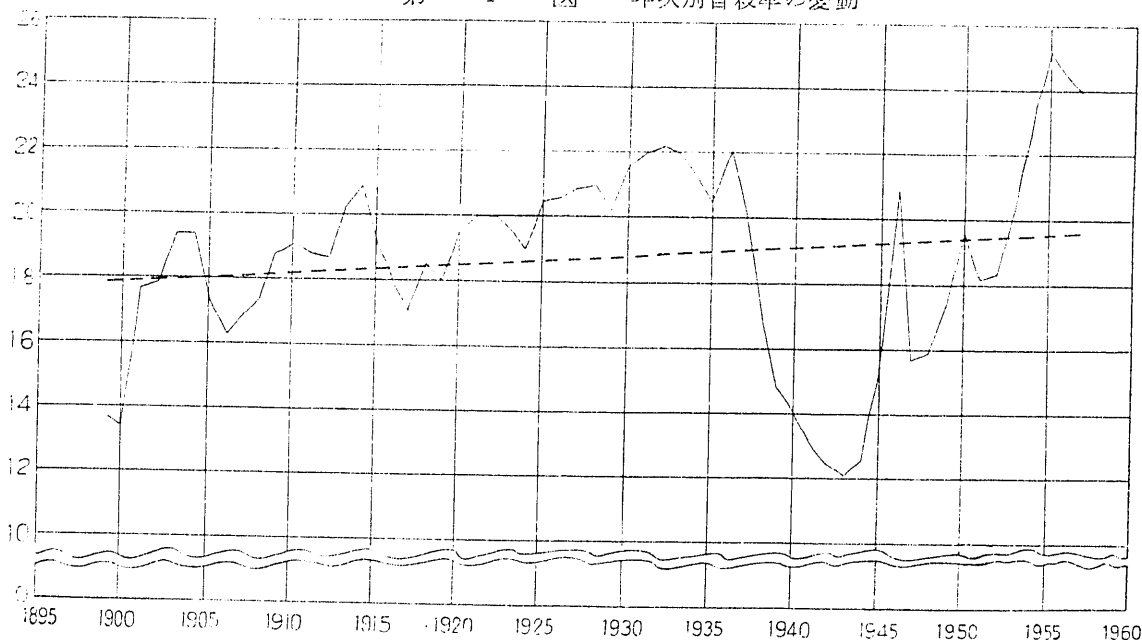
2) Quetelet, A. Sur l'homme et le développement de ses facultés, Tome. I. 1835, p. 18.

1913	20.2	1933	22.0	1953	20.4
1914	20.9	1934	21.3	1954	23.4
1915	19.2	1935	20.5	1955	25.2
1916	17.9	1836	22.0	1956	24.5
1917	17.1	1937	20.1	1957	23.9
1918	18.5	1938	16.9		
1919	18.0	1939	14.8		

資料：「人口動態統計」但し、1944年の自殺率は推計、1945、1946年の自殺率は「警察統計」による。この3年間の自殺率は「人口動態統計」には欠如している。

上の第1表でみると、自殺率は、ごくわずかの例外を除けば、相接続する2年間でさえも変動していることがわかる。それゆえ、自殺率は、年とともに絶えず変動するものであるといつてよい。この59年間に、自殺率はどのような変動を示しているかを一目ではつきりわかるように、年次別自殺率を図示したのが第1図であつて、その実線で描かれた自殺率の変動曲線をみられたい。

第 1 図 年次別自殺率の変動



A. 自殺におよぼす戦争の影響 上の第1図をみると、自殺率は、今次大戦中に、著減している。すなわち自殺率は、1937年には20.1であるが、1938年には16.9に、そして1943年には12.1まで減少した。これはいうまでもなく、戦争の影響によるものであつて、外国の場合にも、ほとんど例外なくみられる事実である。いま、第1次世界大戦中における主要交戦国の自殺率を示すと、つぎの第2表のようである。

第2表 第1次大戦中における主要交戦国の自殺率（人口10万につき自殺数）

年次	フランス	イギリス	イタリア	ドイツ	オーストリア	ハンガリア
1913	26.0	9.6	8.8	23.2	20.9	21.4
1914	21.0	9.1	8.9	21.8	26.9	20.4
1915	17.2	7.8	8.5	16.6	23.3	17.4
1916	16.6	7.7	6.9	17.3	22.5	15.5
1917	15.8	6.7	6.9	16.4	19.8	13.1
1918	16.7	7.4	7.2	15.7	17.7	12.8
1919	20.3	9.0	7.5	18.4	25.0	23.9

資料：Halbwachs, M., Les Causes du Suicide 1930. p. 324.

上の第2表でみると、いずれの交戦国にあつても、戦時中の自殺率は明らかに減少している。さらに第2次世界大戦中における主要交戦国の自殺率を示すと、つぎの第3表のようである。

第3表 第2次世界大戦中における主要交戦国の自殺率

(人口10万につき自殺数)

年次	アメリカ	フランス	イタリア	イギリス	ベルギー	オランダ
1939	14.1	—	6.9	12.1	16.9	7.8
1940	14.4	18.7	5.9	11.3	18.1	10.8
1941	12.8	17.2	5.3	9.4	14.0	6.5
1942	12.0	12.8	5.2	8.9	13.0	9.0
1943	10.2	11.8	5.0	9.3	10.3	8.1
1944	10.0	11.5	4.0	9.1	12.2	6.5
1945	11.2	12.3	4.8	9.6	14.7	9.4

資料: Rapport épidémiologique et démographique, par Organisation mondiale de la Santé. 1956. pp. 250—253. この資料には、1939—1945年におけるドイツおよびオーストリアの自殺率は記載されていない。

上の第3表も同様に、戦時中には、交戦諸国の自殺率は低減したことを明らかに示している。それゆえに、戦争の影響による自殺率の低減は、一つの社会法則であるといつてもよいほどである。

戦争は、社会情勢を激変させ、今次大戦中にわれわれが気づきに体験したところによると、日常生活は、物心両面ともに、平時にはとても耐えられそうもない圧迫をおもつた。このような生活環境の激変とそれに伴う生活苦は、自殺を増加させるように考えられるが、実際にはこれと全く逆の現象があらわれる。³⁾ メヨ・スミス (Mayo-Smith) は、戦時中の自殺率は高くなるといつているが、⁴⁾ この主張は事実と反している。

戦時中に自殺率の減少するのは、多数の壮丁が戦場にあつて、青壮年男子の国内にいる者が少ないためであろうと推測されるかもしれないが、この推測はあやまつている。というのは、戦時中には、男子の自殺率だけでなく、女子の自殺率も減少するからである。しかも、この事実は、日本だけでなく、外国においても同様である。いま、第2次世界大戦中における主要交戦国の男女別自殺率を示すと、つぎの第4表のようである。

第4表 第2次大戦中における主要交戦国の男女別自殺率

(人口10万につき自殺数)

年次	日本		アメリカ		フランス		イタリア		イギリス		ベルギー		オランダ	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1939	18.3	12.4	21.7	6.5	—	—	10.4	3.6	16.6	7.8	27.6	9.1	10.7	4.9
1940	16.3	11.3	21.9	6.8	28.4	10.3	8.9	3.1	15.9	7.5	19.9	8.9	13.9	7.6
1941	15.9	10.9	19.4	6.3	26.4	9.3	7.9	2.8	13.5	6.2	18.2	8.2	7.8	5.1
1942	15.4	10.3	18.3	5.8	18.9	7.6	7.8	2.7	12.5	6.2	14.6	7.9	9.6	8.5
1943	14.0	9.3	15.2	5.4	17.5	7.2	7.7	2.4	13.4	6.3	18.1	6.1	9.5	6.8
1944	15.7	10.1	14.9	5.4	18.2	6.1	6.0	2.0	13.5	5.8	21.9	6.5	7.4	5.6
1945	18.7	12.4	17.5	5.8	19.3	6.3	6.9	2.7	13.6	6.6	22.2	7.7	12.7	6.2

資料: Rapport épidémiologique et démographique, 1956. pp. 250—253.

1944年および1945年の日本の男女別自殺率は、日本の資料で補つた。

3) Mayo-Smith, R., Statistics and Sociology, 1900. p. 246.

4) Miner, J. R., Suicide and its relation to climatic and other factors. (The American Journ. of Hygiene, monographic series, No. 2. July, 1922.) p. 12.

上の第4表で明らかなように、どの交戦国でも、戦時中、男子の自殺率だけではなく、女子の自殺率も減少を示している。これは、一見、奇妙な現象ではあるが、国家の危機に直面すると、国家の強制的要請がなくとも、国民的結束力は非常に強くなり、戦争完遂のために、全力を結集するにちがいない。この場合には、個人的な不自由などは問題でないのであつて、日常生活がどれほど苦しくても、自殺に心を傾ける者は甚だ少ない。個人我を離れて、社会我に生きようとする精神的緊張は、自殺意志を弱める作用をするとみてよいのではあるまいか。⁵⁾

上の第3表および第4表をみると、戦争終結の年すなわち1945年の自殺率は、どの国でも前年の自殺率よりやや高くなつてきていることに気づくであろう。これはなぜであろうか。

日本の場合について考えてみると、戦況が絶望的になつた1945年には、沖縄の戦線で死の突入を敢行した神風特攻隊員だけでも相当の数に上つたのであつて、この護国的自殺は1945年の自殺率を高めたのであろうという人があるかもしれない。

神風特攻隊員の死の突入は、自殺の一種であるとするべきであろうが、日本の軍部では、これを単なる自殺としないで、戦死として取扱つたにちがいないから、自殺統計の自殺数に加わつていないであろう。

また敗戦直後に、敗戦の責任を感じた旧軍人や憂国の士で、自殺した者も少なくなかつたが、それにしても、1945年の自殺率を左右するほどに多くはなかつたはずである。さらにまた、日本やイタリアのような敗戦国だけではなく、戦勝国側のアメリカやイギリスにおいても同様に、1945年の自殺率は、戦時中の自殺率よりも高くなつていたのであるから、終戦直後における自殺率の増加については、別個の理由をあげる必要がある。

「終戦直後には、雇用機会がおそろしく少なくなるところへもつてきて、兵役を解除された兵員がどつと市民生活のなかへ流れ込んでくるのであるから、自殺率は増大するのである。しかし、これは一時的の現象である。」⁶⁾ という説明は、アメリカの場合だけではなく、日本の場合には一そうよく当てはまるようにおもわれる。

敗戦直後の日本では、社会状態は極度に混乱したうえに、軍需工場は完全にその活動を停止し、平和産業への転換も容易にその緒につかなかつたのであるから、雇用機会はおそろしく少かつた。そこへもつてきて、海外移住者や旧軍人軍属が数百万も引き揚げてきたのであるから、一時的であつたにしろ、大量の労働力人口は、就業の機会をもつことができなかつた。このような社会経済状況のもとで、自殺が増加しても不思議でない。

日露戦争時（1905—1906）の自殺率も低減はしているが、今次大戦時の自殺率ほど大幅な減退率をみせなかつた。日露戦争も、その当時の日本にとつては死活の大事件であつたにちがいないが、戦争期間が短かつたためであろうか、戦争が自殺におよぼした影響はそれほど大したものではなかつた。

5) Durkheim, E., *ibid.* p. 222.

Miner, *ibid.* p. 12.

Elliott, m., *Social Disorganization*, 3ed. 1950. p. 316.

6) *Changes in methods of Suicide, Statistical Bulletin* (Metropolitan Life Insurance Company) May 1947. p. 10.

日本は、第1次世界大戦には、連合軍の一員として参戦したのであるから、交戦国にちがいないが、第1次大戦中における日本の自殺率の低下は、歐洲交戦国のそれとは全く異なる性質のもののおもわれる。

西歐の中立諸国の自殺は、つぎの第5表で明らかのように、第1次大戦中、交戦国と同じように低下したが、これは経済的好況の影響によるものであると、いわれている。⁷⁾

第5表 第1次大戦中における中立国の自殺率
(人口10万につき自殺数)

年次	ノールウェー	スウェーデン	デンマーク	スイス
1913	58	179	232	251
1914	—	—	—	—
1915	53	153	219	215
1916	38	132	165	204
1917	36	102	150	181
1918	31	99	119	197
1919	47	135	114	205
1920	48	147	139	226

資料: Halbwachs, M., Les Causes du Suicide, 1930. p. 325.

日本の自殺率が第1次大戦中に低下したのは、おそらくこの大戦中、アジア地域の商品市場を独占しうる経済的利益を手にいれて、一時的ではあつたが、すばらしい好況期にあつたためであろう。

B. 自殺におよぼす景気変動の影響 ダブリン (Dublin) のいつているように、自殺率の変動と景気変動とのあいだに100%の相関々係がみられるわけではない。というのは、自殺率の変動に影響する経済状態以外の諸要因も重大であるからである。⁸⁾ 両者のあいだに100%の相関々係はみられないとしても、われわれは、先験的に、不況期には、失業増加、収入減によつて生活不安が深刻化するために自殺率は上昇し、これと反対に、好況期には、失業の減少、賃金率利潤の増大によつて生活水準が高まるために自殺率は低下することを知つている。

それで、これまでにも、自殺率の変動と景気変動との関連性について、多くの統計的研究が発表されている。われわれも、日本の統計資料にもとづいて、自殺率の変動と景気変動との関連性について検討しようとおもう。景気変動の指標は、なにが最も適當であるかについては、景気変動論者のあいだでは、いろいろとむづかしい論議があるにちがいないが、ここでは日本銀行統計局編「卸売物価指数年報」の卸売物価指数を景気変動の指標として用いることにする。

この「卸売物価指数年報」によつて、1900年から1956年にいたる卸売物価指数の変動をみると、上昇しているのは、1907—1908, 1918—1920および1951—1954の3回である。これに反して、下向しているのは、1909—1910, 1913—1914, 1922—1923, 1926—1933である。

そこで、卸売物価指数の上昇期における自殺率の変動(第1表参照)をみると、1907—1908年には低下している。また1918—1920年にも低下している。したがつてこの両期間には、自殺率は好況のために減少したとみることができ。ただ1951年以降、戦後の経済復興によつて、「神武以来の好況」を迎えたといわれている時期に、自殺率はおそろしい勢いで激増の傾向をつづけているのであつて、これは、ダブリンの指摘しているように、自殺率におよぼす非経済的要因が著しく大きい

7) Halbwachs, M., Les Causes du Suicide, 1930. p. 326.

Faris, R., Social Disorganization, 1948. p. 214.

8) Dublin, L., and Bunzel, B., To Be or Not To Be, A Study of Suicide 1933. p. 103.

ことに基因している。この問題については、後段で説明したい。

つぎに、卸売物価指数の下向期における自殺率の変動をみると、1909—1910年、1922—1923年、1926—1933年には、いずれも増大している。したがって、卸売物価指数の下向する不況期には自殺率は増大するといえよう。しかし、卸売物価指数は下向していない時期に、自殺率が増大している場合もある。たとえば、1902—1904年の自殺率はそれである。

上に述べたように、自殺率は、だいたいの傾向としては、卸売物価指数の上昇期には低減し、これと反対に、卸売物価指数の下向期には増大するが、多少の例外あることもみとめなければならない。

この例外は、日本だけではなく、外国の統計的研究の結果にも、しばしばあらわれるのであつて、たとえばハールバルト (Hurlburt)⁹⁾ の研究によると、1902—1925年の期間において、自殺率は、だいたいの傾向としては、不況期に高く、好況期に低くなつてはいるが、ただ一つの例外は、1917—1919年の景気は正常であるにもかかわらず、自殺率は増大している。

またアルプワックスは、1881年から1913年にわたつて、ドイツの統計資料で、自殺率と卸売物価指数との関連性を研究したが、この場合にも、日本やアメリカの場合と同様に、若干の例外的事例をみとめている。

いま、ドイツの自殺率と卸売物価指数を示すとつぎの第6表のようである。

第6表 ドイツの自殺率と卸売物価の変動

(1881—1913)

年	次	自 殺 率	卸売物価の上昇と低落
1881—1887		21.0	低 落
1888—1891		20.1	上 昇
1892—1895		21.1	低 落
1896—1900		20.2	上 昇
1901—1903		21.3	低 落
1904—1907		20.8	上 昇
1908—1910		21.9	低 落
1911—1912		22.1	上 昇
1913		23.2	低 落

資料: Halbwachs, M., *ibid.* p. 370.

上の第6表でみると、だいたいの傾向としては、自殺率は、日本の場合と同様に卸売物価の上昇期には低く、反対に卸売物価の下向期には高くなつてはいる。しかし、1911—1912年には卸売物価が上昇しているにもかかわらず、自殺率は低下しないで、増大している。これは明らかに一つの例外である。アルプワックスは、この例外について、1912年には、破産件数が前年よりも著しく増加した事実に着目して、1912年の卸売物価は上昇してはいるが、すでに不況期に向いつつあつたために自殺率は高くなつたという風に説明している。¹⁰⁾

しかし1911—1912年における自殺率の増大は、おそらく非経済的要因の影響によるもののおもわれる。ドイツの自殺率は、その当時の推移傾向としては、上昇的であつたために、1911—1912年の好況は自殺率を引き下げる作用をもつていたとしても、その長期的な上昇傾向に打ち勝ち

9) Hurlburt, W., *Prosperity, Depression and the Suicide Rate* (The American Journal of Sociology, March, 1932.) p. 714 以下.

10) Halbwachs M., *ibid.* p. 370.

えなかつたと説明してよいようにおもわれる。したがつて、1911—1912年は、1913年のような不況期にあつたとしたならば、自殺率の上昇傾向に、自殺率の増加を招く経済的要因の複合によつて、自殺率はいつそう高くなつていたであらう。

C. 戦後における自殺率の激増 日本の自殺率は、第1表で明らかなように、戦後、激増している。西欧諸国の自殺率は、戦後、どのような推移を辿つていゝるであらう。いま、1947—1955における日本と西欧諸国の自殺率を示すと、つぎの第7表のようである。

第7表 戦後における日本および西欧諸国の自殺率

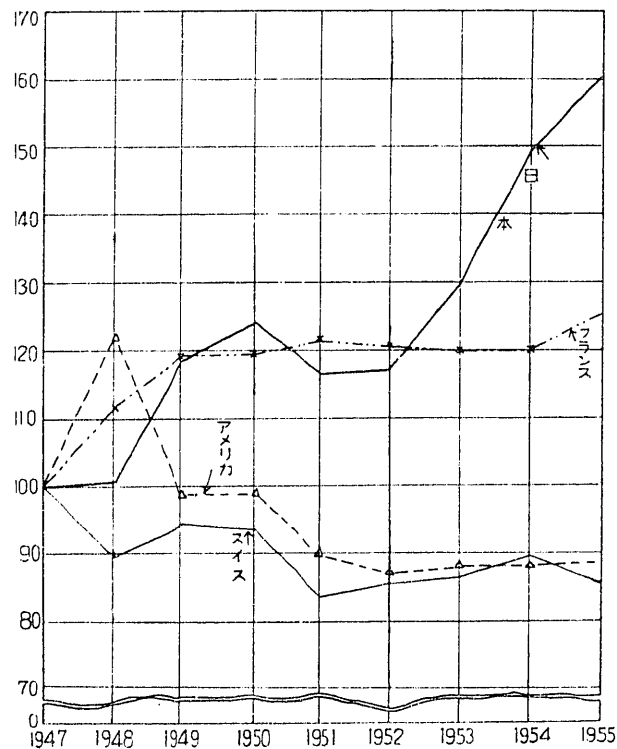
(人口10万につき自殺数)

	日本		アメリカ		フランス		イタリア		ベルギー		スイス		イギリス	
	自殺率	指数	自殺率	指数	自殺率	指数	自殺率	指数	自殺率	指数	自殺率	指数	自殺率	指数
1947	15.7	100.0	11.5	100.0	12.7	100.0	5.8	100.0	14.6	100.0	25.2	100.0	10.5	100.0
1948	15.9	100.3	14.1	122.6	14.2	111.8	6.3	108.6	15.0	102.7	22.6	89.7	11.0	105.0
1949	17.4	118.3	11.4	99.1	15.2	119.5	6.6	113.8	13.6	93.2	23.8	94.4	11.0	105.0
1950	19.6	124.8	11.4	99.1	15.2	119.5	6.5	112.1	12.9	88.4	23.5	93.3	10.2	97.1
1951	18.3	116.6	10.4	90.4	15.5	122.0	6.8	117.1	13.8	94.5	21.1	83.7	10.2	97.1
1952	18.4	117.2	10.0	87.0	15.4	121.3	6.3	108.6	13.1	89.7	21.5	85.3	9.9	94.3
1953	20.4	130.0	10.1	87.8	15.3	120.5	6.4	110.3	13.5	92.5	21.8	86.5	10.8	102.9
1954	23.4	149.0	10.1	87.8	15.3	120.5	6.1	105.2	13.8	94.5	22.6	89.7	11.4	108.6
1955	25.2	160.5	10.2	88.7	15.9	125.2	6.7	115.5	13.8	94.5	21.6	85.7	11.3	107.6

資料: *Annuaire démographique*, 1957.

上の第7表でみると、自殺率が増大している国は、日本のほかにフランスがあるが、しかし、年を追うてしだいに激増しているわけではない。1947年の自殺率を基準とする自殺率の指数は、フランスでは、1951年以来、常に120見当であつて、ほとんど安定的である。これに反して、日本の場合には、その指数は年を追うてしだいに大きくなり、1955年には実に160を示している。日本の自

第2図 日本、フランス、スイス、アメリカの自殺指数 (1947—1955)



自殺率は、1947年から1955年の期間に60%も増加しているのである。その他の諸国の自殺率は、1947年以来、わずかな例外はあるにしても、だいたいにおいて、低下の傾向を示している。いま、日本、フランス、スイスおよびアメリカにおける1947年以降の自殺指数を図示すると、第2図のようである。（前頁をみよ）

日本の自殺率そのものは、スイスやデンマークの自殺率を凌駕して、世界第1位を占めているだけでなく、戦後の増加力にいたつては、どの国の追従も許さないほどに大きい。これは注目すべき現象であるといわなければならない。

戦後の、ことに朝鮮事変以来の経済復興は、予想外に速かであつて、先年、神武以来の好況といわれるほどに、経済界は活況を呈した。少年労働者にいたるまで、収入は大幅に増加し、生活状態は著しく改善せられた。経済が発展し、国民生活が安定に向えば、自殺率は少なくなるべきはずであるにかかわらず、実際には、最近の自殺率は終戦直後の経済的困難な時期より著しく増大しているのである。

戦後の日本で、最も著しい時代精神の変化は、個人の自由と平等、人格の尊厳を強調するに至つたことであろう。戦前に強要された国民精神から自由になつたことは、われわれの大きな喜びであつた。また不合理な家族制度から解放されたことも、家族的重圧を緩和するのに大いに役立つたであろう。

しかし、自由をえたものの、自由を完うしえないで、責任を負わない自由の横行によつて、社会的まさつが統発しているだけでなく、自分自身をさえも、自由の名のもとに、かえつて不幸におとし立てている場合も少なくないようにみ受けられる。個人の自由は、人間にとつて最も大きな魅力であり、幸福の源泉であるべきはずのものである。しかし、自由を真の意味で自由たらしめるだけの精神的確信なくして、自由を放逸とはきちがえて、無軌道ともおもわれるような行動は、結局において、自ら解決しがたいような苦悩を背負うにいたるのである。自由を手にいれて、かえつて苦悩を背負っている人が多いということは、日本の現状ではあるまいか。

また文化国家の最高の道徳的基準として、個人の人格と生命の尊重は、戦後特に強く要請されるにいたつた。これについてはなに人も異論がないであろう。他人の生命に危害を加えてはならないのは、法律がこれを要求しているからではなく、他人の人格や生命を尊重しなければならないという道徳感情によつていられるからにほかならない。それで、この道徳感情は、他人の人格を尊重する場合と同様に、自己の人格と生命を尊重する場合にも生かされていなければならない。

自己の生命に危害を加える自殺は、他人になんらの損害も与えないという理由で、これをみとめるとすれば、人類に共通する最高の道徳基準は否定されることになる。人の人格と生命は尊重されなければならないという道徳基準は、自己と他人に共通の社会的規範であるかぎり、この道徳基準を他人についておかすと、自己についておかすとかかわりなく、非難さるべきものである。加害者も被害者も同一人であるという理由で、自殺の背徳性を弁護することは許されない。

個人の人格と生命は尊重されなければならないという道徳基準は、機会あるごとに、人々の口にする言葉であるが、実は空念仏であつて、この道徳感情に生き抜こうとする人がどれほどいるかはなはだ疑わしい。というのは、殺人も自殺も、戦後、激増の傾向を辿つていっているからである。

戦後、自由を手にいれて、自由を完うしえないと、苦悩がむしろ加重し、個人の人格と生命の尊重を口にしながら、反対に、個人の人格をふみにじり、生命を軽視することこそ、現下の風潮であつて、このような社会情勢のもとで、殺人や自殺の激増することは、当然の帰結であるといわなければならない。

2. 自殺率の長期変動

自殺率は、第1図の変動曲線が示しているように、社会的、経済的要因の作用によつてたえず変動しているが、その長期的な推移傾向は、ほぼ直線的に上昇の一路を辿つてゐることを発見するであらう。それで、第1表の年次別自殺率について最少自乗法によつて修正値を計算した。原点として選ばれた1928年における傾向の高さは18.72であり、傾向の傾斜値は0.03であるから、各年次の修正値によつて最少自乗線を描くと、第1図の点線のようになる。この最少自乗線上にある1899年の自殺率は17.85であつて、毎年、0.03づつ自殺率は高くなり、1957年には19.59となる。それで、日本の自殺率は、1899年から1957年の期間にわたつて、長期的な推移傾向としては、毎年、0.03づつ高くなり、全期間を通じて増加した自殺率は1.74であるという計算になる。

モルセリーは、「西欧諸国やアメリカでは、その自殺率は増大の傾向にある」¹¹⁾ といひ、またワグナーも、「自殺数は、その総数においても、また男女別においても、文明国民のあいだでは、近時、規則的に増大している」¹²⁾ といつてゐる。さらにまたクローゼ (Krose) は、「19世紀にはいつてからは、歐洲の自殺は激増した」¹³⁾ と報告している。

日本の自殺率の長期的推移傾向は、これらの説を実証するかのように、きわめてゆるい傾斜をもつて、しだいに上昇しているが、その原因は、西欧諸国の場合と同じように、おそらく経済組織の変化、工場制の発達、社会関係の複雑化、生活の緊張化のほか、個人主義精神の発達と集團意識の減退にあるであらう。¹⁴⁾

しかし、自殺率の上昇傾向は、無限に持続するとは考えられないのであつて、やがては頂点に達し、そこで停頓するか、あるいは低下の傾向に転ずるであらうとおもわれる。この実例は、フランスの自殺率についてみることができる。(フランスの自殺統計は、世界のどの国よりも古い時代から存続しているので、その点からみても、フランスの自殺統計を利用することは便利である。いま1827年以降の自殺率を示すと、つぎの第8表のようである。

第8表 フランスの自殺率
(1827—1955) (人口10万につき自殺数)

年次	自殺率	年次	自殺率	年次	自殺率	年次	自殺率	年次	自殺率
1827	4.9	1853	9.5	1879	17.4	1905	23.9	1931	19.0
1828	5.5	1854	10.2	1880	17.8	1906	23.5	1932	20.6
1829	5.9	1855	10.6	1881	17.9	1907	25.4	1933	20.0
1830	5.4	1856	11.5	1882	19.2	1908	23.9	1934	21.4
1831	6.4	1857	11.0	1883	19.2	1909	24.5	1935	20.1
1832	6.6	1858	10.8	1884	19.9	1910	25.0	1936	19.5
1833	6.0	1859	10.7	1885	20.7	1911	24.4	1937	—
1834	6.3	1860	11.1	1886	21.4	1912	25.4	1938	—
1835	6.9	1861	12.0	1887	21.5	1913	26.0	1939	—
1836	7.0	1862	12.8	1888	22.0	1914	21.0	1940	18.7

11) Morselli, H., Suicide (translation in English, 1889) p. 29.

12) Wagner, A. Die Gesetzmässigkeit in den scheinbar willkürlichen menschlichen Handlungen 1864. s. 21.

13) Krose, H. A., Der Selbstmord im 19 Jahrhundert nach seiner Verteilung auf Staaten und Verwaltungsbezirke. 1906. S. 110.

14) Miner, J., Suicide and its relation to climatic and other factors (The Amer. Journ. of Hygiene monographic series. No. 2. July 1922. pp. 10—11)

1837	7.2	1863	12.2	1889	21.4	1915	17.2	1941	17.2
1838	7.6	1864	12.0	1890	22.0	1916	16.6	1942	12.8
1839	8.1	1865	13.0	1891	23.2	1917	15.8	1943	11.8
1840	8.1	1866	13.5	1892	24.1	1918	16.7	1944	11.5
1841	8.2	1867	13.1	1893	23.6	1919	21.3	1945	12.3
1842	8.4	1868	14.6	1894	25.3	1920	21.7	1946	11.2
1843	8.7	1869	14.0	1895	24.2	1921	22.8	1847	12.7
1844	8.6	1870	11.3	1896	24.0	1922	22.9	1948	14.2
1845	8.8	1871	12.4	1897	24.2	1923	22.2	1949	15.2
1846	8.8	1872	14.6	1898	24.4	1924	23.1	1950	15.2
1847	10.3	1873	15.3	1899	23.0	1925	23.4	1951	15.5
1848	9.3	1874	15.5	1900	23.0	1926	23.2	1952	15.4
1849	10.1	1875	15.0	1901	22.7	1927	19.3	1953	15.3
1850	10.1	1876	15.8	1902	22.4	1928	18.9	1954	15.8
1851	10.0	1877	16.0	1903	22.5	1929	18.4	1955	
1852	10.2	1878	17.3	1904	22.6	1930	19.0	1956	

資料：1955—1956 の自殺率は Halbwichs, Les causes du Suicide. p. 323 による。

1927—1954 の自殺率は Rapport épidémiologique et démographique. 1956. p. 252 による。

1955—1956 の自殺率は Annuaire demographique. 1957 による。

上の第8表でみると、フランスの自殺率は、1827年にはわずかに4.9であつて、多少の凹凸はあるが、しだいに増大して1847年に10.3になつた。その当時の自殺率がはなはだ低いのは、フランスが未開国であつたためではなく、自殺を罪悪視するカトリック教的觀念が大衆にたいする抑制力をもつていたためであらう。その後も自殺率はしだいに高まり、1873年には15.3に、1885年には20.7に達した。そして1913年には実に26.0の高率を示した。これがフランスにおける自殺率の頂点であつて、その後、社会的経済的要因の作用によつて、自殺率は一上一下しつつ、だいたいの傾向としては低減の方向に向つている。

日本の自殺率は1955年の25.2が頂点であるかどうかを断定することはできない。最高の自殺率は、フランスでは1913年の26.0であるが、ドイツでは1932年の29.2であり、スイスでは1932年の29.7があつて、日本の自殺率も、30に接近することがあるかもしれないが、無限に増大するとは考えられない。また日本の自殺率はいつ低下の傾向に転ずるかを予想することも困難である。

3. 自殺率と死亡率との関係

死亡率は、普通、ある年次の総死亡数を人口で割つて1000倍したもの、すなわち人口1000人あたり死亡数をもつてあらわされている。総死亡数のうちには、病死のほか、自殺や事故死もふくまれているのであつて、自殺率と死亡率の関係を問題にする場合には、総死亡数から病死だけを抜き出したものの死亡率をもつてするほうが適當である。しかし、どこの国でも、自殺数が総死亡数のなかで占めている割合はきわめて少ない。たとえば日本の総死亡数は1956年には724,460であり、そのうち自殺数は22,107であつて、総死亡数にたいする自殺数の割合はわずかに0.035%にすぎない。総死亡数から計算した死亡率は8.0であり、総死亡数から自殺数を差引いたものから計算した死亡率は7.8であつて、その差はきわめてわずかであるから、便宜上、総死亡数から計算した死亡率をもつてしても、大した不都合を生じないであらう。

いま、1899年から1957年にわたる日本の死亡率を示すとつぎの第6表のようである。

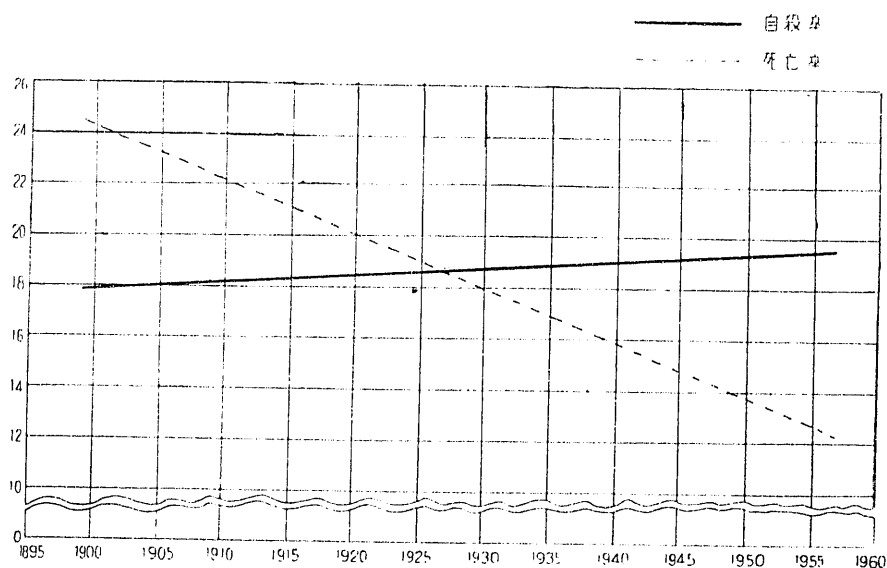
第9表 1899—1957年の死亡率（人口1000につき死亡数）

年次	死亡率	年次	死亡率	年次	死亡率
1899	21.1	1920	25.4	1941	16.0
1900	20.8	1921	22.7	1942	16.1
1901	20.9	1922	22.4	1943	16.7
1902	21.3	1923	22.9	1944	17.4
1903	20.4	1924	21.3	1945	29.2
1904	20.7	1925	20.3	1946	17.6
1905	21.6	1926	19.1	1947	14.6
1906	20.3	1927	19.7	1948	11.9
1907	21.4	1928	19.8	1949	11.6
1908	21.5	1929	19.9	1950	10.9
1909	22.5	1930	18.2	1951	9.9
1910	21.6	1931	19.0	1952	8.9
1911	20.9	1932	17.7	1953	8.9
1912	20.5	1933	17.7	1954	8.2
1913	20.0	1934	18.3	1955	7.8
1914	21.2	1935	16.8	1956	8.0
1915	20.7	1936	17.5	1957	8.3
1916	22.2	1937	17.1		
1917	22.2	1938	17.7		
1918	27.3	1939	17.8		
1919	23.3	1940	16.5		

資料：人口動態統計
annuaire démographique 1957.

上の第9表でみると、死亡率も、年によつて相当大きく変動している。たとえば1918年および1920年にはスペイン風の流行によつて、また1945年には今次大戦の影響によつて、死亡率は激増している。これに反して、1948年以降、公衆衛生施設の大進歩と卓効ある新薬の使用によつて死亡率は激減している。しかし、死亡率を長期的に観察すると、だいたいにおいて、低下の傾向を示している。そして最少自乗線があてはまるほどに直線的である。そこで最少自乗法によつて修正死亡率を計算すると、原点として選ばれた1928年における傾向の高さは18.34であり、傾向の傾斜値は-0.21であるから、各年次の修正値によつて最少自乗線を描くと、つぎの第3図のようである。

第 3 図 死亡率および自殺率の最少自乗線



上の第3図でみると、自殺率と死亡率とは全く逆の推移傾向を辿っていることがわかる。すなわち自殺率は、年を追うてしだいに増大しているに反して、死亡率は、年を追うてしだいに低下している。もちろん、この推移傾向は、1899—1957年の期間における観察結果であつて、遠い将来において、死亡率が上昇の傾向に転じ、自殺率が下向の傾向に転ずることがあるかも知れない。というのは、年令別死亡率は不変であつても、人口の年令構成が老令化する場合には、死亡率は上昇せざるをえないであろうし、また人を自殺に向わせる社会情勢が改善される場合には、自殺率は低下するであろうからである。

第3図をみて、いま一つ注目すべき点は、自殺率の推移傾向はきわめてゆるやかであるに對して、死亡率の推移傾向はいつそう急速であることである。すなわち、自殺率の傾斜の値は0.03であるに對して、死亡率の傾斜の値は-0.21であつて、後者のほうがはるかに大きい。この観察期間内では、自殺率におよぼす社会経済事情の影響にくらべては、死亡率におよぼす公衆衛生の影響のほうが大きいといえよう。

ワグナーは、「歐洲諸国の自殺率は、年々、変動はしているが、著しく大きい安定性をもつていて、自殺率の変動は、死亡率の変動よりも一般的に小さい」¹⁵⁾といつている。デュルケムは、ワグナーの提起したこの問題を、フランスの統計資料で追証して、「自殺率は、長い間、不変であるだけでなく、またその不変性は、重要な人口学的現象の不変性よりも大きい。ことに一般死亡率は、だいたい、年によつて変動し、その増減ははるかに大きい」¹⁶⁾といつている。

1899—1957年の期間における日本の平均自殺率は18.8であり、その平均偏差は2.28である。したがつてその変動係数は0.121となる。また同じ期間における平均死亡率は18.2であり、その平均偏差は3.71である。したがつてその変動係数は0.202となる。それで、日本においても、自殺率の変動は、死亡率の変動よりも小さく、いつそう安定的であることがわかる。

自殺率は、社会的・経済的事情によつて、一時的には相當に大きな変動を示すが、しかし、これを長期的に観察すれば、社会的・経済的事情の変化は案外に小さく、それに対応して自殺率の変動の幅も比較的狭いのであろう。これに對して、死亡率は、自殺率より自然現象に近いと考えられるために、先験的にはいつそう安定度が高いように想像されがちであるが、実は自殺率よりも大きく変動するのである。死亡率も、社会的・経済的事情に影響されるうえに、死亡対策の持続的な努力によつて、人口革命といわれるほどの大きな作用力にしばしば左右されているからであらう。それゆえに、日本においても、自殺率の推移傾向は、死亡率の推移傾向にくらべて、いつそう安定的であるということが出来る。

Ⅲ. 自殺率の地域的差異

1. 自殺率の國際的比較

社会事象の地域的差異を問題にする場合、地域区分の設定について、まず第1に考えられるのは世界における国々の区分であらう。自殺率は、国によつて差異があり、しかもそれぞれの国の特有の原因によつて変動してはいるが、それにもかかわらず、各国の自殺率の順位は、長い期間にわたつて、きわめて安定的である。¹⁾

15) Wagner, A., ditto. S. 279.

16) Durkheim, E., *ibid.* p. 11.

1) Halbwachs, M., *ibid.* p. 91.

この問題は、すでにデュルケムも取り上げ、つぎのような統計的結果を明らかにしている。
(Durkheim, E., *ibid.* Tableau III. p. 14)

欧 洲 諸 国 の 自 殺 率

(人口10万につき)

国 名	期 間			順 位		
	1866—70	1871—75	1874—78	第 1 期	第 2 期	第 3 期
イタリヤ	3.0	3.5	3.8	1	1	1
ベルギー	6.6	6.9	7.8	2	3	4
イギリス	6.7	6.6	6.9	3	2	2
ノールウェー	7.6	7.3	7.1	4	4	3
オーストリア	7.8	9.4	13.0	5	7	7
スウェーデン	8.5	8.1	9.1	6	5	5
ババリア	9.0	9.1	10.0	7	6	6
フランス	13.5	15.0	16.0	8	9	9
プロシア	14.2	13.4	15.2	9	8	8
デンマーク	27.7	25.8	25.5	10	10	10
サクソニア	29.3	26.7	33.4	11	11	11

アルブワックスは、これを追証して、つぎのような統計的結果を明らかにしている。(Halbwachs, M., *ibid.* Tableaux IX. et Tableaux XI. p. 92 et p. 97)

欧 洲 諸 国 の 自 殺 率

(人口10万につき)

国 名	期 間						順 位					
	1836-45	1861-65	1866-70	1886-90	1901-05	1911-13	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期
イタリヤ	2.9	2.9	3.0	5.0	5.7	8.4	1	1	1	1	1	2
ベルギー	5.0	4.6	6.6	11.9	12.9	13.9	3	2	2	5	5	4
イギリス	6.2	6.5	6.7	7.9	8.9	10.0	4	4	3	3	3	3
ノールウェー	10.7	8.5	7.6	6.7	6.5	5.7	9	7	4	2	2	1
オーストリア	4.5	6.4	7.3	16.0	15.9	20.1	2	3	5	7	7	8
スウェーデン	6.6	7.6	8.5	11.8	14.4	17.8	6	5	6	4	4	6
ババリア	6.5	7.8	9.0	13.7	13.5	16.6	5	6	7	6	6	5
フランス	8.0	12.4	13.5	21.6	24.1	25.2	7	9	8	9	10	10
プロシア	10.4	11.8	14.2	20.0	20.5	21.4	8	8	9	8	8	9
デンマーク	22.2	27.0	27.7	26.1	24.9	18.2	11	11	10	10	9	7
サクソニア	16.7	26.3	29.3	32.3	32.1	32.6	10	10	11	11	11	11

自殺率の国際的差異とその順位を再吟味するとともに、日本の自殺率の国際的地位を明らかにするために、1901年から1956年にいたる毎5年の自殺率を主要諸国について示すと、つぎの第1表のようである。

第1表 世界主要国の自殺率とその順位

自 殺 率 (人口10万につき)

国 名	1901	1906	1911	1916	1921	1926	1931	1936	1941	1946	1951	1956
ス ペ イ ン	2.0	3.0	4.5	6.1	5.2	6.4	6.7	5.7	6.9	5.5	5.9	5.5(2)
ノールウェー	5.5	3.9	4.8	3.8	5.8	6.0	6.9	6.3	4.2	6.1	6.5	7.4(3)
オ ラ ン ダ	5.8	6.6	6.2	5.7	6.4	6.6	8.4	8.1	6.5	7.8	6.0	6.0
フ ィ ン ラ ン ド	6.1	6.5	9.2	7.3	12.0	15.7	23.4	19.6	18.2	17.1	15.7	22.4
イ タ リ ヤ	6.2	7.0	7.9	6.9	7.8	9.8	10.1	7.9	5.3	5.3	6.8	6.7(4)

イギリス	9.6	10.1	9.9	7.3	9.9	11.4	12.9	12.4	9.4	10.6	10.2	11.8
ニュージーランド	10.2	9.3	12.2	13.4	12.8	11.3	15.7	10.0	9.3	10.0	9.9	9.0(5)
アメリカ	10.4	12.8	16.0	13.7	12.4	12.6	16.8	14.3	12.8	11.5	10.4	10.2(6)
ベルギー	12.7	11.9	13.7	14.3(1)	12.5	15.3	17.8	15.8	14.0	14.6	13.8	13.6(7)
スウェーデン	13.1	14.5	17.6	13.2	15.3	14.8	16.5	16.7	15.8	15.5	16.2	17.8(8)
日本	17.7	16.3	18.8	17.9	20.0	20.6	22.0	22.0	13.1	20.9	18.2	24.5
ドイツ	20.8	20.4	21.7	17.3	20.7	26.2	28.8	28.7	—	—	—	—
フランス	21.2	20.4	21.9	16.0	19.6	19.2	19.0	19.5	17.2	11.2	15.5	16.9
スイス	22.4	20.6	23.7	20.4	22.8	26.1	24.8	27.8	24.4	26.0	21.1	21.6(9)

順 位

スペイン	1	1	1	3	1	2	1	1	4	2	1	1
ノールウェー	2	2	2	1	2	1	2	2	1	3	3	4
オランダ	3	4	3	2	3	3	3	4	3	4	2	2
フィンランド	4	3	5	5	6	10	12	11	12	11	10	12
イタリア	5	5	4	4	4	4	4	3	2	1	4	3
イギリス	6	7	6	6	5	6	5	6	6	6	6	7
ニュージーランド	7	6	7	8	9	5	6	5	5	5	5	5
アメリカ	8	9	9	9	7	7	8	7	7	8	7	6
ベルギー	9	8	8	10	8	9	9	8	9	9	8	8
スウェーデン	10	10	10	7	10	8	7	9	10	10	11	10
日本	11	11	11	13	12	12	11	12	8	12	12	13
ドイツ	12	12	12	12	13	14	14	14	—	—	—	—
フランス	13	13	13	11	11	11	10	10	11	7	9	9
スイス	14	14	14	14	14	13	13	13	13	13	13	11

資料: Rapport épidémiologique et démographique, 1956.

備考 (1) 1919, (2) 1953, (3)—(9) 1955.

上の第1表でみると、スペイン、ノールウェー、オランダ、イタリアの自殺率は、全期間を通じて常に低く、これに反して、スイス、フランス、ドイツ、日本、スウェーデンの自殺率は、全期間を通じて常に高い。イギリス、ニュージーランド、アメリカ、ベルギーの自殺率は、中間の位置を占めている。ただフィンランドの自殺率は、例外的な変動を示して、20世紀の初期には低い、第1次大戦後、しだいに増大して、最近では、世界の最高水準に達している。

つぎに、どの国の自殺率も、時の経過とともに絶えず変動しているが、日本ことにフィンランドの自殺率はきわめて早い速度をもつて増大していることが注目される。その他の諸国の自殺率も、だいたいにおいて増大の傾向を辿っている。ただフランスの自殺率は、今次大戦ごろから、減退の傾向に転じている。

第1表の教えるところによつて、デュルケムやアルプツクスの示した統計的事実は、現在においても変わりなく真実であることを知ることができる。このように、自殺率の国際的順位は、観察の時期が異なつていてもほとんど変わらないのであつて、それぞれの国の自殺率は固有性をもつていとみななければならない。しかも自殺率は、自然法則のように固定的なものではなく、変化性もあわせそなえていて、それぞれの社会力に支配されながら、絶えず増減している。²⁾

日本の自殺率は、国際比較において、きわめて高い水準にあるといわなければならない。そしてそれが日本の固有性にもとづくものであるのも疑う余地がないが、しかし、日本人の高い自殺率は、その人種的特質にもとづくものであると速断してはならない。

2) Durkheim, E., *ibid.* p. 14.

ワグナーは、自殺傾向の人種的特質をみとめているし、³⁾ またウェストコットは、*ヨーロッパでは、ゲルマン民族の自殺率のいちじるしく高いことをあげ、これと反対に、ケルト民族やスラブ民族の自殺率のいちじるしく低いことをあげている。*⁴⁾

もし自殺傾向が人種的な特質にもとづくものであるとするならば、それは超社会的な宿命であつて、その人種が世界のどの地域に移住しても、その自殺傾向は大して変化しないはずでなければならない。しかし、自殺傾向には人種的な特質があるという立言にたいして、デュルケムは否定的な見解を明らかにしている。

彼は、「ドイツ人の自殺傾向がドイツ国内では一般的であることを証明するだけでは、それをこの原因（人種的な特質～筆者註）に帰することはできない。というのは、この一般性は、ドイツ文明の固有の性質にもとづいているかもしれないからである。この傾向は、ドイツ人の遺伝的狀態に結びついている永続的な特徴であつて、社会環境が変つても、存続することを証明しなければならぬ。この条件においてのみ、われわれはこの傾向を人種の所産とみとめることができるであらう。したがつて、ドイツ人が、ドイツ国外で、他の民族と生活を共にし、異なる文明に慣れたときでも、この悲しむべき首位（最も高い自殺率～筆者註）を保持するかどうかを探索しよう」⁵⁾ といひ、ドイツ国外におけるドイツ人の自殺率を検討したのち、「ドイツ人とスラブ人とが、同一の社会環境のもとで生活する場合には、両者の自殺傾向はほとんど同一である。したがつて、事情の異なつているときに、彼らのあいだにみとめられる相違は、人種にもとづくものではない」と結論している。⁶⁾

在外日本人の自殺に関する統計資料は、遺憾なことには、ほとんどないといつてよい。ただカルビン (Calvin) は、戦後、シヤトル市における国籍別自殺率を調査しているのであつて、それによると、シヤトル市における一般自殺率は20、白人の自殺率は20.5であるにたいして、日本人の自殺率は10.4となつてゐる。⁷⁾

これは、ただ一つの調査事例にすぎないが、もし日本人の自殺傾向が人種的に強いものであるとすれば、国外においても高い自殺率を示すはずであるが、日本内地とはちがつた社会環境で、しかも白人の労働者などよりも恵まれた生活条件のもとにあるものとみえて、その自殺率は、これほどまでに低いのである。それで、日本人の自殺率は、日本という特別の社会環境においてこそ高いのであつて、人種的特質によるものではないと推測してもさしつかえないのではあるまいか。

非社会的要因としての自然環境も自殺率に作用するというモルセリー説にしたがつて、ウェストコットは、つぎのように主張している。

彼によると、自殺率は、酷暑や厳寒の地域では少なく、気候の温和な地域で多い。ヨーロッパにおける自殺の主要地域は、フランスの北部からドイツの東部にかけての地域であり、パリ市をふくめてその周辺の自殺率は33.0（人口10万につき）であり、またザクセンでは実に46.9に達している。これにたいして、南部の自殺率は、ポルトガルでは16.0、スペインでは19.0、シシリーでは18.0にすぎない。つぎに、北部の自殺率をみると、南部の自殺率よりもいつそう低い。⁸⁾

3) Wagner, A., ditto. S. 165 ff.

4) Westcott, W., *ibid.* P. 77—78.

5) Durkheim, E., *ibid.* p. 60.

6) Durkheim, E., *ibid.* p. 62.

7) Calvin, Sch. and Maurice, A., Completed and Attempted Suicides (*American Sociological Review*, No. 3 June, 1955. p. 275)

8) Westcott, W., *ibid.* p. 78.

ウェストコットの示した気温別の自殺率はあやまりのない統計であるとしても、自殺率と気温とのあいだには、常に不変の関係があるであろうか。もし気温そのものが自殺率におよぼす自然的要因であるとするならば、暑い地域の自殺率は常に低くなければならないであろう。ところが、デニルケムによると、イタリアの自殺率は、現在、比較的到低いが、ローマが欧州文明の中心であつた帝政時代には著しく高かつた。⁹⁾

ワグナーがいつているように、自殺率におよぼす諸要因のなかで気温だけをぬき出して、自殺率と気温の関係を論ずることははなはだ困難である。¹⁰⁾ 後段において説明するように、日本の地域別自殺率をみても、ほとんど同じ気温帯にある相接する二地域の自殺率のあいだにきわめて大きな開きのある場合が少ないのである。

それぞれの国にみられる自殺率の固有性は、人種的特質や気温関係では説明しえないのであつて、それぞれの国における宗教、道徳、慣習、文化、社会制度などの雑多な社会的要因の複合作用の所産であるとみるべきであろう。日本の自殺率をして世界の最高水準にすえている主要な要因として、宗教的厭世観、儒教的倫理観、伝統的な家族制度、ことに戦後にあつては、時代思潮の混乱などを数え上げることができるのではあるまいか。

(1) 宗教——ワグナーが「ドイツと中部欧州では、自殺は、カトリック教徒よりも新教徒のあいだで常に多い」¹¹⁾ という見解を明らかにして以来、エツチンゲン、ルギー、モルセリー、デニルケム、その他の多くの研究者たちも、自殺率と宗教との関連性を取り上げ、いずれもワグナーの見解を支持する結論を出している。現在でも、第1表で明らかなように、自殺率は、カトリック教徒の多いスペインやイタリアでは低く、新教徒の多いドイツやスイスでは高い。

自殺率は、なぜ新教国に高く、カトリック国に低いのであろうか。この問題の解明は重要である。新旧約聖書には、自殺を禁止している誡命はみあたらないが、聖オーガスチンが、5世紀の初めごろ、どんな事情があろうとも、自殺を罪悪であるとして以来、カトリック教は自殺を神を冒とくする行為とみるにいたつた。神の全能に服従する義務、生命の神聖視、苦難の積極的価値などの立場から、自殺を自己殺人として否定したのである。¹²⁾

アルルの宗教会議は、452年に、自殺を罪悪であると宣言し、563年のブラーガーの宗教会議は、さきの宣言を再確認した。そしてカトリック教が、自殺に宗教的制裁を科するようになったのは、578年のオークセルの宗教会議以後のことであるが、その制裁規定によると、自殺者は、ミサの聖供において祭られないし、葬式の場合に、讃美歌をうたつてはならないというのである。¹³⁾

自殺を罪悪であり、自殺者に宗教的制裁を加えるカトリック教の戒律は、カトリック教徒の自殺を少なくしている大きな要因であるにちがいないが、カトリックス教徒をしてこの戒律をよく遵守させているものは、カトリック教団に特有な宗教的結束力であるというべきであろう。

デニルケムは、カトリックの教団に自殺の少ない原因を説明して、「宗教社会を構成するものは、すべての信徒に共同な、伝統的な、したがつて義務的な信仰と行事の存在である。この集合的状态が多ければ多いほど、また強ければ強いほど、宗教的共同体は強く結束されるし、それだけ(自殺についても)予防力をもつことになる」¹⁴⁾と述べている。

9) Durkheim, E., *ibid.* p. 83.

10) Wagner, A., *ditto.* S. 121.

11) Wagner, A., *dittie.* S. 185.

12) Bunzel B., *Suicide Encycropaedia of the Social Science* vol. VII. 1935. p. 445 ff.

13) Westcott, W., *ibid.* p. 14—15.

14) Durkheim, E., *ibid.* p. 173.

聖書には自殺を禁止するような戒律は一つもないにかかわらず、カトリック教団が独自の議論で、自殺を罪悪とし、自殺者に宗教的制裁を加えることを規定して、しかもカトリック教徒たちをその規定に服従させる宗教的拘束力がカトリック教団にあるからこそ、その信徒の自殺は少ないとみるべきである。

新教は、これに反して、自殺問題についても、信徒を宗教的に拘束する戒律をもつていないし、カトリック教団のような強い宗教的指導力をもつていない。新教は、各人に自由を与えるとともに、個人に責任をとらせる傾向が強い。篤信の新教徒は、たしかに幸福であり、平和であろうが、他方、しつかりした信仰をもつていなかつたり、信徒らしくない信徒などは、人世の苦難に遭遇しても、カトリック教徒のような精神的な慰安者や相談相手をもたないわけであつて、自ら苦悩を背負わなければならない。このために、新教徒に自殺が多いといわれている。¹⁵⁾

同じキリスト教徒のあいだでも、新教徒の自殺傾向とカトリック教徒の自殺傾向とは大きな差異をもつていることについて概説したが、いよいよ仏教と自殺傾向との関連性について考えてみなければならない。

現代の日本に、真の意味の仏教徒が果してどれほどいるかはわからないが、家の宗教を問われると、たいていの日本人は仏教と答えるであろう。ただたんに「家の仏教」であつて、多くの日本人は真の意味の仏教徒でないにしても、長いあいだの伝統と慣習によつて、なんらかの形で、精神的にも仏教の影響をうけているといつてよいであろう。

仏教の教義のなかに、自殺を積極的に支持しているような個所はないといわれているが、カトリック教が自殺を罪悪であるとしたり、宗教的制裁を加えたりしているのとはちがつて、自殺者にたいしても大へんに寛大な態度を示している。仏教が自殺者の葬儀や寺院墓地への埋葬を拒否したりしていない。

また「欣求浄土、厭離穢土」という仏教の宗教観からすれば、信仰の住み家である肉体は、信仰のためならば、その肉体の所有者の意志で遺棄してもよいことになり、浄土宗の祖善導大師の捨身往生は、おそらくこの宗教観に由来しているであろう。これは純粹に信仰上の特別の場合にちがいないが、しかし、現世は仮宅であつて、しかも穢土であるとする仏教思想は、仏教徒であるとないつていにかかわりなく、長い伝統の力をもつて、日本国民の人生観に深く根をおろしていることを否定できないであろう。

仮宅の穢土を厭離して、極楽浄土に永生しようという宗教観そのものを是非しようとしているのでもないし、また一般大衆はすべて遁世的な生活を営んでいるわけでもないが、ひとたび逆境におちいつた場合、カトリック教徒のように、苦難の積極的価値をみとめないで、日本人は、往々にして厭世的になり、死を選んで生からの逃避を志す傾向が強いのではあるまいか。ことに日本に多いといわれている情死は、仏教の来世思想に強く影響されているようにおもわれるのであつて、この厭世的な人生観は、日本人の自殺を多からしめているといつてよいであろう。

デュルケムは、「日本人が、はなはだ意味のない理由のためにも容易に切腹したことは、人の知るところである。日本では、巧妙に相手を倒そうとして争うのではなく、切腹の器用さを示そうとする奇妙な慣習があつた」といつている。¹⁶⁾ 封建時代には、武士階級のあいだで、しばしば切腹自殺がおこなわれたであろうが、腹切の器用さを示すために、意味のない理で自殺したのではない。

15) Masaryks, *Der Selbstmord als soziale massenerscheinung der modernen civilisation*, 1881. S. 62
Öttingen, A., *Ueber acuten und chronischen Selbstmord*. 1881. S. 30.

16) Durkheim, E., *ibid.* p. 239.

外国人の目には意味のない理由にみえるかもしれないが、自殺者には、その切腹には十分の理由があつたであろう。切腹は、君主に死にあたる罪過をわびる場合、戦場で捕虜となる恥辱をさける場合、名誉を守る場合などがそれである。「生きて恥かしめをうけるより名誉のために死ぬ」とは、武家の教訓であつたとおもわれる。しかし、このような意味の切腹は、もつぱら武家社会の問題であつて、庶民社会ではそんなに多くあつたとは信ぜられないし、ことに現代の社会では、このような意味の切腹はほとんどないといつてよいであろう。それゆえに、日本の高い自殺率の原因は、日本人が切腹を好むということの説明しうるわけのものではない。

またファリス (Faris) は、現代においても、日本では、侮辱されたり、汚名をきせられたりすると、身の潔白を立てるために、侮辱者の戸口で自殺するように書いているが、¹⁷⁾ 人のよく知るように、実際には、そんなことはめつたにない。身に覚えのない窃盗や不貞の疑いをかけられて、自殺したという報道を新聞でみることがあるにしても、それはきわめて稀な事例であつて、日本人にそうした一般的傾向はみとめられないであろう。したがつて、これも日本の高い自殺率とほとんど全く関係がないといつてよい。

なお、命を捨てても名をおしむという人生観は、おそらく仏教思想と無縁であるといつてよい。現世の価値を高く評価しているのでなければ、名をおしむというものはありえないからである。

(2) 家族制度——日本の家族制度の沿革やその社会意義については、既述の拙稿にゆづつて、¹⁸⁾ ここでは、実在としての日本の家族制度が自殺傾向におよぼしたとおもわれる作用について考えてみよう。

明治時代から終戦直後まで存続していた日本の家族制度のもとでは、人のよく知つているように、家族員は、家長(戸主)を中心とする秩序ある集団であつて、人間的な平等精神は全く排除されていたといえよう。日本の家族は、平等の地位にある個々の家族員の横のつながりから成り立っているのではなく、家長(戸主)の統率のもとに、不平等の地位にある個々の家族員の縦のつながりから成り立っていた。

この家族制度を十全に保持することは、儒教精神の立場からは大した淳風美俗であると信じられてはいたが、しかし人間性をいちじるしく軽視したものであつたし、近代生活の支柱の一つである個人主義とは全く相容れないものであるために、家族生活の面においても、さまざまな形で「家庭不和」を生み出す原因になつた。「家」の重圧によつて、いかに多くの「家庭不和」が頻発したとか。そしてこの「家庭不和」の苦悩から逃れるために、いかに多くの自殺が頻発したとか。

「家庭不和」による自殺は、その遺族ができるだけそれをありのままに告げようとしないうために、実際よりはるかに過少であるにかかわらず、自殺総数にたいする「家庭不和」による自殺割合(自殺未遂の場合)は、1955年においても15%に達していると報告されている。日本の高い自殺率の原因の一つは、この家族制度に帰せられてよいであろう。

日本の家族制度は、戦後、個人の平等の原則にしたがつて、旧来の家族観念を捨て、「愛の家族」制度にきりかえられた。しかし、個々の家族員は、名実ともにこれまでの「家」の重圧から解放されたかといえ、必ずしもそうではない。「制度家族」から「愛の家族」に移行する過渡期においては、新旧思想の相剋による「家庭不和」の問題は依然として多発しているというのが実情であろう。自殺総数にたいする「家庭不和」による自殺割合は、家族制度の改革された今日でも、以前

17) Faris, R., *Social Disorganization*, 1948. p. 199.

18) *L'évolution de la famille japonaise (Renouveau des idées sur la famille, Institut national d'études démographiques, Cahier. No. 18. 1954)*

とほとんど変つていないことをその傍証としてあげることができる。

今後、新しい家族観念が国民大衆のあいだに滲透するにつれて、これまでのような「家庭不和」がしだいに減少するにいたれば、そのための自殺も少なくなるであろうが、他方、個人主義化が進むにつれて、孤立的な苦悩の増大が予想されるのであつて、それに原因する自殺が多くなるであろう。

ともあれ、現在までのところ、日本の自殺率を世界の最高水準にもちあげている主要原因は、日本人の強い厭世心と家族制度にあるといつてさしつかえないのではあるまいか。

なお、戦後の自殺率は、国際的傾向としては、第1表でみられるように、ゆるやかな増加傾向に転じ、あるいは減退の傾向さえみせているに反して、¹⁹⁾日本の自殺率は、最近、激増の傾向にあることに注目する必要がある。しかし、日本の自殺率が、戦後に激増しつつある原因については、前章で述べたから、ここではその説明を省略することにしたい。

2. 地域別にみた自殺率の差異

日本の自殺率は、前節で述べたとおり、国際比較上、きわめて高い水準にあるが、国内の地域別自殺率は、決して一様ではないのであつて、相当に大きな差異がみられる。いま、1900年から1955年にわたつて、毎10年の府県別自殺率を示すと、つぎの第2表のようである。

第2表 府県別自殺率 (1900—1955)

(人口10万につき)

府 県	年次 自殺率	1900	1910	1920	1930	1940	1950	1955	順位							
		自殺率							1900	1910	1920	1930	1940	1950	1955	
秋田		6.9	12.7	14.5	23.3	15.0	17.6	20.2	1	9	9	28	31	18	8	
富山		6.9	13.3	15.6	19.9	13.0	20.5	27.6	2	11	12	18	16	33	39	
佐賀		7.6	11.1	12.8	13.3	7.8	14.6	29.9	3	5	6	1	1	10	45	
鹿児島		7.8	10.9	11.8	15.9	10.9	13.6	18.3	4	4	3	6	11	7	3	
福岡		8.9	10.0	15.2	17.5	11.3	17.5	25.0	5	1	10	8	13	17	28	
香川		9.4	13.6	16.7	16.0	14.7	20.0	29.7	6	14	17	7	28	30	44	
石川		9.5	13.4	16.1	18.6	14.5	18.2	22.3	7	12	15	14	26	21	17	
大分		9.8	13.5	15.3	19.0	13.7	20.0	20.0	8	13	11	15	20	31	7	
宮城		10.1	14.3	12.3	15.2	8.3	11.7	14.2	9	18	4	4	2	1	1	
茨城		10.1	13.1	13.1	15.4	10.7	12.1	17.1	10	10	7	5	9	3	2	
宮崎		10.2	11.7	11.2	18.0	9.4	15.3	21.8	11	6	2	11	5	11	13	
長崎		10.5	10.1	13.2	14.6	9.7	12.5	20.7	12	2	8	3	6	4	9	
三重		10.8	19.8	21.8	21.2	14.6	21.5	24.3	13	36	32	23	27	35	24	
千葉		11.0	14.8	20.0	23.1	14.5	17.6	21.6	14	19	29	27	25	19	12	
福島		11.3	16.1	16.6	18.2	10.3	13.2	19.2	15	22	16	12	7	5	6	
高知		11.3	19.3	18.3	19.8	14.8	18.7	22.2	16	34	23	17	30	24	16	
熊本		11.7	15.6	12.3	17.5	10.9	14.0	21.3	17	20	5	9	10	8	11	
島根		11.7	18.4	18.0	25.7	16.3	18.8	24.9	18	31	21	36	36	25	27	
北海道		11.8	14.3	16.1	19.7	8.7	14.1	20.9	19	17	14	16	3	9	10	
栃木		11.8	14.1	19.9	24.0	14.0	16.5	19.1	20	15	28	30	22	12	5	
広島		12.1	16.6	21.8	23.5	15.9	19.6	24.2	21	24	33	29	34	29	23	
鳥取		12.3	10.7	15.7	17.6	13.2	13.2	24.3	22	3	13	10	17	6	25	
愛知		12.4	15.7	21.7	24.3	13.4	22.7	26.2	23	21	31	32	18	41	34	

19) Suicide Rate at Record Low, Statistical Bulletin, Metropolitan Life Insurance Company, May 1953.

愛媛	13.4	18.1	19.8	22.5	14.3	17.4	23.1	24	30	27	26	24	15	19
山梨	13.5	16.9	17.3	24.1	14.8	19.4	23.4	25	25	19	34	29	28	21
神奈川	13.7	17.9	23.7	26.7	14.0	18.3	23.7	26	28	36	39	23	22	22
奈良	13.7	19.9	28.0	27.0	18.5	22.3	29.0	27	37	44	40	42	39	43
福井	13.9	19.6	19.5	24.3	18.3	21.9	27.2	28	35	26	32	41	37	36
静岡	14.2	17.1	18.3	22.0	13.9	17.8	22.4	29	27	22	24	21	20	18
岩手	14.3	14.1	17.5	21.8	12.9	18.5	25.4	30	15	19	22	15	23	33
兵庫	14.4	17.0	19.4	24.0	12.4	21.9	28.6	31	26	25	31	14	38	41
徳島	15.1	19.2	23.0	20.9	13.4	17.2	24.8	32	33	30	19	19	14	26
長野	15.2	19.2	23.0	29.6	17.4	22.4	25.2	33	32	35	45	39	40	29
和歌山	15.6	22.5	25.3	26.0	19.9	27.2	36.0	34	41	41	37	44	46	46
山口	15.6	18.1	23.8	27.4	15.5	21.7	27.8	35	29	37	41	32	36	40
青森	15.8	11.9	11.2	13.6	8.9	12.1	18.4	36	7	1	2	4	2	4
埼玉	15.8	20.8	26.0	25.5	17.2	20.3	22.1	37	39	42	35	38	32	15
大阪	16.4	20.1	18.4	21.2	10.3	19.3	28.8	38	38	24	21	8	27	42
岡山	16.7	21.2	22.6	22.2	17.5	17.2	23.1	39	40	34	25	40	13	20
山形	16.8	16.6	24.4	21.9	16.2	17.5	21.9	40	23	39	23	35	16	14
東京	16.9	12.5	17.1	18.2	11.3	20.7	26.8	41	8	18	13	12	34	35
岐阜	17.3	22.9	26.1	31.1	22.3	23.9	27.4	42	44	43	46	45	44	38
京都	17.6	22.7	29.1	27.6	17.1	24.7	25.2	43	42	44	42	37	45	30
滋賀	18.9	23.6	31.3	29.5	24.4	23.5	25.2	44	45	46	44	46	42	31
群馬	19.3	23.7	24.2	26.7	15.8	18.9	25.2	45	46	38	38	33	26	32
新潟	19.6	22.9	25.3	27.6	19.8	23.8	27.3	46	43	40	42	43	43	37

上の第2表で明らかのように、いずれの府県の自殺率も、時間的にたえず変動しているが、それぞれの変動率の大小を問題として取り上げるのではなく、ここでは、それぞれの府県における自殺率そのものの大小を比較観察しようとするのである。すなわちそれぞれの府県の自殺率は、時間的にたえず変動しながら、どの府県の自殺率はだいたいにおいて高いか、または低いかを序列的な差異を明らかにしようとするのである。

第2表の右側の「順位」とある欄には、各年次毎に、府県の自殺率の順位を記入してある。「1」とあるのは、その年次における最も低い自殺率であり、数字の大きくなるにつれて、自殺率の高いことを示している。

(A) 第1位から第15位までの自殺率を「低自殺率」、(B) 第16位から第30位までの自殺率を「中自殺率」、(C) 第31位以上の自殺率を「高自殺率」とし、また7年次のうち、5回またはそれ以上第15位までの自殺率を示している地域を「低自殺傾向地域」、5回またはそれ以上第30位以上の自殺率を示す地域を「高自殺傾向地域」、その他の地域を「中自殺傾向地域」と看做すことにしよう。すると、自殺率の高低別にみた府県の分類はつぎのようになる。

(A) 低自殺傾向地域

佐賀県、鹿児島県、福岡県、大分県、宮城県、茨城県、宮崎県、長崎県、福島県、熊本県、青森県

(B) 中自殺傾向地域

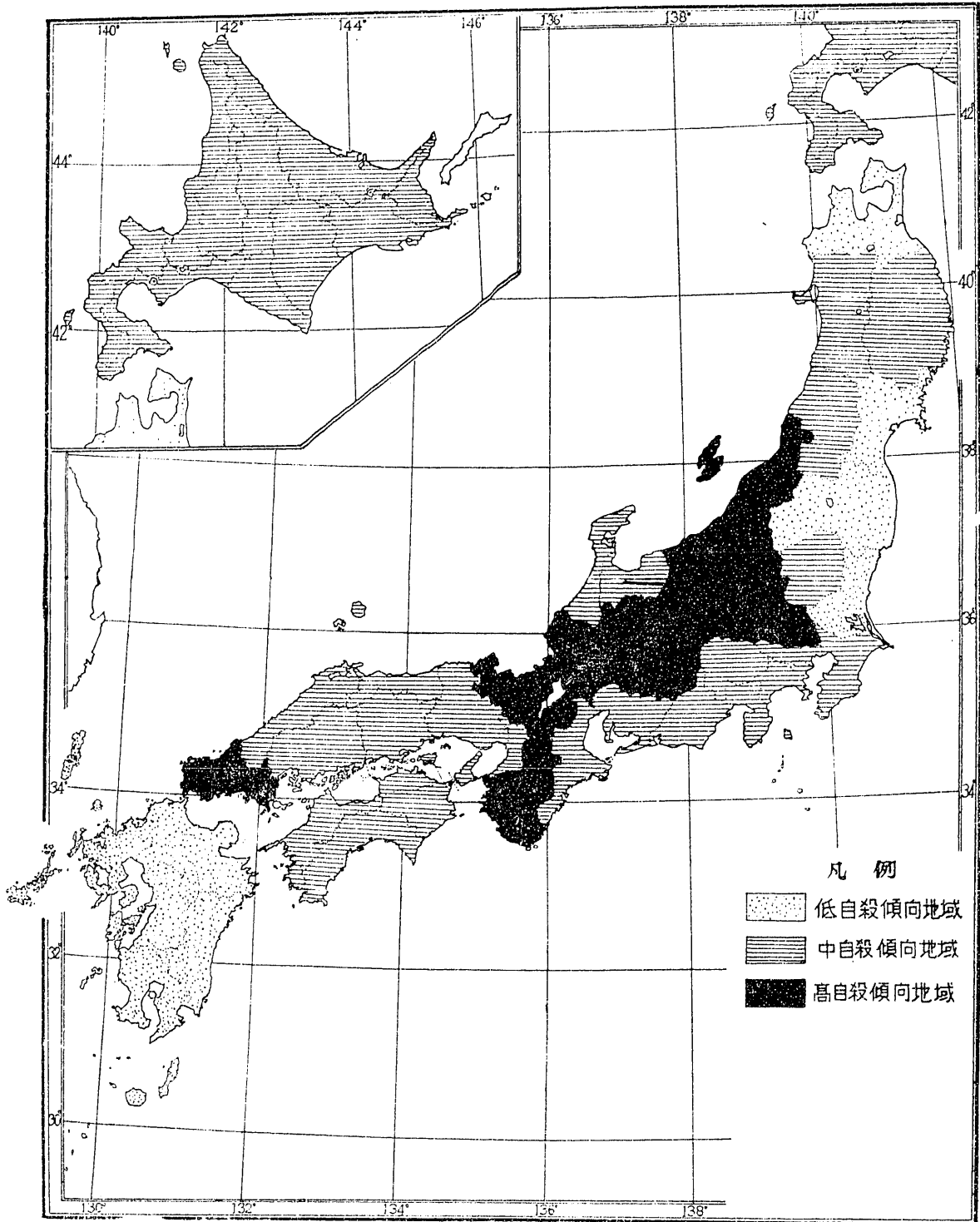
秋田県、富山県、香川県、石川県、三重県、千葉県、高知県、島根県、北海道、栃木県、広島県、鳥取県、愛知県、愛媛県、山梨県、神奈川県、静岡県、岩手県、兵庫県、徳島県、岡山県、山形県、東京都、大阪府

(C) 高自殺傾向地域

奈良県、福井県、長野県、和歌山県、山口県、埼玉県、岐阜県、京都府、滋賀県、群馬県、新

潟県

この結果を、府県別地図で図示すると、つぎのようである。



上の地図でみると、自殺傾向の高い地域は、ほとんど日本の中央部にある。山口県だけは飛び地のよう、例外的に高い自殺傾向を示している。これと反対に、自殺傾向の低い地域は、九州一門

と、青森県を加え、太平洋に面している東北部の諸県である。その他の諸県の自殺傾向は、いずれもその中間にある。

歐洲における地域別自殺傾向の差異については、これまでに幾多の研究が発表されているが、モルセリーによると、自殺傾向は、北部の諸国で最も高く、南部の諸国に移るほど低くなっている、またイタリアやフランスの国内においても、自殺傾向は、北部から南部に移るほど低くなっている。そしてこれには気候のほかにも人種のおよび社会的要因が作用していると説明している。²⁰⁾

ところが、日本では、地域別自殺傾向は、南部と北部に低く、中央部に高く、歐洲諸国の場合とは異なつた形状を示している。それゆえに、自殺傾向の地域差を、気候の差異によつて説明することは困難である。また日本国内には、若干の外国人が在住しているが、大部分は同一人種の日本人であるから、地域的に人種的差異がみられないといつてよい。したがつて、自殺傾向の地域差を人種の差異によつて説明することも困難である。結局、日本における自殺傾向の地域差は、それぞれの地域における社会事情の差異に原因しているというほかない。

3. 市郡別自殺率の差異

府県別自殺率の比較は、自殺傾向の地域差を明らかにする上に、一応の役割をはたすものであるが、この問題をいつそう深く立ち入つて解明するには、必ずしも適当でないであろう。というのは、それぞれの府県には、人口の稠密な都市と人口の稀薄な郡部とがふくまれているからである。それゆえに、府県を単位にとらないで、郡を単位とする自殺率の地域的差異を比較することがいつそう適切である。この理由から、デュルケムは、自殺傾向の地域差を検討するのに、郡別自殺率の分布をもつてしたのであつた。²¹⁾

しかし、日本には、市郡別自殺統計は、1950年を除き、その他の年次には全く欠けている。したがつて、市郡別自殺率を年次的に検討することは不可能である。そこで、やむをえず、1950年について、市郡別自殺率を観察することにしよう。

いま、1950年における府県別の市部自殺率と郡部自殺率を示すと、つぎの第3表のようである。

第3表 1950年における府県別の市部自殺率および郡部自殺率

	市 部		郡 部	
	自 殺 率	順 位	自 殺 率	順 位
北 海 道	16.1	14	12.9	5
青 森	14.9	7	11.3	2
岩 手	18.4	20	18.5	25
宮 城	14.5	6	10.7	1
秋 田	20.6	28	17.1	18
山 形	15.2	10	18.1	23
福 島	10.4	1	13.6	7
茨 城	11.1	2	12.2	4
栃 木	18.6	21	16.0	14
群 馬	14.1	5	20.4	32
埼 玉	21.7	33	19.9	31
千 葉	21.4	32	16.3	15
東 京	20.8	29	19.7	29
神 奈 川	18.8	24	16.9	17
新 潟	22.7	39	24.0	44

20) Morselli, H., Suicide. p. 40—42.

21) Durkheim, E., ibid. p. 122.

富山	18.6	22	21.3	35
石川	18.3	18	18.1	24
福井	20.3	27	22.4	39
山梨	29.8	46	17.5	21
長野	24.3	42	22.1	38
岐阜	25.5	43	23.4	41
静岡	18.7	23	14.3	9
愛知	24.1	41	21.4	37
三重	22.8	40	20.9	33
滋賀	22.1	34	23.8	43
京都	22.6	38	29.4	46
大阪	18.3	19	23.0	40
兵庫	22.4	36	21.3	36
奈良	15.6	13	23.4	42
和歌山	26.5	45	27.5	45
鳥取	15.0	8	12.7	5
島根	16.9	15	19.3	26
岡山	15.0	9	17.8	22
広島	19.5	25	19.7	30
山口	22.5	37	20.9	34
徳島	19.5	26	16.6	16
香川	22.2	35	19.4	27
愛媛	17.4	17	17.4	20
高知	25.5	44	17.1	19
福岡	20.8	30	14.8	12
佐賀	16.9	16	14.3	10
長崎	14.0	4	11.7	3
熊本	15.4	11	14.6	11
大分	21.3	31	19.4	28
宮崎	15.5	12	15.2	13
鹿児島	12.7	3	13.9	8

上の第3表で、まず第1に、各府県における市部の自殺率をみると、第1位ないし第15位の低自殺率は、福島、茨城、鹿児島、長崎、群馬、宮城、青森、鳥取、岡山、山形、熊本、宮崎、奈良、北海道、島根の諸県における市部の自殺率である。これに反して、第36位ないし第46位の高自殺率は、兵庫、山口、京都、新潟、三重、愛知、長野、岐阜、高知、和歌山、山梨の諸府県における市部の自殺率である。

これで見ると、市部の自殺率は、だいたいにおいて、南部の九州地方および北部の諸県で低く、中央部の諸県で高いことがわかる。

すでに第2表でみたように、府県全体の自殺率は、奈良県の場合にはいちじるしく高かったが、奈良県市部の自殺率は甚だ低い。したがって奈良県全体の自殺率を上水準に引き上げているのは、異常に高い郡部の自殺率である。

第2に、各府県における郡部の自殺率をみると、第1位ないし第15位の低自殺率は、宮城、青森、長崎、茨城、鳥取、北海道、福島、鹿児島、静岡、佐賀、熊本、福岡、宮崎、栃木、千葉の諸県における郡部の自殺率である。これに反して、第36位ないし第46位の自殺率は、兵庫、愛知、長野、福井、大阪、岐阜、奈良、滋賀、新潟、和歌山、京都の諸府県における郡部の自殺率である。

これによつてみると、郡部の自殺率も、だいたいにおいて、南部の九州地方および北部の諸県で低く、中央部の諸府県で高いことがわかる。したがって、自殺率を市部と郡部に分けてみた場合の

地域的分布は、だいたいにおいて、府県全体の場合の地域的分布とほぼ一致しているといえるであろう。

第3に、市部の自殺率の低い地域では、おおむね郡部の自殺率も低い。市部と郡部とともに、第16位以下の低い自殺率を示している地域には、福島、茨城、鹿児島、長崎、宮城、青森、鳥取、熊本、宮崎、北海道の10県があり、これと反対に、第36位から第46位の高い自殺率を示している地域には、兵庫、京都、新潟、愛知、長野、岐阜、和歌山の7府県がある。

つぎに、全国平均の市部自殺率を計算すると19.7であり、郡部自殺率を計算すると17.9であるから、両者の開きはきわめて小さい。また各府県における市部の自殺率と郡部の自殺率を比較しても、たいていの府県では、市部の自殺率は、郡部の自殺率よりもやや高い。市部の自殺率が郡部の自殺率よりもいちじるしく高い地域は、わずかに山梨(市部の自殺率は29.8, 郡部の自殺率は17.5)、高知(市部の自殺率は25.5, 郡部の自殺率は17.1)、福岡(市部の自殺率は20.8, 郡部の自殺率は14.8)の三県があるだけである。これに反して、郡部の自殺率が市部の自殺率より高い地域を数え上げると、岩手、山形、福島、茨城、群馬、新潟、富山、福井、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、鹿児島島の17府県にも達している。

日本では、郡部の自殺率が市部の自殺率ときわめて接近しており、郡部の自殺率が市部の自殺率より高い地域が17府県にも達しているということは、西欧諸国の都鄙別自殺率とくらべていちじるしく対蹠的である。

ケトレーが都市の自殺率のきわめて高いことを指摘して以来、²²⁾ 西欧諸国では、ほとんど例外なく、都市の自殺率は郡部の自殺率よりもはるかに高いことが統計的に実証されている。

西欧諸国の都鄙別自殺率は、モルセリによると、つぎのようである。(Morselli, H. *ibid.* p. 172)

西 欧 諸 国 の 都 鄙 別 自 殺 率

国 名	年 次	自 殺 率	
		市 部	郡 部
スウェーデン	1871—75	16.7	6.7
ノールウェー	1870—73	10.3	6.5
デンマーク	1874—76	23.6	23.8
プロシア	1869—71	16.2	9.7
ベルギー	1858—60	6.1	3.4
フランス	1873—76	21.7	11.8
イタリア	1877	6.6	2.9

アルプワックスによると、フランスの都鄙別自殺率はつぎのようである。(Halbwachs, M., *ibid.* p. 172)

フ ラ ン ス の 都 鄙 別 自 殺 率

	自 殺 率	
	市 部	郡 部
1866—1869	20.2	10.4
1870—1872	16.1	11.0
1873—1876	21.7	11.8
1884—1887	26.8	17.1
1891—1892	28.7	19.4
1897—1902	26.0	18.6
1905—1911	26.4	21.5
1919—1920	21.9	19.2

22) Quetelet, A., *ibid.* p. 147.

マイナーによると、アメリカの都鄙別自殺率は、つぎのようである。(Miner, J., *Suicide and its Relation to climatic and ather Factors*, The American Journal of Hygiene, Mongraphic Series No. 2. July 1922. p. 29)

アメリカの都鄙別自殺率

	自殺率	
	市部	郡部
1914	19.4	12.8
1915	19.1	13.3
1916	16.9	11.0
1917	15.9	10.3

ソローキンによると、西欧諸国の都鄙別自殺率は、つぎのようである。(Sorokin, P. and Zimmerman C., *Principles of Rural-Urban Soioelogy*, 1929. p. 172.

フランスでは、1896—1910年、市部の自殺率は27.0、郡部の自殺率は18.0である。イタリアでは、1921—23年に、人口10万以上の都市の自殺率は18、全国の自殺率は8である。イギリスでは、1911—14年に、ロンドンの自殺率は10.1、郡部の自殺率は8.8である。オランダでは、1921—25年に、アムステルダムの自殺率は6.7、ロッテルダムの自殺率は7.1、全国の自殺率は6.2である。またベルギーでは、人口25,000以上の都市の自殺率は20.5、人口2,000以下の町村の自殺率は11.5である。

西欧諸国では、都市の自殺率が郡部の自殺率より高いことは、統計的実証の結果、定型であると信じられてきたのであるから、多くの研究家たちによつてその原因が追求され、いまではほとんど一致した見解に到達しているようにおもわれる。²³⁾ 彼らの見解をかいつまんで説明すると、つぎのようである。

第1に、都市には多くの人口が密集しているが、心理的社会的に孤立していて、社会的な結合力も協同力も甚だ乏しい。隣人とのあいだにさえ見えざる高いしよう屏があつて、容易に親しみ合うことができない。そのうえに、都市人口はたえず移動していて、隣人も常に入れ替つているのであるから、そのしよう屏をぶち破つて、親しくしようにも、その機会がきわめて少ない。

都会人は、物理的に多くの人と接触する機会をもつていようとも、精神的には孤立しているのであつて、群集のなかの寂寞は都会生活者の実感であるにちがいない。都会生活は、隣人に干渉されることがほとんどなく、きわめて自由であるが、人間愛につながりをもたない自由であつて、順調にことの運んでいるかぎりには問題はないが、ひとたび生活に破たんが生ずると、たよるべき援助はなにな一つえられないために、自ら絶望を背負つて自殺におち入り易いのである。

第2に、都会人には古い伝統にしたがう精神を欠いているだけでなく、よき伝統さえも捨て去ることを都会人の面目であると盲信している。それは一種の迷信ともみられようが、「反伝統」こそは都会人の合言葉であるといつてよい。伝統を受けつぐことは、社会的束縛力に屈することを意味するから、自由を最高のものとする都会人が伝統を破壊しないではいられないのは当然のことである。

このようにして、都会人は、社会的な義務や責任からもきわめて自由でありうるが、その代償は社会からの孤立化であつた。都市人口はどれほど多くあろうとも、互にエトランゼであつて、いろ

23) Morselli, H., *ibid.* p. 169—186.
Halbwachs, M., *ibid.* p. 169—196.
Sorokin, p. and Zimmerman, C., *ibid.* p. 171—180.
Miner, J., *ibid.* p. 27—30.
Elliott, M., *Social Disorganization* 3rd ed. 1950. p. 313—314.

いろの不幸に悩む場合に、せいぜい「お気の毒ですね」と、通りいつべんのあいさつぐらいが関の山で、親身になつて相談にのつてくれる者はただの一人もいるわけでない。逆境におち入つた都会人は、自分だけで悩みつづける気力もなくなるし、また悩みつづけても、解決されそうもないところから、自己破壊を決意するのである。都会人の高い自殺率は、反伝統的な自由精神と孤立化の所産であるといえよう。

つぎに、郡部の自殺率は、市部の自殺率よりも低い原因については、つぎのように説明されている。田舎の人も孤立しているのではないかと、よくいわれる。なるほど、田舎の人は、都会人のように多くの人に接触する機会をもたないから、孤立的であるとみられようが、それは物理的孤立であつて、物理的孤立は精神的、社会的孤立と区別して考えなければならない。

田舎の人は、物理的に孤立していようが、精神的に孤立しているわけでない。農村の家庭はきわめて安定している。農村の離婚率は、都会の離婚率にくらべて、はるかに低いのであつて、この点からみても、農村の家族の結合力は強いといわなければならない。また農村の人は、自然環境に恵まれているおかげで、肉体的に健康であり、また都会生活にみられるような過度のしげきがないために、精神的にも平静である。田舎の、ことに農民の生活は、きわめて活力に充ちていて、生活上の不安の少ないことも、田舎の自殺率を低くしている原因の一つとなつている。

田舎の伝統や慣習は、田舎の人たちの社会的束縛力となつているが、他面、社会的結合力を強めていて、同じ場所で生涯を共に生活する田舎の人たちは、都会人にはとてもみることのできない近親感と共通感情をもつている。田舎の人たちは、共愛同欲の絆によつて強く結びついていて、精神的に孤独でないことも、田舎に自殺の少ない原因の一つであると、説明されている。

しかし、日本では、すでに述べたように、郡部の自殺率は、市部の自殺率にくらべて、大して低くない。多くの府県においては、郡部の自殺率は、市部の自殺率よりも高いのであるから、西欧諸国の都鄙間の差異についてなされた説明は、日本の場合にあてはめることはできない。

日本でも、農村生活は、都市の自殺率を高めているようないろいろの社会的要因に作用されることの少ない点において、西欧諸国の農村生活と同じであろうから、郡部の自殺率は、市部の自殺率よりもはるかに低かるべきはずであるにかかわらず、意外に高いのはなぜであろうか。おもうに、田舎の伝統と慣習は西欧諸国の田舎にみられるような社会的結合力によつて農村生活の親和と平和に貢献する一面をもつていることもたしかであろうが、それよりもその強い社会的束縛力によつて、あまりにも重い義務と責任を背負わされ、個人の自由が極度に抑圧されていることをみのがすわけにいかない。

日本の家族制度は、戦後、「制度家族」から「愛の家族」にきりかえられたというものの、これは法制上の改革であつて、いまなお、ことに農村では、旧来の家族観念は支配的であろう。家そのもののために、人間の人格と愛情とを全く無視したこの家族観念は、家族構成員の日常生活に多くの不合理と精神的苦悩をもたらしたし、いまもそうであろう。自殺原因に関する統計資料には、すでに述べたように、大して信頼をおくわけにいかないが、それでも、郡部の自殺における自殺原因のうちに、「家庭不和」が大きな割合を占めていることによつて、この間の事情を推測しうであろう。

日本の農村生活も、外見的には平和であるようにみえるが、伝統と慣習にさいなまれ、古い家族制度の「カラ」のなかにとじ込められている農村の人たちは、精神的窒息におち入り易いにちがいない。これが郡部の自殺率を意外に高からしめている最大の原因であるようにおもわれる。

人工妊娠中絶と 不妊手術の実態的研究

— 和歌山県下における面接調査結果
の統計的分析 —

篠 崎 信 男

は し が き

本調査は最近、家族計画の普及とともに人工妊娠中絶や不妊手術も、これに劣らず流行を極めて
いる実状にかんがみて、これが実態をつきとめるため、和歌山県衛生部の協力を得、県下の家族計
画未指導地域、20数地区の市町村を選び保健婦の面接調査によつて行つたものである。対象は15才
より50才未満の夫婦を凡そ10万組より10万の1を国勢調査の番号より無作為に抽出して得たもの
で、昭和31年7月末日現在を以て調査したものである。本調査の一般的集計結果については、既に
昭和31年度事業報告書に発表済みであるが、更に人工妊娠中絶の状況及び不妊手術の状況を知るた
めにこれ等経験者のみの調査票を特に抽出し、これが実態の集計を行つたものである。従つて以下
述べるものは計1710票についての実態報告である。終りに斯る調査に協力した県衛生部及び保健所
特に保健婦の方々の労に謝意を表する次第である。

I. 市町村別人工妊娠中絶の状況

市町村別に受胎調節の実行率と人工妊娠中絶経験者率を見ると第1表の如くなる。

第1表 市町村別受胎調節実行率及び人工妊娠中絶経験者率

	夫婦総数	受胎調節実行者 実数	%	人工妊娠中絶経験者 実数	%
市	1240	392	31.6	271(7)	21.9
町	2890	880	30.4	621(43)	21.5
村	5426	1502	27.7	711(30)	13.1
計	9556	2774	29.0	1603(80)	16.8

註：括弧内の数字は不妊手術をした数字である。以下表中同じ。

これによれば市では夫婦総数中21.9%町では21.5%、村で13.1%のものが人工妊娠中絶を経験し
ており、平均して16.8%となる。そしてこの中80夫婦、つまり5%のものは不妊手術えと走つたこ
とを意味している。これを更に中絶件数にして見ると、市では333件で1夫婦当り1.2件となり町で
は842件、1夫婦当り1.4件、村で959件1夫婦当り1.3件となる。従つて市で人工妊娠中絶を2回以
上行う夫婦は延べ62組で、中絶経験者の22.9%、町では延べ221夫婦で中絶経験者の35.6%、村で
は延べ251夫婦で、中絶経験者の35.3%が1回の人工妊娠中絶でおさまらなかつた人々である。平

均すれば33.3%の夫婦、つまり人工妊娠中絶を行つたことのある夫婦の3分の1は二度以上の経験者であるということ、これが、市よりも町や村に多いということである。参考までに人工妊娠中絶の回数別の割合を示すと第2表の如くである。

第2表 人工妊娠中絶回数別の割合（第1回人工妊娠中絶者を100とする）

	市 (271=100)		町 (621=100)		村 (711=100)		計 (1603=100)	
	夫婦	%	夫婦	%	夫婦	%	夫婦	%
第2回目人工妊娠中絶者	44(2)	16.2	158(16)	25.4	171(14)	24.1	373(32)	23.3
第3回目	10	3.7	44(6)	7.1	52(8)	7.3	106(14)	6.6
第4回目	4	1.5	16(5)	2.6	20(5)	2.8	40(10)	2.5
第5回目以上	4	1.5	3	0.5	8(5)	1.1	15(5)	0.9
計	62	22.9	221	35.6	251	35.3	534	33.3

すなわち、市では第1回人工妊娠中絶者の中16.2%、町では25.4%村ではの24.1%ものが何等かの理由で第2回的人工妊娠中絶を経験し、更に第3回目を市では3.7%、町で7.1%、村で7.3%が経験し、第4回目経験者は市で1.5%、町で2.6%、村で2.8%、第5回目以上の経験者は市で1.5%、町で0.5%、村で1.1%である。平均すれば、第2回目人工妊娠中絶者は23.3%、4分の1に近い夫婦がこれを行い、第3回は6.6%、第4回は2.5%、第5回目以上は0.9%という割合になるのである。この表で気のつくことは市では人工妊娠中絶をするものの割合が比較的少いが、4回以上の中絶者の割合のへり方が町村程顕著でない。これを別の角度から見ると不妊手術を行うものは、2回位の中絶でさつさつと行つてしまい3回目以上の中絶経験者には不妊手術するものは、少いということが言える。（表の中には現われていない）ところが町村へ行くと4回、5回も人工妊娠中絶をしたものにも、不妊手術をするものが見えている。ということは都市人は受胎調節を身につける機会に恵まれているために、不妊手術に余り走らず調節を効果あらしめようとして遂に失敗人工妊娠中絶をすることが見えるに反して、町村では受胎調節の技術を身につけるよりも人工妊娠中絶や不妊手術へと走る傾向が強いということの意味してもいる。

然しこの人工妊娠中絶の状況は、必ずしも受胎調節の実行者のみによつて占められているものではない。そこでこの人工妊娠中絶を受胎調節実行者、不実行者に別けて見ると、第3表の如く都市

第3表 受胎調節実行、不実行別人工妊娠中絶の状況

	実行者			不実行者		
	受胎調節実行夫婦総数	人工妊娠中絶経験者数	実行者中の%	受胎調節不実行夫婦総数	人工妊娠中絶経験者数	不実行者中の%
市	392	157(3)	40.1	843	114(4)	13.4
町	880	346(9)	39.3	1982	275(24)	13.9
村	1502	410(12)	27.3	3862	301(18)	7.8
計	2740	913(34)	32.9	6692	690(46)	10.3

註：夫婦総数と実行者不実行者の数が合致しないのは受胎調節実行不実行の不明者を除いたからである。

では実行者の40%を占め不実行者は13.4%に止つている。町でも実行者に多く、39.3%、不実行者では13.9%であり、村に行くと27.3%の実行者、7.8%の不実行者に人工妊娠中絶が行われているのを見るのであるが、平均して実行者と不実行者の人工妊娠中絶の割合は3対1の比率を示すものといつてよかろう。従つて受胎調節実行者に人工妊娠中絶が多く不実行者に少いことは昭和26年当時と比較して変りはないが、ただ異なるところは、その比率の点である。すなわち昭和26年8月東京

近郊区町村の調査結果* に依ればこの比率は実行者対不実行者で10対1の割合であつた。しかも実行率は18.4%であるから、10%以上実行率に差があつた訳でこの調節の上昇は不実行者の10倍の人工妊娠中絶を3倍までに引下げる結果となつて示されたともいい得る。このことを換言すれば不実行者の人工妊娠中絶割合は昭和26年当時6.2%であつた。従つて昭和31年は10.3%に引きあげられたが、実行者の人工妊娠中絶の割合は61.8%から32.9%に引き下げられたということを意味するものである。斯くの如き傾向から見ても、受胎調節の実行が人工妊娠中絶を軽減せしめることに効果があつたといつてもよいであろう。これについては更に人工妊娠中絶が如何なる経過をたどつて実施されたかを見る必要があろう。

先づ受胎調節実行者の人工妊娠中絶が失敗による結果として、ひき起こされたものかどうかという問題である。第4表に人工妊娠中絶のプロセス形態を示すこととする。

第4表 受胎調節実行者の人工妊娠中絶の形態（実行者100対）

	市 (392=100)		町 (880=100)		村 (1502=100)		計 (2774=100)	
	夫婦	%	夫婦	%	夫婦	%	夫婦	%
受胎調節の失敗による人工妊娠中絶	28	7.2	152(9)	17.3	169(7)	11.3	349(16)	12.6
受胎調節を実行する前に既に人工妊娠中絶したもの	76(2)	19.4	162(3)	18.4	200(2)	13.3	438(7)	15.8
受胎調節と人工妊娠中絶とを混同しているもの及び不明者	53(1)	13.5	32(7)	3.6	41(3)	2.7	126(11)	4.5
計	157(3)	40.1	346(19)	39.3	410(12)	27.3	913(34)	32.9

市、町、村、何れを見ても受胎調節の失敗のために、ひき起こされた人工妊娠中絶の割合というものが最高ではなく、実は受胎調節を実行する前に既に人工妊娠中絶を行つてしまつたものの割合の方が高いのである。しかも市においては失敗中絶は最も小さい。この事実は受胎調節が失敗に終るから人工妊娠中絶が高まるのだという予想を完全に打破しているものといえる。ということは、この数字は避妊未指導地域におけるインタビュー調査の結果でしかも斯る事実が出されたということは、指導を徹底すればもつと、この人工妊娠中絶は減少出来得るものであるということを物語つてもいるのである。従つて逆に言えば、受胎調節よりも、むしろ人工妊娠中絶の方が先に普及しているともいえる。総平均をとれば全実行者の僅か12.6%が失敗しているに過ぎないものであつて、あとは受胎調節の無効を意味する人工妊娠中絶ではないのである。更に総中絶件数について見ても以上のことはあてはまつているが、問題は失敗しておろしたものは、その後も失敗しておろしているものの割合が、他の経過を経ておろしているものの割合より多いということにある訳である。従つて最初から失敗しておろさなければならぬような、不完全な受胎調節の方法を早く切換えさせることが肝要となつて来るのである。市で第1回失敗中絶者の中42.8%は第2回失敗中絶を行い、第2回失敗中絶者の中22.3%は第3回失敗中絶者となつている。町でも第1回失敗中絶者の44.1%が第2回失敗中絶を行つており、第2回失敗中絶の中33.3%が第3回失敗中絶者である。村へ行くと少々割合が下つて第1回失敗中絶者の29.6%が第2回失敗中絶者であるが第3回失敗中絶になると、第2回失敗中絶者の43.8%と、むしろ割合が高くなつて示されている。

つまり市、町の人々は失敗するにつれて次第にその原因をつきとめ、失敗中絶を減少せしめて行くものが多くなるに反して、村の人々は、最初にはこの傾向が見えるが次第に中絶に対して平気となり、受胎調節をして効果あらしめるものえと努力しないものが残されて行く割合が多いといえ

* 東京近郊区町村の産児調節普及の実状……篠崎信男 人口問題研究 第8巻第3,4号。

る。受胎調節と人工妊娠中絶を混同していたものは2回も3回もおろしているものは少く、また中絶してそれから受胎調節に入るものでも何回もおろすものは多くなく、第2回目の中絶を経験するものは第1回目の中絶経験者の16.9%に過ぎないものである。従つて何回も人工妊娠中絶を繰り返すものには受胎調節失敗者に多いことは確実のようである。然し総中絶実体からいえば、失敗中絶よりも、他の中絶の方が多いということはいえる。試みに受胎調節不実行者の第1回の人工妊娠中絶者は690夫婦で、実行者の第1回人工妊娠中絶者913夫婦の75.6%にも達し、若し前述した人工妊娠中絶をしてから受胎調節に入つたものの数を不実行者の人工妊娠中絶として差引すれば、まさに数は逆転し、受胎調節の効果に無関係な人工妊娠中絶は1128となり、受胎調節に関係ある人工妊娠中絶は僅かに475に過ぎなくなつて来る。

これは受胎調節よりも前に無関係におろされた人工妊娠中絶数が、受胎調節と、かわりを持つ中絶数の2倍以上もあるという事実を示すものであろう。参考までに第4表の形態別人工妊娠中絶者を100とした場合の割合と人工妊娠中絶件数を100とした場合の件数の割合を第5表に掲げることとする。

第5表 受胎調節実行者の人工妊娠中絶の形態別の割合及びその件数の割合

		受胎調節の失敗による人工妊娠中絶	受胎調節を実行する前に既に人工妊娠中絶したもの	受胎調節と人工妊娠中絶と混同しているもの、及び不明者	計	
市	人工妊娠中絶者	実数	28	76(2)	53(1)	157(3)
		%	17.8	48.4	33.8	100.0
	人工妊娠中絶件数	件数	48	82(2)	67(2)	197(4)
		%	24.4	41.6	34.0	100.0
町	人工妊娠中絶者	実数	152(9)	162(3)	32(7)	346(19)
		%	43.9	46.8	9.3	100.0
	人工妊娠中絶件数	件数	257(18)	203(4)	39(10)	499(32)
		%	51.5	40.7	7.8	100.0
村	人工妊娠中絶者	実数	169(7)	200(2)	41(3)	410(12)
		%	41.2	48.8	10.0	100.0
	人工妊娠中絶件数	件数	262(21)	252(3)	50(4)	564(28)
		%	46.4	44.7	8.9	100.0
計	人工妊娠中絶者	実数	349(16)	438(7)	126(11)	913(34)
		%	38.2	48.0	13.8	100.0
	人工妊娠中絶件数	件数	567(39)	537(9)	156(16)	1260(64)
		%	45.0	42.6	12.4	100.0

これによつて分ることは失敗中絶者というものは受胎調節実行前に人工妊娠中絶を行うものより少いが、失敗中絶件数となると都市を除いて、町村には高い、即ち受胎調節技術の未熟さが郡部に多いということで、失敗者は1人で何回も繰り返すために失敗中絶件数の方が多く出ているということである。

これ等の中絶経路の形態から見て、問題となることは、これらの中絶状態について受胎調節の方向へと赴くものがどれ程あり、不妊手術の方向へと赴くものがどれ程あるかということである。第4表、第5表の人工妊娠中絶を行つてから受胎調節の実行に入つたものは明らかに、その人の人工妊娠中絶は受胎調節の方向を示した数値として考えられるが、失敗して人工妊娠中絶をしたものの方向が問題である。これを人工妊娠中絶回数、及びその理由から判定して分類し、また調節と中絶との混同者、または不明のものは、どちらかといえば調節よりも不妊手術の方向を取り易い傾向にあるものといえる。と同時に受胎調節不実行者の人工妊娠中絶も、受胎調節方向を取るよりも不妊手術方向へ向うということが予想されるのである。斯る観点から人工妊娠中絶件数を検討して見る

と次のような数字が出て来る。

すなわち都市では受胎調節方向を取る人工妊娠中絶件数は、全人工妊娠中絶件数の38.2%で、他はそのまま放置すれば、次第に受胎調節より遠去かり不妊手術へと走つて行く傾向を持つたものばかりである。町においては、逆に55.2%の中絶件数は、どちらかといえば受胎調節方向を取り得る中絶のあり方で残りの44.8%が不妊手術の方向を向わしめ、村においても同様で53.3%の中絶は受胎調節の方へと切り換えさせ得る方向を持っている。平均すれば和歌山県においては51.1%の中絶件数の状態は指導如何では受胎調節へと向けしむることの出来る条件を備えているといえよう。

最後に市町村別、受胎調節実行不実行別及び人工妊娠中絶年齢別の人工妊娠中絶件数の状態について、人工妊娠中絶だけの経験者と、人工妊娠中絶及び不妊手術両方の経験者とに別けた一覧表を作ると、第6表、第7表の如くなる。

第6表 市町村別実行者不実行者別人工妊娠中絶年齢別人工妊娠中絶件数

市 年令	実行者 (人工妊娠中絶経験者のみについて)												
	I 受胎調節の失敗による人工妊娠中絶の割合			II 人工妊娠中絶の後受胎調節を行ったもの			III 受胎調節と中絶と混同しているもの及び形態不明			小計	不実行者		計
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数		%	実数	
16										1	0.76	1	0.31
17													
18													
19	1	1.25					1	0.52	1	0.76		2	0.62
20	1	1.25					1	0.52				1	0.31
21	4	5.00					4	2.07	4	3.05		8	2.47
22	6	7.50			1	1.54	7	3.63	3	3.29	10	3.09	
23	2	2.50	1	2.08	2	3.08	5	2.59	2	1.53	7	2.16	
24	4	5.00	1	2.08	3	4.62	8	4.15	5	3.82	13	4.01	
25	5	6.25	6	12.50	2	3.08	13	6.74	5	3.82	18	5.56	
26	4	5.00	1	2.08	1	1.54	6	3.11	7	5.34	13	4.01	
27	7	8.75	9	18.75	6	9.23	22	11.40	7	5.34	29	8.95	
28	6	7.50	9	18.75	2	3.08	17	8.81	11	8.40	28	8.63	
29	4	5.00	2	4.17	6	9.23	12	6.22	11	8.40	23	7.10	
30	3	3.75	4	8.34	10	15.38	17	8.81	7	5.34	24	7.41	
31	4	5.00	4	8.34			8	4.15	6	4.58	14	4.32	
32	8	10.00	4	8.34	3	4.62	15	7.77	4	3.05	19	5.86	
33	7	8.75	1	2.08	2	3.08	10	5.18	6	4.58	16	4.94	
34	3	3.75					3	1.55	8	6.11	11	3.40	
35	4	5.00	2	4.17	3	4.62	9	4.66	5	3.82	14	4.32	
36	1	1.25	1	2.08	2	3.08	4	2.07	6	4.58	10	3.09	
37	1	1.25	1	2.08	2	3.08	4	2.07	6	4.58	10	3.09	
38	2	2.50	1	2.08	3	4.62	6	3.11	7	5.34	13	4.01	
39	1	1.25					1	0.52	3	2.29	4	1.23	
40			1	2.68			1	0.52	3	2.29	4	1.23	
41	1	1.25					1	0.52	2	1.53	3	0.93	
42													
43													
44													
45													
不明	1	1.25			17	26.12	18	9.31	11	8.40	29	8.95	
計	80	100.00	48	100.00	65	100.00	193	100.00	131	100.0	324	100.00	
平均年齢	28.7才		29.2才		29.9才		29.2才		30.6才		29.7才		

第6表の続き

町 年令	実行者								不実行者		合計	
	(I)		(II)		(III)		計		実数	%	実数	%
実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数				
16									2	0.66	2	0.26
18			2	0.84			2	0.43			2	0.26
19	1	0.50					1	0.21	1	0.33	2	0.26
20	1	0.50					1	0.21	3	0.98	4	0.52
21	4	2.01					4	0.86	4	1.31	8	1.04
22	12	6.03	1	0.42	1	3.45	14	3.00	6	1.97	20	2.59
23	9	4.52	4	1.67			13	2.78	9	2.95	22	2.85
24	10	5.03	4	1.67			14	3.00	13	4.26	27	3.50
25	8	4.02	15	6.28			23	4.93	7	2.30	30	3.89
26	11	5.53	17	7.11	1	3.45	29	6.21	12	3.93	41	5.31
27	15	7.54	9	3.77	3	10.34	27	5.78	15	4.92	42	5.44
28	11	5.53	10	4.18	1	3.45	22	4.71	10	3.28	32	4.14
29	13	6.53	11	4.60	1	3.45	25	5.35	12	3.93	37	4.79
30	13	6.53	19	7.95	1	3.45	33	7.07	14	4.59	47	6.09
31	11	5.53	12	5.02	3	10.34	26	5.57	16	5.25	42	5.44
32	16	8.04	18	7.53	2	6.90	36	7.71	22	7.21	58	7.51
33	13	6.53	13	5.44	1	3.45	27	5.78	17	5.57	44	5.70
34	5	2.51	13	5.44			18	3.85	16	5.24	34	4.40
35	7	3.52	8	3.35			15	3.21	10	3.28	25	3.24
36	8	4.02	6	2.51			14	3.00	16	5.25	30	3.89
37	5	2.51	8	3.35	1	3.45	14	3.00	11	3.61	25	3.24
38	6	3.02	7	2.93			13	2.78	13	4.26	26	3.37
39	1	0.50	1	0.42			2	0.43	7	2.30	9	1.17
40			4	1.67			4	0.86	7	2.30	11	1.42
41	1	0.50	2	0.84	1	3.45	4	0.86	5	1.64	9	1.17
42									2	0.66	2	0.26
43			1	0.42			1	0.21	2	0.66	3	0.39
44									1	0.33	1	0.13
45	1	0.50					1	0.21			1	0.13
不明	17	8.55	54	22.59	13	44.82	84	17.99	52	17.03	136	17.60
計	199	100.0	239	100.0	29	100.0	467	100.0	305	100.0	772	100.0
	29.3才		30.7才		30.3才		30.0才		31.2才		30.5才	

第6表の続き

村 年令	実行者								不実行者		合計	
	(I)		(II)		(III)		計		実数	%	実数	%
実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数				
16									2	0.54	2	0.22
19	2	0.80					2	0.38	2	0.54	4	0.44
20	2	0.80	2	0.83	1	2.5	5	0.94	2	0.54	7	0.78
21	6	2.41	2	0.83	1	2.5	9	1.70	7	1.89	16	1.78
22	10	4.02	3	1.24			13	2.45	12	3.24	25	2.78
23	9	3.61	3	1.24			12	2.26	16	4.32	28	3.11
24	12	4.82	3	1.24	2	5.0	17	3.21	20	5.41	37	4.11
25	10	4.02	6	2.49	2	5.0	18	3.40	9	2.43	27	3.00

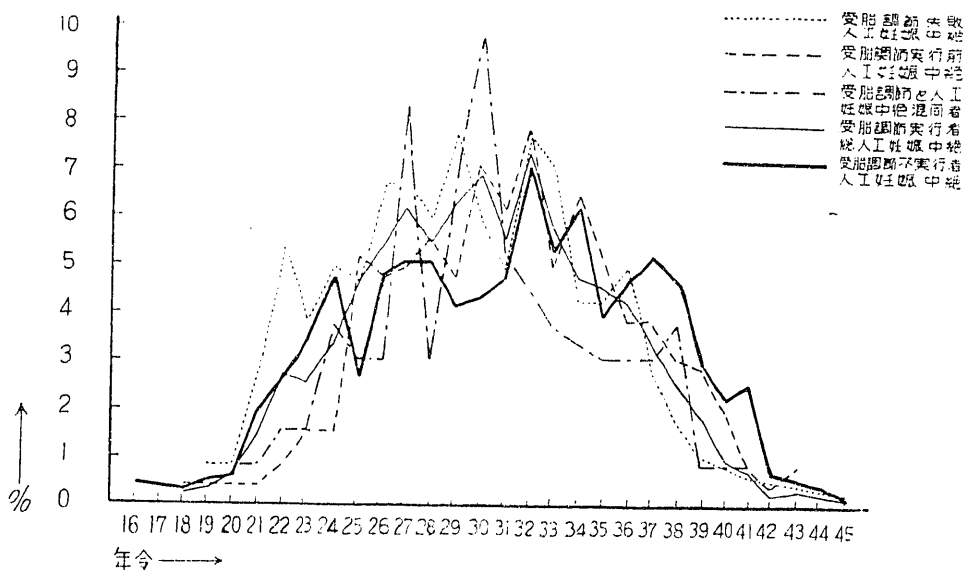
26	20	8.03	7	2.90	2	5.0	29	5.47	19	5.14	48	5.33
27	13	5.22	8	3.32	2	5.0	23	4.34	18	4.86	41	4.56
28	15	6.02	10	4.15	1	2.5	26	4.91	18	4.86	44	4.89
29	23	9.25	12	4.98	2	5.0	37	6.98	11	2.97	48	5.33
30	15	6.02	14	5.81	2	5.0	31	5.85	14	3.78	45	5.00
31	11	4.42	16	6.64	4	10.0	31	5.85	16	4.32	47	5.22
32	16	6.43	19	7.88	1	2.5	36	6.79	30	8.15	66	7.33
33	17	6.83	12	4.98	2	5.0	31	5.85	19	5.14	50	5.56
34	14	5.62	21	8.71			35	6.60	25	6.76	60	6.67
35	11	4.42	17	7.05	1	2.5	29	5.47	16	4.32	45	5.00
36	17	6.83	13	5.39	2	5.0	32	6.04	15	4.05	47	5.22
37	9	3.61	11	4.56	1	2.5	21	3.96	24	6.49	45	5.00
38	1	0.40	8	3.32	2	5.0	11	2.08	17	4.59	28	3.11
39	3	1.20	14	5.81	1	2.5	18	3.40	13	3.51	31	3.44
40			5	2.07	1	2.5	6	1.13	8	2.16	14	1.56
41	1	0.40	2	0.83			3	0.57	13	3.51	16	1.73
42			2	0.83			2	0.38	4	1.08	6	0.67
43			3	1.24			3	0.57	2	0.54	5	0.56
44									2	0.54	2	0.22
45									1	0.27	1	0.11
不明	12	4.82	28	11.66	10	25.0	50	9.42	15	4.05	65	7.22
計	249	100.00	241	100.00	40	100.0	530	100.0	370	100.00	900	100.0
	29.5才		32.5才		30.4才		30.9才		31.4才		31.1才	

第6表の続き

合計 年令	実行者						不実行者				合計	
	(I)		(II)		(III)		計		実行者		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
16									3	0.37	3	0.15
17												
18			2	0.38			2	0.17	2	0.25	4	0.20
19	4	0.76					4	0.34	4	0.50	8	0.40
20	4	0.76	2	0.38	1	0.75	7	0.59	5	0.62	12	0.60
21	14	2.65	2	0.38	1	0.75	17	1.43	15	1.86	32	1.60
22	28	5.30	4	0.76	2	1.49	34	2.86	21	2.61	55	2.76
23	20	3.79	8	1.52	2	1.49	39	3.28	27	3.35	57	2.86
24	26	4.92	8	1.52	5	3.73	39	3.28	38	4.71	77	3.86
25	24	4.55	27	5.11	4	2.99	55	4.62	21	2.61	76	3.81
26	35	6.63	25	4.73	4	2.99	64	5.38	38	4.71	102	5.11
27	35	6.63	26	4.92	11	8.21	72	6.05	40	4.96	112	5.61
28	31	5.87	29	5.49	4	2.99	64	5.38	40	4.96	104	5.21
29	40	7.58	25	4.73	9	6.72	74	6.22	33	4.09	107	5.36
30	31	5.87	37	7.01	13	9.70	81	6.81	35	4.34	116	5.81
31	26	4.92	32	6.06	7	5.22	65	5.46	38	4.71	103	5.16
32	40	7.58	41	7.76	6	4.48	87	7.31	56	6.95	143	7.16
33	37	7.01	26	4.92	5	3.73	68	5.71	42	5.21	110	5.51
34	22	4.17	34	6.44			56	4.71	49	6.08	105	5.26
35	22	4.17	27	5.11	4	2.99	53	4.45	31	3.85	84	4.21
36	26	4.92	20	3.79	4	2.99	50	4.20	37	4.59	87	4.36
37	15	2.84	20	3.79	4	2.99	39	3.28	41	5.09	80	4.00
38	9	1.70	16	3.03	5	3.73	30	2.52	37	4.59	67	3.36
39	5	0.95	15	2.84	1	0.75	21	1.76	23	2.85	44	2.20

40			10	1.89	1	0.75	11	0.92	18	2.23	29	1.45
41	3	0.57	4	0.76	1	0.75	8	0.67	20	2.48	28	1.40
42			2	0.38			2	0.17	6	0.74	8	0.40
43			4	0.76			4	0.34	4	0.50	8	0.40
44									3	0.37	3	0.15
45	1	0.19					1	0.08	1	0.12	2	0.10
不明	30	5.67	82	15.54	40	29.81	152	12.77	78	9.70	230	11.54
計	528	100.00	528	100.00	134	100.00	1190	100.00	806	100.00	1996	100.00
	29.3才		31.4才		30.1才		30.3才		31.2才		30.6才	

第 1 図



第 7 表 実行者不実行者別, 人工妊娠中絶実施年齢別, 人工妊娠中絶の状況(件数)

市町村 合計	実 行 者								不 妊 行 者		合 計	
	中絶後BCに入つたもの		失敗して中絶したもの		BC中絶の混同者		小 計		実 数	%	実 数	%
	実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%				
19									1	1.32	1	0.73
20												
21												
22									4	5.26	4	2.92
23									2	2.63	2	1.46
24	1	11.11	2	5.41			3	4.92	4	5.26	7	5.11
25			2	5.41			2	3.28	5	6.58	7	5.11
26	1	11.11					1	1.64	3	3.95	4	2.92
27	2	22.23	4	10.81			6	9.84	9	11.84	15	10.95
28			1	2.70			1	1.64	8	10.52	9	6.57
29	1	11.11	2	5.41			3	4.92			3	2.19
30	1	11.11	3	8.11			4	6.56	7	9.22	11	8.03
31	1	11.11	4	10.81	2	13.33	7	11.48	9	11.84	16	11.68

32			2	5.41	1	6.67	3	4.92	2	2.63	5	3.65
33			4	10.81	1	6.67	5	8.20	4	5.26	9	6.57
34	1	11.11	1	2.70			2	3.28	4	5.26	6	4.38
35	1	11.11	1	2.70	1	6.67	3	4.92			3	2.19
36									3	3.95	3	2.19
37												
38												
39					2	13.33	2	3.28	1	1.32	3	2.19
40					3	20.00	3	4.92			3	2.19
41									1	1.32	1	0.73
42												
43												
44												
45									1	1.32	1	0.73
不明			11	29.72	5	33.33	16	26.20	8	10.52	24	17.51
計	9	100.00	37	100.00	15	100.00	61	100.00	76	100.00	137	100.00

第6表によると市では受胎調節に失敗して人工妊娠中絶をするものは32～3才に山があり、次に27才に山があるということであるが、もう一つの山は22才にあるということであろう。

ところが人工妊娠中絶を行つてから受胎調節に入つたものは27～8才に山が見え、あとは余り顯著でない。受胎調節と中絶とを混同しているものでも30才に山があつて他には目ぼしいものはないが、失敗中絶は定期的に5年おきに山が見えることは意味深い。平均年令をとると失敗中絶者の年令が一番若く28.7才で、次が先づ受胎調節前に人工妊娠中絶をするもので、29.2才、混同しているものが29.9才であり、総計すると実行者の人工妊娠中絶年令の山は27才になるが、平均年令は29.2才で、人工妊娠中絶を先づ行う人々の年令層と等しい。これに比較して受胎調節を実行しない人々の人工妊娠中絶年令は28～9才のところの山が見え、次が34才で次が38才となつており、これも4～5年の定期性が看取される。丁度失敗中絶者の年令の山とが5才づつずれた対照的な定期型であり、此処に子供数に対する時期的な感覚のズレというものが反映しているようにも思われる。今までの研究の分析結果では一般に受胎調節を進んで実行する程の夫婦というものは、受胎調節を行わない夫婦の現存子供数より多かつたのである。然し此処で見ると失敗中絶年令の若いことは間隔分娩に対する意欲が更に加わつたものと思われる。然し不実行者の方は自然の妊娠出産に任せてもう子供がいらないというところまで来てから人工妊娠中絶を行うというものが多く、従つて、平均年令は最も高く30.6才である。総計すれば市における人工妊娠中絶年令の総平均は29.7才となる。

次に町について見ると受胎調節失敗による人工妊娠中絶年令の分布状態は32才、27才、22才に山があつて市のそれとよく似ている。然し平均中絶年令は29.3才で市のそれよりも高い。受胎調節前人工妊娠中絶年令は26才、30才、32才に山がありこれは市のそれと分布状態を異にしている。回数別人工妊娠中絶件数のところで見たとように、市に比して1人で繰り返すものが多いということ、つまり受胎調節の知識を獲得するのに都市より不便であるということのために、人工妊娠中絶年令に山が幾つも出て来たと考えられる。従つて平均中絶年令は都市のそれよりも高く30.7才となつて示された。次に中絶と調節を混同しているものについては、僅かに27才や31才に集つている傾向があるが少数のため、はつきり断定出来ない。然しこの傾向は市のそれと大差はない。だが平均年令は稍々高目である。総計すれば実行者の中絶年令の分布は26才、29才、32才等に起伏があり、1年位の差の起伏で都市と歩調を揃えている。

平均中絶年令は30.0才で都市の平均年令より稍々高い。受胎調節を実行しないものの中絶年令の

分布は27才、32才、36才のところに起伏があり、都市の不実行者の中絶年令の起伏の山よりも1～2年若くなつて示されている。だが平均年令は都市よりも稍々高く31.2才を示している。一般に都市よりも町の方が人工妊娠中絶年令の平均は高い。

次に村について同様に観察して見よう。先づ失敗中絶の分布は26才、29才、33才、36才に起伏が見える。すなわち3～4年間隔に4つの山があることは市、町では見られ得ないことであつた。つまりそれだけ失敗するものが時間的に早いということで、年令が高いところにズレている。従つて平均中絶年令は市、町より高く29.5才となつて示された。次に受胎調節前の人工妊娠中絶は32才、34才に接近して山があり、39才に再び稍々高まりを見せている。これは市とも町とも異り、年令が稍々高いところにズレている。これも受胎調節実行手段の知識を得ることが市、町より遅いために高年令に到るまで中絶を繰り返さざるを得ないという実状を反映したものと思われる。従つてこの人工妊娠中絶の平均年令は市、町より遙に高く、32.5才を示した。調節と中絶の混同者は31才に高まりが見え、これは市、町と大差ない状態であり、平均中絶年令も30.4才で市よりは高いが、町とは略々同年令に近いものである。実行者を総計すれば26才、29才、32才、34才、36才、39才というところに高まりが幾つも見えるような分布状態で、このような多くの起伏があることが市、町と違つて村における特徴を示してもいる。しかし総平均中絶年令は市、町何れよりも高い。

扱て不実行者について見ると、24才、32才、34才、37才、41才等に起伏が見え、実行者の起伏の状態とよく似ているが、年令が更に高くなつてズレている。一般に不実行者の方が高年令で人工妊娠中絶するものが多いことは共通した現象であるが、村ではこれが特に目立っている。従つて平均年令は31.4才という市よりは高く、町よりは稍々高目に示されている。従つてこれ等を総合計した村の分布状態は24才、26才、29才、32才、34才、39才等に起伏が見え、この分布事情は市町と趣きを異にしたものということが出来よう。

平均中絶年令は最も高く31.1才である。最後に市町村を合計して受胎調節の形態別に統計したのを見ると、結局、受胎調節の失敗による人工妊娠中絶の状態は、22才に高まり、また24才でも稍々多く、次いで26才、27才、29才、32才に最も高く次いで36才といつたところに起伏がある。また受胎調節実行前の人工妊娠中絶は25才、28才、30才、32才と順々に高くなり次いで35才というところに山があり、調節と中絶混同者は、24才で稍々高く27才、30才に最も高い山が見える。(第1図参照)合計すれば実行者の人工妊娠中絶は22才を第1の波として起り、次に第2、第3、第4の波として27才、30才、32才に夫々流行を極めて行われているということで、これに対して不実行者は24才を第1の波として始まり次に26才、27才、28才に高まりを見せ、32才に最も高い波を示しその後37才にも山を見せていることは実行者よりも高年令層に到るまで人工妊娠中絶を行うものの割合が大であることを意味するものである。従つて和歌山県下避妊未指導地区における人工妊娠中絶の中絶年令の状態は、26才より流行を来し34才まで高く、特に27才、30才、32才に最も流行しているといえる。平均年令から見ると実行者の中絶年令は30.3才であるが不実行者の中絶年令は稍々高く31.2才で平均1才のズレがあるが、大体において、30才を中心として人工妊娠中絶が多く行われているということは争われない事実であらう。

次に参考までに人工妊娠中絶とその後不妊手術を行つたものの中絶年令を第7表によつて見ると、失敗して中絶を行つたものも受胎調節前に中絶をしたものも、何れも35才を最後として不妊手術へ走つたことが明らかであるが、調節と中絶とを混同したものや受胎調節不実行者では40才を過ぎても不妊手術へと向うものがあることを示している。

II. 市町村別、胎児月数別、実施場所別の人工妊娠中絶の状況

胎児月数別に見た人工妊娠中絶の件数は第8表の如く、一般に妊娠2カ月目に中絶するものが最も多いのであるが、町や村の不実行者は2カ月よりも3カ月目に中絶するものの方が多く示されている。また実行者は市町村何れでも9カ月に人工妊娠中絶を行うものがあるが、不実行者にはない。市町村合計すれば実行者は胎児2カ月目におろすものが多く、不実行者には3カ月目におろすものが多いが平均すれば実行者の人工妊娠中絶胎児月数は2.6カ月となり不実行者は2.8カ月で大差なく僅かに1週間以内の差に過ぎなくなる。従つて受胎調節実行不実行を問わず人工妊娠中絶の早期化ということは争われない事実であろう。

次に人工妊娠中絶を実施した場所であるが第9表に示すこととする。これは凡ての人工妊娠中絶

第8表 市町村別胎児月数別人工妊娠中絶件数（人工妊娠中絶経験者のみ）

胎児月数	市						町					
	実行者		不実行者		計		実行者		不実行者		計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
1	5	2.59	1	0.76	6	1.85	11	2.36	12	3.93	23	2.98
2	88	45.59	63	48.09	151	46.61	150	32.13	55	18.03	205	26.55
3	63	32.64	45	34.35	108	33.33	136	29.12	130	42.63	266	34.46
4	5	5.59	2	1.53	7	2.16	23	4.92	17	5.57	40	5.18
5	4	2.07	4	3.05	8	2.47	7	1.50	10	3.28	17	2.20
6	2	1.04	2	1.53	4	1.23	8	1.71	4	1.31	12	1.55
7	1	0.52	2	1.53	3	0.93	2	0.43	6	1.97	8	1.04
8							3	0.64			3	0.39
9	1	0.52			1	0.31	1	0.21			1	0.13
不明	24	12.44	12	9.16	36	11.11	126	26.98	71	23.28	197	25.52
計	193	100.00	131	100.00	324	100.00	467	100.00	305	100.00	772	100.00

胎児月数	村						合計					
	実行者		不実行者		計		実行者		不実行者		計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
1	37	6.98	26	7.03	63	7.00	53	4.45	39	4.84	92	4.61
2	225	42.45	125	33.78	350	38.89	463	38.00	243	30.15	706	35.38
3	151	28.49	143	38.66	294	32.67	350	29.41	318	39.45	668	33.47
4	28	5.28	30	8.11	58	6.44	56	4.71	49	6.08	105	5.26
5	8	1.51	13	3.51	21	2.33	19	1.60	27	3.35	46	2.30
6	9	1.70	5	1.35	14	1.56	19	1.60	11	1.36	30	1.50
7	2	0.38	7	1.89	9	1.00	5	0.42	15	1.86	20	1.00
8	1	0.19	4	1.08	5	0.56	4	0.34	4	0.50	8	0.40
9	1	0.19			1	0.11	3	0.25			3	0.15
不明	68	12.83	17	4.59	85	9.44	218	18.32	100	12.41	318	15.93
計	530	100.00	370	100.00	900	100.00	1190	100.00	806	100.00	1996	100.00

第9表 市町村別人工妊娠中絶実施場所（人工妊娠中絶経験者のみ）

		市			町			村			計		
		実行者	不実行者	計	実行者	不実行者	計	実行者	不実行者	計	実行者	不実行者	計
病院	入院	実数 10 % 6.49	9 8.18	19 7.20	23 7.03	24 9.56	47 8.13	29 7.29	39 13.78	68 9.99	62 7.05	72 11.18	134 8.80
	外来	実数 107 % 69.48	85 77.28	192 72.71	195 59.63	133 52.99	328 56.75	234 58.79	154 54.42	388 56.96	536 60.97	372 57.77	908 59.63
診療所	入院	実数 1 % 0.65		1 0.38	3 0.92	6 2.39	9 1.56	3 0.75	8 2.83	11 1.62	7 0.80	14 2.17	21 1.38
	外来	実数 19 % 12.34	9 3.18	28 10.61	69 21.10	61 24.30	130 22.49	63 15.83	70 24.73	133 19.53	151 17.18	140 21.74	291 19.10
	自宅	実数 3 % 1.95		3 1.14	1 0.31	2 0.80	3 0.52	4 1.01	3 1.06	7 1.03	8 0.91	5 0.78	13 0.85
	その他	実数 1 % 0.65	1 0.91	2 0.76	35 10.70	5 1.99	40 6.92	11 2.76	6 2.12	17 2.50	47 5.35	12 1.86	59 3.87
	不明	実数 13 % 8.44	6 5.45	19 7.20	1 0.31	20 7.97	21 3.63	54 13.57	3 1.06	57 8.37	68 7.74	29 4.50	97 6.37
	計	実数 154 % 100.00	110 100.00	264 100.00	327 100.00	251 100.00	578 100.00	398 100.00	283 100.00	661 100.00	879 100.00	644 100.00	1523 100.00

についてこれを行つた実施場所の統計であるが市、町、村とも病院で行うものが最も多く、しかも外来で行うものが最も多いのである。診療所で行うものも外来が圧倒的に多い。市、町、村ともこの傾向は同一であるが、若干の差を述べれば、市、町、村の順序に診療所を利用するものの割合は増加している。

ただここで問題になるのは自宅や、その他で行つているものが若干あることで、市よりも町村において率が高い。しかも実施場所の不明なものも入れると、凡そ11%内外の人々は危険な人工妊娠中絶実施環境の中で行われているということが出来よう。

人工妊娠中絶の回数別に見ると第1回目の中絶はいろいろと夫婦の考えもあつて、胎児1カ月より9カ月まで、分布しているが第2回目の中絶になると市では胎児6カ月以上で中絶するものはなくなり、町でも7カ月以上で中絶するものはいないが村では第2回目中絶も同様に8カ月目以上でも中絶している。第3回目の中絶になると市町村とも人工妊娠中絶の早期化が目立ち、第4回目中絶では凡て3カ月まででおろしている現状で、此処に人工妊娠中絶の回数に応じて胎児月数は小となり、中絶早期化が明らかとなつている。

また回数別に人工妊娠中絶場所を見ると市では第2回以後の中絶は専ら病院の外来で行つており町でもこの傾向が強い。ただ村では、地域によつて専ら診療所の外来を利用するものが非常に多いところもある。

一般にいえることは、病院でも、診療所でも入院してやるものが少いことで、第2回目以後の中絶となると皆無といつてよい程、入院するものは少い実状である。

Ⅲ. 人工妊娠中絶後の休養状況及び人工妊娠中絶の影響について

市町村別に人工妊娠中絶による休養日数を示すと第10表の如くであるが、就床と静養とに別けてあるが、就床だけのもの、静養だけのもの及び就床静養両方のものが入つているので必ずしも数は

第10表 市町村別人工妊娠中絶後の休養日数

日数	市						町					
	就床		静養		計		就床		静養		計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
1	33	32.04	8	8.42	41	20.71	33	14.80	21	7.39	54	10.65
2	16	15.54	17	17.89	33	16.66	44	19.73	33	11.62	77	15.19
3	22	21.37	20	21.05	42	21.23	37	16.59	46	16.20	83	16.37
4	3	2.91	3	3.16	6	3.03	12	5.38	7	2.46	19	3.75
5	4	3.88	5	5.26	9	4.55	13	5.83	26	9.15	39	7.69
6			1	1.05	1	0.51	3	1.35	3	1.06	6	1.18
7	13	12.62	18	18.95	31	15.65	47	21.06	72	25.38	119	23.47
8									1	0.35	1	0.20
9												
10	4	3.88	8	8.42	12	6.06	12	5.38	26	9.15	38	7.49
11							2	0.90			2	0.39
12												
13							1	0.45			1	0.20
14	1	0.97			1	0.50	4	1.79	7	2.46	11	2.17
15	3	2.91	2	2.11	5	2.52	3	1.35	6	2.11	9	1.78
20	3	2.91	3	3.16	6	3.03	5	2.24	17	5.99	22	4.34
21							1	0.45			1	0.20
25									2	0.70	2	0.39
30			8	8.42	8	4.04	3	1.35	9	3.17	12	2.37
35							1	0.45			1	0.20
40	1	0.97			1	0.50	1	0.45	2	0.70	3	0.59
50									1	0.35	1	0.20
60			2	2.11	2	1.01	1	0.45	5	1.76	6	1.18
70												
90以上												
小計	103	100.00	95	100.00	198	100.00	223	100.00	284	100.00	507	100.00
休養者					143	54.17					426	73.70
休養なき者					105	39.77					113	19.55
不明					16	6.06					39	6.75
計					264	100.00					578	100.00

第10表 の 続 き

日数	村						合計					
	就床		静養		計		就床		静養		計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
1	48	14.16	17	4.39	65	8.95	114	17.14	46	6.00	160	11.18
2	44	12.98	31	8.01	75	10.33	104	15.64	81	10.57	185	12.93
3	61	17.99	43	11.11	104	14.32	120	18.04	109	14.23	229	16.00
4	16	4.72	17	4.39	33	4.55	31	4.66	27	3.52	58	4.05
5	15	4.42	24	6.20	39	5.37	32	4.81	55	7.18	87	6.08
6	4	1.18	4	1.03	8	1.10	7	1.05	8	1.04	15	1.05
7	66	19.51	87	22.47	153	21.07	126	18.96	177	37.33	303	21.17
8	3	0.88	2	0.52	5	0.69	3	0.45	3	0.39	6	0.42
9	2	0.59	3	0.78	5	0.69	2	0.30	3	0.39	5	0.35
10	25	7.37	50	12.92	75	10.33	41	6.17	84	10.97	125	8.74

11	1	0.29			1	0.14	3	0.45			3	0.21
12	1	0.29	1	0.26	2	0.28	1	0.15	1	0.13	2	0.14
13							1	0.15			1	0.07
14	6	1.77	12	3.10	18	2.48	11	1.65	19	2.48	30	2.10
15	12	3.54	21	5.43	33	4.55	18	2.71	29	3.79	47	3.28
20	15	4.42	20	5.17	35	4.82	23	3.46	40	5.22	63	4.40
21	2	0.59	1	0.26	3	0.41	3	0.45	1	0.13	4	0.28
25									2	0.26	2	0.14
30	12	3.54	27	6.98	39	5.37	15	2.26	44	5.74	59	4.12
35							1	0.15			1	0.07
40	1	0.29	4	1.03	5	0.69	3	0.45	6	0.78	9	0.63
50			3	0.78	3	0.41			4	0.52	4	0.28
60	2	0.59	9	2.33	11	1.52	3	0.45	16	2.09	19	1.33
70			1	0.26	1	0.14			1	0.13	1	0.07
90以上	3	0.88	10	2.58	13	1.79	3	0.45	10	1.31	13	0.91
小計	339	100.00	387	100.00	726	100.00	665	100.00	766	100.00	1431	100.00
休養者					498	73.13					1067	70.06
休養なき者					153	22.47					371	24.36
不明					30	4.40					85	5.58
計					681	100.00					1523	100.00

一致しないことは注意を要する。

これによれば市では就床1日のものが多く、次が3日、2日の順となるが町では就床7日のもの多く次いで2日、3日のものとなつている。村でも同様に就床7日のものが多く、次いで3日1日と順を追うている。このような傾向の差は市町村における医師の中絶技術の巧拙に起因するものかまたは慎重なる医師の勧告によるものか、それとも中絶実施場所の遠近による心身への影響のためかは詳かでないが、入院というものは前表で見る通り病院でも一割に充たないものであり、診療所においても2%に充たない実状より推して以上の原因が相互にからみ合ったものであろう。何れにしても市町より村の方が長期就床日数が多いことは注目してよい。また仕事を休んで静養したもののについて見ると、市では3日静養者が多く、次が7日、2日の順であるが町では7日静養者が最も多く、次が3日、2日で最初の順序が市と逆になり、村では7日静養者について今度は10日静養者が多く次いで3日となつている。こういう傾向から見ると静養日数の方も、市、町、村と、順々に高くなつていることが伺える。試みに市町村別に人工妊娠中絶1件当りの平均休養日数を見ると市では3.9日、町では4.9日、村では8.7日となつて、やはり市、町、村と次第に高くなつているが、休養者1人当りの平均休養日数を見ると市と町とは同じで、何れも8.8日となるが、村では一段と高く15.7日と凡そ2倍に近い日数を休んでいる実状である。また休養者の割合を見ると市では人工妊娠中絶者の54.2%しか休養しないのに対して、町や村では73.7%、73.1%が夫々休養していることは、市よりも町や村において中絶の直接の被害が多いためか、それとも用心をして安全度を高めるものが多いためかは、次の人工妊娠中絶の影響問題を示す第11表を見る必要がある。

これによれば障害者の割合は町が高く、36.8%、次が市の30.3%で村が26.6%で最も低くなつているが、中絶件数より見ると必ずしもこれと一致していない。つまり1人で何回も中絶しているものもあつて、そのたびごとに障害を繰り返しているものもあり、これは市、町、より村の方に多いからである。すなわち障害者1人当りの件数を見ると市や町では1.4~5件位であるのに村では2.8件とこれも倍にはね上つていることより背づけるものがある。次に障害別の件数を見ると、

第11表 市町村別人工妊娠中絶後の障害（1人で数件あり）

	市		町		村		計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
大出血	45	37.18	120	39.61	195	38.54	360	38.71
おりもの	21	17.36	77	25.41	97	19.17	195	20.97
全身衰弱	11	9.09	31	10.23	32	6.32	74	7.96
腰痛	17	14.05	19	6.27	52	10.28	88	9.46
下腹痛	18	14.88	35	11.55	88	17.39	141	15.16
発熱	6	4.96	12	3.96	25	4.94	43	4.62
内容不明	3	2.48	9	2.97	17	3.36	29	3.12
小計	121	100.00	303	100.00	506	100.00	930	100.00
障害あり	80人	30.30	213	36.85	181	26.58	474	31.12
なし	172	65.15	337	58.30	471	69.16	980	64.35
不明	12	4.55	28	4.85	29	4.26	69	4.53
計	264	100.00	578	100.00	681	100.00	1523	100.00

市町村、何れを問わず最も多い障害が大出血で37%以上を占め、次がおりものである。これに次いで少々多いものが下腹痛となつている。これらは直接の被害であり、その後の注意と静養によつて大事に到らなかつたものが多いのであるが中にはこれとともに合併症として次のような障害も出ていることが注目される。市町村別に見ると市ではさすがに少く僅に3件であつたが、町では14件、村では22件に示されている。その名前を列挙すれば次の如きものである。

月経不順、貧血、肺門淋巴腺炎、肩こり、悪寒、血管腫張、頭痛、甲状腺肥大、視力障害、膀胱炎、自律神経障害、神経痛、子宮内膜炎、下腹部膨満、心臓圧迫、卵巣膿腫、子宮頸管裂傷、不妊症、卵管炎、胎盤残留、腎盂炎、子宮穿孔、左大腿腫張、盲腸、心悸亢進、腹膜炎、肝臓炎、難聴、声が出なくなつた等。

この外精神的なものの障害は多くある。最近では人工妊娠中絶による子宮外妊娠によつて母性死亡が高まつているということで産科専門の疾病の中では重要な死亡の原因になつて来つつある。

Ⅳ. 人工妊娠中絶の知識の源、及びこれに類する行為の経験について

参考までに人工妊娠中絶の知識をどこから得たかの統計を第12表に掲げることとする。

第12表 人工妊娠中絶の知識を何処から得たか

	市						町					
	実行者		不実行者		計		実行者		不実行者		計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
書籍	62	25.21	26	17.33	88	22.21	173	31.81	69	21.10	242	27.78
新聞	40	16.26	15	10.00	55	13.89	71	13.05	23	7.03	94	10.79
ラジオ	17	6.91	6	4.00	23	5.81	18	3.31	6	1.83	24	2.76
映画	8	3.25	1	0.67	9	2.27	1	0.18			1	0.11
父母	1	0.41			1	0.25	1	0.18	3	0.92	4	0.46
夫	2	0.81	2	1.33	4	1.01	11	2.02	7	2.14	18	2.07
知人	25	10.16	31	20.67	56	14.14	50	9.19	46	14.07	96	11.02
友人	10	4.07	23	15.33	33	8.33	14	2.57	15	4.59	29	3.33
生活改善員												

保健所	3	1.22	1	0.67	4	1.01	20	3.68	6	1.83	26	2.99
医師	25	10.16	17	11.33	42	10.61	80	14.71	78	23.86	158	18.14
薬剤師	2	0.81			2	0.51	3	0.55			3	0.34
保健婦	3	1.22	2	1.33	5	1.26	31	5.70	23	7.03	54	6.20
助産婦	22	8.94	9	6.00	31	7.83	9	1.65	5	1.53	14	1.61
看護婦							1	0.18	2	0.61	3	0.34
講習会	2	0.81	1	0.67	3	0.76	29	5.33	10	3.06	39	4.48
その他	2	0.81	1	0.67	3	0.76	4	0.74	4	1.22	8	0.92
不明	12	4.88	7	4.67	19	4.80	7	1.29	3	0.92	10	1.15
知識なし	10	4.07	8	5.33	18	4.55	21	3.86	27	8.26	48	5.51
計	246	100.00	150	100.00	396	100.00	544	100.00	327	100.00	871	100.00
人数	154人		110人		264人		327人		251人		578人	
	市						町					
	実行者1人当りの知識源数	不実行者1人の知識源数	計		実行者1人当りの知識源数	不実行者1人の知識源数	計					
	1.6	1.4	1.5		1.7	1.3	1.5					

第12表 の 続 き

	村						合 計					
	実行者		実行不者		計		実行者		不実行者		計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
書籍	154	22.93	60	14.81	214	19.89	389	26.64	155	17.59	544	23.27
新聞	52	7.75	23	5.68	75	6.97	163	11.16	61	6.92	224	9.56
ラジオ	24	3.58	6	1.48	30	2.79	59	4.04	18	2.04	77	3.29
映画	11	1.64	3	0.74	14	1.30	20	1.37	4	0.45	24	1.02
父母	1	0.15	1	0.25	2	0.19	3	0.21	4	0.45	7	0.30
夫	10	1.49	3	0.74	13	1.21	23	1.57	12	1.36	35	1.49
知人	51	7.60	40	9.88	91	8.46	126	8.62	117	13.26	243	10.37
友人	18	2.68	18	4.44	36	3.35	42	2.87	56	6.35	98	4.18
生活改善員												
保健所	35	5.22	21	5.19	56	5.20	58	3.97	28	3.17	86	3.67
医師	82	12.22	59	14.57	141	13.10	187	12.80	154	17.46	341	14.55
薬剤師	2	0.30			2	0.19	7	0.48			7	0.30
保健婦	73	10.88	27	6.67	100	9.29	107	7.32	52	5.90	159	6.79
助産婦	33	4.92	5	1.23	38	3.53	64	4.38	19	2.15	83	3.54
看護婦	3	0.45			3	0.28	4	0.27	2	0.23	6	0.26
講習会	45	6.71	17	4.20	62	5.76	76	5.20	28	3.17	104	4.44
その他	11	1.64	3	0.74	14	1.30	17	1.16	8	0.91	25	1.07
不明	13	1.94	15	3.70	28	2.60	32	2.19	25	2.83	57	2.43
知識なし	53	7.90	104	25.68	157	14.59	84	5.75	139	15.76	222	9.47
計	671	100.00	405	100.00	1076	100.00	1461	100.00	882	100.00	2343	100.00
人数	398人		283人		681人		879人		644人		1523人	
	実行者1人当りの知識源数	不実行者1人当りの知識源数	計		実行者1人当りの知識源数	不実行者1人当りの知識源数	計		総計			
	1.7	1.4	1.6		1.7	1.4	1.5		1.5			

これによると市においては受胎調節実行者は書籍より得たものが最も多く、次が新聞、知人、医師という順序になっているが、受胎調節不実行者では知人から教えられるものが最も多く、次が書

籍,友人,医師の順になつている. 町の実行者は市の実行者と略同様の状態で知識を得ているが,不実行者はその趣きを異にし,医師から得ているものが最も多く,次が書籍知人となつている. 村でも実行者は書籍が多いが,次は医師,保健婦である. この傾向は不実行者も同様であるが,ただ第3位が保健婦の代りに知人となつている.

また,人工妊娠中絶を行つていながら,それを事前に何も知らなかつたというものが市で4.5%,町で5.5%,村では14.6%もいたということは考えさせられる問題であろう. 特に村の不実行者には実に25.7%,4分の1以上のものが人工妊娠中絶というものを知らずにおろしていることは注目しに値する. 人工妊娠中絶を防止し事前の受胎調節へと切り換えて行こうとする時に,前の表でも見たように,受胎調節の知識よりも,先に人工妊娠中絶の知識や実行が普及することは,何よりも重大な関心事でなければならないが,その源である知識が一体何によつてもたらされているのかを更に一覧表によつて眺めることにする. つまり一番多い順序に第10位までを列べると第13表のようになるのである.

第13表 順位別に見た人工妊娠中絶の知識源

	市			町			村			総計		
	受胎調節 実行者	受胎調節 不実行者	計	受胎調節 実行者	受胎調節 不実行者	計	受胎調節 実行者	受胎調節 不実行者	計	受胎調節 実行者	受胎調節 不実行者	計
1	書籍	知人	書籍	書籍	医師	書籍	書籍	書籍	書籍	書籍	書籍	書籍
2	新聞	書籍	知人	医師	書籍	医師	医師	医師	医師	医師	医師	医師
3	{ 知人 医師	友人	新聞	新聞	知人	知人	保健婦	知人	保健婦	新聞	知人	知人
4	助産婦	医師	医師	知人	{ 新聞 保健婦	新聞	新聞	保健婦	知人	知人	新聞	新聞
5	ラジオ	新聞	友人	保健婦	友人	保健婦	知人	新聞	新聞	保健婦	友人	保健婦
6	出所不明	助産婦	助産婦	講習会	講習会	講習会	講習会	保健所	講習会	講習会	保健所	講習会
7	友人	出所不明	ラジオ	保健所	夫	友人	保健所	友人	保健所	助産婦	{ 保健所 講習会	友人
8	映画	ラジオ	出所不明	ラジオ	{ ラジオ 保健所	保健所	助産婦	講習会	助産婦	ラジオ	出所不明	保健所
9	{ 保健婦 保健所	{ 夫 保健婦	映画	友人	助産婦	ラジオ	ラジオ	出所不明	友人	保健所	助産婦	助産婦
10	{ 夫 講習会	{ 映画 保健所 講習会	保健婦	夫	その他	夫	友人	ラジオ	ラジオ	友人	ラジオ	ラジオ

結局,総計すれば書籍から得るものが最も多く,次が医師,知人,新聞という順序になるが,これをマスコミュニケーションと,人間関係,専門技術者関係,施設その他といったものに大別すれば,受胎調節実行者はマスコミから得るものが43.2%,父母とか知人とかによる人間関係のものが13.3%,医師,保健婦等の専門家より得るものが25.3%でその他が12.5%となり,受胎調節不実行者のこの割合は前の順序で27.0%,21.4%,25.7%,10.1%となつて示される. 従つてマスコミと専門的職業の人々から得るものが過半数を占めていることが分るが,不実行者では素人の人間関係から得るものがかなりあることは注目してよい.

次に人工妊娠中絶に類する次善行為として定期そうは,子宮内にヨードチンキその他の薬液の塗布,及び妊娠中絶に結果するようないろいろの注射の三つについてその経験の有無を調査したところ第14表のような結果を得た. これによると妊娠の有無に拘らず,定期的に医師によつてそうはしているものが最も多く,市の受胎調節不実行者では50%以上に達しており,町の受胎調節不実行者

第14表 人工妊娠中絶の次善行為の経験状況

	市						町					
	実行者		不実行者		計		実行者		不実行者		計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
定期そうは	56	36.36	56	50.91	112	42.43	9	29.36	77	30.68	173	29.93
子宮内膜塗布	7	4.55	6	5.45	13	4.92	2	0.61			2	0.35
中絶への注射	29	18.83	12	10.91	41	15.53	7	2.14	2	0.80	9	1.56
なし	43	27.92	20	18.18	63	23.86	158	48.32	100	39.84	258	44.63
不明	19	12.34	16	14.55	35	13.26	64	19.57	72	28.68	136	23.53
計	154	100.00	110	100.00	264	100.00	327	100.00	251	100.00	578	100.00

	村						計					
	実行者		不実行者		計		実行者		不実行者		計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
定期そうは	129	32.41	73	25.79	202	29.66	281	31.97	206	31.99	487	31.97
子宮内膜塗布	7	1.76	10	3.53	17	2.50	16	1.82	16	2.48	32	2.10
中絶への注射	29	7.29	21	7.42	50	7.34	65	7.39	35	5.43	100	6.57
なし	202	50.75	171	60.43	373	54.77	403	45.85	291	45.19	694	45.57
不明	31	7.79	8	2.83	39	5.73	114	12.97	96	14.91	210	13.79
計	398	100.00	283	100.00	681	100.00	879	100.00	644	100.00	1523	100.00

でも30%を越えている。次が中絶のための注射で市では15%以上に示されているが町、村へ行くと割合は少い。総計すれば実行者と不実行者に大差がなく凡そ40%のものは以上の何かを経験していることになり人工妊娠中絶経験者の中には単に人工妊娠中絶のみの手術に止らず、その他多くの危険を伴う妊娠予防措置が取られていることが分るのである。

V. 不妊手術実施者について

不妊手術を実施したものについての若干の統計結果を示すことにする。

最初に不妊手術実施年令の状態を見ると第15表の如く、過去に受胎調節を実行したことのあるものでは31才～34才に不妊手術をするものが最も多く、この傾向は全国的な傾向と一致している。また受胎調節を行つたことがないものでも同様であるが、ただ実施年令が実行者では27才が最も若いのに比較して不実行者ではこれが更に低く23才から始つているということである。従つて備考欄にも記した如く、第7表と対比して見ると実行者は受胎調節によつて人工妊娠中絶年令は確かに不実行者よりも延長せしめるに成功しているといえる。然し不妊手術実施年令においては人工妊娠中絶年令程著しくない。誤差計算によれば少々その傾向が見られるという程度に止つている。然し何れにしても受胎調節を実行しないものは、早くおろし、早くしばつてしまうという傾向は否定出来ないものがある。この傾向を形態から見ると受胎調節実行者は人工妊娠中絶をすると今度は早目に不妊手術へと赴く傾向があり、受胎調節不実行者は人工妊娠中絶を繰り返しつつ終に不妊手術へと向うということがいえる。すなわち前者は中絶平均年令31才以後1年9月後の32,7才には不妊手術を平均して行うに反して、後者は中絶平均年令29才以後2年10月後の31,9才に平均して不妊手術を実施しているということである。

従つて人工妊娠中絶後3年以内に不妊手術を行うものが圧倒的である。この中特に目立つのは人

第15表 不妊手術をした年齢別状況

	受胎調節過去 実行者		受胎調節過去 不実行者		計	
	実数	%	実数	%	実数	%
23			1	2.17	1	1.30
24			1	2.17	1	1.30
25			1	2.17	1	1.30
26			2	4.35	2	2.60
27	1	3.23	1	2.17	2	2.60
28	2	6.45	2	4.35	4	5.19
29	1	3.23	5	10.87	6	7.79
30	2	6.45	3	6.52	5	6.49
31	5	16.12	6	13.04	11	14.29
32	2	6.45	3	6.52	5	6.49
33	5	16.12	8	17.42	13	16.87
34	4 (1)	12.90	2	4.35	6 (1)	7.79
35	1	3.23	1	2.17	2	2.60
36	3	9.68	3 (1)	6.52	6 (1)	7.79
37	1	3.23	2	4.35	3	3.90
38	1	3.23			1	1.30
39			3	6.52	3	3.90
40	1 (1)	3.23			1 (1)	1.30
41	(1)				(1)	
42						
43						
44						
45			1	2.17	1	1.30
不明	2	6.45	1	2.17	3	3.90
51才	(1)				(1)	
計	31	100.00	46	100.00	77	100.00

備考 (1)実行者(妻)の総中絶年齢1394年延45人の平均年齢31才

不実行者の(妻)の総中絶年齢1973年延68人の平均年齢29.0才

実行者 31才 ± 0.64

不実行者 29才 ± 0.57

実行者-不実行者の差 D = 2.3 殆んど確實

(2)妻の不妊手術年齢(実行者)29人の平均は 32.76才

妻の不妊手術年齢(不実行者)45人の平均 31.89才

実行者 32.76 ± 0.56

不実行者 31.89 ± 0.64

実行者-不実行者 D = 1.0 少々差ある程度

工妊娠中絶の実施と同時に不妊手術を実施するものが40%もあることである。

人工妊娠中絶の知識と同様に、この不妊手術の知識をどこから得たかという統計を第16表に掲げることにする。これによると市では医師から得るものが最も多く、次が書籍、助産婦である。とこ

第16表 人工妊娠中絶及び不妊手術両方のもの及び不妊手術のみを実行したものの不妊手術知識の経路（件数）

	市		町		村		計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
書籍	3	16.67	35	32.39	15	12.60	53	21.63
新聞	1	5.56	11	10.19	9	7.56	21	8.57
ラジオ					2	1.68	2	0.82
映画			1	0.93	1	0.84	2	0.82
父母			2	1.85			2	0.82
夫			7	6.48			7	2.86
知人			6	5.56	4	3.36	10	4.08
友人			2	1.85	3	2.52	5	2.04
生活改善員								
保健所			4	3.70	3	2.52	7	2.86
医師	8	44.43	32	29.63	43	36.15	83	33.86
薬剤師								
保健婦			1	0.93	8	6.72	9	3.67
助産婦	3	16.69	1	0.93	3	2.52	7	2.86
看護婦	1	5.56					1	0.41
講演会			4	3.70			4	1.63
その他			1	0.93			1	0.41
内容不明					1	0.84	1	0.41
不明			1	0.93	5	4.20	6	2.45
なし	2	11.11			22	18.49	24	9.80
計	18	100.00	108	100.00	119	100.00	245	100.00

第17表 人工妊娠中絶と不妊手術の知識源の比較

	人工妊娠中絶知識の割合	不妊手術知識の割合
マスコミによるもの（書籍、新聞等）	37.14%	31.84%
対人関係によるもの（知人、友人、夫等）	16.34	9.80
専門指導家によるもの（医師、保健婦等）	25.44	40.80
その他、施設（保健所、講習会等）	11.61	5.31
全き不詳及び全く知識なきもの	9.47	12.25

ろが町では人工妊娠中絶と同様にやはり書籍が最も多く、次が医師、新聞となっているが、村では医師が再び多く、次が書籍、新聞の順である。従つて総計すると、人工妊娠中絶とは順序が変り、医師が第1位を占め、書籍が第2位となり、第3位は新聞、第4位が知人、次が保健婦となっている。これを前のように四つに大別して人工妊娠中絶の知識源の割合と不妊手術の知識源の割合を比較して見ると第17表の如く、俄然、医師や保健婦等に教えられているものの割合が多く40.8%を占め、マスコミによるものが31.8%で人工妊娠中絶の時とは逆になつている。また12%位のものとは不妊手術というものについて何等の知識もなくこれを行つてしまつていといつてよいであろう。人工妊娠中絶は人道上の問題からかなり世論の酷しい批判があつて、一般人も稍々これについて、認識の度合が深まり全国的傾向は下降を示し始めているが、不妊手術には未だ斯る傾向は見られていないのである。勿論優生学的、医学技術的見地からはいろいろと研究し、これが適正なる実施は

その理由によつて当然なされ得可きであることはいささかも問題にす可き性質のものではないが、これが無定見に濫用され、勧奨されていることは見逃すことの出来ない性質のものである。

たとえば不妊手術の理由の調査結果を見ると、いろいろの理由の中には極めて客観的に疑わしきものやどうも妥当を欠くと思われるものがあることを告げているのである。第18表によつてその消

第18表 不妊手術の理由

	市		町		村		計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
子供がいない	7	41.19	26	27.37	30	23.81	63	26.47
受胎調節が面倒	2	11.76	3	3.16	4	3.17	9	3.78
母体の健康	6 (2)	35.29	39 (27)	41.05	50 (30)	39.69	95 (50)	39.93
経済上	1	5.88	9	9.47	6	4.76	16	6.72
遺伝問題					2	1.59	2	0.84
医師にすすめられる			6	6.32	20	15.87	26	10.92
その他			7	7.37	11	8.73	18	7.56
不明	1	5.88	5	5.26	3	2.38	9	3.78
計	17	100.00	95	100.00	126	100.00	238	100.00

註：○の数字は母体健康の理由の疑わしきものを示す
 母体の健康上の理由の疑しきもの 市 33.33%
 (母体の健康の中の○) 町 69.23
 村 60.00
 計 62.11

息の一端を見ることにする。市では子供がいないというものが最も多いが、この中には子供が1人もなくてこれを理由としているものがあつたり、次が母体の健康上というのが多いのであるが、この中2人(33.3%)は明らかにこの理由があてはまらないものもある。町ではこの母体の理由が多いのであるが、この中凡そ69.2%のものは虚偽に近いし、村でも母体理由の中60%のものがあてはまらないものである。つまり遺伝病はもとより、妊娠出産時における母体の健康状態、子供数の点から見て、その理由が妥当とは思われなようなものがあり客観的にはあてはまらないと思われるケースで、明らかに優生保護法の問題と矛盾したものがある。総計して39.9%のものがこの母体の健康を理由としているがこの中62%のものは厳密にいつて優生保護法にかなうものではあり得ないということがいえる。次に問題になるのは前第17表でも見たように医師よりの知識が多いが、この理由の中でも「医師にすすめられる」というのが1割内外ある。特に農村に多い。

本人が不妊手術を希望しなかつたにも拘らず、これを半強制的にすすめられたとすればこれが永久不妊であるだけに、その人の全人生的意義にとつては重大な問題を含んでいるし、また本人に該当悪質遺伝がないにも拘らず、これが実施されるとすれば、それこそ逆淘汰の問題が浮び上り人口資質の向上という面から見て重大な関心を払わざるを得ないのである。

VI. 市町村別手取月収入別の人工妊娠中絶経験者及び不妊手術実施者の状態について

職業別に人工妊娠中絶者の割合を見ると、第19表の如く市では漁業者が多く次いで日雇労働者、自営業者、その他の職業、給料生活者となつており、町では給料生活者が第1位で次が漁業者、自営業者、家内労働者、常勤労働者の順である。村へ行くと、最も割合の多いものが家内労働者で、次

第19表 職業別人工妊娠中絶者の割合

	市			町			村			計		
	総数	中絶数	割合	総数	中絶数	割合	総数	中絶数	割合	総数	中絶数	割合
農 業	49	3	6.1	317	39	12.3	2308	206	8.9	2674	248	9.3
漁 業	29	13	44.8	213	51	23.9	241	40	16.6	483	104	21.5
日雇労働者	94	26	28.7	256	49	19.1	503	88	17.5	853	163	19.1
家内労働者	25	4	16.0	90	19	21.1	88	22	37.5	203	45	22.7
常勤労働者	287	57	19.9	364	72	19.8	356	48	13.5	1007	177	17.6
自営業者	270	68	25.2	728	152	21.4	721	109	15.1	1719	333	19.4
給料生活者	449	93	20.7	820	220	26.8	1082	175	16.2	2351	488	20.8
その他	20	5	25.0	37	5	13.5	42	9	21.4	99	19	19.2
無 職	14	2	14.3	62	10	16.1	83	14	16.9	159	26	16.4
不 明	3			3			2			8		
計	1240	271	21.9	2890	621	21.5	5426	711	13.10	9556	1603	16.8

第20表 市町村別職業別受胎調節実行者と人工妊娠中絶との比率

	市		町		村		総計	
	実行率	人工妊娠中絶者 実行者	実行率	人工妊娠中絶者 実行者	実行率	人工妊娠中絶者 実行者	実行率	人工妊娠中絶者 実行者
農 業	26.5%	0.23	26.2	0.47	27.0	0.33	26.9	0.34
漁 業	6.9	6.50	17.4	1.38	13.3	1.25	14.7	1.46
日雇労働者	23.4	1.18	18.4	1.04	20.7	0.85	20.3	0.94
家内労働者	32.0	0.50	24.4	0.86	22.7	1.10	24.6	0.90
常勤労働者	24.4	0.81	28.6	0.69	23.0	0.59	25.4	0.69
自営業者	29.3	0.86	30.9	0.68	27.0	0.56	29.0	0.67
給料生活者	41.0	0.51	41.1	0.65	37.5	0.43	39.4	0.53
その他	50.0	0.50	29.7	0.45	45.2	0.47	40.4	0.48
無 職	1.4	2.00	21.0	0.77	25.3	0.67	22.0	0.74
計	31.6	0.69	30.4	0.71	27.7	0.47	29.0	0.58

がその他の職業に入るもの、次いで日雇労働者、無職、漁業者、給料生活者となつている。総計すれば、和歌山県下避妊未指導地域における人工妊娠中絶の割合の多い職業は、家内労働者で、次が漁業者、給料生活者、自営業者、その他の職業に入るもの、日雇労働者ということになり、何れも20%内外の人工妊娠中絶率を示している。農業者の割合は市町村何れにおいても最低の率を示した。人工妊娠中絶者と受胎調節実行者を対比させ実行者1人に対する人工妊娠中絶者の割合を市町村別、職業別に見ると第20表の如くなるが、これによると受胎調節実行者に対して人工妊娠中絶者の割合が多い職業は漁業者で特に市のそれに高い。次には日雇労働者が高いが、村ではむしろ家内労働者の方が高い。従つて受胎調節をあまり実行せず、人工妊娠中絶傾向の強い階層は漁業者とか日雇労働者、家内労働者、無職のものといつた、比較的下層に属する人々に多いことが分るのである。給料生活者やその他の職業に入る人々は受胎調節もかなり実行し、人工妊娠中絶者はその半数に過ぎない、農業者は平均して受胎調節をよく実行し、しかも人工妊娠中絶は最も低い割合を示し、堅実な方向を持っているといつてよいであろう。更に参考までに1カ月平均手取収入別に人工妊娠中絶と不妊手術の状態を示すと第21表の如くである。本表によれば市では月収2万円～3万円のものが人工妊娠中絶や不妊手術をするものが最も多いことを告げており、次が1万円～2万円の収入者である。ところが町を見ると、これが一階級下つて1万円～2万円のものに人工妊娠中絶も

第21表 市町村別手取給与別中絶者及び不妊手術者

	市								町							
	中絶者		中絶+不妊		不妊手術		計		中絶者		中絶+不妊		不妊手術		計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
～1万	6	2.3					6	2.2	49	8.5	10	23.3	7	17.5	66	10.0
1万～2万	93	35.2	2	28.6			95	34.5	275	47.6	14	32.6	16	40.0	305	46.1
2万～3万	125	47.3	2	28.6	2	75.0	130	47.4	152	26.3	11	25.6	9	22.5	172	26.0
3万～4万	28	10.6	1	14.3	1	22.0	30	10.9	50	3.7	5	11.6	6	15.0	61	9.2
4万～5万	2	0.8					2	0.7	8	1.4	1	2.3	1	2.5	10	1.5
5万～	8	3.0	1	14.3			9	3.2	13	2.2	2	4.6	1	2.5	16	2.4
不明	2	0.8	1	14.3			3	1.1	31	5.3					31	4.8
計	264	100.0	7	100.1	4	100.0	275	100.0	578	100.0	43	100.0	40	100.0	661	100.0

第21表つづき

	村								総計							
	中絶者		中絶+不妊		不妊手術		計		中絶者		中絶+不妊		不妊手術		計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
	56	3.2	1	3.3	10	15.9	67	8.6	111	7.3	11	13.8	17	15.9	139	8.1
	356	52.2	16	53.4	26	41.2	398	51.4	724	47.5	32	40.0	42	39.3	798	46.7
	158	23.2	6	20.0	17	27.0	181	23.4	435	28.6	19	23.7	29	27.1	493	28.2
	52	7.7	2	6.7	6	9.5	60	7.7	130	8.5	8	10.0	13	12.1	151	8.8
	10	1.5	1	3.3			11	1.4	20	1.3	2	2.5	1	0.9	23	1.3
	17	2.5	1	3.3	2	3.2	20	2.6	38	2.5	4	5.0	3	2.8	45	2.6
	32	4.7	3	10.0	2	3.2	37	4.9	65	4.3	4	5.0	2	1.9	71	4.2
	681	100.0	30	100.0	63	100.0	774	100.0	1523	100.0	80	100.0	107	100.0	1710	100.0

不妊手術も高く、次が2万円～3万円のもので市とは逆である。この傾向は村では最も顕著に現われており50%以上がこの収入層で中絶をしていることが分るのである。不妊手術の傾向も、人工妊娠中絶の傾向と全く軌を一にしたものである。この収入階層を二つ宛括つて上、中、下と便宜的に分けてその割合を見ると、市では上(3.9%)の1に対して中(58.3%)は約15倍、下(36.7%)は凡そ10倍のものが中絶したり不妊手術をしていることになり、町では上(3.9%)1に対し中(35.2%)は9倍、下(56.1%)は14倍、村でも上(4.0%)1に対し、中(31.1%)は約8倍、下(60.0%)は15倍と下層に行けば行く程、妊娠の生活圧迫が強められている実状が示されている。

総計すれば上(3.9%)、中(37.0%)、下(54.8%)の比率は1:9.5:14.1の割合となるが、この内訳を表によつて見ると人工妊娠中絶のみの上(3.8%)、中(37.1%)、下(54.8%)、は1:9.8:14.4となり、人工妊娠中絶と不妊手術両方を行つたものの上(7.5%)、中(33.7%)、下(53.8%)の比率は1:4.5:7.2、不妊手術のみを行つたものの上(3.7%)、中(39.2%)、下(55.2%)の比率は1:10.6:14.9で不妊手術の比率が特に下層階級に強く押しつけられている。この事実は貧乏人は子供を持たないという現実を現わしているが、それが逆に貧乏人は子供を産むなという風潮を正当化さなければ幸である。ということも単に経済収入だけから、人口資質の好悪は判定出来得ないからである。最後に参考表として人工妊娠中絶者、人工妊娠中絶と不妊手術実施者、不妊手術のみの実施者に三別した職業別の統計を掲げるに止めたい。(第22表参照)

第22表 職業別人工妊娠中絶及び不妊手術者並びに不妊手術実施者の割合

	中絶者		中絶+不妊		不妊手術		計		中絶者		中絶+不妊		不妊手術		計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
農 業	3	1.1					3	1.0	35	6.1	4	9.3	5	12.5	44	6.7
漁 業	13	4.9					13	4.7	51	8.8			1	2.5	52	7.9
日雇労働者	26	9.8					26	9.5	47	8.1	2	4.7	7	17.5	56	8.5
家内労働者	4	1.5					4	1.5	18	3.1	1	2.3	1	2.5	20	3.0
常勤労働者	55	20.8	2	28.6			57	20.7	67	11.6	5	11.6	7	17.5	79	12.0
自営業者	65	24.7	3	42.8			68	24.7	142	24.6	14	32.5	5	12.5	161	24.4
給料生活者	91	34.5	2	28.6	4	100.0	97	35.3	206	35.6	14	32.5	11	27.5	231	34.9
その他	5	1.9					5	1.8	3	0.5	2	4.8	1	2.5	6	0.9
無職	2	0.8					2	0.8	9	1.6	1	2.3	2	5.0	12	1.7
不明																
合 計	264	100.0	7	100.0	4	100.0	275	100.0	578	100.0	43	100.0	40	100.0	661	100.0

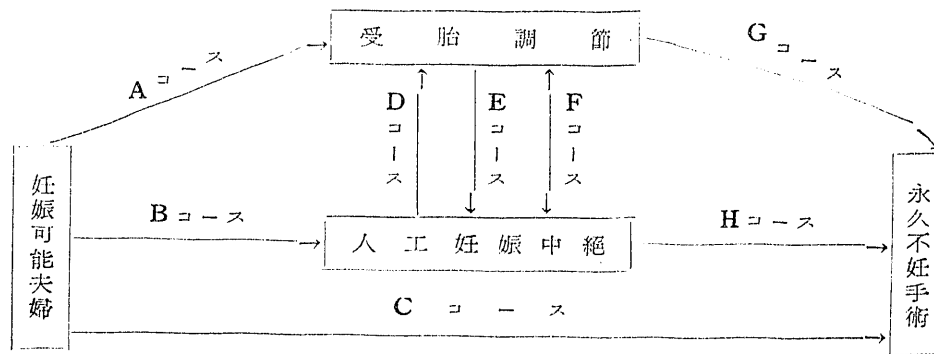
第22表つづき

	中絶者		中絶+不妊		不妊手術		計		中絶者		中絶+不妊		不妊手術		計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
199	29.2	7	23.3	20	31.7	226	29.2	237	15.6	11	13.8	25	23.4	273	16.0	
39	5.7	1	3.3	2	3.2	42	5.4	103	6.8	1	1.3	3	2.8	107	6.3	
85	12.5	3	10.0	5	7.9	93	12.0	158	10.4	5	6.1	12	11.2	175	10.2	
22	3.2			5	7.9	27	3.5	44	2.9	1	1.3	6	5.6	51	3.0	
44	6.5	4	13.3	3	4.8	51	6.6	166	10.9	11	13.8	10	9.3	187	10.9	
104	15.3	5	16.8	11	17.5	120	15.5	311	20.4	22	27.5	16	15.0	349	20.4	
165	24.0	10	33.3	13	20.6	188	24.3	462	30.3	26	32.5	28	26.2	516	30.2	
9	1.3			1	1.6	10	1.3	17	1.1	2	2.4	2	1.9	21	1.2	
14	2.1			3	4.8	17	2.2	25	1.6	1	1.3	5	4.6	31	1.8	
681	100.0	30	100.0	63	100.0	774	100.0	1523	100.0	80	100.0	107	100.0	1710	100.0	

VII. 総括と結語

和歌山県下の受胎調節未指導地域における受胎調節、人工妊娠中絶、及び不妊手術の実状については以上の如くであるが、これら妊娠をめぐる三つの現象は夫々の因果関係を持つている。

要約すれば家庭経済の圧迫、母体の健康、心理的な妊娠恐怖、生活水準の保持向上、避妊技術の難易等諸多の原因によつて、受胎調節に行くか、人工妊娠中絶に向うか、または不妊手術という永久不妊の道を選ぶかが決定される訳である。以上の実態関係を次の如く図示して市町村別にその割合を示すこととする。



以上のコース別の割合を市町村別に示すと第23表の如くである。

第23表 市町村別受胎調節，人工妊娠中絶，不妊手術の相互関係コースの割合

コース	市 (1240夫婦100対)		町 (2890夫婦100対)		村 (5426夫婦100対)		計 (9556夫婦100対)	
	組	%	組	%	組	%	組	%
Aコース	319	25.7	746	25.8	1319	24.3	2384	24.9
Bコース	190	15.3	437	15.1	501	9.2	1128	11.8
Cコース	4	0.3	31	1.1	58	1.1	93	1.0
Dコース	76	6.1	162	5.6	200	3.7	438	4.6
Eコース	28	2.3	152	5.3	169	3.1	349	3.7
Fコース	53	4.3	32	1.1	41	0.8	126	1.3
Gコース			9(2)	0.3	5	0.1	14(2)	0.1
Hコース	7	0.6	43	1.5	30	0.5	80	0.8

註； 括弧内の数字は男性の不妊手術数を示す。

すなわち，市町村何れもAコース，つまり受胎調節に先づ入つて行くものが24～25%内外で最も多いがいきなりBコース，人工妊娠中絶に入つて行くものが市町略々同率で15%位であるが，村では9.2%と低い，然しCコース，不妊手術へと直接に走るものは市よりも町，村に多く1.1%を示している。ただ此処で，中絶をしたものが反省して再び受胎調節へと向うもの，すなわちDコースの割合は市が多く，次いで町，村の順序となつている。次のEのコースは専ら受胎調節の失敗によつて人工妊娠中絶を行うもので占められているが，これは町に多いが，ただ受胎調節を行つて見たり止めたりして人工妊娠中絶を行つたり調節へ戻つたりするFコースのものは市が最も多い。受胎調節から不妊手術へと直接走るGコースのものは市には1人も見当らなかつたが町や村には若干ある。人工妊娠中絶を経て不妊手術へ赴くHコースのものは町に多い，従つて此処で問題になることは，Bコース，Cコースを辿るものの問題で，理想的コースを求めると，これが凡てAコースに切換えられて行かねばならないということと，従つてDコースと，Fコース者がなくなるとということが望ましい訳である。

これ等望ましくないコース組を合計すれば，市で26%，町で22.9%，村で14.8%，計18.7%で，これは少くとも家族計画の考え方からすれば正しい調和を得たコースを得たものとは思われない。

家族計画運動は今日曲り角に来ているということが言われるが，具体的にいえば，このB，C，D，Fコースの曲り角を是正することが現実問題として重要であることを本実態調査は示唆するものといえよう。と同時に残つた62%余りの人々に適正な受胎調節への指導を開始しなければ誤つた方向へと放任することにならう。更にこれらの割合を全夫婦を100とせず，受胎調節実行者を100とすると，この中14.64%が失敗して中絶を行つていることになり5.29%のものは調節をしたり中絶をしたりしており，0.59%のものが不妊手術に走るといえる。また人工妊娠中絶者を100とすると38.83%のものが中絶後，受胎調節に向つたもので7.09%のものが不妊手術に走つているといえるのである。

昭和32年度の優生手術の全国実状を見ると総数44400人中男子は1864人で，女子が42536人となつているが，この中真に将来の人口資質の改善に役立ち得るとされる遺伝的問題を中心とした手術は男子で26.77%に過ぎないし，女子では僅かに2.37%に過ぎない。残りの男子73.23%，女子97.63%は凡て母体の生命の危険，及び妊娠ごとに健康が低下するおそれのあるものという理由で永久不妊手術が行われているのである。若しこれが本調査で見たように60%のものにおいて実際には該当しないにも拘らず，簡単に不妊手術をしているとすれば，しかもその年齢30才～34才，25才～29才

に山があるとすれば、この方が実は人口資質から見て重要な課題を提供しているといえるのである。最後に参考として昭和32年度の年齢別理由別優生手術の統計表を掲げるに止めよう。

第24表 優 生 手 術 (32年度)

		総数	20才未満	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~	不詳	市部	郡部							
男	総	数	44400	300	1518	11149	18435	10432	2207	212	41	43	23179	21221						
	総	計	1864	55	89	317	574	452	153	35	35	2	1013	851						
	当 事 者 の も の 同 意 に よ る 申 請 の	合	計	1429	5	26	205	496	351	221	63	20	2	788	641					
		当	事	者	遺	伝	27	4	5	3	4	6	2	3		15	12			
		近	親	遺	伝	30		1	2	11	11	2	3			14	16			
		ら	い	7		1	1	2	1	2							7			
		母	体	の	生	命	危	険	335		11	70	122	76	40	10	4		198	137
		母	体	の	健	康	低	下	1030	1	8	129	357	295	175	47	16	2	561	469
		遺	伝	性	疾	患	419	46	62	106	78	58	32	22	15			212	207	
		非	遺	伝	性	精	神	疾	患	16	4	1	6						13	3
女	総	計	42536	245	1492	10832	17861	9960	1952	127	6	41	22166	20370						
当 事 者 の も の 同 意 に よ る 申 請 の	合	計	41867	137	1396	10678	17698	9868	1923	121	6	40	21799	20068						
	当	事	者	遺	伝	162	13	24	37	54	28	5	1			90	72			
	近	親	遺	伝	93	2	15	32	25	16	3				54	39				
	ら	い	82	3	6	23	25	20	5						34	48				
	母	体	の	生	命	危	険	16150	45	674	4349	6645	3685	699	39	3	12	8161	7989	
	母	体	の	健	康	低	下	25380	74	677	6237	10949	6119	1212	31	3	28	13460	11920	
	遺	伝	性	疾	患	610	95	90	140	149	102	38	6				335	275		
	非	遺	伝	性	精	神	疾	患	59	13	6	14	14	10	1			32	27	

青年期人口の地域的分析 (6)

館 上 田 正 稔
浜 英 夫 彦

目 次

- I 序 論
- II 青年期人口の人口構造における地位の変化
- III 青年期人口の人口構造における地位の地域的特徴
 - 1. 都道府県別考察 (以上第69号, 第70号)
 - 2. 各市各郡別考察 (第71号)
 - 3. 人口階級別考察 (第72号)
- IV 青年期人口の人口構造における地位の地域的分布と人口学的, 社会的, 経済的条件との関係
 - 1. 人口学的条件との関係
 - (1) 再生産要因との関係
 - (2) 出生力との関係
 - (3) 平均年齢との関係
 - 2. 社会的経済的条件との関係
 - (1) 産業別人口構造との関係
 - (2) 県民所得との関係
 - (3) 人口の地域的移動との関係
 - (4) 婚姻, 配偶関係との関係
 - 3. 要 約 (以上第73号)
- V 青年期人口の社会的経済的機能の地域的分布の特徴
 - 1. 人口学的な機能の地域的特性
 - (1) 青年期人口における結婚と配偶関係
 - (2) 青年期女子の出生力 (以上本号)
 - (3) 青年期人口の死亡
 - 2. 社会的経済的機能の地域的特性
 - 3. 要 約
- VI 要 約

V 青年期人口の社会的経済的機能 の地域的分布の特徴

青年期人口が人口の基本的構造の中に占める地位の地域的特徴を、各地域における人口学的条件あるいは社会的、経済的条件との関係において考察したのが、前回の第IV章である。¹⁾

それによれば、男女年齢別人口構造を決定づける人口再生産要因との間に最も直截的な関係を見出すことができた。社会的経済的な条件の地域的特性は、これら人口学的要因と相互に規定しあつて複雑な様相を示しているが、それらの関係を最も大きく決定している経済発展の段階、あるいはそれに対応する出生力の段階が都市的地域と農村的地域との対照において最も明瞭に現われていることなどを指摘した。

各地域における人口学的、社会的経済的条件が各地域を構成する人口の中でも特に青年期人口に対しては、すでに序論において指摘したとおり、青年期人口が **cohort cycle** において1つの過渡期であることから、作用の仕方も特異である。そこで本章においては、各地域における人口学的あるいは社会的経済的な一般的条件と、青年期人口が各地域の人口学的な特性あるいは社会的経済的な諸活動の中において果す機能について、その地域的特色を明らかにすることとする。

このような機能、特に青年期人口の果す機能を明らかにすべき資料は、社会的経済的条件に関する一般的な資料に比べて、特に地域的な資料はよりいつそう限られる。そこで序論において青年期人口の人口学的要因の循環について明らかにした範囲について、(1)デモグラフィックな側面としては結婚、配偶関係の変化と、出生力および死亡の程度について考察し、さらに、(2)社会的経済的な側面として在学者の割合、労働力化の程度と産業別人口構造の変化を考察し、さらに戦前の資料についてのみ地域的流動性の一端をうかがうこととする。また、資料の制約から考察の地域はほとんど都道府県を中心とし、これまでと同様、戦前は1930年と1935年について、戦後は、1950年に重点をおくが資料の許す限り1955年についても考察することとする。

1. 人口学的な機能の地域的特性

序論においてすでに考察したとおり、出生による発生から死亡による消滅に至るまで、1つのコウホートの時間の経過は、激変と安定との交代による循環、すなわち、**cohort cycle** であるという見地からすれば、青年期は子供から“一人前”になる過渡期である。人口学的要因の循環からすれば、年齢15—24歳の人口が種々な面において急激な変化を示している、その結果として逆にこの年齢を青年期と認めることが妥当なことから、これまで地域的特性を考察してきたのであつた。ここでは青年期におけるそうした人口学的な要因の地域的な諸特徴についてまず明らかにしよう。

(1) 青年期人口における結婚と配偶関係

青年期に入ると、男女とも結婚が始まり、未婚者の割合はしだいに減少するのに反して有配偶者

1) 笹 稔・上田正夫・浜 英彦：『青年期人口の地域的分析(1),(2),(3),(4),(5)』——人口問題研究，第69号，70号，71号，72号，73号，1957年10月，12月，1958年3月，5月，9月を参照。

の割合は増加していく。戦前戦後とも、年齢別の婚姻構造において、夫は25—29歳に、妻は20—24歳に mode があり、平均初婚年齢も夫妻それぞれこれらの年齢の中に認められる。従つて、配偶関係別人口構造は15—19歳と20—24歳とではかなりな差異があり、また男女においても大きな差異を示している。いま全国についてみると、表33のとおり、男子の未婚者の割合は1920年当時は97%であつたが、その後しだいに高まり1955年には99.9%にもなつている。これに対し、女子の未婚率は1920年には82%であつたが戦前1935年に93%に上昇、戦後はさらに上昇して1955年には98%になつている。

表33 15—24歳人口の未婚率、有配偶率および死離別率

1920—1955年

年次	男					女				
	15—19歳	20—24歳	15—24歳	15—24歳の指数	15歳以上の指数*	15—19歳	20—24歳	15—24歳	15—24歳の指数	15歳以上の指数*
(a) 未婚率										
1955年	99.9	90.2	95.1	105.5	108.7	98.2	66.1	82.3	125.3	126.9
1950	99.5	82.9	91.7	101.8	106.2	96.6	55.3	76.9	117.0	121.2
1935	99.5	84.1	92.2	102.3	102.8	92.5	44.8	69.7	106.1	106.6
1930	99.0	79.7	90.1	100.0	100.0	89.3	37.7	65.7	100.0	100.0
1925	98.2	72.6	86.4	95.9	92.6	85.9	29.6	59.9	91.2	90.1
1920	97.3	71.1	85.3	94.7	90.7	82.3	31.4	58.8	89.5	88.2
(b) 有配偶率										
1955	0.1	9.6	4.8	50.5	98.4	1.7	33.0	17.2	52.0	91.2
1950	0.4	16.6	8.0	84.2	99.0	3.3	42.7	22.1	66.8	91.7
1935	0.5	15.3	7.6	80.0	98.7	7.2	53.3	29.4	88.8	98.2
1930	1.0	19.5	9.5	100.0	100.0	10.3	60.1	33.1	100.0	100.0
1925	1.6	25.9	12.9	135.8	102.8	13.2	67.1	38.1	115.1	102.6
1920	2.5	27.2	13.8	145.3	103.3	16.6	64.9	38.9	117.5	102.8
(c) 死離別率										
1955	0.0	0.2	0.1	25.0	72.1	0.0	0.9	0.5	38.5	98.3
1950	0.0	0.6	0.3	75.0	79.4	0.1	1.6	1.0	76.9	103.4
1935	0.0	0.6	0.3	75.0	97.1	0.2	1.7	1.0	76.9	98.3
1930	0.0	0.8	0.4	100.0	100.0	0.4	2.3	1.3	100.0	100.0
1925	0.1	1.5	0.8	200.0	110.3	0.9	3.3	2.0	153.8	102.9
1920	0.2	1.7	0.9	225.0	114.7	1.1	3.6	2.3	176.9	104.0

各年次の国勢調査結果により、各率とも各年齢階級別人口100.0につき、1955年は1%抽出集計結果、指数はいずれも1930年=100.0としたもの。* 15歳以上男女各人口に対する率の指数

また、20—24歳においては、男子の未婚率は1920年の71%から上昇をつづけ、戦後1955年には90%に拡大しているのに対し、女子のそれは戦前30—40%であつたのが、1955年には66%に上昇しており、男子に比べてその上昇度は著しい。

青年期においては死別者と離別者を合わせても15—19歳においては女子の1920年、1925年を除いては1%にみたく、20—24歳においても男子ではかつては2%を占めていたが、最近では0.2%にすぎず、女子では1920年の3.6%から最近では0.9%に縮小している。

従つて、青年期における有配偶者の割合は未婚率と対照的に戦前に比べて戦後に低下の傾向が著しい。すなわち、15—19歳においては男子は1955年には0.1%にすぎず、女子は1.7%にすぎなくなつており、20—24歳においては、男子は1920年の27%が1955年の10%に低下したのに対し、女子は1920年の65%から1955年の33%に低下がきわめて著しい。

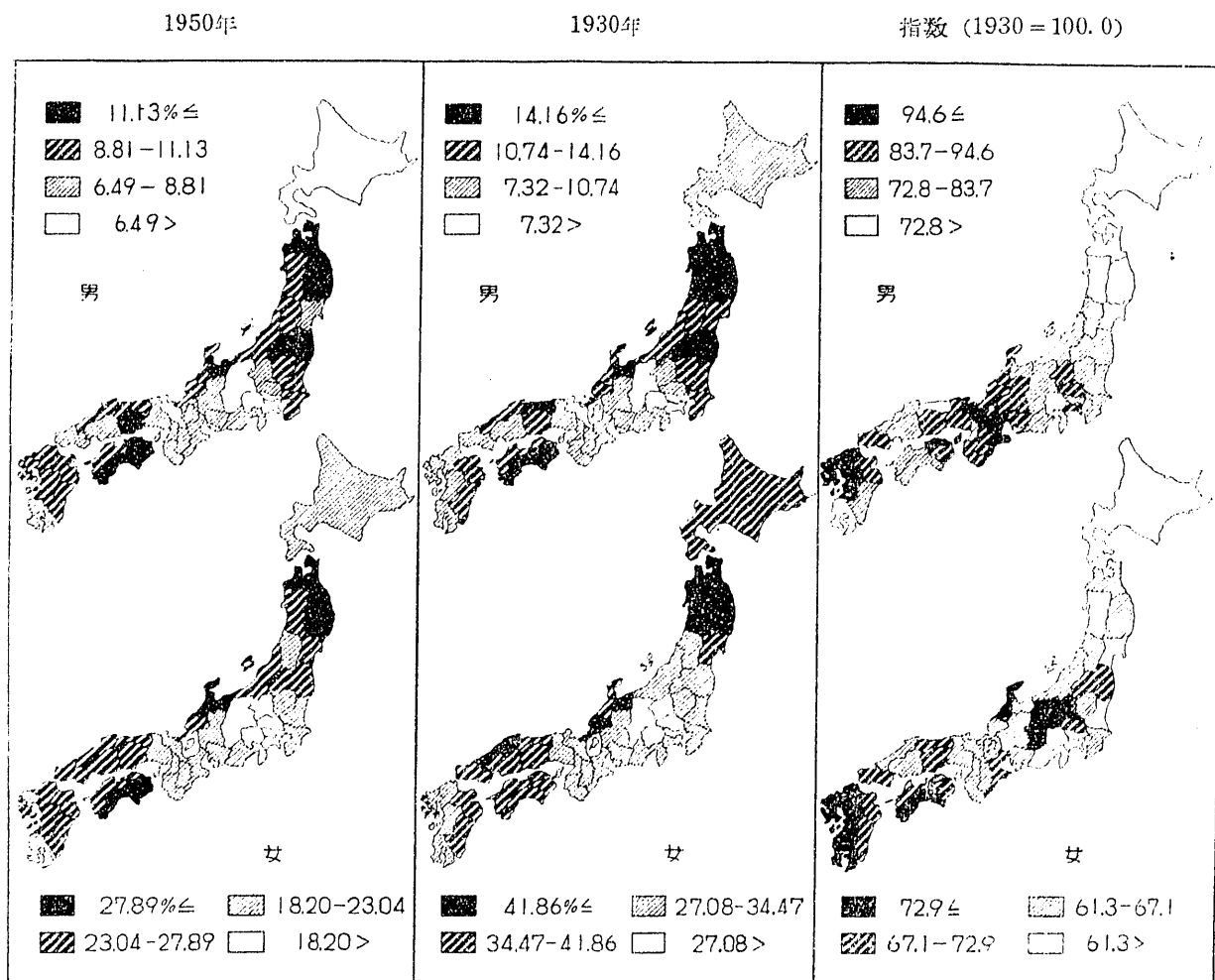
このように戦前からしだいに未婚率が増大して有配偶率が縮小してきたことは、就学率の上昇、あるいは就業率の拡大が考えられ、特に女子の20—24歳における未婚率の拡大には労働力化の程度の上昇が影響していることは後にも考察するのとおりである。

表34 都道府県別15—24歳人口の未婚率・有配偶率

都道府県	未婚率						有配偶率					
	男			女			男			女		
	1950	1930	指数	1950	1930	指数	1950	1930	指数	1950	1930	指数
総数	91.69	90.14	101.7	76.87	65.66	117.1	8.03	9.46	84.9	22.10	33.08	66.8
北海道	93.54	90.04	103.9	76.81	60.10	127.8	6.28	9.58	65.6	22.42	38.61	58.1
青森	88.30	80.71	109.4	67.04	46.46	144.3	11.32	18.36	61.7	31.26	50.54	61.9
岩手	85.37	77.54	110.1	66.90	46.07	145.2	14.13	21.15	66.8	31.24	50.42	62.0
宮城	91.48	87.95	104.0	75.75	59.77	126.7	8.29	11.55	71.8	23.29	38.45	60.6
秋田	90.06	83.68	107.6	70.95	48.07	147.6	9.55	15.31	62.4	27.56	48.73	56.6
山形	90.21	87.76	102.3	77.10	65.27	118.1	9.62	11.76	81.8	22.01	33.22	66.3
福島	87.28	84.58	103.2	74.69	64.61	115.6	12.31	14.83	83.0	24.10	33.71	71.5
茨城	89.94	87.68	102.6	80.36	67.55	119.0	9.82	11.87	82.7	18.98	31.32	60.6
栃木	90.00	87.78	102.5	80.12	69.36	115.5	9.70	11.78	82.3	19.07	29.61	64.4
群馬	92.13	91.43	100.8	84.37	79.97	105.5	7.62	8.28	92.0	15.01	19.39	77.4
埼玉	91.72	90.59	100.4	82.38	75.53	109.1	8.12	9.12	89.0	17.05	23.90	71.3
千葉	90.38	88.26	102.4	78.48	65.12	120.5	9.39	11.33	82.9	20.77	33.78	61.5
東京都	96.04	95.08	101.0	82.22	71.34	115.3	3.84	4.78	80.3	17.10	28.03	61.0
神奈川県	94.76	94.41	100.4	81.14	69.74	116.4	5.11	5.45	93.8	18.17	29.72	61.1
新潟	90.47	88.40	102.3	79.17	66.86	118.4	9.27	11.13	83.3	20.07	31.82	63.1
富山	88.46	85.04	104.0	65.23	48.33	135.0	11.23	14.51	77.4	33.37	50.15	66.5
石川	90.11	88.37	102.0	67.59	56.67	119.3	9.53	11.11	85.8	30.87	41.59	74.2
福井	88.94	87.38	101.8	71.35	55.72	128.1	10.71	12.08	88.7	27.36	42.51	64.4
山梨	95.52	93.85	101.8	88.10	78.68	112.0	4.34	5.98	72.6	11.45	20.64	55.5
長野	95.84	94.38	101.6	86.41	81.52	106.0	4.05	5.47	74.0	13.17	17.96	73.3
岐阜	92.24	91.22	101.1	76.13	64.37	118.3	7.53	8.47	88.9	22.89	34.41	66.5
静岡県	92.79	90.28	102.8	79.24	65.26	121.4	6.99	9.45	74.0	19.94	33.79	59.0
愛知県	92.72	91.51	101.3	78.39	68.03	115.2	7.07	8.22	86.0	20.72	30.95	66.9
三重	91.12	90.94	100.2	77.94	67.89	114.8	8.66	8.79	98.5	21.28	31.16	68.3
滋賀	93.03	93.30	99.7	82.14	72.84	112.8	6.78	6.49	104.5	17.15	26.63	64.4
京都	93.39	93.62	99.8	80.14	70.77	113.2	5.89	6.18	95.3	18.82	28.43	66.2
大阪府	93.24	91.76	101.6	78.18	67.09	116.5	6.51	7.93	82.1	20.65	31.93	64.7
兵庫県	92.43	91.29	101.3	76.81	65.16	117.9	7.29	8.42	86.6	22.17	33.93	65.3
奈良	90.95	89.95	101.1	78.77	68.73	114.6	8.65	9.58	90.3	19.95	29.97	66.6
和歌山	92.73	91.53	101.3	77.87	66.75	116.7	6.98	8.17	85.4	21.06	32.27	65.3
鳥取	88.59	83.42	106.2	74.44	62.14	119.8	10.93	15.64	69.9	24.03	35.77	67.2
岡山	88.74	85.08	104.3	71.09	55.48	128.1	10.76	13.96	77.1	27.42	42.30	64.8
広島	88.34	86.82	101.8	72.89	61.43	118.7	11.20	12.45	90.0	25.69	36.74	69.9
山口	91.52	89.77	102.0	72.28	58.74	123.1	8.07	9.72	83.0	26.35	39.59	66.6
徳島	91.71	90.85	101.0	70.95	59.62	119.0	7.95	9.43	84.3	27.63	38.87	71.1
香川	85.63	83.15	103.0	70.21	57.96	121.1	13.87	16.17	85.8	28.47	40.46	70.4
愛媛	87.88	87.90	100.0	71.27	58.81	121.2	11.62	11.43	101.7	27.32	39.43	69.3
高知	90.53	87.69	103.2	73.23	60.92	120.2	8.96	11.45	78.3	25.34	36.75	69.0
福岡	87.88	83.99	104.6	66.97	56.33	118.9	11.59	14.96	77.5	31.03	41.12	75.5
佐賀	90.64	90.15	100.5	73.43	64.52	113.8	9.04	9.44	95.8	25.27	34.26	73.8
長崎	90.89	90.54	100.4	77.22	71.70	107.7	8.83	9.12	96.8	21.77	27.30	79.7
熊本	90.31	90.31	100.0	72.89	63.82	114.2	9.34	9.27	100.8	25.76	34.83	74.0
大分	90.75	87.85	103.3	75.95	69.95	108.6	9.02	8.19	110.1	23.05	28.72	80.3
宮崎	89.58	87.55	102.3	73.28	62.15	117.9	10.04	11.95	84.0	25.38	36.39	69.7
鹿児島	88.87	85.53	103.9	72.90	60.48	120.5	10.74	13.65	78.7	25.60	37.43	68.4
沖縄	92.95	89.39	104.0	77.99	69.80	111.7	6.76	10.01	67.5	20.80	28.02	74.2
東北	88.82	84.01	105.7	72.46	54.31	133.4	10.84	15.21	71.3	26.22	41.46	63.2
関東	93.38	92.73	100.7	81.48	71.28	114.3	6.44	7.05	91.3	17.84	27.98	63.8
北陸	89.80	87.60	102.5	73.17	59.45	123.1	9.90	11.92	83.1	25.72	39.04	65.9
北海道	94.49	93.24	101.3	83.10	75.64	109.9	5.35	6.56	81.6	16.28	23.60	69.0
山梨	92.43	91.02	101.5	78.59	67.17	117.0	7.36	8.71	84.5	20.57	31.84	64.6
近畿	92.83	91.95	101.0	78.41	67.60	116.1	6.83	7.76	88.0	20.52	31.47	65.2
中国	90.18	88.04	102.4	72.17	59.52	121.3	9.41	11.32	83.1	26.40	38.70	68.2
四国	88.37	85.99	102.8	70.93	58.86	120.5	11.15	13.19	84.5	27.56	39.04	70.6
九州	90.70	89.61	101.2	74.63	66.09	112.9	8.98	9.92	90.5	24.13	32.42	74.4

各年次の国勢調査結果により、15—24歳男子人口、女子人口それぞれ100.00につき、指数は1930年を100.0とした1950年のもの。

図30 都道府県別15—24歳有配偶率



K.YAMAGUCHI

青年期の前期と後期ともいふべき15—19歳と20—24歳において未婚率・有配偶率はこのように異なるけれども、地域別に概観するために15—24歳にまとめてみると、表33のとおり、全国の未婚率は男子が1920年の85%から1955年の95%に、女子は59%から82%へと上昇している。死別者と離別者を合せても1920年には1—2%であつたが、戦後はきわめてわずかになつているから、有配偶率の変化は未婚率と対照的に男女とも低下しており、女子の低下の度が男子より著しい。

(i) 男子未婚率・有配偶率

都道府県別にみると、男子の未婚率は、表34のとおり、戦前1930年においては東京の95%を最高に、神奈川、山梨・長野の各県がいずれも94%でこれにつぎ、滋賀・京都も90%をこえる高い地域であつた。すなわち、関東地方西半から、中部地方——ただし北陸地方を除いて——を経て近畿地方までが未婚率が高く、従つてこれと対照的に有配偶率は低く、東京・神奈川、長野はいずれも5%にすぎない。(→図30)

これに反して、未婚率が低く、有配偶率の高い地域は東北地方から北陸地方、山陰地方と四国地方に多く、岩手は有配偶率が最高で21%に上り、未婚率は77%と最も低く、青森・秋田・福島東北諸県や、富山、鳥取、徳島・高知など、いずれも有配偶率が15%以上であるが、未婚率は90%を

かなり下廻つている。

1935年においては、未婚率は各府県とも上昇し、全国平均で1930年の2%だけ上昇しているが、熊本の6%を最高に、滋賀・大阪、山口の1%上昇を最低に、1930年に低率であつた地域に上昇度高く、高率であつた地域は上昇が著しくない。

これに反し、有配偶率は各府県とも低下し、全国平均で1930年を100として85となつたが、北海道の69が最も著しいのをはじめ、東京・神奈川、長崎・鹿児島74—76などが低下の著しいのに反し、徳島・香川などは90で低下が最も緩い。すなわち、1930年に低率であつた地域の低下の方が大きく、高率であつた地域はそれほど低下していない。

しかし、それら上昇または下降の程度は著しいものではない結果として、これら未婚率・有配偶率の地域的分布は1930年とほとんど同様の特徴を示している。それでも、東京・神奈川、長野は未婚率が96%にやや高まり、有配偶率は4%となつており、岩手における未婚率はやはり最低であるが、81%と1930年に比べて高まり、有配偶率は18%に低下している程度の多少の変化がみられる。しかし、未婚率・有配偶率それぞれ兩年次間の相関係数が $r = +0.98$ に現われているように相対的な地域的特性においてはほとんど差異がみられない。

戦後の1950年についてみると、1935年に比べて、全国平均に現われているように未婚率がやや下り、有配偶率が上つているのは過半数の府県においてであるが、さらに1930年に比べると、滋賀・京都がきわめてわずかに低下したのを除けば、他のすべての地域においては未婚率の上昇がみられる。未婚率の上昇度の最も高いのは岩手で、1930年基準にして110となつたのをはじめ、青森・秋田などの上昇が著しいのに反し、香川、長崎などはほとんど1930年と変りがなく、概ね1930年当時低率な地域に上昇が著しく、高率地域の上昇度が緩い傾向を認めることができる。

これに対し、有配偶率は熊本が1930年100に対し110なのをはじめ、滋賀、香川、長崎の諸県が上昇しているのを除けば、他はすべて低下し、青森・秋田の62なのをはじめ、北海道から東北地方へかけて低下の著しい地域がみられる。有配偶率においては1930年当時の高率地域に低下が著しく、低率地域の低下はそれほど著しくない傾向を示している。それにもかかわらず、地域的分布の特性は戦前とほとんど変わつておらず、東北地方から北陸、山陰、四国の各地方は有配偶率の高い地域であり、関東地方西半と、北陸を除く中部地方から近畿地方にかけては未婚率が相対的に高い地域である。ただ、北海道は戦前でも有配偶率が低い地域であり、戦後その率をわずかに低めたのみであるが、相対的にみると京都についで著しく低いグループに入つており、反対に岡山は戦前の鳥取に入れ替つて相対的に有配偶率を高めているなどの変化がみられる。

しかし、全体としては1950年の未婚率は1935年とは $r = +0.92$ 、1930年とは $r = +0.90$ というように相対的な地域的特性において密接な関係が認められる。有配偶率の年次間についてもほぼ同じ程度の相関関係が認められる。

(ii) 女子未婚率・有配偶率

青年期女子の未婚率を1930年についてみると、全国平均で66%であるが、東北地方南部から近畿地方にかけて、北陸地方を除けば、未婚率が高く有配偶率が低い地域であつて、中でも関東地方西部から中部地方東部にかけて特に著しく、長野は未婚率が82%で最も高く、群馬の80%、山梨の79%などがその典型である。これに反して、北海道から東北地方へかけてと、北陸、中国、四国の各地方は未婚率低く、有配偶率の高い地域となつていて、中でも青森・岩手両県は未婚率が46%で最も低い(→表34)。

1935年には、1930年に比べて、男子の場合と異なり、すべての府県において未婚率が上昇し、有配偶率が低下している。未婚率は全国平均において1930年100に対し106を示すが、岩手の114、富山の113のように、北海道から東北地方へかけてと富山・石川・福井の北陸3県のように1930年に低率であつた地域の上昇度が大きく、群馬・埼玉、長野のように1930年に高率であつた地域は上昇が著しくないことは男子と似ている。

これに対し、有配偶率は全国平均で89と11%低下しているが、東京の82をはじめ、神奈川、北海道、山梨、静岡などがいずれも15%以上低下しているのに反し、埼玉、長野・岐阜、山口、徳島・高知などは低下度が少く、この場合は1930年の率とそれほど密接な関係を示していない。その結果これらの地域的特性は1930年とほとんど異ならないことは相関関係がきわめて密接 ($r = +0.99$) なことにも示されている。群馬、山梨・長野の諸県は未婚率が82%で最も高く、有配偶率が17%で最も低い方であるのと対照的に、青森・岩手両県は未婚率は52%で最も低く、有配偶率が45~46%で最も高い地域となつている。

戦後1950年を戦前に比べると、男子と異なつて各府県とも例外なく未婚率を高め、有配偶率を低めている。未婚率の上昇は全国平均で1930年基準に対し117であるが、秋田の148をはじめ青森・岩手、富山などの上昇がきわめて著しいのに対し、群馬・埼玉、長野などの上昇は10%にもみたない。1935年の場合と同様1930年当時の高率地域の上昇が著しく、低率地域のそれは著しくない。

また、有配偶率の低下は全国平均で1930年の3分の2になつているが、山梨の1930年基準に対し56なのをはじめ、北海道、秋田、静岡などはいずれも60未満である。これに反し、熊本の80なのをはじめ九州地方に低下の緩い地域が多く、群馬、長野、石川なども低下度が小さい方である。男子の場合と同じく、1930年の率に対して低率地域に上昇度の大きい地域があるが必ずしも密接な関係を示さない。

しかし、これらの相対的な地域的特性は、やはり、男子の場合と同様に、戦前と変わらず、相関係数をみても1930年とも、また1935年とも、ともに $r = +0.9$ と密接な関係を示している。未婚率の高い関東地方西部から中部地方へかけての中でも山梨は最も高く88%にも達し、長野の86%、群馬の84%などがこれについて高く、これらの地域では有配偶率は11—15%という低率である。これと対照的に、東北地方北部、新潟を除く北陸地方や四国地方など、未婚率低く、有配偶率の高い地域の中では、富山が未婚率65%で最も低く、有配偶率33%で最も高く、ついで青森・岩手、高知の諸県は未婚率67%、有配偶率31%を示しているのが著しい例である (→表34, 図30)。

いうまでもなく、男子に比べて女子は未婚率低く、有配偶率は高いけれども、相対的にみて地域的特性はほとんど同様であつて、これらの男女間の相関関係も1930年 $r = +0.73$, 1935年 $r = +0.80$, 1950年 $r = +0.77$ と強い正の関係を示している。ただ、関東地方東部は男子においては未婚率が低く有配偶率が高い地域であるのに反して、女子においては未婚率高く有配偶率が低い地域となつている。

また、青年期人口の未婚率、有配偶率と15歳以上全年齢の未婚率、有配偶率との地域的特性は男女とも、また各年次ともほとんど大きな差異がなく、 $r = +0.7 \sim 0.8$ 程度の相関度を示している。

(iii) 各市各郡の青年期女子有配偶率

青年期の女子人口のみの有配偶率を1950年についてみると、表35、図31のとおり、各郡の平均が24%なのに対して、各市の平均は21%で、農村地域の方が都市地域よりも一般に高い地域が多いことを示している。

各郡について著しく高い——算術平均に対し標準偏差の幅を越えて——地域は四国地方に最も多く、ついで東北、北陸地方に多く分布するのに対して、北海道、関東地方、中部地方の内陸（東山区）には全くみられない。これに反し、著しく低い地域（上と同様の基準）は東山区に最も多く、ついで関東地方に多くみられ、北海道と中国、四国地方には全く認められない。

表35 各市各郡の15—24歳女子有配偶率による度数分布

地 方	各 市					各 郡				
	総 数	16%>	16—21%	21—26%	26%≤	総 数	18%>	18—24%	24—30%	30%≤
総 数	248	39	97	78	34	543	97	189	171	86
北 海 道	15	—	3	10	2	14	—	12	2	—
東 北	22	1	9	11	1	74	2	21	25	26
関 東	41	15	22	3	1	68	38	23	7	—
北 陸	14	1	6	3	4	43	2	14	13	14
東 山	11	7	1	3	—	43	25	7	11	—
東 海	29	5	19	3	2	46	9	19	11	7
近 畿	40	7	20	13	—	76	17	46	11	2
中 国	25	1	3	11	10	65	—	8	43	14
四 国	12	—	3	5	4	36	—	4	18	14
九 州	39	2	11	16	10	78	4	35	30	9

各市各郡の15—24歳女子有配偶率について、次の分布の特性値を考慮して4区分したもの。

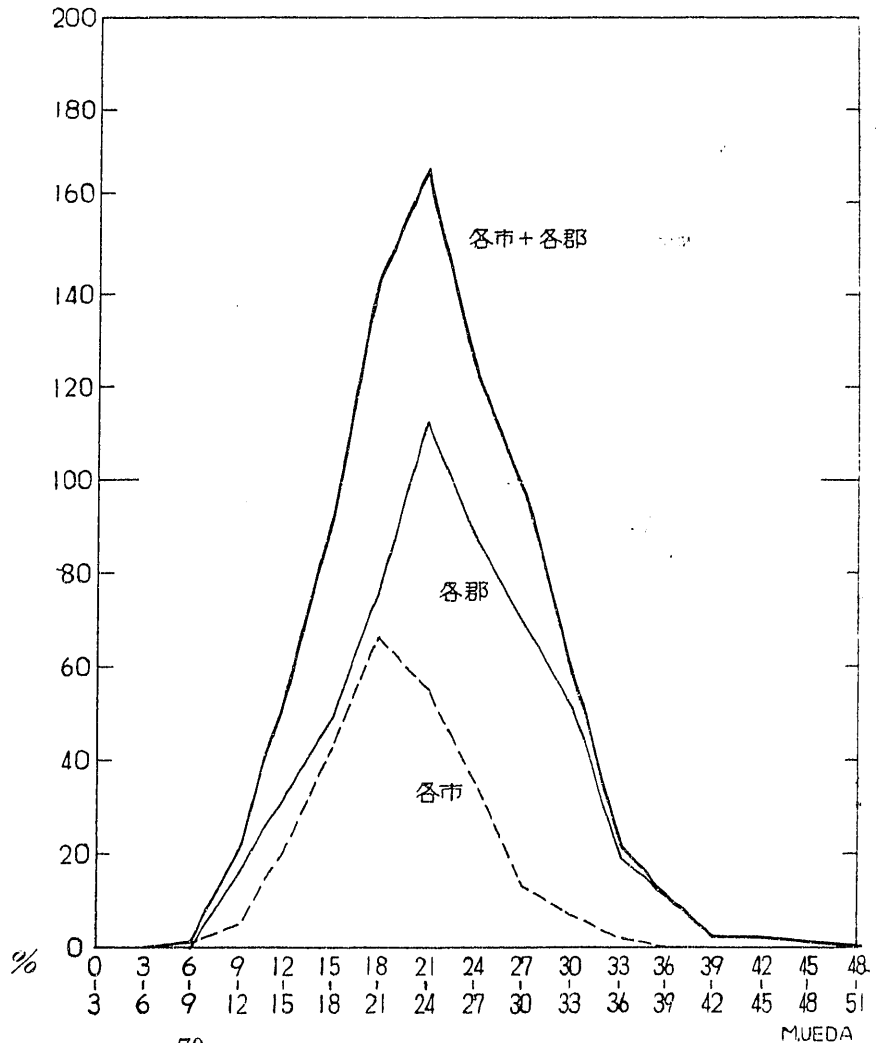
算術平均 (A) = 各市20.7%,
各郡23.8%, 標準偏差 (σ) =
各市4.9%, 各郡6.3%

なお、変異係数 (V) = 各市
23.5, 各郡26.4 である。

各市についても、著しく高いのは中国、四国地方について北陸、九州地方に多く、著しく低い市は東山区と関東地方に多くみられる。

すなわち、各市と各郡との間に差異は認められるが、地方別にみると、両者とも同様な傾向を示していて、概観すれば、青年期女子の有配偶率の高い地域は東北、北陸地方と中国地方以西のいわば遠辺地域に多く、低い地域は関東地方から中部地方内陸へかけて多く、東海地方から近畿地方へかけてと北海道においては、著しく低い地域は少いけれども、平均以下の地域の方が多く、いわば中間的な地

図31 各市各郡別15—24歳女子有配偶率の分布



域とみられる。

(iv) 平均初婚年齢・婚姻率との関係

青年期人口における未婚率，有配偶率とそれらを決定する婚姻の頻度および婚姻年齢の高低とを対比させると，次のような関係を示している。すなわち，平均初婚年齢との関係においては，夫妻ともその高い地域ほど未婚率は高く，有配偶率は低く，両者の相関関係は表36および表37のとおり

表36 都道府県別15—24歳人口の未婚率と平均初婚年齢との関係

15-24歳 男子未 婚率	夫の平均初婚年齢 1950年				15-24歳 男子未 婚率	夫の平均初婚年齢 1930年			
	25.06≤	25.06— 25.68	25.68— 26.30	26.30≤		26.17>	26.17— 27.13	27.13— 28.09	28.09≤
% 93.27≤			北海道	東京，神奈川，山梨，長野，京都	% 92.35≤			山梨，長野	東京，神奈川，滋賀，京都
90.87— 93.27		宮城， 岐阜， 愛知， 奈良	群馬， 静岡， 三重	埼玉，滋賀， 兵庫，和歌山， 広島，佐賀， 鹿児島	83.70— 92.35		群馬，埼玉， 静岡	北海道，岐阜， 愛知，三重， 奈良，和歌山， 広島，山口， 福岡，佐賀， 鹿児島	大阪，兵庫， 鹿児島
88.47— 90.87	福井	茨城， 千葉， 石川， 鳥取， 長崎， 大分	山形， 栃木， 新潟， 鳥取， 愛媛， 熊本， 宮崎	福岡	85.05— 88.70	新潟	茨城，山形， 栃木，石川， 福井，鳥取， 愛媛，大分	岡山，香川， 熊本，宮崎	
88.47>	岩手，福島， 富山，徳島	青森， 香川	岡山， 高知		85.05>	青森，岩手， 秋田，富山	福島，鳥取， 徳島，高知		

15-24歳 女子未 婚率	妻の平均初婚年齢 1950年				15-24歳 女子未 婚率	妻の平均初婚年齢 1930年			
	22.06>	22.06— 22.75	22.75— 23.44	23.44≤		22.06>	22.06— 23.04	23.04— 24.02	24.02≤
% 81.02≤		群馬	滋賀	埼玉，東京， 神奈川，山梨， 長野	% 72.07≤			埼玉，滋賀	群馬，山梨， 長野
75.84— 81.02	茨城	北海道， 茨城， 静岡， 愛知， 三重	山形， 新潟， 奈良，和歌山， 佐賀， 熊本， 鹿児島	千葉， 兵庫， 京都， 大阪	64.08— 72.07		山形， 千葉， 新潟， 静岡， 岐阜	茨城， 愛知， 京都， 奈良， 和歌山， 福岡， 佐賀， 熊本	東京， 神奈川， 大阪， 鹿児島
70.66— 75.84	秋田， 福井	宮城， 鳥取， 岡山， 山口， 愛媛， 宮崎	福島， 鳥取， 岡山， 香川	福岡， 長崎	56.09— 64.08	石川	北海道， 宮城， 鳥取， 広島， 山口， 徳島， 香川， 愛媛， 大分	岡山， 宮崎	長崎
70.66>	青森， 富山， 徳島	岩手， 高知			56.09>	青森， 岩手， 秋田， 富山， 福井		鳥取	

平均初婚年齢，未婚率ともに，算術平均(A)と標準偏差(σ)によつて， $(A+\sigma)\leq$ ， $A\sim(A+\sigma)$ ， $(A-\sigma)\sim A$ ， $(A-\sigma)>$ に4区分したもの。

男女とも $r=0.8\sim+0.9$ できわめて密接である。

男子の平均初婚年齢は，1930年には東京が29.2歳で最も高く，神奈川，滋賀・京都・大阪・兵庫

の近畿諸県と鹿児島がいずれも28歳台で高い地域であるのに対して、最低は岩手の24.7歳であり、青森が24.8歳、秋田、新潟・富山の各県がいずれも25歳台で低い地域であった。1935年には各府県とも例外なく上昇しているが、やはり東京を最高とし、岩手・青森を最低として、東北地方から関東地方にかけてと、北陸、山陰の各地方が低い地域なのに対し、京浜地方から中部地方（北陸を除く）を経て近畿地方までが高い地域であることは1930年と同様であった。

戦後1950年には、婚姻年齢の算定法を異にするが²⁾、地域的な高低の差異は戦前と大きな変化を示さず、東京がやはり27.8歳で最高を示し、神奈川、山梨・長野、京都・大阪の諸県がいずれも26歳台で高い地域なのに対し、徳島の24.7歳を最低として岩手・福島、富山・福井の各県が25歳前後の低い地域となつている。

表37 都道府県別15—24歳人口の未婚率・有配偶率と平均初婚年齢・婚姻率との相関関係 (r)

Y = 15—24歳未婚率・ 有配偶率		X =			
		平均初婚年齢		婚姻率	
		夫	妻	男	女
15—24歳未婚率	1950年	+0.90	+0.84	-0.56	-0.57
	1935	+0.77	+0.81	-0.38	-0.37
	1930	+0.82	+0.86	-0.48	-0.51
15—24歳有配偶率	1950年	-0.83	-0.91	+0.57	+0.57
	1935	-0.81	-0.78	+0.39	+0.37
	1930	-0.86	-0.83	+0.48	+0.51

また、女子の平均初婚年齢をみると、1930年には男子の場合とやや異なり、東京の24.6歳を最高として、群馬・神奈川、大阪のほか山梨・長野、鹿児島が24歳台で高い地域なのに対して、青森の20.5歳を最低とし、岩手・秋田の20歳台、北陸の富山・石川・福井3県の各21歳台が低い地域となつている。1935年には男子の場合と同様に各府県とも上昇しているが、大阪の25.3歳を最高とし、岩手の21.3歳を最低として、京浜地方、近畿地方に高い地域がみられ、東北・北陸地方に低い地域がみられることは1930年とあまり差異がない。

戦後1950年にも上のような戦前の地域的特徴に対して大きな差異は認められず、東京の24.3歳を最高に、埼玉、神奈川と京都・大阪など大都市地域とその周辺のほか、山梨・長野が高い地域である。これに反し、富山の21.1歳を最低として、石川・福井の北陸3県のほか、東北の青森・岩手・秋田と茨城、徳島などが低い地域となつている。

このように、平均初婚年齢の地域的特徴は夫妻とも大都市地域に一般に高いことが明らかであるが、農村的な地域の中では東北、北陸と中国、四国の諸地方に特に低い地域がみられる。従つて、青年期の未婚率とは正の、有配偶率とは負の、それぞれ密接な関係を示すことは表37のとおりであつて、その相関度は戦前に比べて戦後むしろ高まつているようにみられる。

次に婚姻の頻度を示す普通婚姻率との関係をみると、概ね未婚率とは負の、有配偶率とは正の相関を示してはいるが、平均初婚年齢との関係ほど密接ではない。普通婚姻率の地域的特徴は、前の第IV章の青年期人口の指標との関係において一言したとおり、戦前と戦後でその様相を異にしてい

2) 戦前においては婚姻届出期日によつているのに対し、戦後は結婚式の挙式の年月日によつて婚姻年齢が算定されている。

る。戦前1930年、1935年の婚姻率は東北地方の日本海側から北陸地方へかけてと中国地方に高く、北海道と東北地方南部から中部地方にかけてと、大都市地域において低かつたが、1930年の有配偶率との相関関係は男子が $r = +0.48$ 、女子が $r = +0.51$ という関係を示すのに対して、1935年との相関においては、男子が $r = +0.39$ なのに対し、女子は $r = +0.37$ で、相関度が1930年よりもやや低い。これは、群馬・埼玉、山梨・長野、滋賀の諸県において婚姻率の低い程度以上に有配偶率が低く、未婚の女子がこれらの地域に集中していた事実などと対応するものであろう（→表37）。

戦後、1950年の婚姻率は、北海道と東北各県が中国、四国両地方とともに高く、東京都周辺と中部地方から近畿地方へかけてが低率地域となつているが、青年期人口の有配偶率との関係は一般的に戦前よりも相関度を高めて、男女とも $r = +0.57$ となつている。男子においては有配偶率のきわめて低い北海道において婚姻率が高い方に属し、有配偶率のきわめて高い徳島において婚姻率はそれほど高くないなどの例外がある。しかし、男子に比べて女子の方が複雑であつて、群馬・埼玉、山梨・長野などはやはり戦前と同様に婚姻率の程度に比べると有配偶率がきわめて低いのに対し、富山・石川、高知などは婚姻率はそれほど高くないのに有配偶率がきわめて高い（→表38）。

(v) 青年期人口の人口構造における地位に関する指標との関係

前章までに考察してきた青年期人口の人口構造における地位に関する6種の指標と、青年期の未

表38 都道府県別15—24歳人口の有配偶率と普通婚姻率との関係

15-24歳 有配偶率	婚 姻 率 1950年				15-24歳 有配偶率	婚 姻 率 1930年			
	8.1>	8.1—8.6	8.6—9.1	9.1≤		7.4>	7.4—8.2	8.2—9.0	9.0≤
男									
11.13≤		富山	岡山, 徳島, 香川, 高知	青森, 岩手, 福島	14.16≤		福島, 鳥取, 岩手, 徳島, 高知	青森, 秋田, 富山	
8.81— 11.13	千葉	新潟, 石川, 島根, 大分, 熊本, 宮崎	秋田, 茨城, 栃木, 福島, 佐賀, 長崎	山形, 福岡	10.74— 14.16	茨城	宮城, 栃木, 千葉, 宮崎	山形, 新潟, 島根, 岡山, 香川, 愛媛, 大分	石川, 福井
6.49— 8.81	群馬, 埼玉, 静岡, 三重, 滋賀, 鹿児島	岐阜, 愛知, 大阪, 和歌山	兵庫, 奈良, 広島, 山口	宮城	7.32— 10.74	北海道, 大阪, 兵庫	群馬, 埼玉, 愛知, 和歌山, 山口, 福岡, 長崎, 熊本, 鹿児島	岐阜, 静岡, 三重, 奈良, 佐賀	
6.49>	山梨, 長野, 京都	東京, 神奈川		北海道	7.32>	東京, 神奈川, 京都	山梨, 長野	滋賀	
女									
27.89≤		富山, 石川	徳島, 高知	青森, 岩手	41.86≤		岩手, 島根	青森, 秋田, 富山, 福井	
23.04— 27.89		新潟, 島根, 熊本, 宮崎, 大分	秋田, 福井, 鳥取, 岡山, 香川, 長崎, 愛媛	宮城, 福岡	34.47— 41.86	北海道	宮城, 鳥取, 山口, 長崎, 宮崎	岡山, 広島, 徳島, 香川, 高知, 大分	
18.20— 23.04	千葉, 静岡, 三重, 京都, 鹿児島	岐阜, 愛知, 大阪, 和歌山	茨城, 兵庫, 佐賀	栃木, 奈良, 北海道, 山形	27.08— 34.47	茨城, 東京, 神奈川, 京都, 大阪, 兵庫	福島, 千葉, 和歌山, 熊本, 鹿児島	山形, 新潟, 岐阜, 静岡, 三重, 奈良, 佐賀	
18.20>	群馬, 埼玉, 山梨, 長野, 滋賀	東京, 神奈川			27.08>		群馬, 埼玉, 山梨, 長野	滋賀	

有配偶率、未婚率ともに算術平均(A)と標準偏差(σ)とによつて4区分したもの

表39 都道府県別15—24歳未婚率・有配偶率と青年期人口の
人口構造における地位に関する指標との相関係数 (r)

Y = 15—24歳未婚率・有配偶率			X = 各指標の比率					
地域	性	年次	A	B	C	D	E	F
(a) 15—24歳未婚率								
都道府県	男	1950年	+0.34	-0.08	+0.41	+0.25	-0.48	-0.32
		1935	+0.38	+0.23	+0.41	-0.02	-0.41	-0.32
		1930	+0.40	+0.19	+0.45	+0.12	-0.45	-0.30
	女	1950	+0.13	-0.05	+0.07	+0.10	-0.24	-0.15
		1935	+0.17	+0.10	+0.19	-0.10	-0.18	-0.17
		1930	+0.23	+0.15	+0.25	-0.18	-0.25	-0.07
(b) 15—24歳有配偶率								
都道府県	男	1950年	-0.34	+0.09	-0.42	-0.21	+0.49	+0.31
		1935	-0.38	-0.23	-0.41	+0.02	+0.41	+0.32
		1930	-0.40	-0.20	-0.44	-0.10	+0.46	+0.29
	女	1950	-0.12	+0.06	-0.08	-0.11	+0.29	+0.16
		1935	-0.16	-0.08	-0.17	+0.09	+0.16	+0.16
		1930	-0.22	-0.14	-0.23	+0.18	+0.23	+0.06
各市	女	1950年	-0.44	-0.35	-0.40	+0.45	+0.51	+0.19
各郡	女	1950	-0.24	-0.11	-0.19	+0.11	+0.29	+0.09

婚率・有配偶率との関係を見ると、表39のとおり戦前1930年、1935年においては、指標A、B、Cの各比率と未婚率とは正の、有配偶率とは負の相関を示す。これに対し、指標D、E、Fの各比率と未婚率とは負の、有配偶率とは正の相関を示しているが、一般に女子比率とよりは男子比率との相関度の方が大きい。

各比率のうち、相関度の高いのは指標A、CおよびEの各比率であつて、青年期人口が総人口の中に占める比重の大きい地域、幼少年人口に対しても多い地域は未婚率が高く有配偶率が低い。反対に、青年期人口が幼少年人口や老年人口を負担する程度の大きい地域においては未婚率が低く有配偶率が高い地域の多いことを示している。これに対し、生産年齢人口の中に青年期人口の多い地域に未婚率の高い地域のあること、青年期人口に対する25—34歳人口の多い地域、老年人口の多い地域においては未婚率の低い地域の比較的多いことが認められるが、指標A、C、Eの各比率ほど明らかではない。戦後1950年においては、指標A、C、EおよびFの各比率との相関度は戦前と同様であるが、指標Dの比率とは戦前とは反対に未婚率とは正の、有配偶率とは負の相関に転じており、指標Bの比率とは男女とも相関が認められなくなつてゐる。すでにみたとおり、指標BとDの比率においては戦後その地域的特徴を戦前と異にしていることが、未婚率、有配偶率との関係をこのように逆転させた原因とみられる。

なお、前項でみた各市各郡における女子有配偶率と、女子についての6種の指標との関係を見ると、都道府県の場合と同様に指標D、E、Fの各比率とは正の、指標A、B、Cの各比率とは負の相関を示している。一般的にいつて、各郡よりも各市の方が相関関係がより明らかであるのは、6種の指標においては各市の方の地域差が大きい有配偶率の方の地域差は前項のとおり各郡の方によりいつそう大きいためである。指標Fの比率とは都道府県の場合と同様相関度はきわめて低い。このように各市各郡の単位地域についてみても、青年期の女子人口を相対的により集中している地域において有配偶率をより低めていることを示している。

以上、婚姻や配偶関係と青年期人口との関係を考察した結果として、特に、大都市をはじめ機業地など青年期人口の集中が著しい地域においては婚姻率が低く、平均初婚年齢は高く、従つて未婚率高く有配偶率の低いことがうかがわれる。それとともに、婚姻率が高く、平均初婚年齢の低い地域として、東北地方から北陸地方へかけてと、中国、四国地方が青年期における未婚率は低く、有配偶率の高い地域としてあげられる。これと対照的に婚姻率低く、平均初婚年齢高く、従つて未婚率高く、有配偶率の低い地域としては関東地方西部から、北陸を除く中部地方を経て近畿地方までをあげることができよう。青年期人口におけるこのような婚姻関係の地域的特性は、後に労働力や産業別人口率あるいは在学率の地域的差異を考察することによつて社会経済的条件との関係を明らかにすることができよう。

(2) 青年期女子の出生力

青年期人口が、以上のようにそれぞれの地域における特徴を示しつつ、結婚していくに従つて、人口再生産の機能も開始し、しだいに急速に進んでいく。ここでは青年期における女子の出生力を明らかにするために、人口動態統計により女子の年齢別出生数の都道府県別に得られる年次について15—24歳女子の出生率を考察するとともに³⁾、1950年国勢調査における出産力に関する集計結果についても概観する⁴⁾。

表40 15—24歳女子出生率の変化 1925—1956年

年次	女子出生率 ¹⁾			指数 (1930年 = 100)		
	15—19歳	20—24歳	15—24歳	15—19歳	20—24歳	15—24歳
1956年	5.13	107.94	55.87	16	54	51
1955	5.94	112.53	58.74	19	56	54
1954	6.43	114.04	59.50	20	57	55
1953	7.34	120.83	62.56	23	60	57
1952	8.76	130.09	67.23	28	65	62
1951	10.68	141.06	73.21	34	70	67
1950	13.25	160.69	83.71	42	80	77
1949	16.06	180.39	94.74	51	90	87
1948	17.52	182.31	95.79	56	91	88
1947	14.87	166.62	86.67	47	83	80
1937	18.64	174.69	92.36	59	87	85
1930	31.51	200.58	108.86	100	100	100
1925	43.09	228.22	128.58	137	114	118
有配偶女子出生率						
1955年	340.72	341.41	341.38	111	102	104
1950	407.74	376.39	378.80	133	113	115
1937	268.26	326.81	319.28	88	98	97
1930	306.02	333.90	329.19	100	100	100
1925	325.44	340.28	337.50	106	102	103

1) 各年齢階級女子人口1,000につき

3) 15—24歳女子出生率は1930年については、内閣統計局“昭和5年父母ノ年齢別出生及死産統計,” 1935年3月により、1955年については、厚生省大臣官房統計調査部“昭和30年人口動態統計 上巻”, 1958年3月による。両年次とも女子の年齢15歳未満と50歳以上および年齢不詳の出生児については15—49歳の年齢別出生児数をウェイトとして配分した。1930年の庶子については嫡出子+私生子の数について配分した。

4) 1950年の日本人女子の出産力に関する調査事項についてのものであつて、昭和25年国勢調査報告第7巻都道府県編により15—19歳と20—24歳とを合して算定、出産力に関するものはすべて10%抽出集計であるから、標本誤差を含むことに注意しなければならない。

(i) 15—24歳女子の出生率

全国の1930年における15—19歳の女子人口1,000についての出生率は、表40、図32のとおり、32であるが、20—24歳では201に高まる。1930年以後、両年齢階級とも出生率はしだいに低下し、戦後 baby-boom 時代に上昇するが、1950年以後急速に低下し、最近に至つてその速度をやや緩めている。しかし、20—24歳の女子における出生率が1930年の201から1955年の113に50%低下したのに対し、15—19歳の女子出生率は1930年の32から1955年の6まで5分の1以下となり、戦前戦後とも20—24歳に比べて低下がはるかに著しい。

しかし、都道府県別に考察する便宜上、15—24歳としてまとめると、1930年には、この年齢の女子人口1,000につき109で、1937年には92と低下したが、1948年には96と上昇した。その後はしだいに低下して1955年には59となり1930年の54%に低下したことになる。

これらの地域的特徴をみると、表41、図33のとおり1930年には全国平均109に対して、青森の195を最高とし、秋田の181、岩手の172、富山の162などが著しく高い方であり、北海道、東北地方から北陸地方および中国、四国地方が高い地域となつている。これに対して、長野の68を最低として、東京・群馬の75、大阪の76、山梨、神奈川、京都などが低い方で、大都市を含む地域のほか、関東地方から北陸地方を除く中部地方の東部へかけてと、近畿地方および九州地方の西半に低い地域がみられる。

戦後1955年についてみると、1930年に比べて各府県とも著しく低下し、全国平均においてはこの年齢の女子人口1,000につき59と54%にすぎなくなつてはいるが、各府県のうち最も高いのはやはり青森であつて94を示し、岩手・秋田の各87、富山の85のほか、高知、宮崎、福井などが高い地域である。これに対し、低い地域としては、山梨の32を最低として長野がこれにつき、群馬・埼玉・東京・神奈川の関東諸県や滋賀・京都・大阪などの近畿諸県があげられ、いずれも50にみたない。

すなわち、低い地域は1930年と同様に、関東地方西半から北陸を除く中部地方を経て近畿地方までに集中している。高い地域は東北地方の北半、新潟を除く北陸3県と中国・四国地方にみられるのは1930年と同様であるが、九州地方は福岡を除いて相対的にかなり高い地域となつたことが戦前と異なつた点である。

九州地方における出生力は戦前に対する戦後の低下が各地方の中で最も緩いのであるが女子の年齢別特殊出生率(f_x)をみると、どの年齢においても低下度が緩い⁵⁾。

5) これに関しては、次の文献を参照。

上田正夫：“年齢別特殊出生率と出生指数からみた都道府県の出生力低下”，人口問題研究所年報，第3号，1958年度，1958年8月，pp. 6—10。

図32 全国15—24歳女子出生率の傾向

1925—1956年

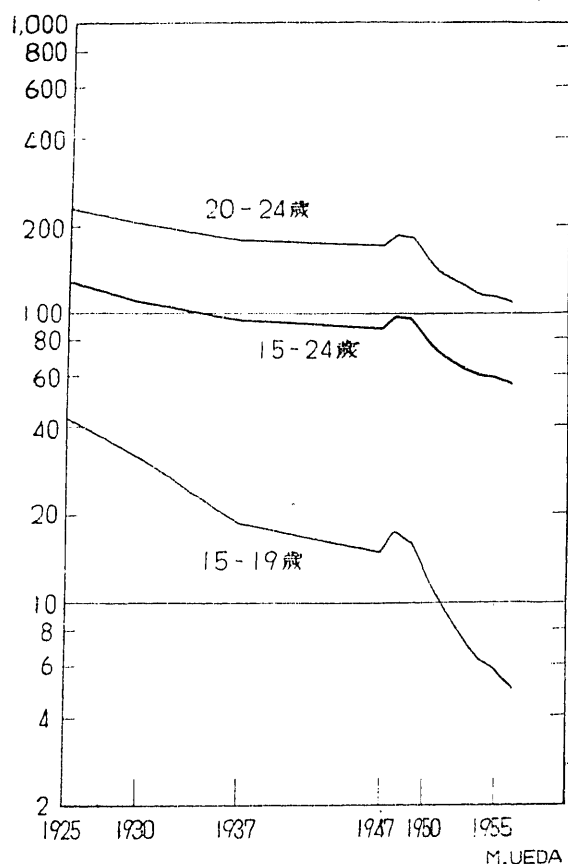
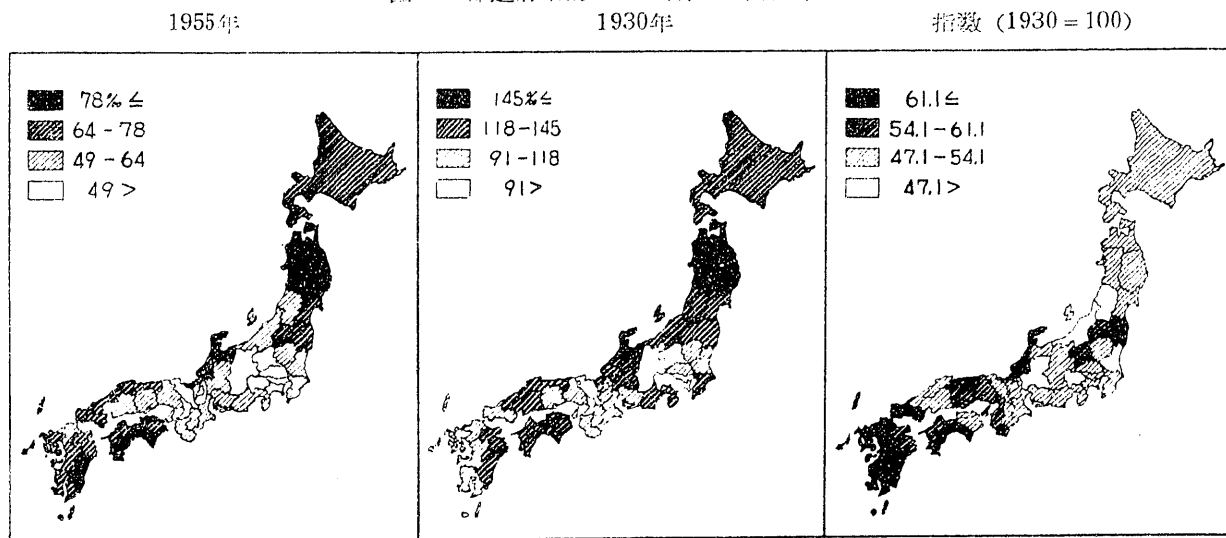


表41 都道府県別15—24歳女子出生率，有配偶女子出生率

都道府県	女子出生率			有配偶女子出生率 1930年	都道府県	女子出生率			有配偶女子出生率 1930年
	1955年	1930年	1955/1930			1955年	1930年	1955/1930	
総 数	58.7	108.9	53.9	329.2	兵 庫	56.7	96.6	53.8	284.7
北海道	68.6	143.5	483.	371.6	奈 良	53.1	101.8	52.0	339.6
青 森	93.5	194.9	48.2	385.6	和 歌 山	60.3	105.7	56.6	327.7
岩 手	86.5	172.2	50.6	341.6	鳥 取	78.0	121.1	64.5	338.7
宮 城	69.5	143.5	47.9	373.2	島 根	71.1	140.3	50.7	331.6
秋 田	87.1	180.9	48.1	371.3	岡 山	63.2	114.1	55.3	310.7
山 形	61.5	132.3	46.2	398.4	広 島	61.0	123.8	49.2	312.6
福 島	70.9	121.6	58.2	360.6	山 口	72.7	116.1	62.9	298.7
茨 城	51.6	114.6	45.2	365.8	徳 島	76.9	142.9	53.8	353.1
栃 木	54.3	114.1	47.4	385.2	香 川	73.3	136.7	53.3	346.6
群 馬	43.1	74.8	57.3	386.0	愛 媛	71.7	133.1	54.1	362.1
埼 玉	47.6	91.5	52.7	382.9	高 知	83.2	132.2	62.9	321.6
千 葉	58.0	122.0	47.5	361.3	福 岡	63.4	94.6	66.3	276.3
東 京	36.0	75.2	48.0	268.5	佐 賀	66.6	93.6	71.3	342.8
神 奈 川	45.7	88.2	52.3	296.9	長 崎	75.3	111.1	67.6	319.1
新 潟	54.3	126.5	42.9	397.4	熊 本	67.2	101.8	65.7	354.4
富 山	84.6	162.3	52.5	323.7	大 分	71.5	119.9	60.0	329.4
石 川	77.6	133.0	58.6	319.9	宮 崎	80.4	124.5	64.5	332.5
福 井	78.5	142.1	54.9	334.3	鹿 児 島	69.3	102.2	67.8	364.9
山 梨	31.8	79.4	40.5	385.0	東 北	77.5	153.6	50.0	370.4
長 野	35.3	68.3	51.5	380.2	関 東	44.1	88.8	49.4	317.2
岐 阜	60.4	134.3	44.8	390.3	北 陸	67.5	137.4	49.6	351.8
静 岡	60.4	121.4	50.0	359.4	東 山	44.5	91.0	48.4	385.5
愛 知	51.1	105.2	48.6	339.8	近 海	56.0	112.4	50.0	352.9
三 重	63.4	117.2	53.8	376.1	畿 内	49.8	87.1	57.5	276.8
滋 賀	48.4	95.2	50.5	357.5	中 国	66.6	121.5	54.9	314.0
京 都	41.9	81.1	51.2	285.4	四 国	75.5	135.8	55.1	347.8
大 阪	45.7	76.5	60.5	239.6	九 州	68.9	103.9	66.3	320.6

図33 都道府県別15—24歳女子出生率



K. YAMAGUCHI

以上に考察してきた15—24歳の出生率の低下は、後にみるように、total fertility rateなどに現われた各地域における再生産年齢にある全女子人口の出生力に及ぼす影響度が少いにしても、低下の傾向としては25歳以上の f_x の傾向と同様であることがわかる。

次に、15—24歳の有配偶女子に対する出生率を1930年についてみると、上記の無配偶者をも含めた女子人口に対する出生率とは地域的特徴を異にしている。すなわち、最も高い山形においては有配偶女子1,000人について398に達し、新潟の397がこれにつぎ、東北地方の青森、関東地方の栃木・群馬・埼玉、中部地方の山梨・長野・岐阜の各県がいずれも380—390で著しく高い方に属する。これに対して、最も低いのは大阪の240であつて、東京の269がこれにつぎ、神奈川、京都・兵庫、山口、福岡の各県がいずれも300にみえない低率地域となつている（→表41）。

このように青年期有配偶女子における出生率は、前章でみたような標準化出生率の地域的分布と同様に、北海道、東北地方から中部地方のうち東山地方までの高率地域と、近畿地方から中国、四国、九州地方へかけての低率地域と対照を示している。その中であつて、大都市を含む地域はやはりきわめて低い出生率を示しているが、東北地方の中でも岩手が低く、西南日本においても徳島・愛媛、熊本・鹿児島などが高いという例外もみられる。

青年期の無配偶者をも含めた女子人口に対する出生率と有配偶者に対する出生率とを比較すると前者に対して後者の著しく低いのは、大阪はじめ京都・兵庫と東京ならびに山口、福岡など大都市を含む地域と、そのほかには富山があげられる。これに反して有配偶女子出生率の著しく高いのは山形、新潟と栃木・群馬・埼玉ならびに山梨・長野・岐阜などの諸地域である。

これらのうち、埼玉・群馬および山梨・長野の諸県は青年期の有配偶女子の出生率が高いのに比較して一般女子の出生率が著しく低い地域であり、これに対し、有配偶女子の出生率が高い上に、一般女子の出生率も著しく高いのは青森・岩手・秋田と富山の諸県となつている。

前節でみたように、ここであげた東北地方の日本海側から新潟へかけてと、関東地方の西半から中部地方の東半へかけては未婚率は高く有配偶率は低い地域であつて、大都市地域とともに未婚の青年女子が流入によつて膨脹しているために、このように、出生力の実態が異なつて現われる。年齢構造ならびに配偶関係別構造の地域的差異を除去した標準化出生率にも現われているように、少くとも戦前において関東地方西半から中部地方へかけては出生力の高い地域であつた。これらの地域の普通出生率は、いうまでもなく低く現われているけれども、大都市地域において普通率が過大に現われていることとは全く意味が異なつている。

このような地域は、東北地方の北半が富山とともに、有配偶率が著しく高く、出生力の実態はそのまま一般女子の出生率を高める形において現われているような地域と対照的である（→表42）。

1955年の有配偶女子出生率が全府県について得られないので、青年期女子人口の出生率の1930年に対する低下をみると、中部地方から東北の日本において低下度が大きく、中国地方以西の西南日本において低下の緩い地域があり、特に九州地方は各県とも低下度が緩い。九州地方のうちでは佐賀が29%の低下にすぎず、長崎の32%、福岡・熊本・宮崎などがこれについて低下の度が緩いのに対し、山梨は60%も低下して最も著しく、新潟の57%がこれにつぎ、山形、茨城、岐阜などがこれについて低下が特に著しい（→表41）。

これら女子出生率の低下の程度は、1930年当時高かつた地域において大であることが、ある程度認められ、山形、新潟、茨城、岐阜がその例である。しかしながら、戦前1930年当時において低かつた東京、山梨はその例ではなく、戦後へかけての低下度もまた著しい。これに反し、大分・宮崎を除く九州各県は1930年当時は全国平均を下廻る低い地域であつたのに、低下が緩くて1955年には

表42 都道府県別15—24歳女子有配偶率と女子出生率・
有配偶女子出生率との関係 1930年

15—24歳 女子有配 偶率	15—24歳 女 子 出 生 率				15—24歳有配偶女子出生率			
	91 >	91—118	118—145	145 ≤	307 >	307—343	343—380	380 ≤
41.86% ≤			福井, 鳥根	青森, 岩手 秋田, 富山		岩手, 富山 福井, 鳥根	秋田	青森
34.47— 41.86%		岡山, 山口 長崎	北海道, 宮 城, 石川, 鳥取, 広島 徳島, 香川 愛媛, 高知 大分, 宮崎		山口	石川, 鳥取 岡山, 広島 高知, 長崎 大分, 宮崎	北海道, 宮 城, 徳島, 香川, 愛媛	
27.08— 34.47%	東京, 神奈 川, 京都, 大阪	茨城, 栃木 愛知, 三重 兵庫, 奈良 和歌山, 福 岡, 佐賀, 熊 本, 鹿児島	山形, 福島 千葉, 新潟 岐阜, 静岡		東京, 神奈 川, 京都, 大阪, 兵庫 福岡	愛知, 奈良 和歌山, 佐 賀	福島, 茨城 千葉, 静岡 三重, 熊本 鹿児島	山形, 栃木 新潟, 岐阜
27.08% >	群馬, 山梨 長野	埼玉, 滋賀					滋賀	群馬, 埼玉 山梨, 長野

15—24歳女子有配偶率, 女子出生率, 有配偶女子出生率それぞれ算術平均 (A), 標準偏差 (σ) によつて4区分したもの。

平均を上廻る高い地域にかわつており, 戦前に比較的高かつた宮崎と鳥取, 高知などは低下が緩くて東北地方北半とともに高い地域に止まつている。

青年期女子の出生率と青年期人口の人口構造における地位に関する指標との関係を見ると, 表43のとおり, 概ね指標A, B, Cの各比率とは負の相関を, 指標D, E, Fの各比率とは正の相関を示している。相関度の大きいのは指標CまたはEの比率との関係であつて, Cの比率は出生率の高い地域では小さく, Eの比率はその逆であるから, 青年期女子の出生率の高低との地域的な差異によつてそれぞれ負と正の関係にあることは当然である。また, 出生率の高い地域では指標Aの比率は小さく, 男女とも, また戦前戦後ともやや明らかな負の相関を示している。

しかし, その他の各指標との関係は, 前の章において標準化出生率との関係について認めたと同様に, その相関が必ずしも明らかではなく, このことはまた戦前戦後とも相異が認められない。

1930年における青年期の有配偶女子の出生率については, 相関度のこのような対照はさらに明らかで, 指標CあるいはEの各比率とは $r = \pm 0.7 \sim 0.8$ の強い関係を示し, 指標Aの比率との相関度がこれについて $r = -0.6$ 程度である。これに対し, 指標Bの比率とは $r = -0.3$ とその相関度

表43 都道府県別15—24歳女子出生率, 有配偶女子出生率と青年期
人口の人口構造における地位に関する指標との相関係数 (r)

Y = 15—24歳女子有 配偶女子・出生率	X = 各 指 標 の 比 率					
	A	B	C	D	E	F
(a) 15—24歳女子出生率						
男 1955年	-0.48	-0.29	-0.52	+0.27	+0.52	+0.25
1930	-0.31	-0.05	-0.42	-0.27	+0.41	+0.17
女 1955	-0.37	-0.08	-0.54	+0.15	+0.57	+0.16
1930	-0.42	-0.25	-0.51	+0.11	+0.52	+0.14
(b) 15—24歳有配偶女子出生率						
男 1930	-0.65	-0.35	-0.75	-0.13	+0.81	+0.28
女 1930	-0.56	-0.34	-0.71	-0.12	+0.72	+0.18

を低めており、さらに指標Dの比率とは負の、指標Fの比率とは正の関係を示してはいるが、その相関度はいずれも微弱である（→表43）。

(ii) 15—24歳女子の平均児数

1950年国勢調査における出産力に関する調査結果によつて、15—24歳の日本人女子の出生児数を算定すると、表44のとおりである。これらは、(a)未婚者を含めた女子人口に対する平均児数、(b)既婚女子に対する平均児数と、(c)既婚女子のうち子を生んだものに対する平均児数との3種が考察できる⁶⁾。

(a) 女子1,000人当り平均児数

全国平均では15—24歳の女子1,000人につき平均出生児数は209であるが、最も多いのは青森の375であつて、高知の359がこれにつき、岩手・秋田、富山・石川、徳島の諸県が特に著しく多い地域

表44 都道府県別日本人15—24歳女子の平均児数 1950年

都道府県	平均児数			女子のうち既婚者の割合	都道府県	平均児数			女子のうち既婚者の割合
	女子1000人につき	既婚女子1000人につき	左のうち子を生んだもの1000人につき			女子1000人につき	既婚女子1000人につき	左のうち子を生んだもの1000人につき	
総数	209	903	1,382	23.2	兵庫	197	827	1,292	23.9
北海道	228	950	1,433	24.0	奈良	184	875	1,556	21.1
青森	375	1,109	1,594	33.8	和歌山	196	900	1,286	21.7
岩手	304	911	1,414	33.3	鳥取	196	786	1,375	29.1
宮城	216	902	1,370	24.0	島根	278	957	1,375	25.0
秋田	298	1,026	1,444	29.0	岡山	231	841	1,321	27.5
山形	187	839	1,300	22.3	広島	240	870	1,382	27.6
福島	217	849	1,731	25.6	山口	275	950	1,407	29.0
茨城	164	842	1,333	19.5	徳島	306	1,040	1,444	29.4
栃木	185	933	1,474	19.9	香川	253	885	1,353	28.6
群馬	146	920	1,278	15.8	愛媛	268	1,000	1,429	26.3
埼玉	160	892	1,435	18.0	高知	359	1,000	1,474	35.9
千葉	197	909	1,379	21.7	福岡	249	914	1,371	27.2
東京	142	795	1,309	17.9	佐賀	228	955	1,500	23.9
神奈川	155	822	1,370	18.8	長崎	250	1,053	1,481	23.8
新潟	179	857	1,355	20.9	熊本	229	976	1,323	23.5
富山	326	939	1,348	34.7	大分	260	970	1,391	26.8
石川	313	929	1,444	33.7	宮崎	279	1,074	1,381	26.0
福井	250	857	1,286	29.2	鹿児島	211	972	1,346	21.7
山梨	91	700	1,167	13.0	東北	260	941	1,484	27.6
長野	99	760	1,267	13.0	関東	159	852	1,356	18.6
岐阜	208	912	1,348	22.8	北陸	242	893	1,360	27.1
静岡	189	904	1,382	20.9	東山	136	826	1,295	16.5
愛知	192	868	1,320	22.1	東海	192	881	1,343	21.8
三重	197	875	1,333	22.5	近畿	180	842	1,327	21.4
滋賀	131	733	1,222	17.9	中国	246	886	1,372	27.8
京都	162	824	1,333	19.7	四国	290	983	1,427	29.5
大阪	181	864	1,346	21.0	九州	243	973	1,387	25.0

注4)の資料による。

6) 注4)の資料によつて算定したもの。ここでは、一応標準誤差にふれないでそのままを考察する。

図34 都道府県別15—24歳女子の平均出生児数 1950年

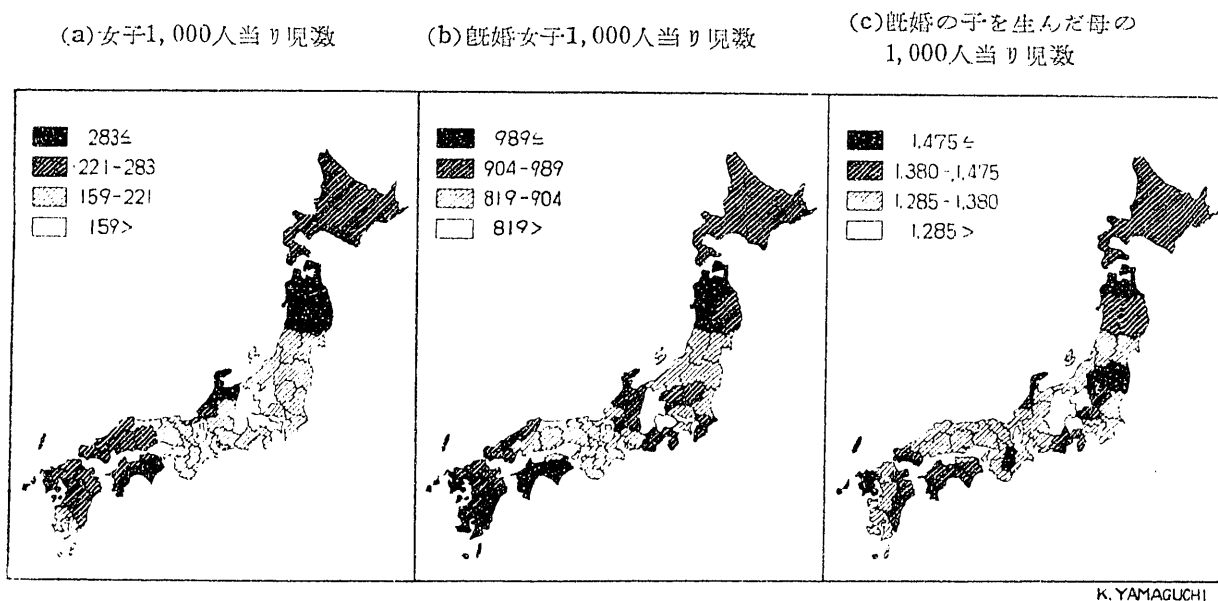
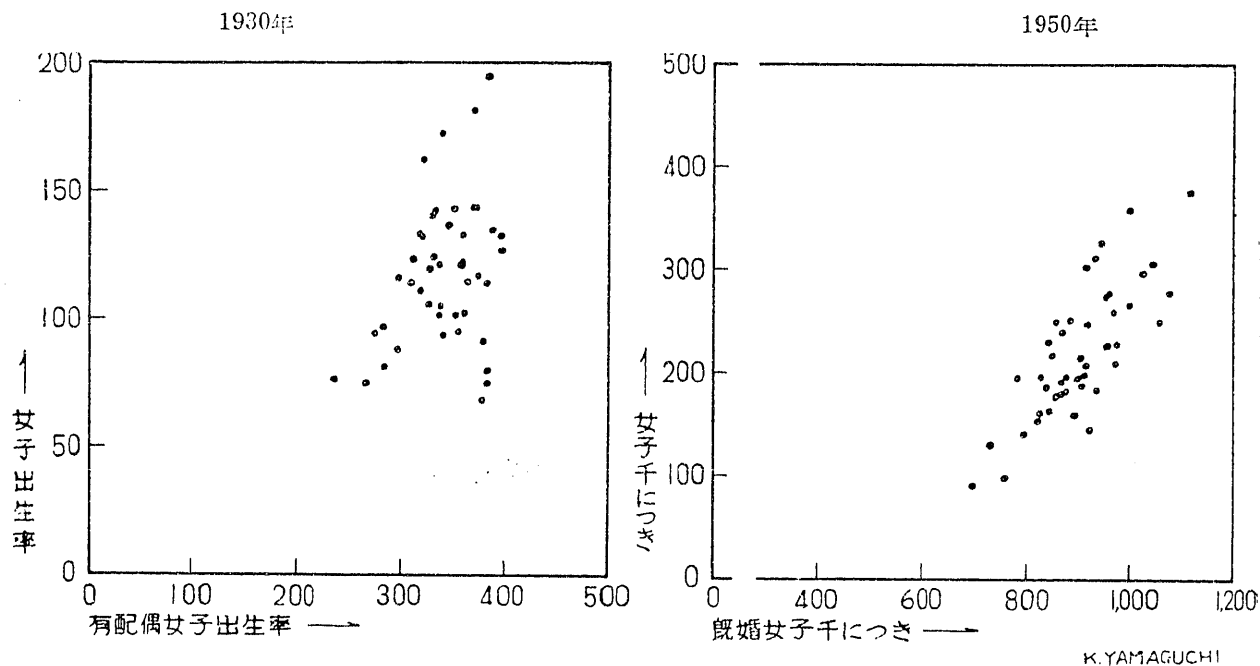


図35 都道府県別15—24歳女子出生率・平均児数



となつている。一般に北海道から東北地方北半にかけてと、新潟を除く北陸地方，中国，四国，九州地方に多い地域がみられる。これに反し，東北地方南半から関東地方，中部地方の大部分を経て近畿地方までが，平均児数の少ない地域で，山梨の91を最少とし，長野の99がこれにつぎ，群馬・東京・神奈川，滋賀の各地域が特に少ない地域となつている（→図34(a)）。

(b) 既婚女子1,000人当り平均児数

次に，青年期の既婚女子1,000人についての平均出生児数の全国平均は901であるが，最も多いのはやはり青森で1,109を示し，秋田と，香川を除く四国地方3県とさらに宮崎の諸県はいずれも1,000以上を示して著しく多い方に属する。これに対して，最も少ないのはやはり山梨で700にすぎ

ず、そのほか、東京、長野、滋賀、鳥取等の諸県が著しく少い地域となつている。

この場合の地域的特徴も、上記の (a) 女子に対する平均出生児数のそれと同様に、北海道から東北地方北半へかけてと、四国地方（香川を除く）および九州地方に出生児数の多い地域があり、東京をはじめ山梨・長野あるいは近畿地方に少い地域がみられる。しかし、関東地方、中部地方にも出生児が平均よりもやや多い地域が認められるなどの点に多少の差異が認められ、従つて、これら (a) と (b) の両種の平均出生児数についての府県間の相関は $r = +0.78$ の程度である（→図34(b)）。

(c) 既婚女子の子を生んだ母1,000人当り平均児数

また、既婚の青年女子のうち、子を生んだもの1,000人に対する平均児数をみると、全国平均では1,382なのに対し、最も多いのは福島の1,731であり、青森は1,594でこれにつき、奈良、佐賀・長崎がこれについて著しく多い地域となつている。これに対し、最も少いのは山梨の1,167であり、ついで長野、群馬、滋賀が著しく少い地域であつて、これらの地域は前記の女子に対する平均児数および既婚女子に対する平均児数の少い地域とほぼ一致している。

しかし、既婚女子の子を生んだ母に対する出生児数の多い地域は福島、栃木・埼玉、奈良のように、女子あるいは既婚女子に対する出生児数のそれほど多くない地域についてもみられる。従つてこれらの平均児数と、(a) 女子に対する平均児数との相関は $r = +0.53$ 、(b) 既婚女子に対する平均児数とは $r = +0.53$ の程度である。

なお、15—24歳の女子あるいは既婚女子に対する平均出生児数を15歳以上全年齢の女子についての平均児数と比較すると、上記 (a)、(b)、(c) の3種とも相関度 $r = +0.3 \sim 0.4$ 程度でその地域的特性にかなり相異が認められる。

(iii) 出生力と既婚女子割合、粗再生産率、標準化出生率との関係

1950年の出生力に関する調査においては青年期の日本人女子のうち、既婚女子が占める割合は、表44のとおり、全国平均では23%であるが、最も多い高知では36%に及び、富山・石川と青森・岩手などがいずれも33—35%ときわめて高率を示している。これに対して、山梨・長野はいずれも13%にすぎず、群馬の16%、埼玉・東京・神奈川および滋賀の各18—19%などととも低率な地域である。すなわち、東北地方の北部3県と福島、新潟を除く北陸地方、中国、四国両地方、さらに九州地方の東半部が高い地域である。これに反し、北海道と東北地方の中部、関東地方から中部地方（上記の北陸3県を除く）を経て近畿地方までと、九州地方西半が低率となつていて、その地域的分布はすでにみた青年期女子における有配偶率の地域的特徴とほとんど一致している（両者の相関関係は $r = +0.93$ ）。

同時に、既婚の女子青年の多い地域では、未婚者も含めた青年期女子についての出生児数もまた多くなつていて、両者の相関度は $r = +0.96$ ときわめて密接である。しかるに、既婚者の割合と (b) 既婚女子の出生児数と、あるいは (c) 既婚女子のうち子を生んだものの出生児数とは、相関係数がそれぞれ $r = 0.59$ 、 $+0.44$ の程度であつて、それらの地域的特徴にはかなりの差異があることを現わしている。

すなわち、中国地方と北陸地方（新潟を除く）とは既婚女子の割合が高く、青年女子の出生児数は多い方であるけれども、既婚女子ないし子を生んだ既婚女子の出生児数はむしろ低い方に属している。北海道はこれと反対に、既婚女子の割合は低い方であるが、既婚女子についての出生児数は多い方である。また、四国地方は東北地方の北部3県とともに、既婚女子の割合も高く、同時に既婚女子についての出生児数も高い地域となつている。

上と同様な関係は1930年についても認められ、青年期における女子の有配偶率は未婚をも含めた女子出生率とは密接な相関度を示し ($r = +0.90$) ているが、有配偶女子の出生率とはむしろ弱い負の相関関係 ($r = -0.12$) を示すにすぎない (→表42).

女子の年齢別出生率から算定した total fertility rate (粗再生産率) と、青年期女子の出生力と比較すると、未婚者をも含めた女子出生率とは1930年において $r = +0.64$ を示して相関度はかなり明らかであつた。が、1955年にはその相関度はやや低下して $r = +0.46$ 程度になつている。また、1930年における青年期の有配偶女子出生率の地域的特性は、粗再生産率のそれとは $r = +0.86$ で密接な関係を示している (→表45).

表45 都道府県別15—24歳有配偶女子出生率と粗再生産率・標準化出生率との関係 1930年

15—24歳有配偶女子出生率	粗再生産率 1930年				標準化出生率 1930年			
	4.3>	4.3— 5.0	5.0— 5.6	5.6≤	30.9>	30.9— 34.9%	34.9— 38.9%	38.9%≤
380%≤		長野	群馬, 埼玉 山梨, 岐阜	青森, 山形 栃木, 新潟			青森, 長野 山形, 栃木 群馬, 埼玉 新潟, 山梨	
343—380%		滋賀, 熊本	茨城, 千葉 静岡, 三重 徳島, 香川 愛媛, 鹿児島	北海道, 宮 城, 秋田, 福島			北海道, 秋 田, 福島, 茨城, 千葉 静岡, 三重 滋賀, 徳島 香川, 愛媛 熊本	
307—380%	岡山	石川, 愛知 奈良, 和歌 山, 鳥取, 鳥根, 広島 高知, 長崎	富山, 福井 佐賀, 大分 宮崎	岩手	岡山, 高知	富山, 石川 福井, 愛知 奈良, 和歌 山, 鳥取, 鳥根, 広島	岩手, 佐賀 長崎, 大分 宮崎	
307%>	東京, 京都 大阪, 兵庫 福岡	神奈川, 山 口			東京, 京都 大阪, 兵庫 山口, 福岡	神奈川		

15—24歳有配偶女子出生率, 粗再生産率, 標準化出生率ともに, 算術平均, 標準偏差とによつて4区分したものの。

表46 都道府県別15—24歳女子出生率と標準化出生率との関係

1955年, 1930年

15—24歳女子出生率	標準化出生率 1955年				15—24歳女子出生率	標準化出生率 1930年			
	19.5%>	19.5— 22.5%	22.5— 25.5%	25.5%≤		30.9%>	30.9— 34.9%	34.9— 38.9%	38.9%≤
78%≤	富山	福井, 高知	岩手, 秋田	青森, 宮崎	145%≤		富山	青森, 岩手 秋田	
64—78%	山口, 香川	石川, 鳥取 鳥根, 徳島	北海道, 宮 城, 愛媛, 大分	福島, 佐賀 長崎, 熊本 鹿児島	118— 145%	高知	石川, 福井 広島	北海道, 福 島, 千葉, 岐阜, 静岡 徳島, 香川 愛媛, 大分 宮崎	宮城, 山形 新潟
49—64%	愛知, 兵庫 奈良, 岡山 広島	岐阜, 三重 和歌山, 福 岡	山形, 千葉 新潟, 静岡	茨城, 栃木	91— 118%	兵庫, 岡山 山口, 福岡	愛知, 奈良 和歌山	茨城, 三重 滋賀, 佐賀 長崎, 熊本	栃木, 埼玉 鹿児島
49%>	東京, 神奈 川, 京都, 大阪	長野, 滋賀	群馬, 埼玉 山梨		91%>	東京, 京都 大阪	神奈川	長野	群馬, 山梨

15—24歳女子出生率, 標準化出生率ともに, 算術平均, 標準偏差とによつて4区分したものの。

さらに、有配偶女子における年齢構造の地域差を捨象した標準化出生率と青年期の女子（無配偶者をも含めた）出生率とを比較すると、表46のとおりであつて、1930年には $r = +0.25$ と弱い正の相関を示しており、1955年には $r = +0.19$ と相関度はさらに弱まつている。しかるに、1930年における青年期の有配偶女子出生率との相関度は $r = +0.93$ ときわめて大きい（→表45）。

ここに対比させたのは青年期という再生産期間に入つて間もない女子人口の出生力と全再生産期間における女子全体の出生力との地域的な関係をみたのである。従つて、それら各地域における出生力の実体を標準化出生率と粗再生産率のいずれがより精確に現わすかは問題であるが、この両者と青年期女子の出生力との関係における上記の差異は有配偶率を考慮に入れたか否かによるものである。すなわち無配偶者をも含めた女子人口の出生率は同時に有配偶率を無視した粗再生産率との関係がより大きく、その地域差を捨象した標準化出生率との関係がより小さい。従つてまた、有配偶女子出生率は、有配偶率の比重に影響されない標準化出生率との関係の方がより密接であり、粗再生産率との相関度の強さは再生産年齢女子全体の出生力と部分集団である青年期女子の出生力との地域的特性が、少くとも1930年においては、かなりな相似を示していたと解することができよう。

いずれにせよ、青年期女子の出生力は以上のように、未婚者をも含めて一般的にみるならば、北海道から東北地方北半までと北陸3県、中国地方以西に大きいようであるが、これらの地域的差異は結局、過渡期としての青年期にある女子が結婚していく過程あるいは再生産の機能を開始する速度が、社会的な要因、例えば地域的流動性などによつて影響を受けることによつて、地域的に様相を異にしている結果の現われとみられる。こうした影響をより総合的に表現する青年期の一般女子に対する出生力は、人口学的に、端的には、既婚者の占める比重の大小によつて特徴づけられている⁷⁾。

しかし、より実質的とみられる有配偶女子ないし既婚の青年期女子の出生力においては、大都市地域と関東地方から中部地方を経て近畿、中国地方に及ぶ地域が小さい。これに対して、北海道から東北地方北半までと、福島から栃木へかけて、四国地方の大部分と九州地方の佐賀・長崎および大分・宮崎、さらに近畿地方で奈良のみが出生力の大きい地域となつている。

青年期女子のこのような出生力の地域的特性は、すでに前章において指摘した標準化出生率の地域的特性が西南日本に低く、東北日本に高いことと異なつた様相を示している。このことこそ、各地域の人口再生産において果す青年期女子の役割が、社会的経済的条件の地域的な特性に影響を受けることによつてそれぞれ異なつた適応の姿を示すことを物語るものといえよう。

7) 有配偶女子出生率の全国的傾向としては、表40のとおり、1950年においては1930年に比べてむしろ高まつているのであつて、1955年においてなお1930年の水準とほとんど同じ程度である。これらの地域的分析はきわめて重要であるが、その解明は1955年国勢調査結果報告の都道府県編の出そろふ機会をまつこととする。

統計

	頁
I 人口に関する主要指標	86
II 最近の人口動態	
第1表 年次別人口動態（昭和22年—32年）	88
第2表 月別人口動態（昭和32年1月—33年8月）	88
III 国際人口統計（2）	
第1表 主要国別乳児死亡率（1920年—56年）	89
第2表 主要国別婚姻率（1920年—56年）	90
第3表 主要国別，男女，年齢（5歳階級）別人口（1946年—57年）	92
第4表 主要国別，男女，年齢（3区分）別人口（1946年—57年）	102

（上田正夫・山口喜一編）

I 人口に関する主要指標

(a) 人口動態関係

年 月	人 口	増 加 人 口						増加割合 (人口1,000につき)		
		総 数 (純増加)	自 然 動 態			社会増加	純増加	自 然 動 態		
			出 生	死 亡	自然増加			出 生	死 亡	自然増加
昭和25年	83,199,637	1,454,431	2,357,950	909,793	1,448,157	6,274	17.48	28.34	10.94	17.41
26年	84,540,000	1,314,761	2,157,537	843,723	1,313,814	947	15.65	25.53	9.98	15.55
27年	85,810,000	1,263,624	2,023,529	769,277	1,254,252	9,372	14.73	23.58	8.97	14.62
28年	86,980,000	1,144,077	1,885,131	776,794	1,108,337	35,740	13.15	21.67	8.93	12.74
29年	88,240,000	1,065,870	1,786,074	725,583	1,060,491	5,379	12.08	20.25	8.23	12.02
30年	89,275,529	1,044,186	1,746,299	697,382	1,048,917	4,731	11.70	19.56	7.81	11.75
31年	90,260,000	941,817	1,680,452	728,601	951,851	10,034	10.43	18.62	8.07	10.55
32年	91,090,000	810,647	1,578,506	756,431	822,075	11,428	8.90	17.33	8.30	9.02
昭和30年										
10月	89,280,000	85,690	138,381	53,669	84,712	978	0.96	1.55	0.60	0.95
11月	89,360,000	75,031	134,208	57,587	76,621	1,590	0.84	1.50	0.64	0.86
12月	89,440,000	72,331	135,927	62,477	73,450	1,119	0.81	1.52	0.70	0.82
昭和31年										
1月	89,510,000	109,395	179,449	69,431	110,018	623	1.22	2.00	0.78	1.23
2月	89,620,000	83,729	151,954	67,567	84,387	658	0.93	1.69	0.75	0.94
3月	89,700,000	89,624	157,633	69,558	88,075	1,549	1.00	1.76	0.78	0.98
4月	89,790,000	85,303	143,241	58,482	84,759	544	0.95	1.59	0.65	0.94
5月	89,880,000	71,295	131,470	57,045	74,425	3,130	0.79	1.47	0.64	0.83
6月	89,950,000	71,171	124,621	51,225	73,396	2,225	0.79	1.38	0.57	0.82
7月	90,020,000	76,261	131,442	53,935	77,507	1,246	0.85	1.46	0.60	0.86
8月	90,100,000	80,285	134,845	53,671	81,174	889	0.89	1.50	0.60	0.90
9月	90,180,000	83,276	134,707	52,385	82,322	954	0.92	1.49	0.58	0.91
10月	90,260,000	75,232	133,703	57,718	75,985	753	0.83	1.48	0.64	0.84
11月	90,330,000	68,452	130,242	59,056	71,186	2,734	0.76	1.44	0.65	0.79
12月	90,400,000	47,794	127,145	78,528	48,617	823	0.53	1.41	0.87	0.54
昭和32年										
1月	90,450,000	84,175	173,052	87,261	85,791	1,616	0.93	1.91	0.96	0.95
2月	90,530,000	66,520	140,741	73,281	67,460	940	0.73	1.55	0.81	0.74
3月	90,600,000	66,706	141,717	75,653	66,064	642	0.74	1.56	0.83	0.73
4月	90,670,000	76,918	136,981	60,934	76,047	871	0.85	1.51	0.67	0.84
5月	90,740,000	66,623	125,175	56,956	68,219	1,596	0.73	1.38	0.63	0.75
6月	90,810,000	60,485	116,051	54,150	61,901	1,416	0.67	1.28	0.60	0.68
7月	90,870,000	67,911	126,598	56,279	70,319	2,408	0.75	1.39	0.62	0.77
8月	90,940,000	75,466	127,918	52,181	75,737	271	0.83	1.40	0.57	0.83
9月	91,020,000	70,045	120,220	51,028	69,192	853	0.77	1.32	0.56	0.76
10月	91,090,000	63,193	120,646	57,220	63,426	233	0.69	1.32	0.63	0.70
11月	91,150,000	56,449	121,890	61,992	59,898	3,449	0.62	1.34	0.68	0.66
12月	91,200,000	56,156	127,517	69,496	58,021	1,865	0.62	1.40	0.76	0.64
昭和33年										
1月	91,260,000	105,093	176,202	71,625	104,577	516	1.15	1.93	0.78	1.15
2月	91,370,000	81,011	144,302	62,133	82,169	1,158	0.89	1.58	0.68	0.90
3月	91,450,000	83,836	148,524	67,029	81,495	2,341	0.92	1.62	0.73	0.89
4月	91,530,000	85,381	141,772	59,483	82,289	3,092	0.93	1.55	0.65	0.90
5月	91,620,000	74,153	128,894	53,614	75,280	1,127	0.81	1.41	0.58	0.82
6月	91,690,000	69,611	121,100	48,594	72,506	2,895	0.76	1.32	0.53	0.79
7月	91,760,000	79,960	131,135	48,991	82,144	2,184	0.87	1.42	0.53	0.89
8月	91,840,000									

備考 総理府統計局「人口推計月報」による。

人口は、昭和25—32年の各年分は10月1日現在のもの(昭和25、30年は国勢調査人口)、各月分は昭和30年10月1日国勢調査人口を基礎にして、その後毎月の増加人口を累加して推計したもので、毎月1日現在の増加人口すなわち自然増加および社会増加(入国者数—出国者数)の各年分は1月—12月の計で、出生、死亡数には届出のあつた外国人の事実も含む。

増加割合は、実数にもとづいて各年分は上記暦年の動態数を10月1日総人口にて除し、各月分は毎月の動態数をそれぞれの月央人口にて除したものである。

なお、出生、死亡は昭和30、31年は確定数、32、33年分は概数となつている。

I 人口に関する主要指標

(b) 労働力関係

(単位千人)

年月	14歳以下人口	労働力人口					増加数			雇用指数 (昭30=100.0)	
		総数	就業者			完全失業者	14歳以下人口	労働力総数	就業者総数	鉱業	製造業
			総数	農林業	非農林業						
昭和25年	55,240	36,160	35,720	17,410	18,310	440	1,020	440	500	—	—
26年	56,260	36,600	36,220	16,170	20,050	390	1,180	1,150	1,070	126.4	85.4
27年	57,440	37,750	37,290	16,370	20,920	470	1,050	2,180	2,190	129.3	87.9
28年	58,490	39,930	39,480	17,190	22,290	450	1,200	640	500	116.9	92.0
29年	59,690	40,570	39,980	16,790	23,190	590	1,320	1,420	1,330	103.5	97.1
30年	61,010	41,990	41,310	17,180	24,130	680	1,400	750	790	100.0	100.0
31年	62,410	42,740	42,100	16,750	25,360	640	1,280	970	1,090	104.6	109.5
32年	63,690	43,710	43,190	16,330	26,360	530	—	—	—	110.1	122.3
昭和30年											
10月	61,390	44,140	43,420	19,120	24,300	720	120	-910	-660	100.7	101.5
11月	61,510	43,330	42,760	17,590	25,170	580	100	-1,620	-1,630	101.3	101.9
12月	61,610	41,710	41,130	15,150	25,980	580	200	-2,340	-2,440	102.0	102.3
昭和31年											
1月	61,810	39,370	38,690	13,510	25,190	680	130	50	-20	102.5	102.4
2月	61,940	39,420	38,670	13,420	25,250	750	130	2,320	2,010	102.7	102.8
3月	62,070	41,740	40,680	15,370	25,310	1,060	110	1,210	1,570	102.7	104.5
4月	62,180	42,930	42,250	16,940	25,320	700	80	1,480	1,570	103.3	108.6
5月	62,260	44,430	43,820	18,890	24,930	620	90	360	400	103.8	109.0
6月	62,350	44,790	44,220	19,650	24,570	570	100	-690	-680	104.1	109.9
7月	62,450	44,100	43,540	18,450	25,090	560	120	-890	-900	104.6	110.8
8月	62,570	43,210	42,640	17,630	25,020	570	100	-240	-230	105.1	111.5
9月	62,670	42,970	42,410	17,270	25,140	550	110	1,230	1,280	105.6	112.6
10月	62,780	44,200	43,690	18,500	25,200	500	100	-630	-650	106.1	113.3
11月	62,880	43,570	43,040	16,980	26,060	530	60	-1,420	-1,450	106.9	113.9
12月	62,940	42,150	41,590	14,380	27,210	560	150	-1,430	-1,440	107.4	114.5
昭和32年											
1月	63,090	40,720	40,150	13,230	26,930	570	120	370	340	107.8	114.9
2月	63,210	41,090	40,490	13,570	26,910	610	130	1,850	1,630	108.3	115.9
3月	63,340	42,940	42,120	14,760	27,370	820	110	800	1,030	108.9	118.4
4月	63,450	43,740	43,150	16,170	26,990	580	90	810	940	109.7	124.4
5月	63,540	44,550	44,090	17,780	26,310	460	80	470	480	110.2	124.9
6月	63,620	45,020	44,570	18,790	25,770	460	100	-120	-140	110.8	125.5
7月	63,720	44,900	44,430	17,840	26,590	480	120	-540	-560	110.8	125.4
8月	63,840	44,360	43,870	17,090	26,770	490	110	-250	-240	110.7	124.8
9月	63,950	44,110	43,630	16,530	27,110	480	120	1,200	1,180	110.8	124.3
10月	64,070	45,310	44,810	18,140	26,670	500	120	-550	-480	110.7	123.5
11月	64,190	44,760	44,330	17,270	27,060	430	80	-1,720	-1,710	111.4	122.9
12月	64,270	43,040	42,620	14,830	27,790	430	160	-2,020	-2,130	111.4	122.3
昭和33年											
1月	64,430	41,020	40,490	12,960	27,530	530	160	200	160	111.2	121.4
2月	64,590	41,220	40,650	13,190	27,460	570	140	2,020	1,730	110.4	120.5
3月	64,730	43,240	42,380	14,630	27,750	850	130	570	880	109.8	121.5
4月	64,860	43,810	43,260	15,230	28,030	550	100	1,880	1,920	108.9	124.7
5月	64,960	45,690	45,180	17,690	27,490	510	90	190	100	108.6	124.0
6月	65,050	45,880	45,280	18,250	27,040	590	90	-810	-780	109.3	123.5
7月	65,140	45,070	44,500	17,170	27,320	570	100	-740	-750	109.2	123.2
8月	65,240	44,330	43,750	16,360	27,380	580	120	60	120	108.7	122.7
9月	65,360	44,390	43,870	16,100	27,770	530					

備考 労働力人口に関するものは、総理府統計局「労働力調査報告」による。調査は毎月末日に終る1週間の事実についてのもので、昭和25—32年の各年分は年平均の数値で、増加数もその差増である。就業者には休業中のものも含んでいる。

雇用指数は、労働大臣官房労働統計調査部「労働統計調査月報」による毎月勤労統計調査の月初および月末常用労働者数により算定したもの。

Ⅱ 最近の人口動態

第1表 年次別人口動態(昭和22年—32年)

年次	出生	死亡	自然増加	死産	乳児死亡	新生児死亡	婚姻	離婚
	実 数							
昭和22	2,678,792	1,138,238	1,540,554	123,837	205,360	83,047	934,170	79,551
23	2,681,624	950,610	1,731,014	143,963	165,406	72,907	953,999	79,032
24	2,696,638	945,444	1,751,194	192,677	168,467	71,485	842,170	82,575
25	2,337,507	904,876	1,432,631	216,974	140,515	64,142	715,081	83,689
26	2,137,689	838,998	1,298,691	217,231	122,869	58,686	671,905	82,331
27	2,005,162	765,068	1,240,094	203,824	99,114	51,015	676,995	79,021
28	1,868,040	772,547	1,095,493	193,274	91,424	47,580	682,077	75,255
29	1,769,580	721,491	1,048,089	187,119	78,944	42,726	697,809	76,759
30	1,730,692	693,523	1,037,169	183,265	68,801	38,646	714,861	75,267
31	1,665,278	724,460	940,818	179,007	67,691	38,232	715,934	72,040
32	1,563,399	752,069	811,330	176,275	62,664	33,334	773,368	71,316
	率 (%)							
昭和22	34.30	14.57	19.73	44.2	76.7	31.0	11.96	1.02
23	33.52	11.88	21.64	50.9	61.7	27.2	11.92	0.99
24	32.97	11.56	21.42	66.7	62.5	26.5	10.30	1.01
25	28.10	10.88	17.22	84.9	60.1	27.4	8.59	1.01
26	25.29	9.92	15.36	92.2	57.5	27.5	7.95	0.97
27	23.37	8.92	14.45	92.3	49.4	25.4	7.89	0.92
28	21.48	8.88	12.59	93.8	48.9	25.5	7.84	0.87
29	20.05	8.18	11.88	95.6	44.6	24.1	7.91	0.87
30	19.39	7.77	11.62	95.8	39.8	22.4	8.01	0.84
31	18.45	8.03	10.42	97.1	40.6	23.0	7.93	0.80
32	17.16	8.26	8.91	101.3	40.1	21.6	8.49	0.78

備考 厚生省大臣官房統計調査部「人口動態統計」の年報による。ただし、32年は概数の年計分。死産率は出生、乳児および新生児死亡率は出生、その他は人口1,000についての率。なお、分母人口は一部改訂されているので、最新の「人口推計月報」によるものにおきかえてある。

第2表 月別人口動態(昭和32年1月—33年8月)

月次	出生	死亡	自然増加	死産	乳児死亡	新生児死亡	婚姻	離婚
昭和32年								
1月	171,521	86,750	84,771	15,769	8,447	4,446	54,126	5,299
2月	139,337	72,889	66,448	15,053	7,508	4,044	62,750	5,969
3月	140,375	75,217	65,158	16,234	8,220	4,287	70,181	6,673
4月	135,762	60,552	75,210	14,706	5,871	2,902	83,172	6,488
5月	124,002	56,638	67,364	13,996	4,626	2,395	87,328	6,663
6月	114,935	53,795	61,140	12,592	4,036	2,077	57,885	5,345
7月	125,404	55,982	69,422	14,206	3,846	2,181	51,110	5,596
8月	126,666	51,878	74,788	15,246	3,129	1,938	40,884	5,553
9月	119,062	50,738	68,324	14,697	2,952	1,778	42,662	5,952
10月	119,400	56,884	62,516	14,863	3,729	2,157	57,872	6,238
11月	120,659	61,659	59,000	13,975	4,335	2,380	73,499	5,459
12月	126,276	69,037	57,189	14,928	5,965	3,249	91,899	6,081
年計	1,563,399	752,069	811,330	176,275	62,664	33,834	773,368	71,316
昭和33年								
1月	174,703	71,201	103,502	16,355	7,582	4,140	64,616	5,464
2月	142,955	61,775	81,180	15,210	6,517	3,556	70,124	6,330
3月	147,172	66,625	80,547	16,304	6,526	3,498	79,624	6,925
4月	140,584	59,117	81,467	14,689	5,648	2,992	87,384	6,450
5月	127,735	53,280	74,455	14,701	4,194	2,319	89,657	6,458
6月	119,969	48,303	71,666	13,788	3,667	2,039	63,504	5,670
7月	129,988	49,683	81,305	15,534	3,328	2,043	53,511	5,990
8月	129,837	49,429	80,408	15,860	2,875	1,925	42,170	5,715
年計(推計)	1,618,591	682,568	936,023	181,313	56,479	31,828	823,867	72,898
率(%)	17.64	7.44	10.20	100.7	34.9	19.7	8.98	0.79

備考 厚生省大臣官房統計調査部「人口動態統計毎月概数」の各月分による。昭和33年の年計は、1—8月の概数にもとづき昭和31、32年の季節変動によつて1カ年に換算推計したもの。その率算出に用いた分母は、死産は年計(推計)出生(出生+死産)、乳児死亡および新生児死亡は年計(推計)出生で、その他は「人口推計月報」による年央人口、それぞれ1,000についてのもの。

Ⅲ 国際人口統計 (2)

第1表 主要国別乳児死亡率(1920年—56年)

(出生1,000について)

年次	イギリス	フランス	2) ドイツ	4) イタリア	スペイン	ポルトガル	ベルギー	9) オランダ	10) デンマーク	12) ノールウェー	スウェーデン
1920—24	79.2	97.1	3) 127.2	5) 128.8	6) 148.2	152.8	108.2	74.4	3) 82.4	53.3	61.4
1925—29	73.3	91.4	98.1	122.2	6) 127.8	142.2	101.3	57.9	82.2	50.4	57.7
1930—34	65.5	80.1	77.8	105.6	7) 118.0	144.7	91.6	46.7	73.1	45.2	51.9
1934	61.4	74.4	66.0	98.7	118.5	144.0	82.5	42.6	64.4	39.3	47.2
1935	60.4	73.7	68.6	101.2	115.3	148.7	84.6	40.0	71.0	44.2	45.9
1936	62.1	72.2	66.2	100.4	114.0	139.7	86.1	38.9	67.3	42.0	43.4
1937	61.1	70.4	64.4	108.8	134.8	151.4	82.8	38.1	66.1	42.0	45.2
1938	55.5	70.6	59.8	106.3	124.2	137.2	81.3	36.5	58.7	37.3	42.5
1939	53.6	1) 68.4	72.3	97.0	140.3	119.9	82.4	33.7	58.1	37.2	39.5
1940	61.0	1) 95.3	64.1	102.7	113.7	126.1	8) 93.2	39.1	50.2	38.7	39.2
1941	63.3	1) 77.5	...	115.2	148.6	150.8	8) 91.6	43.6	55.0	43.0	37.0
1942	52.9	1) 74.8	...	112.4	108.5	131.4	8) 83.9	39.5	47.0	35.9	29.3
1943	51.9	1) 79.5	...	115.1	104.4	132.6	8) 74.5	40.1	44.8	35.4	28.9
1944	47.6	1) 81.3	...	103.2	98.1	122.2	82.6	46.3	47.7	36.7	31.1
1945	48.8	112.7	...	103.1	90.1	114.9	99.6	79.7	48.3	36.4	29.9
1946	42.7	71.9	90.2	86.7	92.4	119.4	74.8	38.7	11) 45.8	34.6	26.5
1947	43.7	70.6	83.8	84.2	76.1	107.3	68.7	33.5	11) 40.4	34.6	25.4
1948	36.0	55.9	68.1	72.1	70.0	100.2	59.1	29.3	11) 35.3	29.6	23.2
1949	34.1	60.2	58.7	73.9	74.6	114.5	57.2	26.8	34.5	27.7	23.3
1950	31.4	52.0	55.6	63.8	69.8	94.1	53.4	25.2	30.7	28.2	21.0
1951	31.1	50.8	53.4	66.5	68.2	89.1	50.0	25.1	28.9	25.7	21.6
1952	28.8	45.2	48.3	63.4	60.8	94.3	44.8	22.5	28.9	23.7	20.0
1953	27.6	41.9	46.4	58.4	58.9	95.5	41.9	22.1	27.2	22.0	18.7
1954	26.3	40.7	42.9	53.0	54.2	85.5	41.4	21.1	26.9	21.4	18.7
1955	25.9	38.6	41.7	50.9	p 56.3	90.2	40.7	20.1	25.2	20.6	17.4
1956	p 24.5	p 36.3	38.6	p 48.4	51.7	87.8	p 45.7	19.0	24.9	...	p 17.0

年次	スイス	オーストリア	13) アメリカ	15) カナダ	* メキシコ	アルゼンチン	*17) チリ	18) インド	19) ビルマ	*20) オーストラリア	*21) ニューゼaland
1920—24	70.3	5) 141.6	14) 76.7	104.7	5) 225.9	...	266.4	3) 184.2	184.6	61.0	44.9
1925—29	55.5	120.0	14) 69.0	94.3	194.3	...	233.2	175.3	204.9	53.2	37.8
1930—34	49.0	100.2	14) 60.4	79.8	135.1	...	244.0	176.2	198.2	42.9	32.4
1934	45.7	91.6	60.1	71.7	130.3	96.6	261.9	185.4	219.4	43.6	32.1
1935	47.9	98.7	55.7	71.0	125.7	105.6	250.9	162.8	186.0	39.8	32.3
1936	46.5	93.1	57.1	66.1	130.8	95.7	252.2	161.0	195.3	41.2	31.0
1937	46.7	91.9	54.4	75.8	130.8	94.8	240.7	161.7	203.0	38.1	31.2
1938	42.8	80.1	51.0	63.3	128.0	16) 105.3	235.7	167.1	222.6	38.3	35.6
1939	42.6	73.1	48.0	60.7	122.6	16) 91.7	224.6	155.6	203.8	38.2	31.1
1940	46.2	74.2	47.0	56.4	125.7	16) 90.2	217.2	159.8	...	38.4	30.2
1941	41.1	69.8	45.3	59.7	123.0	16) 84.8	200.2	158.0	...	39.7	29.8
1942	38.3	73.5	40.4	53.8	118.2	16) 86.1	194.7	162.6	...	39.5	28.7
1943	39.8	79.0	40.4	53.7	117.2	16) 79.8	194.0	164.6	...	36.3	31.4
1944	42.2	87.8	39.8	54.7	113.5	80.7	180.8	169.3	...	31.3	30.1
1945	40.7	161.7	33.3	51.3	107.9	82.1	184.1	150.9	...	29.4	28.0
1946	39.2	81.4	33.8	47.6	110.6	74.0	137.2	136.4	...	29.0	26.1
1947	39.3	78.3	32.2	46.1	p 95.0	77.7	145.1	145.6	282.7	28.5	25.0
1948	35.9	76.2	32.0	44.4	101.7	69.5	147.0	130.1	260.1	27.8	21.9
1949	34.3	75.2	31.3	43.4	106.4	67.0	155.2	122.8	331.5	25.3	23.8
1950	31.2	66.1	29.2	41.5	96.2	68.2	139.4	127.1	...	24.5	22.7
1951	30.1	61.3	28.4	38.5	98.8	67.4	135.5	124.3	252.8	25.2	22.8
1952	29.1	51.9	28.4	38.2	89.8	64.9	129.2	115.9	239.2	23.8	21.8
1953	29.8	49.9	27.8	35.6	95.2	p 63.6	112.4	117.8	230.6	23.3	20.1
1954	27.2	48.3	26.6	31.9	80.5	p 60.1	125.1	109.4	198.6	22.5	20.0
1955	26.5	45.6	26.4	31.3	83.3	p 62.0	p 120.8	99.9	177.6	22.0	20.1
1956	25.8	43.3	p 26.0	31.9	...	p 58.5	112.3	...	166.8	21.7	19.4

第2表 主要国別婚姻率 (1920年—56年)

(人口1,000について)

年次	イギリス	24) フランス	2) ドイツ	4) イタリー	スペイン	ポルト ガル	ベルギー	9) オランダ	10) デンマ ーク	25) ノール ウェー
1920—24	8.2	11.0	10.9	9.4	7.6	8.1	11.5	8.6	3) 8.0	6.5
1925—29	7.5	8.3	8.5	7.4	7.2	6.9	9.2	7.6	7.6	5.9
1930—34	7.8	7.7	9.1	7.0	6.7	6.6	8.0	7.3	8.5	6.4
1934	8.3	7.2	11.1	7.4	6.0	6.6	7.6	7.3	9.5	6.7
1935	8.5	6.9	9.7	6.7	6.1	6.8	7.6	7.2	9.3	7.1
1936	8.5	6.8	9.1	7.4	5.6	6.4	7.8	7.5	9.3	7.7
1937	8.6	6.7	9.1	8.7	5.7	6.3	7.6	7.7	9.1	8.2
1938	8.6	6.7	9.4	7.5	4.5	6.5	7.4	7.7	8.9	8.3
1939	10.4	6.3	11.2	7.3	5.6	6.4	6.5	9.2	9.4	8.8
1940	11.1	4.4	9.8	7.1	8.4	6.0	8)	4.3	7.6	9.4
1941	9.3	5.8	7.2	6.1	7.3	7.1	8)	6.4	7.3	8.9
1942	8.9	6.9	7.4	6.4	7.1	7.5	8)	7.5	9.7	...
1943	7.1	5.7	7.3	4.8	6.6	7.3	8)	6.3	7.2	7.9
1944	7.1	5.4	...	4.8	7.1	7.4	...	5.5	5.5	9.4
1945	9.3	10.1	...	6.9	7.2	7.6	10.0	7.8	9.0	7.6
1946	9.0	12.8	8.8	9.2	7.5	7.7	10.9	11.4	9.3	9.5
1947	9.2	10.5	10.0	9.6	8.3	8.2	9.9	10.2	9.6	9.5
1948	22) 9.0	9.0	10.8	8.4	7.8	7.8	9.3	9.0	9.4	9.2
1949	22) 8.5	8.2	10.2	7.8	7.1	7.8	8.5	8.3	5.9	8.5
1950	23) 5.1	7.9	10.8	7.7	7.5	7.8	8.3	8.2	9.1	8.3
1951	8.2	7.6	10.4	7.0	7.5	7.9	8.1	8.8	8.5	8.2
1952	7.9	7.4	9.5	7.1	7.7	7.8	7.7	8.4	8.2	8.3
1953	7.8	7.2	9.0	7.2	7.6	7.8	7.7	8.2	8.1	8.0
1954	7.7	7.3	8.8	7.5	8.0	8.0	7.7	8.3	7.9	8.0
1955	8.1	7.2	8.8	7.6	8.1	8.3	7.8	8.3	7.9	7.6
1956	7.9	p 6.7	9.1	7.5	8.8	7.5	7.7	8.5	7.7	p 7.2

年次	スウェー デン	スイス	オー スト リア	26) アメリ カ	カナダ	* メキシ コ	アルゼ ンチン	* チリー	*20) オー スト ラリア	*21) ニュ ー ジ ー ラ ン ド
1920—24	6.5	8.0	10.8	10.9	7.8	5) 3.9	27) 6.8	6.6	8.4	8.4
1925—29	6.5	7.4	7.5	10.1	7.3	4.7	27) 7.1	8.6	7.8	7.8
1930—34	7.1	7.8	7.0	8.9	6.4	6.0	27) 6.3	7.0	6.8	7.2
1934	7.7	7.8	6.5	10.3	6.8	6.7	6.3	6.6	7.7	7.6
1935	8.2	7.3	6.8	10.4	7.1	6.6	6.6	7.1	8.4	8.2
1936	8.5	7.1	6.9	10.7	7.4	6.5	6.6	7.3	8.7	9.3
1937	8.9	7.3	6.9	11.3	8.0	6.9	6.8	8.0	8.7	9.6
1938	9.2	7.4	13.3	10.3	7.9	6.9	6.5	7.8	9.0	10.1
1939	9.7	7.5	17.6	10.7	9.2	6.9	6.8	9.1	9.2	11.1
1940	9.3	7.7	11.7	12.1	10.9	7.9	6.5	8.5	11.1	11.3
1941	9.1	8.5	8.4	12.7	10.6	6.3	6.8	8.4	10.6	8.7
1942	9.9	8.6	7.7	13.2	10.9	8.5	7.1	8.5	12.0	7.9
1943	9.7	8.3	7.1	11.8	9.4	7.6	7.4	8.3	9.4	7.5
1944	9.9	8.0	6.0	11.0	8.5	6.9	7.9	8.2	9.3	8.4
1945	9.7	8.1	4.6	12.2	9.0	6.8	8.0	7.9	8.5	10.2
1946	9.5	8.7	9.0	16.4	10.9	6.0	8.0	7.5	10.6	12.4
1947	8.8	8.7	10.9	13.9	10.1	5.8	8.7	7.9	10.1	10.9
1948	8.4	8.6	10.3	12.4	9.6	6.4	8.6	7.9	9.7	10.0
1949	7.9	8.0	9.9	10.6	9.2	6.6	8.4	7.8	9.2	9.5
1950	7.7	7.9	9.3	11.0	9.1	6.9	8.3	7.6	9.2	9.2
1951	7.7	7.9	9.1	10.4	9.2	6.7	8.1	7.5	9.2	8.9
1952	7.5	7.8	8.3	9.9	8.9	6.9	7.6	7.7	8.6	...
1953	7.4	7.7	7.8	p 9.8	8.8	6.5	p 7.8	8.4	8.0	...
1954	7.3	7.8	7.8	p 9.2	8.4	7.1	p 7.5	8.3	7.9	...
1955	7.2	8.0	8.1	p 9.3	8.2	7.1	p 7.3	8.7	7.8	...
1956	p 7.1	8.0	8.2	p 9.4	8.3	...	p 7.3	p 8.3	7.6	...

備考 (第1表, 第2表)

p 暫定率。 * 事件発生の年次によらず、登記の年次によるもの。

- 1) 1939—42年は87 コミュニオン, 1943, 44年は86 コミュニオンのみ。
- 2) 1943年以前は1937年の境域, 1946年以後は西ドイツのもの。1957年1月1日に編入されたザールを含む。ただし, 1948年以前は1949年にオランダに移譲したエルテンおよびチューデルンの諸村を含む。
- 3) 1921—24年。
- 4) 1943年以前は1938年の境域, 1946年以後は1954年10月自治権を得た旧トリエスト自由領の部分を含む現在の境域。
- 5) 1922—24年。
- 6) 出生後24時間以内に死亡した乳児を含まない。
- 7) 1932—34年。
- 8) ベルギーの行政権の及ばない41のコミュニオンを含まない。
- 9) オランダ人口登録に登録されていれば, 国外にあるオランダ住民に起きた乳児死亡をも含む。婚姻は, 1年以内に登録していれば国外におけるものを含む。1948年以前は, 1949年にドイツから得たエルテン, チューデルンの諸村を含まない。
- 10) ファロー諸島およびグリーンランドを除く。
- 11) 許可なくデンマークに居住する外国市民(1945年に約200,000, 1948年末約2,500)に関するものを除く。
- 12) 国外に一時的に滞在するノールウェー人を含む。
- 13) 1951年以降, 比率は50%サンプルから推計された出生にもとづいて算出。
- 14) 出生登録制施行の州のみ, その州は1932年までに全人口の95%をおおう。
- 15) 1947年以前はユーコン, 北西部地域およびニューファウンドランドを含まない。また, アメリカ合衆国に一時滞在のカナダ人の乳児死亡を含み, カナダに一時滞在のアメリカ人の乳児死亡を含まない。
- 16) 1938, 39年はサンタフェ州を除き, 1940, 41年はサンタフェおよびコリエンテス州, 1942, 43年はコリエンテス州を除く。
- 17) 比率は登録洩れに対する補正を行つた出生について算出。1948—50年の資料は1952年センサス人口と1948—52年の死亡統計とにもとづいて推定。1951年以降は発生の時期による出生をとるが, 1951年に対しては8.8%, 1952, および53, 54年に対しては5%の登録洩れ補正を含む。
- 18) 1946年までは, 旧イギリス領(ビルマを除く旧インドの約75%に当る)の登録地域。ただし, 1946年は東ベンガルを除く。1947年以降はインド共和国の登録地域による。1947—50年の地域はアジュメール, アンドラ, アツサム, ビハール, ボムベイ, コールグ, デリー, マドヤ・プラデシュ, マドラス, オリッサ, バンジャブ, ウタール・プラデシュ, 西ベンガルからなる。1951年以降はアツサムにかわりマイソールが入る。1953年にはアジュメールが除かれ, 1955年にはビハール, マドヤ・プラデシュ, オリッサが除かれた。
- 19) 1939年までは, 1931年センサスにおいて全人口の82.5%を含む登録地域のみ。1948年以降は約200万の人口をもつ若干の町(1951年は60, 1952, 54年62, 1953年59, 1955年61, 1956年74)についてののみ。
- 20) 純血種の実住民(1947年6月推計46,638)を除く。
- 21) ヨーロッパ人についてのもの。
- 22) 分母人口に, 国外の軍隊および航海中の商船乗組員を含む。
- 23) 分母人口に, 航海中の商船乗組員を含む。
- 24) 各地に駐留するフランス軍隊による婚姻を含む。率算定の基礎人口は地域内の外国軍隊および国外にある職業軍人を除く。ただし, ドイツおよびオーストリアにおいて占領任務にしたがうものは含む。
- 25) 夫がノールウェーに住居を定めた婚姻をとる。
- 26) 若干の地域の実際の婚姻数と他の地域の結婚許可証発給数とにもとづく推定。
- 27) 国連統計部による算定ではない。

United Nations, Demographic Yearbook, 1952—57年版による。

第3表 主要国別，男女，年齢（5歳階級）別人口（1946—57年）

年齢階級	イングランド・ウェールズ 1956.6.30 e		北アイルランド 1956.6.30 e		スコットランド 1956.6.30 e		フランス 1956 e, 1) 2)	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
総数								
総数	44,667,000	100.00	1,376,600	100.00	5,144,578	100.00	43,647,649	100.00
0—4	3,291,000	7.37	136,700	9.79	434,971	8.45	3,892,406	8.92
5—9	3,682,000	8.24	136,700	9.79	461,063	8.96	3,670,248	8.41
10—14	3,192,000	7.15	126,500	9.06	392,631	7.63	3,076,891	7.05
15—19	2,755,000	6.17	112,500	8.06	360,765	7.01	2,709,507	6.21
20—24	2,755,000	6.17	99,500	7.12	342,532	6.66	3,061,652	7.01
25—29	2,961,000	6.63	91,500	6.55	358,816	6.97	3,203,330	7.34
30—34	3,228,000	7.23	91,200	6.53	360,561	7.01	3,192,643	7.31
35—39	3,077,000	6.89	85,300	6.11	335,296	6.52	2,454,152	5.62
40—44	3,258,000	7.29	89,300	6.39	355,014	6.90	2,465,072	5.65
45—49	3,296,000	7.38	85,700	6.14	357,349	6.95	2,957,805	6.78
50—54	3,096,000	6.93	77,100	5.52	332,678	6.47	2,934,813	6.72
55—59	2,661,000	5.96	71,700	5.13	289,843	5.63	2,647,264	6.07
60—64	2,242,000	5.02	56,900	4.07	236,573	4.60	2,137,311	4.90
65—69	1,883,000	4.22	47,500	3.40	193,152	3.75	1,817,859	4.16
70—74	1,485,000	3.32	38,100	2.73	152,407	2.96	1,489,471	3.41
75—79	1,017,000	2.28	28,500	2.04	103,430	2.01	1,050,593	2.41
80≤	788,000	1.76	21,900	1.57	77,497	1.51	886,632	2.03
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
男								
総数	21,517,000	48.17	680,900	48.75	2,462,695	47.87	21,065,931	48.26
0—4	1,687,000	3.78	70,400	5.04	222,344	4.32	1,983,670	4.54
5—9	1,883,000	4.22	69,900	5.01	236,176	4.59	1,867,808	4.28
10—14	1,633,000	3.66	64,600	4.63	199,762	3.88	1,568,720	3.59
15—19	1,366,000	3.06	58,900	4.22	174,222	3.39	1,372,249	3.14
20—24	1,366,000	3.06	49,500	3.54	161,807	3.15	1,566,775	3.59
25—29	1,482,000	3.32	43,100	3.09	176,774	3.44	1,631,994	3.74
30—34	1,607,000	3.60	43,400	3.11	177,461	3.45	1,602,054	3.67
35—39	1,516,000	3.39	41,500	2.97	161,946	3.15	1,220,939	2.80
40—44	1,603,000	3.59	42,900	3.07	171,190	3.33	1,218,284	2.79
45—49	1,626,000	3.64	41,300	2.96	173,780	3.38	1,460,728	3.35
50—54	1,503,000	3.36	36,800	2.63	159,384	3.10	1,443,011	3.31
55—59	1,225,000	2.74	33,500	2.40	131,407	2.55	1,256,451	2.88
60—64	975,000	2.18	26,000	1.86	101,923	1.98	878,623	2.01
65—69	790,000	1.77	20,700	1.48	80,574	1.57	728,508	1.67
70—74	596,000	1.33	16,800	1.20	62,475	1.21	572,843	1.31
75—79	386,000	0.86	12,300	0.88	42,082	0.82	392,396	0.90
80≤	273,000	0.61	9,300	0.67	29,388	0.57	300,878	0.69
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
女								
総数	23,150,000	51.83	715,700	51.25	2,681,883	52.13	22,581,718	51.74
0—4	1,604,000	3.59	66,300	4.75	212,627	4.13	1,908,736	4.37
5—9	1,799,000	4.03	66,800	4.78	224,887	4.37	1,802,440	4.13
10—14	1,559,000	3.49	61,900	4.43	192,869	3.75	1,508,171	3.46
15—19	1,389,000	3.11	53,600	3.84	186,543	3.63	1,337,258	3.06
20—24	1,389,000	3.11	50,000	3.58	180,725	3.51	1,494,877	3.42
25—29	1,479,000	3.31	48,400	3.47	182,042	3.54	1,571,336	3.60
30—34	1,621,000	3.63	47,800	3.42	183,100	3.56	1,590,589	3.64
35—39	1,561,000	3.49	43,800	3.14	173,350	3.37	1,233,213	2.83
40—44	1,655,000	3.71	46,400	3.32	183,824	3.57	1,246,788	2.86
45—49	1,670,000	3.74	44,400	3.18	183,569	3.57	1,497,077	3.43
50—54	1,593,000	3.57	40,300	2.89	173,294	3.37	1,491,802	3.42
55—59	1,436,000	3.21	38,200	2.74	158,436	3.08	1,390,813	3.19
60—64	1,267,000	2.84	30,900	2.21	134,650	2.62	1,258,688	2.88
65—69	1,093,000	2.45	26,800	1.92	112,578	2.19	1,089,351	2.50
70—74	889,000	1.99	21,300	1.53	89,932	1.75	916,628	2.10
75—79	631,000	1.41	16,200	1.16	61,348	1.19	658,197	1.51
80≤	515,000	1.15	12,600	0.90	48,109	0.94	585,754	1.34
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—

第3表 (つづき)

年齢階級	西ドイツ e, j, 3), 4)		東ドイツ e, j		オランダ e, j		ベルギー e, j	
	1955		1956		1955		1955.7.1	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
	総数							
総数	51,032,725	100.00	16,587,037	100.00	10,750,842	100.00	8,868,475	100.00
0—4	3,760,853	7.37	1,200,396	7.24	1,110,185	10.33	699,591	7.89
5—9	3,423,239	6.71	1,093,140	6.62	1,185,946	11.03	690,553	7.79
10—14	3,802,003	7.45	1,073,587	6.50	918,479	8.54	542,698	6.12
15—19	4,497,152	8.81	1,475,757	8.90	817,649	7.61	571,268	6.44
20—24	3,666,288	7.18	1,201,194	7.24	789,870	7.35	622,399	7.02
25—29	3,729,225	7.31	1,025,307	6.18	766,959	7.13	652,930	7.36
30—34	3,691,012	7.23	937,675	5.65	773,162	7.19	692,077	7.80
35—39	2,536,838	4.97	797,233	4.81	675,325	6.25	468,637	5.25
40—44	3,720,806	7.29	937,161	5.65	669,900	6.23	620,682	7.00
45—49	3,943,446	7.73	1,237,379	7.46	636,803	5.92	641,162	7.23
50—54	3,714,684	7.28	1,273,888	7.72	579,280	5.39	631,727	7.12
55—59	3,078,569	6.03	1,189,326	7.17	502,322	4.67	556,724	6.26
60—64	2,421,792	4.75	985,429	5.94	423,728	3.94	455,292	5.13
65—69	1,962,812	3.85	829,820	5.00	342,132	3.18	374,157	4.22
70—74	1,479,465	2.90	619,663	3.74	256,211	2.40	299,040	3.37
75—79	989,128	1.94	693,932	4.18	173,265	1.61	201,122	2.27
80≦	615,313	1.21			127,626	1.19	148,416	1.67
不詳	—	—	145	0.00	—	—	—	—
	男							
総数	24,028,564	47.08	7,439,924	41.85	5,355,755	49.82	4,358,471	49.15
0—4	1,929,814	3.78	616,521	3.72	570,360	5.31	357,339	4.03
5—9	1,752,159	3.43	560,631	3.38	608,528	5.66	351,029	3.96
10—14	1,939,844	3.80	547,765	3.30	470,434	4.38	275,353	3.10
15—19	2,294,629	4.50	743,561	4.51	416,666	3.88	287,222	3.24
20—24	1,878,881	3.68	603,144	3.64	400,579	3.73	312,209	3.52
25—29	1,843,413	3.61	471,129	2.84	382,794	3.56	330,079	3.72
30—34	1,581,085	3.10	367,599	2.22	380,476	3.54	353,259	3.98
35—39	1,078,288	2.11	302,079	1.82	333,132	3.10	237,076	2.67
40—44	1,612,639	3.16	359,191	2.17	328,104	3.05	310,558	3.50
45—49	1,782,195	3.49	500,756	3.02	309,840	2.88	318,179	3.59
50—54	1,763,176	3.45	562,237	3.39	280,905	2.61	309,479	3.49
55—59	1,372,074	2.69	513,340	3.09	241,671	2.25	263,202	2.97
60—64	1,012,786	1.98	399,017	2.41	203,711	1.89	206,810	2.33
65—69	836,643	1.64	339,793	2.05	164,530	1.53	168,040	1.89
70—74	646,276	1.27	259,220	1.56	123,477	1.15	132,639	1.50
75—79	438,540	0.86	288,896	1.74	82,239	0.76	87,096	0.98
80≦	266,222	0.52			58,309	0.54	58,902	0.66
不詳	—	—	45	0.00	—	—	—	—
	女							
総数	27,004,161	52.92	9,147,113	55.15	5,395,087	50.18	4,510,004	50.85
0—4	1,831,089	3.59	583,875	3.52	539,825	5.02	342,252	3.86
5—9	1,671,080	3.27	537,509	3.24	577,418	5.37	339,524	3.82
10—14	1,862,259	3.65	530,822	3.20	448,045	4.17	267,345	3.01
15—19	2,202,523	4.32	727,196	4.38	400,983	3.73	284,046	3.20
20—24	1,787,457	3.50	593,050	3.61	389,291	3.62	310,190	3.50
25—29	1,885,812	3.70	554,178	3.34	384,165	3.57	322,851	3.64
30—34	2,109,927	4.13	570,076	3.44	392,686	3.65	338,818	3.82
35—39	1,458,550	2.86	495,159	2.99	342,193	3.18	231,561	2.61
40—44	2,108,167	4.13	577,970	3.48	341,796	3.18	310,124	3.50
45—49	2,161,251	4.24	736,623	4.44	326,963	3.04	322,983	3.64
50—54	1,951,508	3.82	717,651	4.33	298,375	2.78	322,248	3.63
55—59	1,706,495	3.34	675,986	4.08	260,651	2.42	293,522	3.31
60—64	1,409,006	2.76	586,412	3.54	220,017	2.05	248,482	2.80
65—69	1,126,169	2.21	490,027	2.95	177,602	1.65	206,117	2.32
70—74	833,189	1.63	360,443	2.17	134,734	1.25	166,401	1.88
75—79	550,638	1.08	405,036	2.44	91,026	0.85	114,026	1.29
80≦	349,091	0.68			69,317	0.64	89,514	1.01
不詳	—	—	100	0.00	—	—	—	—

第3表 (つづき)

年齢階級	デンマーク e, 5) 1956		ノールウェー e, j 1955.7.1		スウェーデン e, j 1956		フィンランド e, 6) 1956	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
総数								
総数	4,466,519	100.00	3,428,832	100.00	7,315,617	100.00	4,290,600	100.00
0—4	373,338	8.36	303,827	8.86	531,892	7.27	440,100	10.26
5—9	403,458	9.03	317,684	9.27	599,227	8.19	490,600	11.43
10—14	408,301	9.14	257,466	7.51	605,779	8.28	383,400	8.94
15—19	316,073	7.08	210,575	6.14	460,385	6.29	336,900	7.85
20—24	286,241	6.41	206,570	6.02	429,762	5.87	304,900	7.11
25—29	286,356	6.41	230,052	6.71	465,916	6.37	318,600	7.43
30—34	307,377	6.88	265,212	7.73	525,866	7.19	302,700	7.05
35—39	310,371	6.95	256,529	7.48	546,164	7.47	265,600	6.19
40—44	307,575	6.89	247,626	7.22	538,393	7.36	276,900	6.45
45—49	304,208	6.81	228,344	6.66	535,487	7.32	282,600	6.59
50—54	272,713	6.11	210,471	6.14	481,271	6.58	239,400	5.58
55—59	242,121	5.42	190,674	5.56	424,170	5.80	198,600	4.63
60—64	204,469	4.58	156,047	4.55	360,822	4.93	152,800	3.56
65—69	165,557	3.71	123,579	3.60	300,409	4.11	122,000	2.84
70—74	128,873	2.89	93,748	2.73	230,517	3.15	87,000	2.03
75—79	84,809	1.90	69,240	2.02	157,144	2.15	52,900	1.23
80≤	64,679	1.45	61,188	1.78	122,413	1.67	35,600	0.83
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
男								
総数	2,215,370	49.60	1,706,359	49.77	3,647,563	49.86	2,058,400	47.97
0—4	191,862	4.30	156,014	4.55	273,788	3.74	224,500	5.23
5—9	206,154	4.62	163,368	4.76	307,396	4.20	250,200	5.83
10—14	208,696	4.67	132,109	3.85	310,177	4.24	195,900	4.57
15—19	160,737	3.60	107,292	3.13	233,624	3.19	171,000	3.99
20—24	143,729	3.22	105,821	3.09	215,704	2.95	154,600	3.60
25—29	142,007	3.18	117,853	3.44	233,957	3.20	160,100	3.73
30—34	151,345	3.39	134,137	3.91	265,025	3.62	145,300	3.39
35—39	153,698	3.44	128,815	3.76	275,880	3.77	122,200	2.85
40—44	152,366	3.41	124,446	3.63	271,648	3.71	128,700	3.00
45—49	150,444	3.37	113,015	3.30	269,268	3.68	132,400	3.09
50—54	133,152	2.98	102,109	2.98	237,782	3.25	110,300	2.57
55—59	116,065	2.60	91,728	2.68	206,907	2.53	87,700	2.04
60—64	97,195	2.18	74,186	2.16	172,287	2.36	64,900	1.51
65—69	77,952	1.75	56,749	1.66	140,525	1.92	48,400	1.13
70—74	60,446	1.35	41,591	1.21	107,056	1.46	32,200	0.75
75—79	39,967	0.89	30,936	0.90	72,329	0.99	18,500	0.43
80≤	29,555	0.66	26,190	0.76	54,210	0.74	11,500	0.27
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
女								
総数	2,251,149	50.40	1,722,473	50.23	3,668,054	50.14	2,232,200	52.03
0—4	181,476	4.06	147,813	4.31	258,104	3.53	215,600	5.02
5—9	197,304	4.42	154,316	4.50	291,831	3.99	240,400	5.60
10—14	199,605	4.47	125,357	3.66	295,602	4.04	187,500	4.37
15—19	155,336	3.48	103,283	3.01	226,761	3.10	165,900	3.87
20—24	142,512	3.19	100,749	2.94	214,058	2.93	150,300	3.50
25—29	144,349	3.23	112,199	3.27	231,959	3.17	158,500	3.69
30—34	156,032	3.49	131,075	3.82	260,841	3.57	157,400	3.67
35—39	156,673	3.51	127,714	3.72	270,284	3.69	143,400	3.34
40—44	155,209	3.47	123,180	3.59	266,745	3.65	148,200	3.45
45—49	153,764	3.44	115,329	3.36	266,219	3.64	150,200	3.50
50—54	139,561	3.12	108,362	3.16	243,489	3.33	129,100	3.01
55—59	126,056	2.82	98,946	2.89	217,263	2.97	110,900	2.58
60—64	107,274	2.40	81,861	2.39	188,535	2.58	87,900	2.05
65—69	87,605	1.96	66,830	1.95	159,884	2.19	73,600	1.72
70—74	68,427	1.53	52,157	1.52	123,461	1.69	54,800	1.28
75—79	44,842	1.00	38,304	1.12	84,815	1.16	34,400	0.80
80≤	35,124	0.79	34,998	1.02	68,203	0.93	24,100	0.56
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—

第3表 (つづき)

年齢階級	アイルランド共和国		イタリ 7)		オーストリア e, j		ユーゴスラヴィア e	
	1951.4.8		1951.11.4		1956.7.1		1956.7.1	
	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合
総 数	2,960,593	100.00	47,158,738	100.00	6,982,500	100.00	17,886,000	100.00
0—4	312,832	10.57	4,332,250	9.19	497,600	7.13	2,118,372	11.84
5—9	281,043	9.49	3,870,628	8.21	514,200	7.36	1,832,877	10.53
10—14	260,935	8.81	4,210,191	8.93	510,300	7.31	1,427,384	7.98
15—19	241,182	8.15	4,004,822	8.49	541,900	7.76	1,683,062	9.41
20—24	202,172	6.83	4,031,502	8.55	433,600	6.21	1,780,379	9.95
25—29	198,421	6.70	3,898,087	8.27	477,400	6.84	1,643,124	9.19
30—34	191,566	6.47	2,816,537	5.97	507,200	7.26	1,305,372	7.30
35—39	200,916	6.79	3,390,532	7.19	370,100	5.30	794,652	4.44
40—44	180,326	6.09	3,344,334	7.09	450,000	6.44	967,136	5.41
45—49	160,915	5.44	2,865,436	6.08	520,900	7.46	1,048,991	5.86
50—54	162,986	5.51	2,499,384	5.30	519,500	7.44	896,960	5.01
55—59	128,848	4.35	2,124,103	4.50	464,800	6.66	752,227	4.21
60—64	122,060	4.12	1,876,287	3.98	376,000	5.38	517,326	2.89
65—69	107,548	3.63	1,531,836	3.25	304,300	4.36	435,327	2.43
70—74	100,116	3.38	1,120,693	2.38	234,800	3.36	313,241	1.75
75—79	64,555	2.18	731,616	1.55	154,300	2.21	185,835	1.04
80≦	44,172	1.49	510,500	1.08	105,600	1.51	133,735	0.75
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
男	1,506,597	50.89	22,961,249	48.69	3,249,900	46.54	8,712,270	48.71
0—4	160,231	5.41	2,218,969	4.71	254,200	3.64	1,088,162	6.08
5—9	143,490	4.85	1,979,688	4.20	263,000	3.77	961,835	5.38
10—14	132,726	4.48	2,138,669	4.54	259,500	3.72	728,346	4.07
15—19	125,742	4.25	2,012,430	4.27	275,400	3.94	854,674	4.78
20—24	105,380	3.56	2,013,437	4.27	220,100	3.15	905,205	5.06
25—29	99,595	3.36	1,886,490	4.00	238,800	3.42	811,984	4.54
30—34	96,441	3.26	1,343,973	2.85	219,500	3.14	589,821	3.30
35—39	102,278	3.45	1,636,113	3.47	157,700	2.26	359,817	2.01
40—44	94,006	3.18	1,632,321	3.46	197,000	2.82	446,068	2.49
45—49	82,374	2.78	1,389,630	2.95	233,800	3.35	511,410	2.86
50—54	82,922	2.80	1,172,498	2.49	242,000	3.47	437,356	2.45
55—59	65,028	2.20	944,794	2.00	210,100	3.01	346,748	1.94
60—64	61,346	2.07	834,695	1.77	157,800	2.26	226,519	1.27
65—69	54,145	1.83	688,433	1.46	124,800	1.79	181,215	1.01
70—74	49,121	1.66	515,378	1.09	94,600	1.35	130,684	0.73
75—79	31,642	1.07	333,646	0.71	61,100	0.88	76,668	0.43
80≦	20,130	0.68	220,085	0.47	40,500	0.58	55,758	0.31
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
女	1,453,996	49.11	24,197,489	51.31	3,732,600	53.46	9,173,730	51.29
0—4	152,601	5.15	2,113,281	4.48	243,400	3.49	1,030,210	5.76
5—9	137,553	4.65	1,890,940	4.01	251,200	3.60	921,042	5.15
10—14	128,209	4.33	2,071,522	4.39	250,800	3.59	699,038	3.91
15—19	115,440	3.90	1,992,392	4.22	266,500	3.82	828,388	4.63
20—24	96,792	3.27	2,018,065	4.28	213,500	3.06	975,174	4.89
25—29	98,826	3.34	2,011,597	4.27	238,600	3.42	931,140	4.65
30—34	95,125	3.21	1,472,564	3.12	287,700	4.12	715,551	4.00
35—39	98,638	3.33	1,754,419	3.72	212,400	3.04	434,835	2.43
40—44	86,320	2.92	1,712,013	3.63	253,900	3.62	521,068	2.91
45—49	78,541	2.65	1,475,806	3.13	287,100	4.11	537,581	3.01
50—54	80,064	2.70	1,326,886	2.81	277,500	3.97	459,604	2.57
55—59	63,820	2.16	1,179,309	2.50	254,700	3.65	405,479	2.27
60—64	60,714	2.05	1,041,592	2.21	218,200	3.12	290,807	1.63
65—69	53,403	1.80	843,403	1.79	179,500	2.57	254,112	1.42
70—74	50,995	1.72	605,315	1.28	140,200	2.01	182,557	1.02
75—79	32,913	1.11	397,970	0.84	93,200	1.33	109,167	0.61
80≦	24,042	0.81	290,415	0.62	65,100	0.93	77,977	0.44
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—

第 3 表 (つづき)

年齢階級	ス イ ス e, j 1955. 7. 1		チエコスロヴァキア 8)		ギ リ シ ア e, 9)		ト ル コ D, 10)	
	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合
	総 数							
総 数	2,465,308	100.00	12,164,095	100.00	7,965,538	100.00	24,121,778	100.00
0—4	206,797	8.33	1,144,105	9.41	723,462	9.08	3,949,049	16.37
5—9	213,487	8.39	929,038	7.64	724,429	9.09	3,229,314	13.39
10—14	196,161	7.73	882,943	7.26	641,281	8.05	2,444,973	10.14
15—19	163,042	6.48	1,016,140	8.35	767,906	9.64	2,336,061	9.68
20—24	170,730	7.03	1,068,841	8.79	765,634	9.61	2,339,051	9.70
25—29	171,192	7.31	832,178	6.84	698,502	8.77	1,988,698	8.24
30—34	177,494	7.37	805,730	6.62	569,226	7.15	1,473,686	6.11
35—39	159,454	6.46	1,024,360	8.42	492,829	6.19	1,008,307	4.18
40—44	175,001	7.15	950,522	7.81	502,532	6.31	1,268,063	5.26
45—49	174,102	7.20	860,455	7.07	477,160	5.99	988,339	4.10
50—54	156,406	6.60	689,201	5.67	412,038	5.17	1,015,045	4.21
55—59	130,867	5.69	552,323	4.54	329,010	4.13	619,149	2.57
60—64	103,348	4.62	469,458	3.86	266,388	3.34	520,599	2.57
65—69	80,938	3.70	371,815	3.06	218,880	2.75	289,971	1.20
70—74	61,825	2.88	274,864	2.26	170,771	2.14	265,575	1.10
75—79	39,561	1.94	167,328	1.38	113,961	1.43	99,987	0.41
80≦	24,903	1.32	107,631	0.88	91,529	1.15	147,441	0.61
不 詳	—	—	17,163	0.14	—	—	38,465	0.16
	男							
総 数	4,977,158	48.33	5,909,732	48.58	3,888,541	48.82	12,248,404	50.78
0—4	404,485	4.15	581,778	4.78	375,845	4.72	2,040,431	8.46
5—9	417,585	4.29	471,031	3.87	372,044	4.67	1,666,050	6.91
10—14	384,963	3.94	446,457	3.67	329,779	4.14	1,332,644	5.52
15—19	322,402	3.28	511,967	4.21	389,252	4.89	1,252,725	5.19
20—24	349,951	3.43	525,009	4.32	376,687	4.73	1,218,489	5.05
25—29	363,595	3.44	410,437	3.37	336,170	4.22	965,563	4.00
30—34	366,948	3.57	393,184	3.23	269,953	3.39	752,181	3.12
35—39	321,692	3.20	505,103	4.15	233,430	2.93	487,636	2.02
40—44	355,673	3.52	466,473	3.83	240,344	3.02	649,385	2.69
45—49	358,324	3.50	414,411	3.41	231,950	2.91	517,311	2.14
50—54	328,513	3.14	316,349	2.60	199,519	2.50	492,835	2.04
55—59	283,248	2.63	249,010	2.05	154,282	1.94	313,088	1.30
60—64	229,931	2.08	208,675	1.72	119,327	1.50	227,650	0.94
65—69	184,166	1.63	164,672	1.35	95,691	1.20	125,333	0.52
70—74	143,378	1.24	120,136	0.99	74,668	0.94	96,137	0.40
75—79	96,510	0.79	73,440	0.60	50,209	0.63	40,655	0.17
80≦	65,794	0.50	43,594	0.36	39,391	0.49	51,593	0.21
不 詳	—	—	8,006	0.07	—	—	18,698	0.08
	女							
総 数	2,571,850	51.67	6,254,363	51.42	4,076,997	51.18	11,873,374	49.22
0—4	197,688	3.97	562,327	4.62	347,617	4.36	1,908,618	7.91
5—9	204,098	4.10	458,007	3.77	352,385	4.42	1,563,264	6.48
10—14	188,802	3.79	436,486	3.59	311,502	3.91	1,112,334	4.61
15—19	159,360	3.20	504,173	4.14	378,654	4.75	1,083,336	4.49
20—24	179,221	3.60	543,832	4.47	388,947	4.88	1,120,562	4.65
25—29	192,403	3.87	421,741	3.47	362,332	4.55	1,023,135	4.24
30—34	189,454	3.81	412,546	3.39	299,273	3.76	721,505	2.99
35—39	162,238	3.26	519,257	4.27	259,399	3.26	520,671	2.16
40—44	180,672	3.63	484,049	3.98	262,188	3.29	618,678	2.56
45—49	184,222	3.70	446,044	3.67	245,210	3.08	471,028	1.95
50—54	172,107	3.46	372,852	3.07	212,519	2.67	522,210	2.16
55—59	152,381	3.06	303,313	2.49	174,728	2.19	306,061	1.27
60—64	126,583	2.54	260,783	2.14	147,061	1.85	392,949	1.63
65—69	103,228	2.07	207,143	1.70	123,189	1.55	164,638	0.68
70—74	81,553	1.64	154,728	1.27	96,103	1.21	169,438	0.70
75—79	56,949	1.14	93,888	0.77	63,752	0.80	59,332	0.25
80≦	40,891	0.82	64,037	0.53	52,138	0.65	95,848	0.40
不 詳	—	—	9,157	0.08	—	—	19,767	0.08

第3表 (つづき)

年齢階級	カナダ e, j		アメリカ合衆国 e, j, 3) 1)		メキシコ j		コロンビア 12)	
	1957. 6. 1		1957. 7. 1		1950. 6. 6		1951. 5. 9	
	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合
総 数	16,589,000	100.00	171,229,000	100.00	25,791,017	100.00	11,228,509	100.00
0—4	2,065,300	12.45	19,144,000	11.18	3,969,991	15.39	1,873,080	16.68
5—9	1,858,400	11.20	17,993,000	10.51	3,674,593	14.25	1,563,368	13.92
10—14	1,518,500	9.15	14,988,000	8.75	3,109,884	12.06	1,341,807	11.95
15—19	1,214,300	7.32	11,830,000	6.91	2,632,191	10.21	1,150,484	10.25
20—24	1,163,600	7.01	10,753,000	6.28	2,299,334	8.92	1,082,978	9.64
25—29	1,219,000	7.35	11,469,000	6.70	2,019,606	7.83	856,542	7.63
30—34	1,245,400	7.51	12,298,000	7.18	1,432,167	5.55	679,561	6.05
35—39	1,146,200	6.91	12,000,000	7.01	1,546,767	6.00	651,842	5.81
40—44	1,050,900	6.33	11,341,000	6.62	1,209,671	4.69	488,246	4.35
45—49	910,000	5.49	10,541,000	6.16	1,073,549	4.16	390,289	3.48
50—54	755,700	4.56	9,170,000	5.36	828,126	3.21	358,632	3.19
55—59	643,200	3.88	8,033,000	4.69	528,113	2.05	216,090	1.92
60—64	532,800	3.21	6,921,000	4.04	554,071	2.15	224,252	2.00
65—69	463,900	2.80	5,542,000	3.24	334,197	1.30	124,862	1.11
70—74	377,900	2.28	4,196,000	2.45	240,788	0.93	103,127	0.92
75—79	237,900	1.43	2,773,000	1.62	128,729	0.50	51,192	0.46
80 ≤	186,000	1.12	2,239,000	1.31	161,900	0.63	72,157	0.64
不詳	—	—	—	—	47,340	0.18	—	—
男	8,415,500	50.73	84,858,000	49.56	12,696,935	49.23	5,579,259	49.69
0—4	1,054,300	6.36	9,752,000	5.70	1,999,878	7.75	951,333	8.47
5—9	946,800	5.71	9,190,000	5.37	1,865,138	7.23	794,410	7.07
10—14	775,100	4.67	7,643,000	4.46	1,599,781	6.20	684,054	6.09
15—19	615,400	3.71	6,005,000	3.51	1,248,617	4.84	545,073	4.85
20—24	587,800	3.54	5,399,000	3.15	1,066,764	4.14	532,423	4.74
25—29	620,500	3.74	5,711,000	3.34	981,574	3.81	409,300	3.65
30—34	620,900	3.74	6,021,000	3.52	699,287	2.71	342,250	3.05
35—39	571,200	3.44	5,880,000	3.43	748,361	2.90	317,645	2.83
40—44	533,700	3.22	5,550,000	3.24	587,188	2.28	248,475	2.21
45—49	470,300	2.84	5,180,000	3.03	534,698	2.07	193,630	1.72
50—54	393,100	2.37	4,512,000	2.64	405,259	1.57	183,052	1.63
55—59	329,100	1.98	3,913,000	2.29	261,388	1.01	110,369	0.98
60—64	268,200	1.62	3,334,000	1.95	265,194	1.03	107,313	0.96
65—69	235,400	1.42	2,643,000	1.54	164,750	0.64	61,523	0.55
70—74	190,000	1.15	1,939,000	1.13	113,574	0.44	45,952	0.41
75—79	118,100	0.71	1,231,000	0.72	62,748	0.24	23,794	0.21
80 ≤	85,600	0.52	956,000	0.56	71,531	0.28	28,663	0.26
不詳	—	—	—	—	21,205	0.08	—	—
女	8,173,500	49.27	86,371,000	50.44	13,094,082	50.77	5,649,250	50.31
0—4	1,011,000	6.09	9,393,000	5.49	1,970,113	7.64	921,747	8.21
5—9	911,600	5.50	8,803,000	5.14	1,809,455	7.02	768,958	6.85
10—14	743,400	4.48	7,345,000	4.29	1,510,103	5.86	657,753	5.86
15—19	598,900	3.61	5,826,000	3.40	1,383,574	5.36	605,411	5.39
20—24	575,800	3.47	5,355,000	3.13	1,232,570	4.78	550,555	4.90
25—29	598,500	3.61	5,758,000	3.36	1,038,032	4.02	447,242	3.98
30—34	624,500	3.76	6,277,000	3.67	732,880	2.84	337,311	3.00
35—39	575,000	3.47	6,119,000	3.57	798,406	3.10	334,197	2.98
40—44	517,200	3.12	5,791,000	3.38	622,483	2.41	239,771	2.14
45—49	439,700	2.65	5,361,000	3.13	538,851	2.09	196,659	1.75
50—54	362,600	2.19	4,658,000	2.72	422,867	1.64	175,580	1.56
55—59	314,100	1.89	4,119,000	2.41	266,725	1.03	105,721	0.94
60—64	264,600	1.60	3,587,000	2.09	288,877	1.12	116,939	1.04
65—69	228,500	1.38	2,899,000	1.69	169,447	0.66	63,339	0.56
70—74	187,900	1.13	2,256,000	1.32	127,214	0.49	57,175	0.51
75—79	119,800	0.72	1,543,000	0.90	65,981	0.26	27,398	0.24
80 ≤	100,400	0.61	1,283,000	0.75	90,369	0.35	43,494	0.39
不詳	—	—	—	—	26,135	0.10	—	—

第3表 (つづき)

年齢階級	ペ ル ー e, 13)		ブ ラ ジ ル 14)		チ リ ー 15)		南 朝 鮮 e, 16)	
	1956. 6. 30		1950. 7. 1		1952. 4. 24		1953. 12. 31	
	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合
総 数	9,196,000	100.00	51,944,397	100.00	5,932,995	100.00	21,546,248	100.00
0—4	1,611,139	17.52	8,370,880	16.12	779,139	13.13	2,539,979	11.79
5—9	1,311,350	14.26	7,015,527	13.51	778,977	13.13	2,826,432	13.12
10—14	1,132,947	12.32	6,308,567	12.14	650,472	10.96	2,628,315	12.20
15—19	983,052	10.69	5,502,315	10.59	571,883	9.64	2,193,852	10.18
20—24	828,560	9.01	4,991,139	9.61	573,010	9.66	1,703,140	7.90
25—29	654,755	7.12	4,132,271	7.96	446,485	7.53	1,660,008	7.70
30—34	519,574	5.65	3,245,046	6.25	380,011	6.41	1,632,495	7.58
35—39	457,960	4.98	3,041,006	5.85	375,724	6.33	1,566,784	7.27
40—44	401,865	4.37	2,388,666	4.60	322,030	5.43	1,380,761	6.41
45—49	338,413	3.68	1,976,693	3.81	260,273	4.39	877,906	4.07
50—54	288,754	3.14	1,584,674	3.05	230,568	3.89	692,425	3.21
55—59	226,200	2.46	1,065,640	2.05	160,522	2.71	612,977	2.84
60—64	168,287	1.85	936,172	1.80	146,952	2.48	513,595	2.38
65—69	115,870	1.26	515,296	0.99	92,797	1.56	717,579	3.33
70—74	75,400	0.82	360,390	0.69	68,236	1.15		
75—79	46,900	0.51	184,780	0.36	34,865	0.59		
80≤	34,974	0.38	208,703	0.40	40,025	0.68		
不 詳	—	—	116,632	0.22	21,026	0.35	—	—
男	4,595,140	49.97	25,885,001	49.83	2,912,558	49.09	10,642,533	49.39
0—4	816,525	3.98	4,235,876	8.16	391,717	6.60	1,285,647	5.97
5—9	663,412	7.21	3,560,850	6.86	391,881	6.61	1,452,677	6.74
10—14	573,158	6.23	3,164,704	6.09	327,460	5.52	1,366,887	6.34
15—19	497,228	5.41	2,644,531	5.09	280,970	4.74	1,150,194	5.34
20—24	420,494	4.57	2,384,460	4.59	274,266	4.62	715,029	3.32
25—29	338,900	3.69	2,030,312	3.91	212,215	3.58	745,024	3.46
30—34	264,099	2.87	1,621,739	3.13	184,985	3.12	821,305	3.81
35—39	223,713	2.43	1,523,976	2.93	178,592	3.01	788,573	3.66
40—44	192,774	2.10	1,227,552	2.36	163,224	2.75	721,301	3.35
45—49	162,980	1.77	1,018,555	1.96	127,157	2.14	441,636	2.05
50—54	138,140	1.50	810,892	1.56	114,318	1.93	335,439	1.56
55—59	107,354	1.17	549,688	1.06	78,935	1.33	286,247	1.33
60—64	78,859	0.86	473,409	0.91	68,718	1.16	231,031	1.07
65—69	52,663	0.57	255,393	0.49	44,294	0.75	301,543	1.40
70—74	32,452	0.35	164,773	0.32	30,729	0.52		
75—79	19,144	0.21	82,982	0.16	15,390	0.26		
80≤	13,245	0.14	81,432	0.16	15,009	0.25		
不 詳	—	—	53,877	0.10	12,698	0.21	—	—
女	4,600,860	50.03	26,059,396	50.17	3,020,437	50.91	10,903,715	50.61
0—4	794,614	8.64	4,135,004	7.96	387,422	6.53	1,254,332	5.82
5—9	647,938	7.05	3,454,677	6.65	387,096	6.52	1,373,755	6.38
10—14	559,789	6.09	3,143,863	6.05	323,012	5.44	1,261,428	5.85
15—19	485,824	5.28	2,657,784	5.11	290,913	4.90	1,043,658	4.84
20—24	408,066	4.44	2,600,679	5.02	298,744	5.04	938,111	4.36
25—29	315,955	3.43	2,101,959	4.05	234,270	3.95	914,984	4.25
30—34	255,475	2.78	1,623,307	3.13	195,026	3.29	811,190	3.76
35—39	234,247	2.55	1,517,030	2.92	197,132	3.32	778,211	3.61
40—44	209,091	2.27	1,161,114	2.24	158,806	2.68	659,460	3.06
45—49	175,433	1.91	958,138	1.84	133,116	2.24	436,270	2.02
50—54	150,614	1.64	773,752	1.49	116,250	1.96	356,986	1.66
55—59	118,846	1.29	515,952	0.99	81,587	1.38	326,730	1.52
60—64	89,428	0.97	462,763	0.89	78,234	1.32	282,564	1.31
65—69	63,207	0.69	259,903	0.50	48,503	0.82	416,036	1.93
70—74	42,948	0.47	195,617	0.38	37,507	0.63		
75—79	27,756	0.30	101,798	0.20	19,475	0.33		
80≤	21,729	0.24	127,271	0.25	25,016	0.42		
不 詳	—	—	62,755	0.12	8,328	0.14	—	—

第3表 (つづき)

年齢階級	琉 球		台 湾 e, 17)		フ イ リ ピ ン 3)18)		タ イ	
	1955. 12. 1		1956. 12. 31		1956. 5. 28—6. 3		1947. 5. 23	
	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合
総 数								
総 数	801,065	100.00	9,390,381	100.00	21,591,000	100.00	17,442,689	100.00
0—4	133,771	16.70	1,816,581	19.35	7,006,000	32.45	2,644,354	15.16
5—9	113,423	14.16	1,379,331	14.69			2,470,949	14.17
10—14	77,553	9.68	926,769	9.87	2,507,000	11.61	2,259,716	12.96
15—19	83,556	10.43	950,853	10.13	2,395,000	11.09	1,944,654	11.15
20—24	72,711	9.08	740,385	7.88	2,004,000	9.28	1,547,066	8.87
25—29	58,751	7.33	719,189	7.66	1,507,000	6.98	1,248,852	7.16
30—34	45,690	5.70	622,891	6.63	1,252,000	5.80	1,146,341	6.57
35—39	39,563	4.94	522,689	5.57	1,125,000	5.21	1,005,817	5.77
40—44	35,176	4.39	455,133	4.85	928,000	4.30	830,778	4.76
45—49	30,820	3.85	378,783	4.03	858,000	3.97	691,259	3.96
50—54	27,289	3.41	287,553	3.06	558,000	2.58	511,410	2.93
55—59	22,848	2.85	214,749	2.29	453,000	2.10	399,257	2.29
60—64	20,963	2.62	146,307	1.56	339,000	1.57	281,209	1.61
65—69	15,580	1.94	104,654	1.11	659,000	3.05	204,855	1.17
70—74	23,328	2.91	124,514	1.33			121,728	0.70
75—79							67,450	0.39
80≤							56,884	0.33
不 詳	43	0.01	—	—	—	—	10,110	0.06
男								
総 数	381,939	47.68	4,796,195	51.08	10,790,000	49.97	8,722,155	50.00
0—4	68,096	8.50	930,097	9.90	3,608,000	16.71	1,328,574	7.62
5—9	57,956	7.23	708,733	7.55			1,250,120	7.17
10—14	39,756	4.96	478,299	5.09	1,291,000	5.98	1,141,978	6.55
15—19	41,759	5.21	487,623	5.19	1,159,000	5.37	965,041	5.53
20—24	35,286	4.40	336,419	3.58	982,000	4.55	754,700	4.33
25—29	27,342	3.41	362,280	3.86	735,000	3.40	610,518	3.50
30—34	19,915	2.49	325,520	3.47	596,000	2.76	575,499	3.30
35—39	17,031	2.13	281,719	3.00	555,000	2.57	514,947	2.95
40—44	15,679	1.96	251,974	2.68	449,000	2.08	420,951	2.41
45—49	13,587	1.70	205,500	2.19	419,000	1.94	347,601	1.99
50—54	11,832	1.48	153,693	1.64	283,000	1.31	252,521	1.45
55—59	10,057	1.26	109,738	1.17	242,000	1.12	203,388	1.17
60—64	9,190	1.15	71,686	0.76	156,000	0.72	139,592	0.80
65—69	6,344	0.79	47,206	0.50	315,000	1.46	102,833	0.59
70—74	8,090	1.01	45,708	0.49			56,360	0.32
75—79							29,818	0.17
80≤							22,173	0.13
不 詳	19	0.00	—	—	—	—	5,541	0.03
女								
総 数	419,126	52.32	4,594,186	48.92	10,801,000	50.03	8,720,534	50.00
0—4	65,675	8.20	886,484	9.44	3,397,000	15.73	1,315,780	7.54
5—9	55,467	6.92	670,598	7.14			1,220,829	7.00
10—14	37,797	4.72	448,470	4.78	1,216,000	5.63	1,117,738	6.41
15—19	41,797	5.22	463,230	4.93	1,236,000	5.72	979,613	5.62
20—24	37,425	4.67	403,966	4.30	1,022,000	4.73	792,366	4.54
25—29	31,409	3.92	356,909	3.80	772,000	3.58	638,334	3.66
30—34	25,775	3.22	297,371	3.17	656,000	3.04	570,842	3.27
35—39	22,532	2.81	240,970	2.57	570,000	2.64	490,870	2.81
40—44	19,497	2.43	203,159	2.16	479,000	2.22	409,827	2.35
45—49	17,233	2.15	173,283	1.85	439,000	2.03	343,658	1.97
50—54	15,457	1.93	133,860	1.43	275,000	1.27	258,889	1.48
55—59	12,791	1.60	105,011	1.12	211,000	0.98	195,869	1.12
60—64	11,773	1.47	74,621	0.79	184,000	0.85	141,617	0.81
65—69	9,236	1.15	57,448	0.61	344,000	1.59	102,022	0.58
70—74	15,238	1.90	78,806	0.84			65,368	0.37
75—79							37,632	0.22
80≤							34,711	0.20
不 詳	24	0.00	—	—	—	—	4,569	0.03

第3表 (つづき)

年齢階級	マレー連邦 19) 1947.9.23		ビルマ 20) 1954.2.1		インド j, 21) 22) 1951.3.1		セイロン e, 23) 1955	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
	総数							
総数	4,378,438	100.00	2,679,719	100.00	356,798,700	100.00	8,723,442	100.00
0—4	632,056	12.96	415,921	15.52	47,647,500	13.35	1,411,684	16.18
5—9	719,926	14.76	309,244	11.54	45,513,000	12.76	1,165,381	13.36
10—14	593,592	12.17	268,124	10.01	40,460,300	11.34	970,275	11.12
15—19	440,905	9.04	308,498	11.51	35,876,000	10.05	844,961	9.69
20—24	371,023	7.61	243,539	9.09	32,036,300	8.98	757,569	8.68
25—29	364,654	7.47	222,097	8.29	28,938,900	8.11	687,811	7.88
30—34	336,592	6.90	174,291	6.50	25,823,300	7.24	620,189	7.11
35—39	338,014	6.93	173,321	6.47	22,388,500	6.27	551,616	6.32
40—44	300,253	6.15	135,317	5.05	19,045,500	5.34	480,119	5.50
45—49	232,017	4.76	131,915	4.92	15,955,200	4.47	401,960	4.61
50—54	192,822	3.95	92,410	3.45	12,897,000	3.61	312,725	3.58
55—59	109,062	2.24	83,941	3.13	10,026,800	2.81	214,479	2.46
60—64	110,234	2.26	85,640	3.20	7,403,800	2.08	139,149	1.60
65—69	50,144	1.03			4,918,800	1.38	85,594	0.98
70—74	83,455	1.71	29,562	1.10	7,867,800	2.21	47,089	0.54
75—79							23,031	0.26
80≤							9,810	0.11
不詳	3,689	0.08	—	—	—	—	—	
	男							
総数	2,579,976	52.89	1,311,740	48.95	183,286,700	51.37	4,580,914	52.51
0—4	321,381	6.59	204,344	7.63	23,940,900	6.71	714,973	8.20
5—9	367,717	7.54	154,805	5.78	23,162,600	6.49	597,162	6.85
10—14	306,238	6.28	138,647	5.17	20,899,300	5.86	500,406	5.74
15—19	224,777	4.61	142,888	5.33	18,453,100	5.17	437,499	5.02
20—24	181,714	3.72	115,345	4.30	16,269,300	4.56	394,581	4.52
25—29	178,215	3.65	106,191	3.96	14,776,500	4.14	361,782	4.15
30—34	175,866	3.60	87,406	3.26	13,403,300	3.76	329,835	3.78
35—39	188,289	3.86	84,020	3.14	11,802,000	3.31	297,693	3.41
40—44	172,130	3.53	66,301	2.47	10,119,100	2.84	265,133	3.04
45—49	143,957	2.95	64,395	2.40	8,466,500	2.37	225,940	2.59
50—54	116,368	2.39	46,255	1.73	6,780,900	1.90	176,587	2.02
55—59	68,250	1.40	41,115	1.53	5,179,100	1.45	122,409	1.40
60—64	63,522	1.30	42,687	1.59	3,740,800	1.05	80,006	0.92
65—69	28,398	0.58			2,442,100	0.68	45,000	0.52
70—74	41,065	0.84	14,622	0.55	3,851,200	1.08	20,000	0.23
75—79							6,908	0.08
80≤							5,000	0.06
不詳	2,089	0.04	—	—	—	—	—	
	女							
総数	2,298,462	47.11	1,367,979	51.05	173,512,000	48.63	4,142,528	47.49
0—4	310,675	6.37	211,577	7.90	23,706,600	6.64	696,711	7.99
5—9	352,209	7.22	154,439	5.76	22,350,400	6.26	568,219	6.51
10—14	287,354	5.89	129,477	4.83	19,561,000	5.48	469,869	5.39
15—19	216,128	4.43	165,610	6.18	17,422,900	4.88	407,462	4.67
20—24	189,309	3.88	128,194	4.78	15,767,000	4.42	362,988	4.16
25—29	186,439	3.82	115,906	4.33	14,162,400	3.97	326,029	3.74
30—34	160,726	3.29	86,885	3.24	12,420,000	3.48	290,354	3.33
35—39	149,725	3.07	89,301	3.33	10,586,500	2.97	253,923	2.91
40—44	128,123	2.63	69,016	2.58	8,926,400	2.50	214,986	2.46
45—49	88,060	1.81	67,520	2.52	7,488,700	2.10	176,020	2.02
50—54	76,454	1.57	46,155	1.72	6,116,100	1.71	136,138	1.56
55—59	40,812	0.84	42,826	1.60	4,847,700	1.36	92,070	1.06
60—64	46,712	0.96	42,953	1.60	3,663,000	1.03	59,143	0.68
65—69	21,746	0.45			2,476,700	0.69	40,594	0.47
70—74	42,390	0.87	14,940	0.56	4,016,600	1.13	27,089	0.31
75—79							16,123	0.18
80≤							4,810	0.06
不詳	1,600	0.03	—	—	—	—	—	

第3表 (つづき)

年齢階級	オーストラリア e, 24)		ニュー・ジーランド p, 25)		エジプト 26)		南アフリカ連邦 27)	
	1956. 6. 30		1956. 4. 17		1947. 3. 26		1946. 5. 7	
	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合
総 数								
総 数	9,427,558	100.00	2,174,062	100.00	18,966,767	100.00	11,413,349	100.00
0—4	1,001,928	10.63	256,548	11.80	2,584,817	13.63	1,515,197	13.27
5—9	977,939	10.37	240,583	11.07	2,400,053	12.65	1,457,448	12.76
10—14	783,576	8.31	186,127	8.56	2,213,485	11.67	1,313,099	11.50
15—19	636,723	6.75	155,645	7.16	1,901,460	10.03	1,146,224	10.04
20—24	597,630	6.34	135,671	6.24	1,383,917	7.30	971,926	8.51
25—29	700,841	7.43	153,025	7.04	1,472,267	7.76	958,819	8.40
30—34	739,707	7.85	153,790	7.07	1,309,623	6.90	830,532	7.27
35—39	665,668	7.06	143,354	6.59	1,312,870	6.92	726,532	6.36
40—44	659,899	7.00	140,642	6.47	1,135,279	5.99	603,745	5.29
45—49	578,600	6.14	129,748	5.97	843,714	4.45	488,235	4.28
50—54	486,919	5.16	108,225	4.98	869,740	4.59	375,617	3.29
55—59	427,960	4.54	94,052	4.33	344,169	1.81	265,511	2.33
60—64	375,885	3.99	77,091	3.55	550,825	2.90	258,205	2.26
65—69	324,201	3.44	71,034	3.27	165,926	0.87	139,308	1.66
70—74	221,533	2.35	57,844	2.66	244,515	1.29	130,022	1.14
75—79	140,211	1.49	39,882	1.83	47,478	0.25	74,140	0.65
80≦	108,338	1.15	28,835	1.33	128,274	0.68	81,675	0.72
不詳	—	—	1,966	0.09	58,355	0.31	32,064	0.28
男								
総 数	4,777,567	50.68	1,093,211	50.28	9,391,728	49.52	5,806,644	50.85
0—4	512,477	5.44	130,693	6.01	1,279,582	6.75	746,307	6.54
5—9	500,222	5.31	123,145	5.66	1,208,856	6.37	733,836	6.43
10—14	400,447	4.25	95,136	4.38	1,142,332	6.02	670,617	5.87
15—19	326,757	3.47	78,985	3.63	984,033	5.19	535,947	5.13
20—24	312,852	3.32	69,180	3.18	677,765	3.57	488,549	4.28
25—29	370,176	3.93	79,523	3.66	685,730	3.62	511,720	4.48
30—34	383,544	4.07	78,429	3.61	620,074	3.27	427,760	3.75
35—39	338,938	3.60	70,913	3.26	659,225	3.48	391,383	3.43
40—44	337,119	3.58	70,472	3.24	569,069	3.00	311,308	2.73
45—49	301,301	3.20	66,502	3.06	428,502	2.26	260,137	2.28
50—54	253,122	2.68	55,535	2.55	421,222	2.22	184,558	1.62
55—59	211,710	2.25	46,654	2.15	171,105	0.90	133,966	1.17
60—64	175,863	1.87	35,881	1.65	252,020	1.33	119,403	1.05
65—69	151,352	1.61	33,116	1.52	83,788	0.44	93,653	0.82
70—74	99,455	1.05	27,149	1.25	107,787	0.57	60,765	0.53
75—79	59,368	0.63	18,420	0.85	23,443	0.12	35,597	0.31
80≦	42,864	0.45	12,617	0.58	52,103	0.27	35,032	0.31
不詳	—	—	861	0.04	25,092	0.13	16,106	0.14
女								
総 数	4,649,991	49.32	1,080,851	49.72	9,575,039	50.48	5,611,705	49.15
0—4	489,451	5.19	125,855	5.79	1,305,235	6.88	768,890	6.73
5—9	477,717	5.07	117,438	5.40	1,191,197	6.28	723,612	6.34
10—14	383,129	4.06	90,991	4.19	1,071,153	5.65	642,482	5.63
15—19	309,966	3.29	76,660	3.53	917,427	4.84	560,277	4.91
20—24	284,778	3.02	66,491	3.06	706,152	3.72	483,377	4.23
25—29	330,665	3.51	73,502	3.38	786,537	4.15	447,099	3.92
30—34	356,163	3.78	75,361	3.47	689,549	3.64	402,822	3.53
35—39	326,730	3.47	72,441	3.33	653,645	3.45	335,149	2.94
40—44	322,780	3.42	70,170	3.23	566,210	2.99	292,437	2.56
45—49	277,299	2.94	63,246	2.91	415,212	2.19	228,098	2.00
50—54	233,797	2.48	52,690	2.42	448,518	2.36	191,059	1.67
55—59	216,250	2.29	47,398	2.18	173,064	0.91	131,545	1.15
60—64	200,022	2.12	41,210	1.90	298,805	1.58	138,802	1.22
65—69	172,849	1.83	37,918	1.74	82,138	0.43	95,655	0.84
70—74	122,078	1.29	30,695	1.41	136,728	0.72	69,257	0.61
75—79	80,843	0.86	21,462	0.99	24,035	0.13	38,543	0.34
80≦	65,474	0.69	16,218	0.75	76,171	0.40	46,643	0.41
不詳	—	—	1,105	0.05	33,263	0.18	15,958	0.14

第4表 主要国別、男女、年齢(3区分)別人口 (a) 総数

国・地域	調査年月日	実数				割合(各年齢別人口 100.00につき)			
		総数	0—14歳	15—64歳	65歳≦	0—14	15—64	65歳≦	
イングランド・ウェールズ	1956. 6. 30 e	44,667,000	10,165,000	29,329,000	5,173,000	—	22.76	65.66	11.58
北アイルランド	56. 6. 30 e	1,396,600	399,900	860,700	136,000	—	28.63	61.63	9.74
スコットランド	56. 6. 30 e	5,144,578	1,288,665	3,329,427	526,486	—	25.05	64.72	10.23
フランス	1956 e,1)2)	43,647,649	10,639,545	27,763,549	5,244,555	—	24.38	63.61	12.02
ドイツ	1955 (j.3)4)	51,032,725	10,986,095	34,999,812	5,046,718	—	21.53	68.58	9.89
オランダ	1956 (j)	16,587,037	3,377,123	11,066,354	2,143,415	145	20.36	66.72	12.92
ベルギー	1955 e,j	10,750,842	3,214,610	6,634,998	901,234	—	29.90	61.72	8.38
デンマーク	55. 7. 1 e,j	8,868,475	1,932,842	5,912,898	1,022,735	—	21.79	66.67	11.53
ノルウェー	1956 e,5)	4,466,519	1,185,097	2,837,504	443,918	—	26.53	63.53	9.94
スウェーデン	55. 7. 1 e,j	3,428,832	878,977	2,202,100	347,755	—	25.53	64.22	10.14
フィンランド	1956 e,j	7,315,617	1,736,898	4,768,236	810,483	—	23.74	65.18	11.08
アイルランド	1956 (j,6)	4,290,600	1,314,100	2,679,000	297,500	—	30.63	62.44	6.93
ポルトガル	51. 4. 8	2,960,593	854,810	1,789,392	316,391	—	28.87	60.44	10.69
スイス	56. 7. 1	8,836,850	2,523,913	5,668,251	644,686	—	28.56	64.14	7.30
イタリア	50.12.31	27,976,755	7,333,791	18,606,800	2,022,533	13,631	26.23	66.54	7.23
スペイン	51.11.4	47,158,738	12,413,069	30,851,024	3,894,645	—	26.32	65.42	8.26
チェコスロヴァキア	55. 7. 1 (j)	4,977,158	1,207,033	3,280,277	489,848	—	24.25	65.91	9.84
オーストリア	47. 5. 22 8)	12,164,095	2,956,086	8,269,208	921,638	17,163	24.34	68.08	7.59
ユーゴスラビア	56. 7. 1 e,j	6,982,500	1,522,100	4,661,400	799,000	—	21.80	66.76	11.44
ギリシア	56. 7. 1 e	17,886,000	5,428,633	11,389,229	1,068,138	—	30.35	63.68	5.97
カナダ	55. 6. 30 e,9)	7,965,538	2,089,172	5,281,225	595,141	—	26.23	66.30	7.47
アメリカ合衆国	57. 6. 1 e,j	16,589,000	5,442,200	9,881,100	1,265,700	—	32.81	59.56	7.63
メキシコ	57. 7. 1 e,j,3)11)	171,229,000	52,125,000	104,356,000	14,750,000	—	30.44	60.95	8.61
グアテマラ	50. 6. 6 j	25,791,017	10,754,468	14,123,595	865,614	47,340	41.78	54.86	3.36
ホンジュラス	50. 4. 18	2,790,868	1,179,617	1,542,396	68,855	—	42.27	55.26	2.47
サルバドル	50. 6. 18 30)	1,368,605	555,584	758,641	54,380	—	40.60	55.44	3.97
ニカラガ	50. 6. 13	1,855,917	763,401	1,036,441	54,869	1,206	41.16	55.88	2.96
コスタリカ	50. 5. 31 j	1,057,023	457,478	569,345	30,200	—	43.28	53.87	2.85
パナマ	50. 5. 22 j	800,875	343,080	434,120	23,101	574	42.87	54.24	2.89
ボリビア	50. 12. 10 31)	756,631	314,382	416,751	24,548	950	41.60	55.15	3.25
ドミニカ共和国	50. 4. 1 32)	2,210,703	955,276	1,169,849	85,578	—	43.21	52.92	3.87
ヴェネズエラ	50. 8. 6	2,135,872	950,446	1,124,217	61,120	89	44.50	52.64	2.86
エクアドル	50. 11. 26 33)	5,034,838	2,109,788	2,783,541	133,430	8,079	41.97	55.37	2.65
ブラジル	50. 11. 29 j	3,202,757	1,359,690	1,728,684	113,536	847	42.46	53.99	3.55
ボリビア	50. 7. 1 14)	51,944,397	21,694,974	28,863,622	1,269,169	116,632	41.86	55.69	2.45
パラグアイ	50. 9. 5 34)	2,704,165	1,070,852	1,516,751	116,435	127	39.60	56.09	4.31
アルゼンチン	50. 10. 28 35)	1,328,452	581,340	697,611	49,501	—	43.76	52.51	3.73
チリ	47. 5. 10 j,28)	15,893,827	4,884,422	10,324,183	620,276	64,946	30.86	65.22	3.92
南朝鮮	52. 4. 24 15)	5,932,995	2,208,588	3,467,458	235,923	21,026	37.36	58.65	3.99
台湾	53. 12. 31 e, 16)	21,546,248	7,994,726	12,833,943	717,579	—	37.10	59.56	3.33
琉球	56. 12. 31 e, 17)	9,390,381	4,122,681	5,038,532	229,168	—	43.90	53.66	2.44
フィリピン	55. 12. 1	801,065	324,747	437,367	38,908	43	40.54	54.60	4.86
マレー連邦	56. 5. 28-6. 3 3)18)	21,591,000	9,513,000	11,419,000	659,000	—	44.06	52.89	3.05
インドネシア	47. 9. 23 19)	4,878,438	1,945,574	2,795,576	133,599	3,689	39.91	57.35	2.74
ビルマ	47. 5. 23	17,442,689	7,375,019	9,606,643	450,917	10,110	42.31	55.11	2.59
インドネシア	1951 e	18,597,379	6,958,034	11,113,250	526,095	—	37.41	59.76	2.83
セイロン	51. 3. 1 j,21)22)	356,798,700	133,620,800	210,391,300	12,786,600	—	37.45	58.97	3.58
トルコ	1955 e,23)	8,723,442	3,547,340	5,010,578	165,524	—	40.66	57.44	1.90
キプロス	55. 10. 23 p, 10)	24,121,778	9,623,341	13,656,998	802,974	38,465	39.96	56.71	3.33
オーストラリア	56. 6. 30 e, 29)	526,179	181,096	309,756	35,327	—	34.42	58.87	6.71
ニュージーランド	56. 6. 30 e, 24)	9,427,558	2,763,443	5,869,832	794,283	—	29.31	62.26	8.43
ハワイ	56. 4. 17 p, 25)	2,174,062	683,258	1,291,243	197,595	1,966	31.46	59.45	9.10
エジプト	50. 4. 1 32)	499,769	156,125	323,226	20,418	—	31.24	64.68	4.08
アルジェリア	47. 3. 26 26)	18,966,767	7,198,355	11,123,864	586,193	58,355	38.07	58.83	3.10
モロッコ	54. 10. 31 j, 36)	8,165,000	3,478,700	4,434,400	243,700	8,200	42.65	54.36	2.99
チュニジア	1952. 4 j, 36)	7,442,110	2,368,670	4,803,820	269,620	—	31.83	64.55	3.62
タンザニカ	46. 11. 1 37)	2,991,403	1,237,989	1,552,357	201,057	—	41.38	51.89	6.73
南アフリカ連邦	52. 2. 13 38)	95,494	36,936	56,091	1,802	665	38.95	59.15	1.90
	46. 5. 7 27)	11,418,349	4,285,744	6,625,396	475,145	32,064	37.64	58.19	4.17

第4表 (つづき) (b) 男

国・地域	実 数					割合 (各国別人口総数) 100.00につき			
	総 数	0—14歳	15—64歳	65歳≤	年 齢 不 詳	総数	0—14	15—64	65≤
イギリス	21,517,000	5,203,000	14,269,000	2,045,000	—	48.17	11.65	31.95	4.58
北アイルランド	680,900	204,900	416,900	59,100	—	48.75	14.67	29.85	4.23
スコットランド	2,462,695	658,282	1,589,894	214,519	—	47.87	12.80	30.90	4.17
ウェールズ	21,065,931	5,420,198	13,651,108	1,994,625	—	48.26	12.42	31.28	4.57
西ドイツ	24,028,564	5,621,817	16,219,166	2,187,681	—	47.08	11.02	31.78	4.29
東ドイツ	7,439,924	1,724,917	4,827,053	887,909	45	44.85	10.40	29.10	5.35
オランダ	5,355,755	1,649,322	3,277,878	428,555	—	49.82	15.34	30.49	3.99
ベルギー	4,358,471	983,721	2,928,073	446,677	—	49.15	11.09	33.02	5.04
デンマーク	2,215,370	606,712	1,400,738	207,920	—	49.60	13.58	31.36	4.66
ノルウェー	1,706,359	451,491	1,099,402	155,466	—	49.77	13.17	32.06	4.53
スウェーデン	3,647,563	891,361	2,382,082	374,120	—	49.86	12.18	32.56	5.11
フィンランド	2,058,400	670,600	1,277,200	110,600	—	47.97	15.63	29.77	2.58
アイスランド	1,506,597	436,447	915,112	155,038	—	50.89	14.74	30.91	5.24
ポルトガル	4,251,952	1,283,240	2,718,144	250,568	—	48.12	14.52	30.76	2.84
ロシア	13,469,684	3,747,610	8,886,666	828,197	7,211	48.14	13.40	31.78	2.96
イタリア	22,961,249	6,337,326	14,866,381	1,757,542	—	48.69	13.44	31.52	3.73
スイス	2,405,308	616,445	1,581,636	207,227	—	48.33	12.39	31.78	4.16
チェコスロヴァキア	5,909,732	1,499,266	4,000,618	401,842	8,006	48.59	12.34	32.94	3.31
オーストリア	3,249,900	776,700	2,152,200	321,000	—	46.54	11.12	30.82	4.60
ユーゴスラヴィア	8,712,270	2,778,343	5,489,602	444,325	—	48.71	15.53	30.69	2.48
ギリシア	3,888,541	1,077,668	2,550,914	259,959	—	48.82	13.53	32.02	3.26
カナダ	8,415,500	2,776,200	5,010,200	629,100	—	50.73	16.74	30.20	3.79
アメリカ合衆国	84,858,000	26,585,000	51,505,000	6,769,000	—	49.56	15.53	30.08	3.95
メキシコ	12,696,935	5,464,797	6,798,330	412,603	21,205	49.24	21.23	26.41	1.60
ブラジル	1,410,775	607,487	768,928	34,360	—	50.55	21.77	27.55	1.23
ホンジュラス	685,935	284,367	375,659	25,909	—	50.11	20.78	27.45	1.89
サルバドル	918,469	389,144	502,551	26,089	685	49.48	20.98	27.10	1.41
ニカラガ	520,448	234,827	272,332	13,289	—	49.24	22.22	25.78	1.26
コスタリカ	399,859	174,004	213,814	11,699	342	49.92	21.74	26.72	1.46
パナマ	385,328	159,038	213,366	12,336	568	50.92	21.05	28.24	1.63
ボリビア	1,110,946	485,057	584,923	40,966	—	50.25	21.94	26.46	1.85
ドミニカ共和国	1,070,742	481,748	559,920	29,027	47	50.13	22.56	26.22	1.36
ヴェネズエラ	2,552,491	1,083,957	1,408,540	55,316	4,678	50.69	21.56	28.02	1.10
エクアドル	1,594,803	695,254	848,529	50,569	451	49.79	21.71	26.50	1.58
ペルー	25,385,001	10,961,430	14,285,114	584,580	53,877	49.84	21.15	27.56	1.13
ボリビア	1,326,099	550,473	720,138	55,432	56	49.04	20.36	26.63	2.05
パラグアイ	649,109	296,998	330,324	21,787	—	48.86	22.36	24.87	1.64
アルゼンチン	8,145,175	2,472,192	5,343,411	302,622	26,950	51.29	15.62	33.76	1.91
チリ	2,912,558	1,111,058	1,683,380	105,422	12,698	49.05	18.79	28.47	1.78
南朝鮮	10,642,533	4,105,211	6,235,779	301,543	—	49.39	19.05	28.94	1.40
台湾	4,796,195	2,117,129	2,586,152	92,914	—	51.08	22.55	27.54	0.99
琉球	381,939	165,803	201,678	14,434	19	47.68	20.70	25.18	1.80
フィリピン	10,790,000	4,899,000	5,576,000	315,000	—	49.97	22.69	25.83	1.46
マレーシア	2,579,976	995,336	1,513,089	69,463	2,089	52.88	20.42	31.04	1.42
タイ	8,722,155	3,720,672	4,784,753	211,184	5,541	50.00	21.34	27.45	1.21
インドネシア	9,497,932	3,484,149	5,757,388	256,395	—	51.07	18.73	30.96	1.38
インドネシア	183,286,700	68,002,800	108,990,600	6,293,300	—	51.37	19.06	30.55	1.76
インドネシア	4,580,914	1,812,541	2,691,465	76,908	—	52.51	20.78	30.85	0.88
インドネシア	12,248,404	5,039,125	6,876,863	313,718	18,693	50.78	20.92	28.55	1.30
インドネシア	257,821	92,766	148,034	17,021	—	49.00	17.63	28.13	3.23
オーストラリア	4,777,567	1,413,146	3,011,382	353,039	—	50.68	14.99	31.94	3.74
ニュージーランド	1,093,211	348,974	652,074	91,302	861	50.29	16.07	30.02	4.20
ニュージーランド	273,871	79,830	181,662	12,379	—	54.80	15.97	36.35	2.48
ニュージーランド	9,391,728	3,630,770	5,468,745	267,121	25,092	49.54	19.20	28.92	1.41
ニュージーランド	4,140,200	1,798,900	2,205,500	132,300	3,500	50.71	22.05	27.04	1.62
ニュージーランド	3,691,180	1,192,780	2,344,285	154,115	—	49.60	16.03	31.50	2.07
ニュージーランド	1,527,982	636,392	786,863	104,727	—	51.07	21.28	26.30	3.50
ニュージーランド	53,166	19,142	32,495	1,151	378	55.67	20.19	34.27	1.21
南アフリカ	5,806,644	2,150,760	3,414,731	225,047	16,106	50.86	18.89	29.99	1.98

第4表 (つづき) (c) 女

国・地域	実 数				年齢 不詳	割合 (各別人口総数) 100.00につき			
	総 数	0—14歳	15—64歳	65歳≦		総数	0—14	15—64	65≦
イングランド ・ウェールズ	23,150,000	4,962,000	15,060,000	3,128,000	—	51.83	11.11	33.72	7.00
北アイルランド	715,700	195,000	443,800	76,900	—	51.25	13.96	31.73	5.51
スコットランド	2,681,883	630,383	1,739,533	311,967	—	52.13	12.25	33.81	6.06
西ドイツイ	22,581,718	5,219,347	14,112,441	3,249,930	—	51.74	11.96	32.33	7.45
東ドイツイ	27,004,161	5,364,428	18,780,696	2,859,087	—	52.92	10.51	36.80	5.60
オランダ	9,147,113	1,652,206	6,239,301	1,255,506	100	55.15	9.96	37.62	7.57
ベルギー	5,395,087	1,565,288	3,357,120	472,679	—	50.18	14.56	31.23	4.40
デンマーク	4,510,004	949,121	2,984,825	576,058	—	50.85	10.70	33.66	6.50
ノールウェー	2,251,149	578,385	1,436,766	235,998	—	50.40	12.95	32.17	5.28
スウェーデン	1,722,473	427,486	1,102,698	192,289	—	50.23	12.47	32.16	5.61
フィンランド	3,668,054	845,537	2,386,154	436,363	—	50.14	11.56	32.62	5.96
アイルランド	2,232,200	643,500	1,401,800	186,900	—	52.03	15.00	32.67	4.36
ポルトガル	1,453,996	418,363	874,280	161,353	—	49.11	14.13	29.53	5.45
スイス	4,584,898	1,240,673	2,950,107	394,118	—	51.88	14.04	33.38	4.46
イタリア	14,507,071	3,586,181	9,720,134	1,194,336	6,420	51.86	12.82	34.76	4.27
スペイン	24,197,489	6,075,743	15,984,643	2,137,103	—	51.31	12.88	33.90	4.53
チェコスロヴァキア	2,571,850	590,588	1,698,641	282,621	—	51.67	11.87	34.13	5.68
オーストリア	6,254,363	1,456,820	4,268,590	519,796	9,157	51.41	11.99	35.14	4.28
ユーゴスラヴィア	3,732,600	745,400	2,509,200	478,000	—	53.46	10.68	35.94	6.85
ギリシア	9,173,730	2,650,290	5,899,627	623,813	—	51.29	14.82	32.98	3.49
カナダ	4,076,997	1,011,504	2,730,311	335,182	—	51.18	12.70	34.28	4.21
アメリカ合衆国	8,173,500	2,666,000	4,870,900	636,600	—	49.27	16.07	29.36	3.84
メキシコ	86,371,000	2,554,100	52,851,000	7,981,000	—	50.44	14.92	30.87	4.66
ブラジル	13,094,082	5,289,671	7,325,265	453,011	26,135	50.76	20.55	28.45	1.76
ホンジュラス	1,380,093	572,130	773,468	34,495	—	49.45	20.50	27.72	1.23
サルバドル	682,670	271,217	382,982	28,471	—	49.88	19.82	27.98	2.08
ニカラグア	937,448	374,257	533,890	28,780	521	50.52	20.18	28.79	1.55
コスタリカ	536,575	222,651	297,013	16,911	—	50.76	21.06	28.10	1.60
パナマ	401,016	169,076	220,306	11,402	232	50.08	21.13	27.53	1.42
ボリビア	371,303	155,344	203,365	12,212	382	49.08	20.56	26.91	1.62
ドミニカ共和国	1,099,757	470,219	584,926	44,612	—	49.75	21.27	26.46	2.02
ヴェネズエラ	1,065,130	468,698	564,297	32,093	42	49.87	21.95	26.42	1.50
エクアドル	2,482,347	1,025,831	1,375,001	78,114	3,401	49.31	20.41	27.35	1.55
アラブ首長国	1,607,954	664,436	880,155	62,967	396	50.21	20.75	27.49	1.97
ボリビア	26,059,396	10,733,544	14,578,508	684,589	62,755	50.16	20.71	28.13	1.32
パラグアイ	1,378,066	520,379	796,613	61,003	71	50.96	19.24	29.46	2.26
アルゼンチン	679,343	284,342	367,287	27,714	—	51.14	21.40	27.65	2.09
チリ	7,748,652	2,412,230	4,980,772	317,654	37,996	48.71	15.24	31.47	2.01
南朝鮮	3,020,437	1,097,530	1,784,078	130,501	8,328	50.95	18.56	30.18	2.21
台湾	10,903,715	3,889,515	6,598,164	416,036	—	50.61	18.05	30.62	1.93
琉球	4,594,186	2,005,552	2,452,380	136,254	—	48.92	21.36	26.12	1.45
フィリピン	419,126	158,939	235,689	24,474	24	52.32	19.84	29.42	3.06
マレー連邦	10,801,000	4,613,000	5,844,000	344,000	—	50.03	21.37	27.07	1.59
タイ	2,298,462	950,238	1,282,488	64,136	1,600	47.12	19.49	26.31	1.32
インドネシア	8,720,534	3,654,347	4,821,885	239,733	4,569	50.00	20.96	27.66	1.38
ビルマ	9,099,447	3,473,885	5,355,862	269,700	—	48.93	18.68	28.80	1.45
インドネシア	173,512,000	65,618,000	101,400,700	6,493,300	—	48.63	18.39	28.42	1.82
セロ	4,142,528	1,734,799	2,319,113	88,616	—	47.49	19.89	26.58	1.02
トルコ	11,873,374	4,584,216	6,780,135	489,256	19,767	49.22	19.03	28.15	2.03
キプロス	268,358	88,330	161,722	18,306	—	51.00	16.79	30.74	3.48
オーストラリア	4,649,991	1,350,297	2,858,450	441,244	—	49.32	14.32	30.32	4.68
ニュー・ジーランド	1,080,851	334,284	639,169	106,293	1,105	49.71	15.39	29.43	4.89
ハワイ	225,898	76,295	141,564	8,039	—	45.20	15.27	28.33	1.61
ニュージーランド	9,575,039	3,567,585	5,655,119	319,072	33,263	50.46	18.87	29.91	1.69
アルゼンチン	4,024,800	1,679,800	2,228,900	111,400	4,700	49.29	20.59	27.33	1.37
モロッコ	3,750,930	1,175,890	2,459,535	115,505	—	50.40	15.80	33.05	1.55
チニジニア	1,463,421	601,597	765,494	96,330	—	48.93	20.11	25.59	3.23
タンザニア	42,328	17,794	23,596	651	287	44.33	13.76	24.88	0.69
南アフリカ連邦	5,611,705	2,134,984	3,210,665	250,098	15,958	49.14	15.75	28.20	2.20

備考(第3表, 第4表)

j……常住人口, e……推計人口, p……暫定数.

- 1) 国外に駐留するフランス外交官および職業軍人を除く.
- 2) 10歳以上に対しては, 算定は満年齢によるより, 出生年次にもとづいている.
- 3) 4捨5入のため, 各年齢の合計は必ずしも総数に一致しない. (西ドイツについては原典のまま)
- 4) 現在の境域に対するもの, すなわち1957年1月1日に編入されたザールを含む.
- 5) ファロー諸島およびグリーンランドを除く.
- 6) 一時的に国外にあるフィンランド人を含む.
- 7) 現在の境域. 1954年10月に併合した旧トリエスト自由領の部分を含む.
- 8) 1947年ハンガリーにより割譲されたブラスチラヴァ橋頭堡(1941年3, 379)を除く.
- 9) 国外に駐留する軍隊を含むが, 国内に駐留する外国軍隊を除く.
- 10) センサス報告の10%サンプルにもとづく暫定集計.
- 11) 合衆国本土の一般市民で長期国外に在留するものを除く.
- 12) 調査洩れの補正 191, 683, および土着民 127, 980 を除く.
- 13) ジャングルのインディアン人口を除く. (1940年推計で 350, 000)
- 14) ジャングルのインディアンと男女, 年齢別に集計されない 31, 960 を除く.
- 15) 実査人口, 調査洩れの補正を含めた総人口 6, 206, 544.
- 16) 朝鮮人のみ.
- 17) 軍人および外国人を含まない. ただし, 原住部族(1955年1月に 181, 569)を含む.
- 18) 資料は *Philippine Statistical Survey of Household* で, 公共施設外の人口に関するもの.
- 19) 乗船中の旅行者, 常住者でない軍人および捕りよ(合わせて 14, 735), ならびに遊牧の原住民(29, 648)を除く.
- 20) ビルマ本土の 2, 143 村の地域における常住人口. これは多数段階抽出法センサスの第二段階の結果である.
- 21) カシミール・ジヤミユおよびアツサムの調査不能の部族地域, アンダマン, ニコバル諸島およびシヤンデルネガール, カリカル, マエ, ボンデイシエリー, ヤナンの諸集落を除く.
- 22) 10%サンプルにより補正した年齢構成.
- 23) 常住者でない軍人および船員を除く人口.
- 24) 純血種の原住民(1947年6月推計 46, 638)を除く.
- 25) 海外の軍隊(2, 162)を除く.
- 26) 遊牧民(55, 073), 敵国捕りよおよび国内の外国軍隊を除く.
- 27) 国外の軍人を含み, 国内の敵国捕りよを除く.
- 28) 実査人口, 調査洩れ 1%として補正総人口は 16, 052, 765.
- 29) 一般市民のみ, 警察軍および収容所にある人を除く.
- 30) 実査人口, 調査洩れ 10%として補正総人口は 1, 505, 465.
- 31) 運河地帯および部族のインディアン(土着の)の人口を除く.
- 32) アメリカ合衆国の駐留軍人を含む.
- 33) ジャングルのインディアン(56, 705)を除く.
- 34) 実査人口, 調査洩れの 8.4%と部族のインディアン(推計87, 000)を含めて総人口は 3, 019, 031.
- 35) 実査人口, ただし男女, 年齢別に集計されない 12, 881 を除く.
またジャングルのインディアン(17, 000)および調査洩れの補正(50, 067)を除く.
- 36) 原住民人口で, モロツコ人の回教徒人口のみ.
- 37) 原住民人口, 回教徒(2, 919, 860)およびユダヤ人人口(71, 543).
- 38) 非原住民の人口.

United Nations, *Demographic Yearbook*, 1954, 1955, 1956 および 1957 年版による.

なお, 年齢別人口割合(すべて総人口=100.00)は本研究所において算定, ただし, 年齢3区分別割合は年齢不詳を除いた総人口に対する割合である.

国際人口統計(1)は, 「人口問題研究第73号」(昭33.9)に載録, その内容は次のとおり.

第1表 世界の大陸別人口, 人口密度(96頁), 第2表 主要国・地域別人口, 人口密度(97—100頁).

第3表 世界の大都市人口(101頁). 第4—6表 主要国別出生率, 死亡率および自然増加率(102—106頁).

なお, 第2表中(97頁)次の個所の人口密度を訂正

ドイツの空欄を 198, 東ドイツの 15 を 154, 西ドイツの 21 を 208, オランダの 34 を 339, および北アイ
ルランドの 10 を 99.

雑 報

昭和33年度実地調査の施行

人口問題研究所では昭和33年度の実地調査として本年11月人口の社会的移動性に関する調査を行った。その調査要綱をかかげれば以下のようなものである。

人口の社会的移動性に関する調査要綱

1. 調査の目的

人口の社会階級的構成とその再生産過程の実態を個人並びに世帯の職業移動を中心としてあきらかにし、人口対策の資料をうることを目的とする。

2. 調査の方法と範囲

全国の(A)農山漁村在住世帯、(B)都市在住の自営業世帯および(C)一般勤労者の所属世帯(所謂準世帯内の単身者も単身者世帯とみなす)から、それぞれ10,000乃至12,000の典型的代表世帯を選出し、世帯単位の配票調査を行う。そのため上記部類別の調査票を用意する。ほかに各地域または職域ごとに調査実施記録票と照査票を用意する。調査は原則として自計主義によるが、登録日雇労働者についてのみ他計主義をとる。

(A)農山漁村在住世帯については世帯主に調査票の記入を依頼し、(B)都市在住の自営業世帯については自営業主を、また(C)一般勤労者の所属世帯については職域における一般勤労者を直接の調査対象とし、当人が世帯主であると否とにかかわらず、その所属世帯に関する事項の記入を依頼する。

調査対象の選出はA, B, Cのそれぞれについてその社会的階層構造が適正に代表されうるように地域または職域を有意選出し、各地域または職域について悉皆または部分調査を行う。

調査の地域、職域および範囲は以下のとおり。選択基準の詳細については別紙調査地域または職域の選定基準を参照のこと。

(A) 農山漁村在住世帯

以下の集落とは農林省の昭和30年臨時農業基本調査における集落をいう。該当集落については農林漁業に属しない世帯をも含めて悉皆調査をおこなう。

(1) 水田単作地帯	都府県名	調査範囲
	岩 手	10集落
	山 形	10 "
	富 山	10 "
	島 根	10 "
(2) 畑を含めた二毛作地帯		
	大 阪	10集落
	奈 良	10 "
	岡 山	10 "
	佐 賀	10 "
(3) 商業的農業地帯		
	神 奈 川	10集落
	千 葉	10 "
	山 梨	10 "

	靜岡	10 "
	愛知	5 "
	岡山	10 "
	広島	5 "
(4) 山村		
	岩手	10集落
	山形	10 "
	岐阜	10 "
	岡山	10 "
(5) 漁村		
	岩手	10集落
	千葉	10 "
	石川	10 "
	静岡	10 "
	広島	10 "
(6) 開拓集落		
	岩手	5集落
	長野	5 "
	岡山	5 "
	佐賀	5 "

以上合計、1府16県、250集落
1集落平均世帯40世帯として約10,000世帯

(B) 都市在住の自営業世帯

都府県市名	市(区)名	調査範囲 標本1,000世帯
東京都	墨田区	
"	台東区	"
大阪市	生野区	"
福岡市	春吉校区	"
岩手県	盛岡市	"
石川県	金沢市	"
広島県	広島市	"
鹿児島県	鹿児島市	"
山形県	酒田市	"
愛知県	岡崎市	"
千葉県	野田市	"
新潟県	高田市	"

以上合計、1都1府9県、12,000世帯

(C) 一般勤労者とその所属世帯

都府県名	職域別調査範囲(人)				
	製造業		零細企業	登録日雇	計
	大経営	中小経営			
東京	1,500	800	800	100	3,200
大阪	1,000	700	500	—	2,200
石川	500	300	300	—	1,100
広島	500	400	300	100	1,300
岩手	500	300	300	—	1,100
鹿児島	500	300	300	—	1,100
計	4,500	2,800	2,500	200	10,000

(備考) 零細企業従業員の調査は(B)自営業世帯調査の調査対象となつた事業所の従業員を対象として行う。

以上A, B, C総計, 1都1府19県

調査世帯概数 32,000世帯

3. 調査の時期

昭和33年11～12月中に適時に逐次実施する。但し記入はすべて11月1日現在の事実によるものとする。

4. 主要調査事項(すべて世帯の種別および社会階層別に分析)

- (1) 世帯の種類および社会階層別分布
- (2) 世帯のデモグラフィ的構成
 - イ・正常世帯における世帯主の年齢階級別世帯構成
 - ロ・特殊世帯の世帯類型別世帯構成
- (3) 世帯の労働力および所得構成

(イ・ロ・前段に準じる)
- (4) 世帯外にいる直系卑属の概況

イ・年齢, ロ・職業, ハ・常住地等
- (5) 個人(自営業主および一般勤労者)の職業移動歴
 - イ・最初の職業
 - ロ・既往における主たる職業
 - ハ・職業移動および失業経験
- (6) 世帯における職業伝承関係
 - イ・正常世帯主および世帯員の世代間の職業移動
 - ロ・特殊世帯における世帯主と前世帯主の職業移動
- (7) 以上の職業移動に伴う地域移動
- (8) その他の参考事項

(別紙)

調査地域または職域選定の基準

(A) 農山漁村在住世帯

調査集落を選出すべき府県内地域は下表に農業地域として指定してあるが、都合により該当集落を県内他地域から選定しても差しつかえない。

また、備考欄は調査集落の選定に当つて考慮してほしい集落の性質をしるしたものであるが、必ずしもそう厳密に準拠することを要しない。

イ・水田単作地帯				
府 県 名	農 業 地 域	集 落 階 層	集 落 数	備 考
岩 手	南部平坦地帯	I ₁₁	10	平均経営面積の比較的大きな集落
山 形	庄内地区	I ₁₁	10	同 上
富 山	県山以東地区	I ₁₁	10	平均経営面積の比較的小きな集落
島 根	出雲地区	I ₁₁	10	同 上
ロ・畑を含めた二毛作地帯				
府 県 名	農 業 地 域	集 落 階 層	集 落 数	備 考
奈 良	吉野川以北地域	I ₁₃	10	平均経営面積の比較的小きな集落
大 阪	大阪中部地区 大阪南部地区	I ₃₁	10	同 上
岡 山	備前地区	I ₁₃	10	平均経営面積の比較的大きな集落
佐 賀	佐賀地区	I ₁₃	10	同 上
ハ・商業的農業地帯				
府 県 名	農 業 地 域	集 落 階 層	集 落 数	備 考
千 葉	北部地区	I ₂₂ I ₂₁	2 3	らつかせい・乳牛を主とする
神 奈 川	都市近郊地帯 その他地帯	I ₂₁ I ₂₂	5 5	そさい・みかん
山 梨	盆地地区	I ₂₂ I ₂₃	5 5	養蚕・ぶどう
静 岡	富士川—大井川地区 大井川—天龍川地区	I ₂₂ I ₂₃	5 5	茶・みかん
愛 知	三河地区	I ₂₁	5	養 鶏
岡 山	備中地区 備中・備前地区	I ₂₃ I ₂₂	5 5	い・もも
広 島	東 南 地 区 西 南 地 区	I ₂₃ I ₂₁	3 2	い・除虫菊・はつか・たばこ・その他・
ニ・山 村				
府 県 名	農 業 地 域	集 落 階 層	集 落 数	備 考
岩 手	北部山間地帯	III _{a1} III _{a2} III _{b1} III _{b2}	5 5	私有林共有林の多いもの
山 形	村山地域 最北地域	III _{a1} III _{a2} III _{b1} III _{b2}	5 5	同 上
岐 阜	中濃地区	III _{a1} III _{a2} III _{b1} III _{b2}	5 5	国有林の多いもの
岡 山	美作地区 備中地区	III _{a1} III _{a2} III _{b1} III _{b2}	5 5	私有林共有林の多いもの
ホ・漁 村				
府 県 名	農 業 地 域	集 落 階 層	集 落 数	備 考
岩 手	北部山間地帯 " 東南部山間地帯	IV _{a1} IV _{a2} IV _{d1} IV _{d2} IV _{c1} IV _{c2}	4 4 2	沿岸漁業
千 葉	九十九里地域 南部地域 "	IV _{a1} IV _{a2} IV _{b1} b2 IV _{c1} IV _{c2}	5 3 2	沿岸漁業

石川	能登地域	IV _{a1} IV _{a2}	5	沿岸漁業
		IV _{d1} IV _{d2}	5	
静岡	富士川以東地区	IV _{a1} IV _{a2}	2	沿岸漁業
	大井川-天龍川地区	IV _{d1} IV _{d2}	2	
広島	西南地帯地区 東南地帯地区	IV _{b1} IV _{b2}	3	沿岸漁業
		IV _{c2}	2	
		IV _{d2}	5	
へ・開拓集落				
府県名	農業地域	集落階層	集落数	備考
岩手	北部山間地帯 南部平垣地帯	V	3	畑地
		V	2	
長野	東信地方	V	5	畑地・高冷地
岡山	備前地区 備中地区	V	5	干拓地
佐賀	佐賀地域 杵藤地域	V	5	干拓地

なお、上表における集落とは農林省の昭和30年臨時農業基本調査における集落をいう。(同調査結果報告書第1,2巻参照。)集落階層やその符号はすべて上記農林省の調査結果報告書のそれをしめし、各府県農林省統計調査事務所への照会に便したものである。

また、参考までに集落類型の名称についてその定義の大要を上記農林省調査結果報告書によつて再掲すれば次のようである。

(イ) 水田単作地帯 (I₁₁)

1 毛田率×水田率が70%以上

(ロ) 畑を含めた二毛作地帯 (I₁₃)

1 毛田率×水田率が30%未満

(ハ) 商業的農業地帯 (I₂₂ I₂₃ I₂₁)

商業的農産物の販売金額 5 万円以上の農家が60%以上を占める農業集落

(ニ) 山村 (III_{a1} III_{a2} III_{b1} III_{b2})

自営製薪炭、林業賃労働に出ている者のある実農家戸数が全農家戸数の40%以上

(ホ) 漁村 (IV_{a1} IV_{a2} IV_{b1} IV_{b2} IV_{c1} IV_{c2} IV_{d1} IV_{d2})

大型網漁業、のり、かき養殖、大型網漁業以外の漁業賃労働、小自営漁業に出ている者のある実戸数が全農家数+非農家の漁家数の40%以上

(ヘ) 開拓集落 (V)

主として終戦後の入植開拓(干拓を含む)農家よりなる集落

(B) 都市在住の自営業世帯

(1) ここにいう自営業世帯とは自営業主が世帯主である場合が普通であるが、調査対象の選定にあつては必ずしも自営業主が世帯主であることを必要としない。また男女の別も問わない。

また、自営業の規模(従業員数)の大小も問題としない。したがつて従業員が本人1人だけの独立自営業者も含まれる。

営業の内容もまた限定しない。

(2) 調査対象の選定にあつては総理府統計局の事業所調査における個人経営に該当するものをつつても、また各市の別途の調査資料によつてもよい。

(3) 所要の調査対象を選出するにあつては台帳により正確なランダム・サンプリングを行うにこしたことはないが、自営業の密集せる地区を1ないし数地区えらんで悉皆調査を行つても差し支えない。但し選出の方法その他その注意事項は、調査実施記録票に記入してもらう。

(4) なお、(C)一般勤労者とその所属世帯に関する調査の内、零細企業従業員に関する調査は、後段ののべるように、(B)自営業世帯に関する調査に附帯して、その被雇従業員について調査することになるので、自営業主の一部についてはB、Cの両調査票を配布することになる。

(C) 一般勤労者とその所属世帯

(1) 一般勤労者とは賃金または俸給生活者をいい、職域において悉皆または部分調査の方法により調査する。職員と労務者の別、または男女の別を問わない。

(2) 職域の選択はおおむね次のような基準による。

(イ) 製造業における大経営

従業員数がおおむね500人以上の大規模工場を選択する。従業員数の条件は絶対的なものではない。500人未満であつても、製造工程の機械化、資本金、資本比率等において近代的大工業とみなされるものであれば差支えない。但し、従業員数において特に女子工員が非常に多いような、たとえば紡績工業の如きはとらない。

(ロ) 製造業における中小経営

従業員数がほぼ30人ないし100人位の規模の工場を選択する。業種も一種類に限定せず、従業員数、生産額等において各県内で主要なウェイトを占める代表的な業種を何種類か選択し、割当られた抽出数をそれら各工場に配布するように処置されたい。

(ハ) 零細企業(全産業)

零細企業の従業員については、(B)自営業世帯調査に附帯し、その調査対象となつた自営業主の内から適宜にその一部をえらび、その自営業主を通じてその事業所の被雇者(住み込み従業員をふくむ)に調査票を配布することとする。調査票の回収もまたその自営業主に責任をもつてもらう。

(3) なお以上(イ)～(ハ)を通じて要綱本文に記してある配布票数は概数を示したものであるから、特に(ハ)零細企業の被雇従業員の場合にはそう正確に一致するに及ばない。

(4) 特に登録日雇労働者については職安を職域とし、必要に応じ特別の調査員に依頼して他計主義による調査を行う。

以上

定例研究報告会

第70号本欄記載以後の定例研究報告会の報告題名および報告者名をかかげれば以下のとおりである。

昭 32. 12. 4. ~ 33. 3. 5	帰朝報告(第1回~第8回)	黒田 技 官
昭 33. 5. 13	人口資質向上対策について	篠崎 技 官
昭 33. 6. 11	(1) 人口学的影響力に関するスチュワートの理論とその日本における適用について	浜 技 官
	(2) 人口地域分布の法則について	箱 技 官
昭 33. 6. 25	昭和32年第3次生産力調査結果の概要	本多 技 官
昭 33. 7. 9	大都市世帯の労働力構成に関する調査結果	宮川 技 官
昭 33. 7. 16	静岡県における漁村調査結果概要報告	林 技 官
昭 33. 7. 23	結婚変動の人口学的分析	黒田 技 官
昭 33. 8. 6	人口妊娠中絶及び不妊手術に関する統計的研究 ——和歌山県における調査報告——	篠崎 技 官
昭 33. 8. 13	海外移住について	島村 技 官
昭 33. 8. 27	企業体における無子家庭について	青木 技 官
昭 33. 9. 17	山形県最上郡安楽城村調査報告の(一) ——明治初期より戦前(昭和10年)迄の村経済の発展と人口現象の推移について——	皆川 技 官

昭 33. 10. 1	乳児死亡率における先天性死因の分析	荻野 技 官
昭 33. 10. 8	自殺の研究について	岡崎 技 官
昭 33. 10. 15	タイにおける人口の概要	浜 技 官
昭 33. 10. 22	昭和32年第3次出産力調査結果の報告（第2回）	本多 技 官

研究資料の刊行

第69号本欄所載以降の刊行研究資料は以下のとおり。

○研究資料

No. 123 (昭32.11. 1)	最近の人口に関する統計資料, 増補8版, 第1分冊	企画 科
No. 124 (昭33. 9.20)	第11回簡速静止人口表 (生命表)	”
No. 125 (昭33. 9.30)	世界の将来人口	”

財団法人人口問題研究会の創立 25 周年記念講演会の開催

昭和8年10月27日に創立された財団法人・人口問題研究会は本年その創立25周年をむかえ、その記念事業の一として11月27日毎日新聞社人口問題調査会の後援の下に同社大会議室において公開講演会を開催した。講演題名と講演者名は下のごとくである。

1. 開会の挨拶……………同会理事長・経博 永井 亨
2. 挨拶……………厚生大臣 橋本 龍伍
3. 人口と経済……………国民経済研究協会理事長 稲葉 秀三
4. 日本経済の展望……………経済国体連合会会長 石坂 泰三
5. 人口と労働……………中労委委員長・経博 中山伊知郎
6. 日本人口の展望……………人口問題研究所長・経博 岡崎 文規
7. 閉会の挨拶……………同会常任理事 館 稔

なお、記念事業としては同会の四半世紀にわたる歴史の編さんなども計画されている。また、同日夜は同会有志による懇親会が開催され、本年満80才に達せられた現理事長永井亨博士に対し記念品の贈呈が行われた。